

熊本県環境保全関係基準集

(ハンドブック)

平成 29 年 3 月

熊本県環境生活部環境局環境保全課

目 次

第1 水質保全関係

【環境基準】

I 水質汚濁に係る環境基準	5
1 人の健康の保護に関する環境基準	5
2 生活環境の保全に関する環境基準	7
3 要監視項目及び指針値	15
II 環境基準の類型指定状況	18
1 環境基準類型指定表	18
2 水質測定地点一覧	32
3 環境基準点及び環境基準類型指定図	38
III 地下水の水質汚濁に係る環境基準等	41

【特定施設・排水基準等】

I 水質汚濁防止法に基づく特定施設・排水基準等	45
1 特定施設	45
2 排水基準	52
(1) 排水規制の法体系	52
(2) 水に関する基準の概要	54
(3) 水質汚濁防止法に基づく排水基準	55
ア.【有害物質の排水基準】	55
イ.【生活環境項目の排水基準】	59
II 熊本県生活環境の保全等に関する条例に基づく排水基準	66
1 排水施設	66
2 排水基準	67
III 熊本県地下水保全条例に基づく基準等	69
1 水質の保全	69
2 水量の保全	76
【事故時の措置について】	78
【地下水汚染の未然防止のための実効ある取組制度について】	80

第2 大気汚染関係

I 大気汚染に係る環境基準	85
II 特定施設、排出基準等	87
1 大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設・水銀排出施設・粉じん発生施設・揮発性有機化合物排出施設	87
(1) ばい煙に係る排出基準	87
(2) 水銀排出施設に係る基準	102
(3) 一般粉じんに係る基準	107
(4) 特定粉じん（石綿、アスベスト）に係る基準	108
(5) 揮発性有機化合物（VOC）排出施設に係る排出基準	111
2 熊本県生活環境の保全等に関する条例に基づくばい煙発生施設・排出基準・粉じん発生施設	113
(1) ばい煙に係る排出基準	113
(2) 粉じんに係る基準	116
III 熊本県大気汚染緊急時対策実施要綱	117
IV 熊本県光化学スモッグ緊急時対策実施要項	122
V PM2.5（微小粒子状物質）に係る暫定的な対応方針	125
VI 特定特殊自動車排出ガスの規制等	127

第3 ダイオキシン類関係

I	ダイオキシン類の耐容一日摂取量	131
II	ダイオキシン類に係る環境基準	131
III	特定施設及び排出基準等	132
1	大気基準適用施設と大気排出基準	132
2	水質基準対象施設の種類と水質排出基準	133

第4 騒音関係

I	騒音に係る環境基準	139
II	航空機騒音に係る環境基準	141
III	新幹線鉄道騒音に係る環境基準	143
IV	騒音規制法による規制	145
V	熊本県生活環境の保全等に関する条例による規制	148
VI	騒音規制法に基づく地域指定及び環境基準の地域類型指定状況	150

第5 振動関係

I	規制対象	155
II	規制地域	155
III	規制基準	155
IV	特定施設の種類並びに特定建設作業	157
V	振動規制法に基づく地域指定区域区分	158

第6 悪臭関係

I	規制物質	163
II	特定悪臭物質に係る規制の方法	164
III	規制基準	165
IV	規制地域	167

第7 土壌汚染関係

I	土壌の汚染に係る環境基準	171
II	土壌汚染対策法	173
1	土壌汚染対策法の概要	173
2	対象物質と基準	174
3	土壌汚染状況調査	175
4	要措置区域又は形質変更時要届出区域の指定等及び台帳	176
5	土壌汚染による健康被害の防止措置	176

第8 公害防止管理者関係

1	法の目的	179
2	制度の概要	179
3	特定工場	179
4	公害防止統括者等の選任について	183

参考資料

1	水銀を含む底質の暫定除去基準	187
2	PCBを含む底質の暫定除去基準	187
3	魚介類の水銀の暫定的規制値	187
4	地穀における元素の存在度	188
5	農業用水基準	188
6	水産用水基準	189
7	水道水質基準	191
8	水浴場水質基準	192
9	下水道流入水基準	193
10	下水道等生活排水処理施設の概要	195
11	ゴルフ場の水質の管理指針値関係	196

環境保全関係用語集	199
------------------	-----

第1 水質保全關係

【 環 境 基 準 】

I 水質汚濁に係る環境基準

「環境基本法」（平成 5 年 11 月 19 日法律 91）第 16 条第 1 項の規定に基づき、公共用水域の水質汚濁に係る環境上の条件につき、人の健康を保護し及び生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準として、水質汚濁に係る環境基準が定められている。

このうち、人の健康の保護に関する環境基準は、すべての公共用水域について一律に定められており、直ちに達成し維持するよう努めるものとされている。

生活環境の保全に関する環境基準は、河川、湖沼及び海域ごとに利用目的等に応じてそれぞれ水域類型の指定が行われ、各水域ごとに達成期間を示して、その達成、維持を図るものとされている。各公共用水域が該当する水域類型の指定は、「環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令」（平成 5 年 11 月 19 日政令 371）に基づき、環境省大臣もしくは都道府県知事が行う。

水質汚濁に係る環境基準（昭和 46 年環境庁告示第 59 号より）

〈改正〉

昭 49 環告 63、昭 50 環告 3、昭 57 環告 41、昭 57 環告 140、昭 60 環告 29、昭 61 環告 1、平 3 環告 78、平 5 環告 16、平 5 環告 65、平 7 環告 17、平 10 環告 15、平 11 環告 14、平 12 環告 22、平 15 環告 123、平 20 環告 40、平 21 環告 78、平 23 環告 94、平 24 環告 127、平 25 環告 30、平 26 環告 39、平 26 環告 126、平 28 環告 37

1 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値	測 定 方 法
カドミウム	0.003 mg/L 以下	日本工業規格 K0102（以下「規格」という。）55.2、55.3 又は 55.4 に定める方法（準備操作は規格 55 に定める方法によるほか、付表 8 に掲げる方法によることができる。）
全シアン	検出されないこと。	規格 38.1.2 及び 38.2 に定める方法、規格 38.1.2 及び 38.3 に定める方法又は規格 38.1.2 及び 38.5 に定める方法
鉛	0.01 mg/L 以下	規格 54 に定める方法
六価クロム	0.05 mg/L 以下	規格 65.2 に定める方法
砒素	0.01 mg/L 以下	規格 61.2、61.3 又は 61.4 に定める方法
総水銀	0.0005 mg/L 以下	付表 1 に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	付表 2 に掲げる方法
P C B	検出されないこと。	付表 3 に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
チウラム	0.006 mg/L 以下	付表 4 に掲げる方法
シマジン	0.003 mg/L 以下	付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下	付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベンゼン	0.01 mg/L 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
セレン	0.01 mg/L 以下	規格 67.2、67.3 又は 67.4 に定める方法

項 目	基 準 値	測 定 方 法
硝 酸 性 窒 素 及 び 亜 硝 酸 性 窒 素	10 mg/L 以下	硝酸性窒素にあつては規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格 43.1 に定める方法
ふ つ 素	0.8 mg/L 以下	規格 34.1 若しくは 34.4 に定める方法又は規格 34.1c) (注 ⁽⁶⁾ 第三文を除く。) に定める方法 (懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあつては、これを省略することができる。) 及び付表 6 に掲げる方法
ほ う 素	1 mg/L 以下	規格 47.1、47.3 又は 47.4 に定める方法
1, 4 - ジ オ キ サ ン	0.05 mg/L 以下	付表 7 に掲げる方法
<p>備 考</p> <p>1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</p> <p>2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表 2 において同じ。</p> <p>3 海域については、ふつ素及びほう素の基準値は適用しない。</p> <p>4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。</p>		

2 生活環境の保全に関する環境基準

(1) 河川（湖沼を除く。）

ア

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値					該当水域
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
AA	水道1級自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	50 MPN/100 mL 以下	昭46環告59の第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域 環境基準類型指定表(p.18~)参照
A	水道2級水産1級水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	1,000 MPN/100 mL 以下	
B	水道3級水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	5,000 MPN/100 mL 以下	
C	水産3級工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—	
D	工業用水2級農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8 mg/L 以下	100 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—	
E	工業用水3級環境保全	6.0以上 8.5以下	10 mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2 mg/L 以上	—	
測定方法		規格12.1に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格21に定める方法	付表9に掲げる方法	規格32に定める方法又は隔膜電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	最確数による定量法	
<p>備考</p> <p>1 基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。</p> <p>2 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5 mg/L 以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。</p> <p>3 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる。）。</p> <p>4 最確数による定量法とは、次のものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる。）。</p> <p>試料 10 mL、1 mL、0.1 mL、0.01 mL……のように連続した 4 段階（試料量が 0.1 mL 以下の場合は 1 mL に希釈して用いる。）を 5 本ずつ BGLB 醗酵管に移植し、35～37℃、48±3 時間培養する。ガス発生を認めたものを大腸菌群陽性管とし、各試料量における陽性管数を求め、これから 100 mL 中の最確数を最確数表を用いて算出する。この際、試料はその最大量を移植したものの全部か又は大多数が大腸菌群陽性となるように、また最少量を移植したものの全部か又は大多数が大腸菌群陰性となるように適当に希釈して用いる。なお、試料採取後、直ちに試験ができないときは、冷蔵して数時間以内に試験する。</p>							

- (注) 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
 2 水道 1級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 " 2級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 " 3級 : 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3 水産 1級 : ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
 " 2級 : サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
 " 3級 : コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
 4 工業用水 1級 : 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 " 2級 : 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 " 3級 : 特殊の浄水操作を行うもの
 5 環境保全 : 国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当水域
		全 垂 鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下	昭 46 環告 59 の第 1 の 2 の(2) により水域 類型ごと に指定 する水域
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.0006 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下	
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.04 mg/L 以下	
測定方法		規格 53 に定める方法（準備操作は規格 53 に定める方法によるほか、付表 10 に掲げる方法によることができる。また、規格 53 で使用する水については付表 10 の 1(1)による。）	付表 11 に掲げる方法	付表 12 に掲げる方法	
備考		1 基準値は、年間平均値とする。（湖沼、海域もこれに準ずる。）			

(2) 湖沼（天然湖沼及び貯水量が 1,000 万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が 4 日間以上である人工湖）

ア

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値					大腸菌群数	該当水域
		水イオ 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	浮遊物 質 (SS)	溶存 酸素量 (DO)			
AA	水道 1 級水産 1 級自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/L 以下	1 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	50 MPN/100 mL 以下	昭 46 環告 59 の第 1 の 2 の(2) により水域 類型ごとに 指定する水域 環境基準 類型指定 表(p.18~) 参照	
A	水道 2、3 級水産 2 級水浴及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	1,000 MPN/100 mL 以下		
B	水産 3 級工業用水 1 級農業用水及び C の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L 以下	15 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—		
C	工業用水 2 級環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/L 以下	ごみ等の 浮遊が認め られないこと。	2 mg/L 以上	—		
測定方法		規格 12.1 に定める 方法又は ガラス電 極を用いる 水質自動 監視測定 装置により これと同 程度の計 測結果の 得られる 方法	規格 17 に 定める方 法	付表 9 に 掲げる方 法	規格 32 に 定める方 法又は隔 膜電極を 用いる水 質自動監 視測定装 置により これと同 程度の計 測結果の 得られる 方法	最確数による定量法		
備考 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。								

- (注) 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
 2 水道 1 級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 " 2、3 級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3 水産 1 級 : ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
 " 2 級 : サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 3 級の水産生物用
 " 3 級 : コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
 4 工業用水 1 級 : 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 " 2 級 : 薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
 5 環境保全 : 国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

類型	項目	利用目的の適応性	基準値		該当水域
			全窒素	全りん	
I		自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1 mg/L 以下	0.005 mg/L 以下	昭46環告59の第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
II		水道1、2、3級（特殊なものを除く。） 水産1種水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下	
III		水道3級（特殊なもの）及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下	
IV		水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下	
V		水産3種 工業用水 農業用水 環境保全	1 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下	
測定方法			規格45.2、45.3又は45.4に定める方法	規格46.3に定める方法	X
備考					
<p>1 基準値は、年間平均値とする。</p> <p>2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の原因となる湖沼について適用する。</p> <p>3 農業用水については、全りん項目の基準値は適用しない。</p>					

- (注) 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
- 2 水道1級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級 : 沈澱ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級 : 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）
- 3 水産1種 : サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
水産2種 : ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
水産3種 : コイ、フナ等の水産生物用
- 4 環境保全 : 国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当水域
		全 垂 鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下	昭 46 環告 59 の第 1 の 2 の(2) により水 域類型ご とに指定 する水域
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.0006 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下	
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.04 mg/L 以下	
測定方法		規格 53 に定める方法（準備操作は規格 53 に定める方法によるほか、付表 10 に掲げる方法によることができる。また、規格 53 で使用する水については付表 10 の 1(1)による。）	付表 11 に掲げる方法	付表 12 に掲げる方法	

エ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値	該当水域
		底層溶存酸素量	
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0 mg/L 以上	昭 46 環告 59 の第 1 の 2 の(2) により水 域類型ご とに指定 する水域
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0 mg/L 以上	
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0 mg/L 以上	
測定方法		規格 32 に定める方法又は付表 13 に掲げる方法	
備考			
1 基準値は、日間平均値とする。			
2 底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。			

(3) 海 域

ア

項目 類型	利 用 目 的 性 適 応 性	基 準 値				n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)	該当水域
		水 質 濃 度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶 存 酸 素 量 (DO)	大腸菌群数		
A	水産 1 級水浴自然 環境保全及び B 以 下の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	1,000 MPN/100 mL 以下	検出され ないこと。	昭和 46 環 告 59 の第 1 の 2 の(2) により水域 類型ごとに 指定する水 域
B	水産 2 級工業用水 及び C の欄に掲げ るもの	7.8 以上 8.3 以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—	検出され ないこと。	環境基準類 型指定表 (p.18~) 参照
C	環 境 保 全	7.0 以上 8.3 以下	8 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—	—	
測 定 方 法		規格 12.1 に定める方 法又はガラ ス電極を用 いる水質自 動監視測定 装置により これと同程 度の計測結 果の得られ る方法	規格 17 に 定める方法 (ただし、 B 類型の工 業用水及び 水産 2 級の うちノリ養 殖の利水点 における測 定方法はア ルカリ性 法)	規格 32 に 定める方法 又は隔膜電 極を用いる 水質自動監 視測定装置 によりこれ と同程度の 計測結果の 得られる方 法	最確数による定量法	付表 13 に 掲げる方 法	
備 考							
<p>1 水産 1 級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70 MPN/100 mL 以下とする。</p> <p>2 アルカリ性法とは次のものをいう。</p> <p>試料 50 mL を正確に三角フラスコにとり、水酸化ナトリウム溶液 (10 W/V%) 1 mL を加え、次に過マンガン酸カリウム溶液 (2 mmol/L) 10 mL を正確に加えたのち、沸騰した水浴中に正確に 20 分放置する。その後よう化カリウム溶液 (10 W/V%) 1 mL とアジ化ナトリウム溶液 (4 W/V%) 1 滴を加え、冷却後、硫酸 (2+1) 0.5 mL を加えてよう素を遊離させて、それを力価の判明しているチオ硫酸ナトリウム溶液 (10 mmol/L) ででんぷん溶液を指示薬として滴定する。同時に試料の代わりに蒸留水を用い、同様に処理した空試験値を求め、次式により COD 値を計算する。</p> $\text{COD (O}_2\text{mg/L)} = 0.08 \times [(b) - (a)] \times f\text{Na}_2\text{S}_2\text{O}_3 \times 1,000/50$ <p>(a) : チオ硫酸ナトリウム溶液 (10 mmol/L) の滴定値 (mL) (b) : 蒸留水について行った空試験値 (mL) fNa₂S₂O₃ : チオ硫酸ナトリウム溶液 (10 mmol/L) の力価</p>							

(注) 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全

2 水産 1 級 : マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産 2 級の水産生物用

水産 2 級 : ボラ、ノリ等の水産生物用

3 環境保全 : 国民の日常生活 (沿岸の遊歩等を含む。) において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全リン	
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.2 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	昭46環告59の第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
Ⅱ	水産1種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.3 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下	
Ⅲ	水産2種及びⅣの欄に掲げるもの（水産3種を除く。）	0.6 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下	
Ⅳ	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1 mg/L 以下	0.09 mg/L 以下	
測定方法		規格45.4に定める方法	規格46.3に定める方法	
備考				
1 基準値は、年間平均値とする。				
2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。				

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
 水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
 水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
 3 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の 適応性	基準値			該当水域
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	
生物A	水生生物の生息する水域	0.02 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下	昭46環告59の第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01 mg/L 以下	0.0007 mg/L 以下	0.006 mg/L 以下	
測定方法		規格53に定める方法（準備操作は規格53に定める方法によるほか、付表10に掲げる方法によることができる。また、規格53で使用する水については付表10の1(1)による。）	付表11に掲げる方法	付表12に掲げる方法	

エ

類型	項目	水生生物の生息状況の適応性		基準値	該当水域
				底層溶存酸素量	
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域			4.0 mg/L 以上	昭 46 環告 59 の第 1 の 2 の(2) により水 域類型ご とに指定 する水域
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域			3.0 mg/L 以上	
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域			2.0 mg/L 以上	
測定方法				規格 32 に定める方法又は付表 13 に掲げる方法	X
備考					
1 基準値は、日間平均値とする。					
2 底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。					

3 要監視項目及び指針値

人の健康の保護に関連する物質ではあるが、公共用水域及び地下水における検出状況等からみて、直ちに環境基準項目とせず、引き続き知見の集積に努めるべきものについて「要監視項目」として位置づけられたもの（平成 5 年 3 月 8 日付け環水管第 21 号、環境庁水質保全局長通知）。平成 16 年 3 月 31 日付け環水企発第 040331003 号及び環水土発第 040331005 号、環境省水環境部長通知、平成 21 年 11 月 30 日付け環水大発第 091130004 号及び 091130005 号、環境省水・大気環境局長通知にて、項目が追加されている。

項 目	指 針 値
クロロホルム	0.06 mg/L 以下
トランス-1, 2-ジクロロエチレン (公共用水域のみ適用)※3	0.04 mg/L 以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06 mg/L 以下
p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/L 以下
イソキサチオン	0.008 mg/L 以下
ダイアジノン	0.005 mg/L 以下
フェニトロチオン	0.003 mg/L 以下
イソプロチオラン	0.04 mg/L 以下
オキシ銅	0.04 mg/L 以下
クロロタロニル	0.05 mg/L 以下
プロピザミド	0.008 mg/L 以下
EPN	0.006 mg/L 以下
ジクロロボス	0.008 mg/L 以下
フェノブカルブ	0.03 mg/L 以下
イプロベンホス	0.008 mg/L 以下
クロルニトロフェン	※1
トルエン	0.6 mg/L 以下
キシレン	0.4 mg/L 以下
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/L 以下
ニッケル	※2
モリブデン	0.07 mg/L 以下
アンチモン	0.02 mg/L 以下
塩化ビニルモノマー (公共用水域のみ適用)※3	0.002 mg/L 以下
エピクロロヒドリン	0.0004 mg/L 以下
全マンガン	0.2 mg/L 以下
ウラン	0.002 mg/L 以下

※1 平成 6 年 3 月 15 日 環水管第 43 号で指針値削除

※2 平成 11 年 2 月 22 日 環水企第 58 号及び環水管第 49 号で指針値削除

※3 平成 21 年 11 月 30 日付け環水大発第 091130004 号及び 091130005 号で追加

有用な水生生物及びその餌生物並びにそれらの生息又は、生育環境の保全に関連する物質ではあるが、公共用水域等における検出状況等からみて、現時点では直ちに環境基準とせず、引き続き知見の集積に努めるべきと判断されたもの（平成 15 年 11 月 5 日付け環水企発第 031105001 号及び環水管発第 031105001 号、環境省水環境部長通知）。平成 25 年 3 月 27 日付け環水大発第 1303272 号、環境省水・大気環境局長通知にて、項目が追加されている。

要監視項目の水域類型及び指針値

項 目	水 域	類 型	指 針 値
クロロホルム	淡水域	生物 A	0.7 mg/L 以下
		生物特 A	0.006 mg/L 以下
		生物 B	3 mg/L 以下
		生物特 B	3 mg/L 以下
	海水域	生物 A	0.8 mg/L 以下
		生物特 A	0.8 mg/L 以下
フェノール	淡水域	生物 A	0.05 mg/L 以下
		生物特 A	0.01 mg/L 以下
		生物 B	0.08 mg/L 以下
		生物特 B	0.01 mg/L 以下
	海水域	生物 A	2 mg/L 以下
		生物特 A	0.2 mg/L 以下
ホルムアルデヒド	淡水域	生物 A	1 mg/L 以下
		生物特 A	1 mg/L 以下
		生物 B	1 mg/L 以下
		生物特 B	1 mg/L 以下
	海水域	生物 A	0.3 mg/L 以下
		生物特 A	0.03 mg/L 以下
4-tert-オクチル フェノール	淡水域	生物 A	0.001 mg/L 以下
		生物特 A	0.0007 mg/L 以下
		生物 B	0.004 mg/L 以下
		生物特 B	0.003 mg/L 以下
	海水域	生物 A	0.0009 mg/L 以下
		生物特 A	0.0004 mg/L 以下
アニリン	淡水域	生物 A	0.02 mg/L 以下
		生物特 A	0.02 mg/L 以下
		生物 B	0.02 mg/L 以下
		生物特 B	0.02 mg/L 以下
	海水域	生物 A	0.1 mg/L 以下
		生物特 A	0.1 mg/L 以下
2,4-ジクロロ フェノール	淡水域	生物 A	0.03 mg/L 以下
		生物特 A	0.003 mg/L 以下
		生物 B	0.03 mg/L 以下
		生物特 B	0.02 mg/L 以下
	海水域	生物 A	0.02 mg/L 以下
		生物特 A	0.01 mg/L 以下

〈参 考〉 環境基準の維持達成の可否についての判定は次のように行います。

○公共用水域におけるBOD又はCODの評価方法について

昭和52年7月1日環水管第52号

1 環境基準の水域類型を指定する際の水質測定結果の評価方法について

環境基準の水域類型をあてはめるための水質測定結果については、年間を通じた日間平均値の全データのうち、あてはめようとする類型の基準値を満たしているデータ類の占める割合をもって評価するが、その割合が75%以上ある場合、その基準に適合しているものと評価する。

なお、環境基準値と比較して水質の程度を判断する場合には、以下の方法により求めた「75%水質値」を用いるものとする。

75%水質値……年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べ0.75×n番目（nは日間平均値のデータ数）のデータ値をもって75%水質値とする（0.75×nが整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる）。

2 環境基準点における水質測定結果の環境基準に対する適合性についての判断方法について

環境基準地点において、年間を通じて環境基準に適合していたか否かを判断する場合には1と同様に年間を通じた日間平均値の全データのうち75%以上のデータが基準値を満足している基準点を適合しているものと判断する。

3 複数の環境基準点をもつ水域における水質測定結果の環境基準に対する適合性についての判断方法について

これについては、当該環境基準類型あてはめ水域内のすべての環境基準地点において、環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

○海域の全窒素及び全燐に係る環境基準の水域類型指定が行われた水域が複数の環境基準点を有する場合における水質測定結果の評価について

平成7年2月28日 環水管第33号

海域の全窒素及び全燐に係る環境基準点の水域類型の指定が行われた水域が、複数の全窒素及び全燐に係る環境基準点（以下「基準点」という。）を有する場合における当該環境基準に対する適合性の評価については、当該水域内の各基準点における表層の年間平均値を、当該水域内のすべての基準点について平均した値により行うものとする。

II 環境基準の類型指定状況（熊本県における指定状況）

1 環境基準類型指定表

公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定（その1）

水域区分	水域の名称	範 囲	水域類型
球磨川水系	球磨川上流	市房ダムより上流（市房ダム貯水池を除く。）	AA
	球磨川中流	市房ダムから坂本橋まで	A
	球磨川下流 （南川を含む）	坂本橋より下流	A
	川辺川上流	藤田（川辺川ダム計画地点）より上流	AA
	川辺川下流	藤田より下流	A
	前 川	全 域	A
八 代 地 先 水 域	八 代 港	別記1の水域	海域 C
	八代地先海域（甲）	別記2の水域	海域 C
	八代地先海域（乙）	別記3の水域	海域 B
	八代地先海域（丙）	別記4の水域	海域 A

別 記

- 八代港導流堤突端と八代市新港町1丁目22番地の西端を結ぶ線、同導流堤および陸岸により囲まれた海域（八代港）
- 水無川河口中央を中心とする半径1,000mの円弧および陸岸により囲まれた海域（八代地先海域（甲））
- 鏡川河口左岸と同地点から北西1,000mの地点を結ぶ線、同地点と水無川河口中央から北西方2,500mの地点（北緯32度34分8秒、東経130度32分27秒）を結ぶ線、同地点と弁天島北端を結ぶ線、弁天島南端と北島北端を結ぶ線、北島南端と中島北端を結ぶ線、中島南端と南島北端を結ぶ線、南島南端と船瀬北端を結ぶ線、船瀬南端と芦北干拓の北西端を結ぶ線および陸岸により囲まれた海域であって、八代港および八代地先海域（甲）に係る部分を除いたもの（八代地先海域（乙））
- 鏡川河口左岸から芦北干拓に至る陸岸の地先海域であって、八代港、八代地先海域（甲）および八代地先海域（乙）に係る部分を除いたもの（八代地先海域（丙））

(昭和 46 年 5 月 25 日 閣議決定)

達成期間	利水目的	達成の方途	基準点	備考
イ	自然環境保全	法規制、上乘せ	市房ダム	
イ	水産	〃	西瀬橋、坂本橋	
※ロ→イ	農業、工業、水産	〃	横石、金剛橋	
イ	自然環境保全	〃	藤田	
イ	水産	〃	川辺大橋（旧永江橋）	
※ロ→イ	水産	〃	前川橋	
イ	港湾	〃	St-2 N 32° 30' 57" E 130° 33' 14"	
ロ	環境保全	〃	St-1 N 32° 33' 50" E 130° 34' 12"	
ロ	水産	〃	St-3 N 32° 34' 36" E 130° 34' 22"	
			St-4 N 32° 33' 18" E 130° 33' 10"	
			St-5 N 32° 30' 32" E 130° 33' 05"	
			St-8 N 32° 28' 06" E 130° 33' 14"	
ロ	水産	〃	St-6 N 32° 33' 45" E 130° 32' 13"	
			St-7 N 32° 30' 12" E 130° 31' 12"	

※平成 20 年 4 月 1 日より変更

(注 1) 達成期間の分類は次のとおりとする。なお、達成期間は、閣議決定、環境庁告示、熊本県告示の日をもって起算する。(以下の表で同じ。)

- (1) 「イ」は、直ちに達成
- (2) 「ロ」は、5 年以内で可及的すみやかに達成
- (3) 「ハ」は、5 年を超える期間で可及的すみやかに達成

(注 2) 基準点とは、環境基準達成の可否を判定するための水質調査地点

(注 3) 基準点の緯度・経度については、世界測地系です。

公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定（その2）

水域区分	水域の名称	範 囲	水域類型
有明海水域	有明海（4）	別記1の水域	B
	有明海（5）	別記2の水域	C
	有明海（6）	別記3の水域	B
	有明海（7）	別記4の水域	B
	有明海（8）	別記5の水域	B
	有明海（9）	別記6の水域	C
	有明海（10）	別記7の水域	B
	有明海（15）	別記8の水域	A

別 記

- 佐賀県鹿島市大字飯田甲 3,507 の 4 と同市大字重ノ木 2,086 の 2 から東方 4,200 m の地点（北緯 33 度 6 分 12 秒、東経 130 度 9 分 52 秒）を結ぶ線、同地点と同県佐賀郡久保田町大字江戸字江戸 280 から南方 5,100 m の地点（北緯 33 度 8 分 42 秒、東経 130 度 14 分 52 秒）を結ぶ線、同地点と福岡県柳川市橋本町西区 24 番地 82 の西南端から西南方 3,000 m の地点（北緯 33 度 6 分 12 秒、東経 130 度 20 分 52 秒）を結ぶ線、同地点と初島の中心を結ぶ線、同地点と同県三池港北防砂堤灯台から同防砂堤延長線上 500 m の地点を結ぶ線、同地点と熊本県荒尾市大字大島 1,274 番地南端から西方 2,700 m の地点（北緯 32 度 59 分 1 秒、東経 130 度 23 分 55 秒）を結ぶ線、同地点と同県荒尾市大字大島 1,274 番地南端を結ぶ線および陸岸により囲まれた海域であって、有明海(1)、同海(2)、および同海(3)に係る部分を除いたもの（有明海(4)）
- 熊本県長洲港北防波堤、同防波堤先端と南防波堤先端を結ぶ線、同防波堤および陸岸により囲まれた海域（有明海(5)）
- 熊本県荒尾市大字牛水 224 番地の 2 の南端と同地点から西方 1,500 m の地点（北緯 32 度 56 分 17 秒、東経 130 度 25 分 20 秒）を結ぶ線、同地点と同県長洲港北防波堤先端から同防波堤延長線上 1,000 m の地点を結ぶ線、同地点と同県行末川河口左岸から西南方 1,500 m の地点（北緯 32 度 53 分 38 秒、東経 130 度 28 分 4 秒）を結ぶ線、同地点と同県行末川河口左岸を結ぶ線および陸岸により囲まれた海域であって、有明海(5)に係る部分を除いたもの（有明海(6)）

達成期間	利水目的	達成の方途	基準点	備考
イ				
イ			St-3 N 32° 55' 37" E 130° 26' 30"	
イ			St-4 N 32° 55' 08" E 130° 26' 23"	
イ			St-6 N 32° 47' 42" E 130° 36' 22"	
イ			St-8 N 32° 43' 06" E 130° 35' 52"	
イ			St-11 N 32° 27' 24" E 130° 12' 05"	
イ			St-10 N 32° 27' 27" E 130° 12' 37"	
イ			St-1 N 32° 59' 36" E 130° 22' 37"	
			St-2 N 32° 57' 42" E 130° 25' 22"	
			St-5 N 32° 53' 04" E 130° 28' 25"	
			St-7 N 32° 47' 42" E 130° 34' 52"	
			St-9 N 32° 42' 52" E 130° 34' 22"	

- 4 熊本県百貫石港灯台と百貫石港防波堤先端を結ぶ線、同防波堤および陸岸により囲まれた海域（有明海(7)）
- 5 熊本県緑川河口の中央を中心とする半径 1,000 m の円弧および陸岸により囲まれた海域（有明海(8)）
- 6 熊本県本渡市東町北護岸東端と同県本渡港防波堤東端を結ぶ線、同防波堤、同防波堤西端に接続する本渡港導流堤および陸岸により囲まれた海域（有明海(9)）
- 7 熊本県本渡市東町北護岸東端と同県本渡港防波堤東端を結ぶ線、同防波堤東端と接続する本渡港導流堤、同導流堤先端と本渡市茂木根崎から 150 度に引いた線と陸岸との交点を結ぶ線、熊本県天草下島と同県天草上島を結ぶ瀬戸橋および陸岸により囲まれた海域（有明海(10)）
- 8 長崎県瀬詰埼と熊本県天草下島シラタケ鼻を結ぶ線、同島と同県天草上島を結ぶ瀬戸橋、同島と同県前島を結ぶ松島橋、同島と同県大池島を結ぶ前島橋、同島と同県永浦島を結ぶ中の橋、同島と同県大矢野島を結ぶ大矢野橋、同島と同県宇土半島を結ぶ天門橋および陸岸により囲まれた海域であって、有明海の(1)から(14)までの海域に係る部分を除いたもの（有明海(15)）

(注 1) 基準点及び別記中の緯度・経度については、世界測地系です。

公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定（その3）

水域区分	水域の名称	範 囲	水域類型
白川水域	白川上流	鮎返ノ滝より上流	AA
	白川中流	鮎返ノ滝より吉原橋まで	A
	白川下流	吉原橋より下流	B
	黒川	全 域	A
緑川水域	緑川上流	緑川ダムより上流（緑川ダム貯水池を除く。）	AA
	緑川中流	緑川ダムから上杉堰まで	A
	緑川下流	上杉堰より下流	B
	御船川	全 域	A
	加勢川	全 域	A
	浜戸川	全 域	B
	天明新川	全 域	B
坪井川水域	坪井川上流	堀川合流点より上流	A
	坪井川中流	堀川合流点から上代橋まで	C
	坪井川下流	上代橋より下流	C
	堀川上流	丹防橋より上流	A
	堀川下流	丹防橋より下流	D
	井芹川上流	山王橋より上流	A
	井芹川下流	山王橋より下流	B

公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定（その4）

水域区分	水域の名称	範 囲	水域類型
筑後川水域	筑後川(1)	松原ダムより上流（松原ダム貯水池(梅林湖)（全域）に係る部分に限る。）を除く。）	AA

公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定（その5）

水域区分	水域の名称	範 囲	水域類型
有明北部水域	関川	全 域	A
	浦川上流	中増永橋より上流	C
	浦川下流	中増永橋より下流	D
	菜切川	全 域	B
	行末川	全 域	B
	境川	全 域	C

公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定（その6）

水域区分	水域の名称	範 囲	水域類型
菊池川水域	菊池川上流	木庭橋より上流	AA
	菊池川下流	木庭橋より下流	A
	迫間川	全 域（竜門ダム貯水池を除く。）	A
	合志川	全 域	A

(昭和 47 年 12 月 21 日 熊本県告示第 960 号)

達成期間	利水目的	達成の方途	基準点	備考
イ	農業	法規制	妙見橋	
イ	農業、水産	法規制	吉原橋	
イ	農業、水産	法規制、上乘せ	小島橋	
イ	農業	法規制	白川合流前	
イ	自然環境保全、水産	法規制	津留橋	
イ	農業、水産、工業	法規制	上杉堰	
ロ	農業、水産	法規制、上乘せ	平木橋	
ロ	農業、水産	法規制	五庵橋	
ロ	農業、水産	法規制、上乘せ、下水道整備	大六橋	
ロ	農業、水産	法規制	大曲	
ロ	農業	法規制、上乘せ	六双橋	
イ	農業	法規制	堀川合流前	
ハ	※農業→環境保全	法規制、上乘せ、下水道整備	上代橋	
※ロ→イ	農業	法規制、上乘せ	千金甲橋	
イ	農業	法規制	丹防橋	
※ハ→イ	農業	法規制、上乘せ、下水道整備	坪井川合流前	
イ	農業	法規制	山王橋	
※ハ→イ	※農業→環境保全	法規制、上乘せ、下水道整備	尾崎橋	

※平成 19 年 4 月 2 日より変更

(昭和 48 年 3 月 31 日 環境庁告示第 21 号)

達成期間	利水目的	達成の方途	基準点	備考
イ	自然環境保全		杖立	

※平成 19 年 4 月 1 日より変更

(昭和 49 年 8 月 31 日 熊本県告示第 712 号)

達成期間	利水目的	達成の方途	基準点	備考
イ	上水道、農業	法規制	杉本橋、助丸橋	
イ	農業	法規制、上乘せ、下水道整備、	中増永橋	
ハ	農業	河川改修	一部橋、長洲鉄橋下	
イ	農業	法規制、上乘せ、下水道整備	波華家橋	
イ	農業	法規制、上乘せ、下水道整備	行末橋	
イ	農業	法規制、上乘せ、下水道整備	清松橋	

※平成 19 年 4 月 2 日より変更

(昭和 50 年 10 月 16 日 熊本県告示第 888 号の 2)

達成期間	利水目的	達成の方途	基準点	備考
イ	自然環境保全、 農業、水産	法規制、上乘せ	木庭橋	
イ	上水道、農業、水産	法規制、上乘せ、下水道整備	中富、山鹿、白石	
ハ	農業、水産	法規制、上乘せ、下水道整備	高田橋	
イ	農業、水産	法規制、上乘せ、下水道整備	藤巻橋、芦原	

公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定（その 7）

水域区分	水域の名称	範 囲	水域類型
八代海水域	八 代 海 (1)	別記 1 の水域	B
	八 代 海 (2)	別記 2 の水域	B
	八 代 海 (3)	別記 3 の水域	B
	八 代 海 (4)	別記 4 の水域	B
	八 代 海 (5)	別記 5 の水域	B
	八 代 海 (6)	別記 6 の水域	B
	八 代 海 (7)	別記 7 の水域	A

別 記

- 1 宇土半島と大矢野島を結ぶ天門橋、大矢野島塔ヶ崎と寺島西端を結ぶ線、寺島西端から 26 度に引いた線、宇土半島と戸馳島を結ぶ戸馳橋及び陸岸により囲まれた海域
- 2 天草上島と前島を結ぶ松島橋、上天草市松島町阿村クブキ北西鼻から 270 度に引いた線及び陸岸により囲まれた海域
- 3 天草上島と天草下島を結ぶ瀬戸橋、天草市方原川左岸端から 72 度に引いた線及び陸岸により囲まれた海域
- 4 台場防波堤（90 m）の基部から台場防波堤（200 m）を経て白瀬防波堤先端に至る線、天草下島と下須島を結ぶ通天橋及び陸岸により囲まれた海域
- 5 鏡川河口左岸と同地点から北西 1,000 m の地点を結ぶ線、同地点と宇城市不知火町救の浦の鼻を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域

公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定（その 8）

水域区分	水域の名称	範 囲	水域類型
氷川等水域	氷川	全 域	A
	砂川	全 域	B
	大野川	全 域	C

(昭和 51 年 6 月 1 日 熊本県告示第 475 号)

達成期間	利水目的	達成の方途	基準点	備考
イ	港湾、水産	法規制、下水道整備	St-1 N 32° 35' 48" E 130° 27' 49"	
イ	港湾、水産	法規制、下水道整備	St-3 N 32° 31' 09" E 130° 25' 43"	
イ	港湾、水産	法規制、下水道整備	St-5 N 32° 24' 59" E 130° 13' 05"	
イ	港湾	法規制、下水道整備	St-7 N 32° 11' 33" E 130° 01' 45"	
イ	港湾、水産	法規制、下水道整備	St-9 N 32° 37' 28" E 130° 36' 59"	
イ	港湾	法規制、下水道整備	St-11 N 32° 12' 30" E 130° 22' 45"	
イ	水産	法規制、下水道整備	St-2 N 32° 35' 24" E 130° 28' 24"	
			St-4 N 32° 31' 38" E 130° 26' 08"	
			St-6 N 32° 23' 20" E 130° 13' 39"	
			St-8 N 32° 11' 37" E 130° 02' 07"	
			St-10 N 32° 36' 51" E 130° 35' 23"	
			St-12 N 32° 12' 38" E 130° 22' 09"	
			St-15 N 32° 11' 29" E 130° 22' 12"	
St-16 N 32° 11' 20" E 130° 21' 34"				

6 二子島南端と明神崎北端を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域

7 宇土半島と大矢野島を結ぶ天門橋、同島と永浦島を結ぶ大矢野橋、同島と大池島を結ぶ中の橋、同島と前島を結ぶ前島橋、同島と天草上島を結ぶ松島橋、同島と天草下島を結ぶ瀬戸橋、同島と下須島を結ぶ通天橋及び熊本県の区域に属する陸岸により囲まれた海域であつて八代海の(1)から(6)までの海域に係る部分、昭和 46 年 5 月 25 日閣議決定により類型が指定された「八代地先水域」及び熊本県以外の県の区域に属する陸岸の地先海域を除いたもの。

(昭和 52 年 1 月 29 日 熊本県告示第 88 号)

達成期間	利水目的	達成の方途	基準点	備考
イ	上水道、農業、水産	法規制、上乗せ、下水道整備	氷川橋	
イ	農業		上砂川橋	
イ	農業		新寄田橋	

公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定（その 9）

水域区分	水域の名称	範 囲	水域類型
天草西海水域	天 草 西 海	別記の水域	A

別 記

長崎県瀬詰崎と熊本県天草下島シラタケ鼻を結ぶ線、シラタケ鼻から富岡半島を経て同島南端に至る海岸線、同島南端と下須島を結ぶ通天橋、通天橋から下須島二子崎を経て同島南端に至る海岸線及び同島南端から真南に向かう線より西側の、熊本県の区域に属する陸岸の地先海域（本県以外に属する海域を除く。）

公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定（その 10）

水域区分	水域の名称	範 囲	水域類型
大鞘川水域	大鞘川	全 域	B
佐敷川水域	佐敷川	全 域	A
湯の浦川水域	湯の浦川	全 域	A
水俣川水域	水俣川上流	桜野橋より上流	AA
	水俣川下流	桜野橋より下流	A
教良木川水域	教良木川	全 域	A
亀 川 水 域	亀 川	全 域	A
広瀬川水域	広瀬川	全 域	A
一町田川水域	一町田川	全 域	A

公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定（その 11；全窒素、全燐に係る環境基準）

水域区分	水域の名称	範 囲	水域類型
八 代 海	八代海北部水域	別記 1 の水域	海域Ⅲ
	八代海中部水域	別記 2 の水域	海域Ⅱ
	八代海南部水域	別記 3 の水域	海域Ⅰ

別記 1

熊本県宇城市三角町の宇土半島部と戸馳島を結ぶ戸馳大橋、同島戸馳漁港北側堤防先端から八代市郡築七番町地先堤防先端を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域

別記 2

熊本県八代市郡築七番町地先堤防先端から宇城市三角町戸馳島戸馳漁港北側堤防先端を結ぶ線、同島と同市宇土半島部を結ぶ戸馳大橋、同市と上天草市大矢野町を結ぶ天門橋、同市大矢野橋、中の橋、前島橋、松島橋、天草上島と上天草市龍ヶ岳町櫛島を結ぶ櫛島橋、同島と樋島を結ぶ樋島大橋、同島琵琶の首と葦北郡芦北町御立岬を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域

(昭和 59 年 3 月 30 日 熊本県告示第 292 号の 3)

達成期間	利水目的	達成の方途	基準点	備考
イ		法規制	St-1 N 32° 31' 18" E 130° 02' 37"	
			St-2 N 32° 29' 28" E 130° 01' 35"	
			St-3 N 32° 18' 17" E 130° 01' 18"	

(平成 3 年 3 月 30 日 熊本県告示第 280 号の 2 の 2)

達成期間	利水目的	達成の方途	基準点	備考
ロ	水産	法規制、下水道整備、 合併処理浄化槽推進	第二大鞆橋	
イ	農業	法規制、合併処理浄化槽推進	梶橋	
イ	農業	法規制、合併処理浄化槽推進	広瀬橋	
イ	上水道、水産、工業、 農業	法規制	桜野橋	
イ	上水道、水産、工業、 農業	法規制、下水道整備	鶴田橋	
イ	上水道、水産、農業	法規制、合併処理浄化槽推進	倉江橋	
イ	上水道、水産、農業	法規制、下水道整備、 合併処理浄化槽推進	草積橋	
イ	上水道、水産、農業	法規制、下水道整備、 合併処理浄化槽推進	法泉寺橋	
イ	農業	法規制、合併処理浄化槽推進	一町田橋	

(平成 11 年 5 月 14 日 熊本県告示第 395 号)

達成期間	達成の方途	基準点	備考
イ	法規制、生活排水対策	八代海 St-10 N 32° 36' 51" E 130° 35' 23"	
		八代海 St-17 N 32° 34' 30" E 130° 32' 46"	
イ	法規制、生活排水対策、養殖業対策	八代地先 St-7 N 32° 30' 12" E 130° 31' 12"	
		八代海 St-18 N 32° 24' 42" E 130° 27' 43"	
イ	法規制、生活排水対策、養殖業対策	八代海 St-19 N 32° 17' 24" E 130° 23' 25"	
		八代海 St-20 N 32° 22' 33" E 130° 15' 58"	
		八代海 St-21 N 32° 17' 12" E 130° 10' 04"	

別記 3

熊本県葦北郡芦北町御立岬と上天草市龍ヶ岳町樋島琵琶の首を結ぶ線、同島と櫛島を結ぶ樋島大橋、同島と天草上島を結ぶ櫛島橋、同島と天草下島を結ぶ瀬戸大橋、同島と天草市下須島を結ぶ通天橋、同島南東端と鹿児島県出水郡長島町小浜崎を結ぶ線、同郡長島町と阿久根市を結ぶ黒之瀬戸大橋及び陸岸により囲まれた海域のうち、熊本県の区域に属する海域

公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定（その 12；全窒素、全磷に係る環境基準）

水域区分	水域の名称	範 囲	水域類型
羊 角 湾	羊 角 湾	別 記	海域Ⅱ

別 記

熊本県天草市亀浦三角点（北緯 32 度 17 分 07 秒、東経 130 度 0 分 42 秒）から 338 度に引いた線及び陸岸により囲まれた海域

（注）基準点及び別記中の緯度・経度については、世界測地系です。

公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定（その 13；全窒素、全磷に係る環境基準）

水域区分	水域の名称	範 囲	水域類型
有 明 海	有 明 海（イ）	別記 1 の水域	海域Ⅲ
	有 明 海（ロ）	別記 2 の水域	海域Ⅲ
	有 明 海（ハ）	別記 3 の水域	海域Ⅱ
	有 明 海（ニ）	別記 4 の水域	海域Ⅱ
	有 明 海（ホ）	別記 5 の水域	海域Ⅱ

別 記

1 佐賀県藤津郡太良町松尾鼻と沖神瀬灯標を結ぶ線、同灯標と福岡県三池港北防砂堤灯台から同防砂堤の延長線上 500 m の地点（以下「A 点」という。）を結ぶ線、A 点と熊本港第 2 灯浮標（北緯 32 度 45 分 18 秒、東経 130 度 32 分 3 秒、以下「熊本港灯浮標」という。）を結ぶ線と大牟田市と荒尾市の境界である陸岸の地点（以下「B 点」という。）と佐賀県藤津郡太良町妙見鼻を結ぶ線の交点（以下「C 点」という。）と A 点を結ぶ線、B 点と C 点を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域（有明海(イ)）

2 B 点と C 点を結ぶ線、C 点と熊本港灯浮標を結ぶ線、熊本港灯浮標と熊本県網田漁港 2 号導流堤先端の網田港東導流堤灯台（以下「網田港灯台」という。）を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域（有明海(ロ)）

(平成 11 年 5 月 14 日 熊本県告示第 395 号)

達成期間	達成の方途	基準点	備考
イ	法規制、生活排水対策、養殖業対策	St-3 N 32° 18' 17" E 130° 01' 18"	
		St-4 N 32° 18' 24" E 130° 02' 41"	

(平成 16 年 6 月 14 日 環境庁告示第 41 号)

達成期間	利水目的	達成の方途	基準点	備考
イ	水産			
イ	水産		St-2 N 32° 57' 42" E 130° 25' 22"	
			St-4 N 32° 55' 08" E 130° 26' 23"	
			St-5 N 32° 53' 04" E 130° 28' 25"	
			K-17 N 32° 51' 36" E 130° 29' 34"	
			K-15 N 32° 49' 00" E 130° 30' 04"	
			St-7 N 32° 47' 42" E 130° 34' 52"	
			K-12 N 32° 44' 36" E 130° 33' 43"	
			St-9 N 32° 42' 52" E 130° 34' 22"	
イ	水産			
イ	水産		St-1 N 32° 59' 36" E 130° 22' 37"	
			K-20 N 32° 52' 57" E 130° 23' 52"	
			K-11 N 32° 44' 48" E 130° 30' 04"	
イ	水産		K-6 N 32° 37' 24" E 130° 22' 34"	
			St-13 N 32° 27' 47" E 130° 12' 56"	

- 3 佐賀県藤津郡太良町と長崎県北高来郡小長井町とを結ぶ今里橋の東端と長崎県多比良港北防波堤先端を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域（有明海(ハ)）
 - 4 長崎県深江港島防波堤先端と網田港灯台を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域であって、有明海(イ)、有明海(ロ)及び有明海(ハ)に係る部分を除いたもの（有明海(ニ)）
 - 5 長崎県南高来郡口之津町瀬詰崎と熊本県天草下島シラタケ鼻を結ぶ線、同島と同県天草上島を結ぶ瀬戸大橋、同島と同県前島を結ぶ松島橋、同島と同県大池島を結ぶ前島橋、同島と同県永浦島を結ぶ中の橋、同島と同県大矢野島を結ぶ大矢野橋、同島と同県宇土半島を結ぶ天門橋及び陸岸により囲まれた海域であって、有明海(イ)、有明海(ロ)、有明海(ハ)及び有明海(ニ)に係る部分を除いたもの（有明海(ホ)）
- (注 1) 基準点及び別記中の緯度・経度は、世界測地系です。

公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定（その 14）

水域区分	水域の名称	範 囲	水域類型
竜門ダム	竜門ダム貯水池	全域	湖沼 A
			湖沼 III

公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定（その 15）

水域区分	水域の名称	範 囲	水域類型
緑川ダム	緑川ダム貯水池	全域	湖沼 A
			湖沼 IV

公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定（その 16）

水域区分	水域の名称	範 囲	水域類型
市房ダム	市房ダム貯水池	全域	湖沼 A
			湖沼 III

公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定（その 17；水生生物の保全に係る環境基準）

水域区分	水域の名称	範 囲	水域類型
筑後川水域	筑後川上流	北里川合流点より上流	生物 A
	筑後川下流	北里川合流点より下流（ただし、松原ダム貯水池(梅林湖)（全域）を除く。）	生物 B

(平成 18 年 4 月 1 日 熊本県告示第 374 号の 12)

達成期間	利水目的	達成の方途	基準点	備考
イ			竜門ダム貯水池主点	
イ				該当類型「湖沼Ⅲ」における全窒素の項目の基準については、当分の間適応しない

(平成 18 年 4 月 1 日 熊本県告示第 374 号の 13)

達成期間	利水目的	達成の方途	基準点	備考
イ			緑川ダム貯水池	
イ				該当類型「湖沼Ⅳ」における全窒素の項目の基準については、当分の間、暫定目標（1 リットルにつき 0.61 ミリグラム）とし、達成年度を平成 27 年度とする

(平成 18 年 4 月 1 日 熊本県告示第 374 号の 14)

達成期間	利水目的	達成の方途	基準点	備考
イ			市房ダム貯水池	
イ				該当類型「湖沼Ⅲ」における全窒素の項目の基準については、当分の間適応しない

(平成 22 年 9 月 24 日 環境省告示第 46 号)

達成期間	利水目的	達成の方途	基準点	備考
イ				
イ				

2 水質測定地点一覧

【河川】

水域区分	河川名	測定地点名	地点統一番号	類型	測定機関
有明北部	関川	◎ 杉本橋	027-01	A	熊本県
		岩本橋	027-52		荒尾市
		◎ 助丸橋	027-02		熊本県
		萩尾橋	027-51		荒尾市
	浦川	◎ 中増永橋	028-01	C	熊本県
		◎ 一部橋	029-01	D	熊本県
		思案橋	029-51		荒尾市
		◎ 長洲鉄橋下	029-02		熊本県
	増永川	食品工場上流	201-51		熊本県
		増永橋	201-52		荒尾市
	菜切川	今寺橋	030-51	B	荒尾市
		蛸原橋	030-52		荒尾市
		葛輪橋	030-54		荒尾市
		◎ 波華家橋	030-01		熊本県
行末川	◎ 行末橋	031-01	B	熊本県	
境川	◎ 清松橋	032-01	C	熊本県	
菊池川	菊池川	念仏橋	033-51	AA	熊本県
		◎ 木庭橋	033-01		熊本県
		広瀬	034-51	A	国土交通省
		◎ 中富	034-01		国土交通省
		◎ 山鹿	034-02		国土交通省
		菰田橋	034-52		熊本県
		◎ 白石	034-03		国土交通省
		高瀬	034-53		国土交通省
		新大浜橋	034-55		熊本県
	迫間川	袈裟尾橋	035-51		A
		◎ 高田橋	035-01	国土交通省	
	合志川	◎ 藤巻橋	036-01	A	熊本県
		※ 宝田橋	036-51		熊本市
		◎ 芦原	036-02		国土交通省
	上内田川	袋田	203-51		熊本県
	吉田川	宗方	204-51		熊本県
	岩野川	八幡	205-51		国土交通省
	和仁川	平野橋	206-51		熊本県
	内田川	い志橋	207-51		熊本県
	江田川	馬場橋	208-51		熊本県
	木葉川	※ 中谷川合流前	209-52		熊本市
		寺田水門	209-51		熊本県
	繁根木川	永徳寺	210-51		国土交通省
	豊田川	※ 舟島小橋	244-51		熊本市

※平成22年4月1日より追加

水域区分	河川名	測定地点名	地点統一番号	類型	測定機関
坪井川	坪井川	◎ 堀川合流前	019-01	A	熊本市
		高橋	020-54	C	熊本市
		高平橋	020-55		熊本市
		打越橋	020-51		熊本市
		幸幸橋	020-53		熊本市
		春日橋	020-56		熊本市
		◎ 上代橋	020-01		熊本市
		◎ 千金甲橋	021-01	C	熊本市
	堀川	◎ 丹防橋	022-01	A	熊本県
		◎ 坪井川合流前	023-01	D	熊本市
	井芹川	※ 鏡田橋	024-53	A	熊本市
		北迫橋	024-51		熊本市
		釜尾橋	024-52		熊本市
		◎ 山王橋	024-01		熊本市
		◎ 尾崎橋	025-01	B	熊本市
白川	白川	◎ 妙見橋	008-01	AA	熊本県
		下戸橋	009-51	A	熊本県
		◎ 吉原橋	009-01		熊本市
		小磧橋	010-51	B	国土交通省
		代継橋	010-52		国土交通省
		十禅寺	010-53		国土交通省
		◎ 小島橋	010-01		国土交通省
黒川	◎ 白川合流前	011-01	A	熊本県	
緑川	緑川	◎ 津留橋	012-01	AA	熊本県
		中甲橋	013-53	A	国土交通省
		乙女橋	013-51		熊本県
		城南	013-52		国土交通省
		◎ 上杉堰	013-01		国土交通省
		◎ 平木橋	014-01	B	国土交通省
	御船川	◎ 五庵橋	015-01	A	国土交通省
	加勢川	砂取橋	016-51		熊本市
		江津齊藤橋	016-52		熊本市
		秋津橋	016-53		熊本市
		◎ 大六橋	016-01	国土交通省	
	天明新川	三俣橋	018-52	B	熊本市
		◎ 六双橋	018-01		熊本市
		裏橋	018-53		熊本市
	浜戸川	※ 市口橋	017-51		熊本市
		※ 島田橋	017-52		熊本市
		◎ 大曲	017-01		国土交通省
	仁子川	※ 浜戸川合流前	245-51		熊本市

※平成22年4月1日より追加

水域区分	河川名	測定地点名	地点統一番号	類型	測定機関	
球磨川	球磨川	◎市房ダム	001-01	AA	熊本県	
		多良木	002-51	A	国土交通省	
		人吉	002-52		国土交通省	
		◎西瀬橋	002-01		国土交通省	
			天狗橋	002-53		国土交通省
		◎坂本橋	002-02		熊本県	
		◎横石	003-01	B	国土交通省	
		新萩原橋	003-52		国土交通省	
		◎金剛橋	003-02	B	国土交通省	
	前川	◎前川橋	006-01	B	国土交通省	
	五木小川	元井谷	243-51		国土交通省	
	川辺川	五木宮園	004-51	AA	国土交通省	
		神屋敷	004-52		国土交通省	
		五木	004-53		国土交通省	
		◎藤田	004-01		熊本県	
		四浦	005-51	A	国土交通省	
		◎川辺大橋	005-01		熊本県	
		柳瀬	005-52		国土交通省	
	鳩胸川	石野公園橋	217-51		人吉市	
	胸川	大手門橋	218-51		人吉市	
	山田川	出町橋	219-51		人吉市	
	万江川	万江川橋	220-51		人吉市	
	永野川	永野橋	236-51		人吉市	
鹿目川	戸越橋	237-51		人吉市		
氷川等	氷川	白岩戸	037-51	A	熊本県	
		◎氷川橋	037-01		熊本県	
	砂川	◎上砂川橋	038-01	B	熊本県	
	大野川	◎新寄田橋	039-02	C	熊本県	
大鞆川	◎第二大鞆橋	040-01	B	熊本県		
筑後川	筑後川	◎杖立	026-01	AA	国土交通省	
その他	水無川	産島橋	229-51		熊本県	
		流藻川	流藻川河口		230-52	熊本県
	佐敷川	◎榕橋	041-01	A	熊本県	
	湯の浦川	◎広瀬橋	042-01		熊本県	
	水俣川	◎桜野橋	043-01	AA	熊本県	
		◎鶴田橋	044-01	A	熊本県	
	教良木川	◎倉江橋	045-01		熊本県	
	亀川	海老宇土橋	048-51			熊本県
		◎草積橋	048-01			熊本県
	広瀬川	◎法泉寺橋	046-01			熊本県
	一町田川	◎一町田橋	047-01		熊本県	

【湖沼（ダム）】

ア pH・COD（湖沼）・BOD（河川）等環境基準に係る調査地点

水域区分	河川名	測定地点名	地点統一番号	類型	測定機関
菊池川	菊池川	◎ 竜門ダム貯水池主点	501-01	湖沼A	国土交通省
		竜門ダム貯水池副点	501-51		国土交通省
緑川	緑川	◎ 緑川ダム貯水池	502-01	湖沼A	国土交通省
		船津ダム貯水池	013-54	河川A	熊本県
氷川	氷川	氷川ダム貯水池	037-53	河川A	熊本県
球磨川	球磨川	◎ 市房ダム貯水池	503-01	湖沼A	熊本県
		瀬戸石ダム貯水池	002-54	河川A	電源開発
		荒瀬ダム	002-55		熊本県
亀川	亀川	亀川ダム貯水池	048-52	河川A	熊本県

イ 全窒素・全燐環境基準に係る調査地点

水域区分	河川名	測定地点名	地点統一番号	類型	測定機関
菊池川	菊池川	◎ 竜門ダム貯水池主点	501-01	湖沼Ⅲ	国土交通省
		竜門ダム貯水池副点	501-51		国土交通省
緑川	緑川	◎ 緑川ダム貯水池	502-01	湖沼Ⅳ	国土交通省
球磨川	球磨川	◎ 市房ダム貯水池	503-01	湖沼Ⅲ	熊本県

注 1) 測定地点名に◎印のある測定地点は、環境基準点です。

2) 地点統一番号

0**-** : 類型あてはめ水域、2**-** : 類型あてはめない水域

-0* : 環境基準点、-5* : 補助点

5**-** : 類型あてはめ湖沼（人工湖）

3) ダム

全窒素の基準は、竜門ダム貯水池主点、竜門ダム貯水池副点及び市房ダム貯水池については当分の間適用しない。

また、緑川ダム貯水池は暫定目標（全窒素 0.61 mg/L）とする。

※類型あてはめをおこなっていない湖沼（人工湖）については河川扱いとする。

【海域】

ア pH・COD等環境基準に係る調査地点

水域区分	測定地点名	地点統一番号	緯 度	経 度	類型	測定機関
有明海	◎St-1 荒尾地先	611-01	N32° 59' 36"	E130° 22' 37"	A	熊本県
	◎St-2 荒尾地先	611-02	N32° 57' 42"	E130° 25' 22"		熊本県
	◎St-3 長洲港内	605-01	N32° 55' 37"	E130° 26' 30"	C	熊本県
	◎St-4 長洲地先	606-01	N32° 55' 08"	E130° 26' 23"	B	熊本県
	◎St-5 長洲地先	611-03	N32° 53' 04"	E130° 28' 25"	A	熊本県
	◎St-6 坪井川河口	607-01	N32° 47' 42"	E130° 36' 22"	B	熊本市
	◎St-7 白川地先	611-04	N32° 47' 42"	E130° 34' 52"	A	熊本市
	◎St-8 緑川河口	608-01	N32° 42' 06"	E130° 35' 52"	B	熊本市
	◎St-9 緑川地先	611-05	N32° 42' 52"	E130° 34' 22"	A	熊本市
	◎St-10 本渡地先	610-01	N32° 27' 27"	E130° 12' 37"	B	熊本県
	◎St-11 本渡港内	609-01	N32° 27' 24"	E130° 12' 05"	C	熊本県
	○St-13 本渡地先	611-51	N32° 27' 47"	E130° 12' 56"	A	熊本県
	八代地先	◎St-1 水無川河口	602-01	N32° 33' 50"	E130° 34' 12"	C
◎St-2 八代港内		601-01	N32° 30' 57"	E130° 33' 14"	熊本県	
◎St-3 大鞘川地先		603-01	N32° 34' 36"	E130° 34' 22"	B	熊本県
◎St-4 水無川地先		603-02	N32° 33' 18"	E130° 33' 10"		熊本県
◎St-5 前川河口		603-03	N32° 30' 32"	E130° 33' 05"		熊本県
◎St-6 水無川地先		604-01	N32° 33' 45"	E130° 32' 13"	A	熊本県
◎St-7 前川地先		604-02	N32° 30' 12"	E130° 31' 12"		熊本県
◎St-8 球磨川河口		603-04	N32° 28' 06"	E130° 33' 14"	B	熊本県
八代海	◎St-1 三角港地先	612-01	N32° 35' 48"	E130° 27' 49"	B	熊本県
	◎St-2 三角港地先	618-01	N32° 35' 24"	E130° 28' 24"	A	熊本県
	◎St-3 合津港内	613-01	N32° 31' 09"	E130° 25' 43"	B	熊本県
	◎St-4 合津港地先	618-02	N32° 31' 38"	E130° 26' 08"	A	熊本県
	◎St-5 大門港地先	614-01	N32° 24' 59"	E130° 13' 05"	B	熊本県
	◎St-6 大門港地先	618-03	N32° 23' 20"	E130° 13' 39"	A	熊本県
	◎St-7 牛深港内	615-01	N32° 11' 33"	E130° 01' 45"	B	熊本県
	◎St-8 牛深港地先	618-04	N32° 11' 37"	E130° 02' 07"	A	熊本県
	◎St-9 松合港地先	616-01	N32° 37' 28"	E130° 36' 59"	B	熊本県
	◎St-10 松合港地先	618-05	N32° 36' 51"	E130° 35' 23"	A	熊本県
	◎St-11 梅戸港内	617-01	N32° 12' 30"	E130° 22' 45"	B	熊本県
	◎St-12 梅戸港地先	618-06	N32° 12' 38"	E130° 22' 09"	A	熊本県
	◎St-15 水俣港内	618-07	N32° 11' 29"	E130° 22' 12"		熊本県
	◎St-16 水俣港地先	618-08	N32° 11' 20"	E130° 21' 34"		熊本県

水域区分	測定地点名	地点統一番号	緯 度	経 度	類型	測定機関
八代海	○ 八幡プール沖	618-52	N32° 13' 23"	E130° 23' 22"	A	熊 本 県
	○ 水俣川河口	618-53	N32° 13' 31"	E130° 23' 33"		熊 本 県
	○St-14 田浦地先	618-54	N32° 20' 43"	E130° 28' 24"		熊 本 県
天草西海	◎St-1 富岡湾	619-01	N32° 31' 18"	E130° 02' 37"		熊 本 県
	◎St-2 苓北地先	619-02	N32° 29' 28"	E130° 01' 35"		熊 本 県
	◎St-3 羊角湾中部	619-03	N32° 18' 17"	E130° 01' 18"		熊 本 県
	○St-4 羊角湾奥部	619-51	N32° 18' 24"	E130° 02' 41"		熊 本 県
	○St-5 苓北地先	619-52	N32° 29' 42"	E130° 02' 31"		熊 本 県
	○St-6 苓北地先	619-53	N32° 28' 19"	E130° 02' 05"		熊 本 県

イ 全窒素・全燐環境基準に係る調査地点

水域区分	測定地点名	地点統一番号	緯 度	経 度	類型	測定機関	
有明海	◎St-2 荒尾地先	611-02	N32° 57' 42"	E130° 25' 22"	Ⅲ 有明海 (口)	熊 本 県	
	◎St-4 長洲地先	606-01	N32° 55' 08"	E130° 26' 23"		熊 本 県	
	◎St-5 長洲地先	611-03	N32° 53' 04"	E130° 28' 25"		熊 本 県	
	◎K-17 菊池川地先	611-56	N32° 51' 36"	E130° 29' 34"		熊 本 県	
	◎K-15 横島地先	611-55	N32° 49' 00"	E130° 30' 04"		熊 本 県	
	◎St-7 白川地先	611-04	N32° 47' 42"	E130° 34' 52"		熊 本 県	
	◎K-12 熊本地先	611-54	N32° 44' 36"	E130° 33' 43"		熊 本 県	
	◎St-9 緑川地先	611-05	N32° 42' 52"	E130° 34' 22"		熊 本 県	
	◎St-1 荒尾地先	611-01	N32° 59' 36"	E130° 22' 37"	Ⅱ 有明海 (二)	熊 本 市	
	◎K-20 岱明沖	611-57	N32° 52' 57"	E130° 23' 52"		熊 本 県	
	◎K-11 熊本沖	611-53	N32° 44' 48"	E130° 30' 04"		熊 本 県	
	八代海	◎K-6 大矢野地先	611-52	N32° 37' 24"	E130° 22' 34"	Ⅱ 有明海 (ホ)	熊 本 県
		◎St-13 本渡地先	611-51	N32° 27' 47"	E130° 12' 56"		熊 本 県
◎八代海 St-10 松合港地先		618-05	N32° 36' 51"	E130° 35' 23"	Ⅲ 八代海 北部	熊 本 県	
◎St-17 水無川沖		618-55	N32° 34' 30"	E130° 32' 46"		熊 本 県	
◎八代地先 St-7 前川地先		604-02	N32° 30' 12"	E130° 31' 12"	Ⅱ 八代海 中部	熊 本 県	
◎St-18 田浦沖		618-56	N32° 24' 42"	E130° 27' 43"		熊 本 県	
◎St-19 津奈木沖		618-57	N32° 17' 24"	E130° 23' 25"	Ⅰ 八代海 南部	熊 本 県	
◎St-20 栖本湾沖	618-58	N32° 22' 33"	E130° 15' 58"	熊 本 県			
羊角湾	◎St-21 女岳沖	618-59	N32° 17' 12"	E130° 10' 04"	Ⅱ	熊 本 県	
	◎St-3 羊角湾中部	619-03	N32° 18' 17"	E130° 01' 18"		熊 本 県	
	◎St-4 羊角湾奥部	619-51	N32° 18' 24"	E130° 02' 41"		熊 本 県	

注 測定地点名に◎印のある測定地点は環境基準点、○印のある測定地点は補助点です。
緯度・経度の表示は世界測地系です。

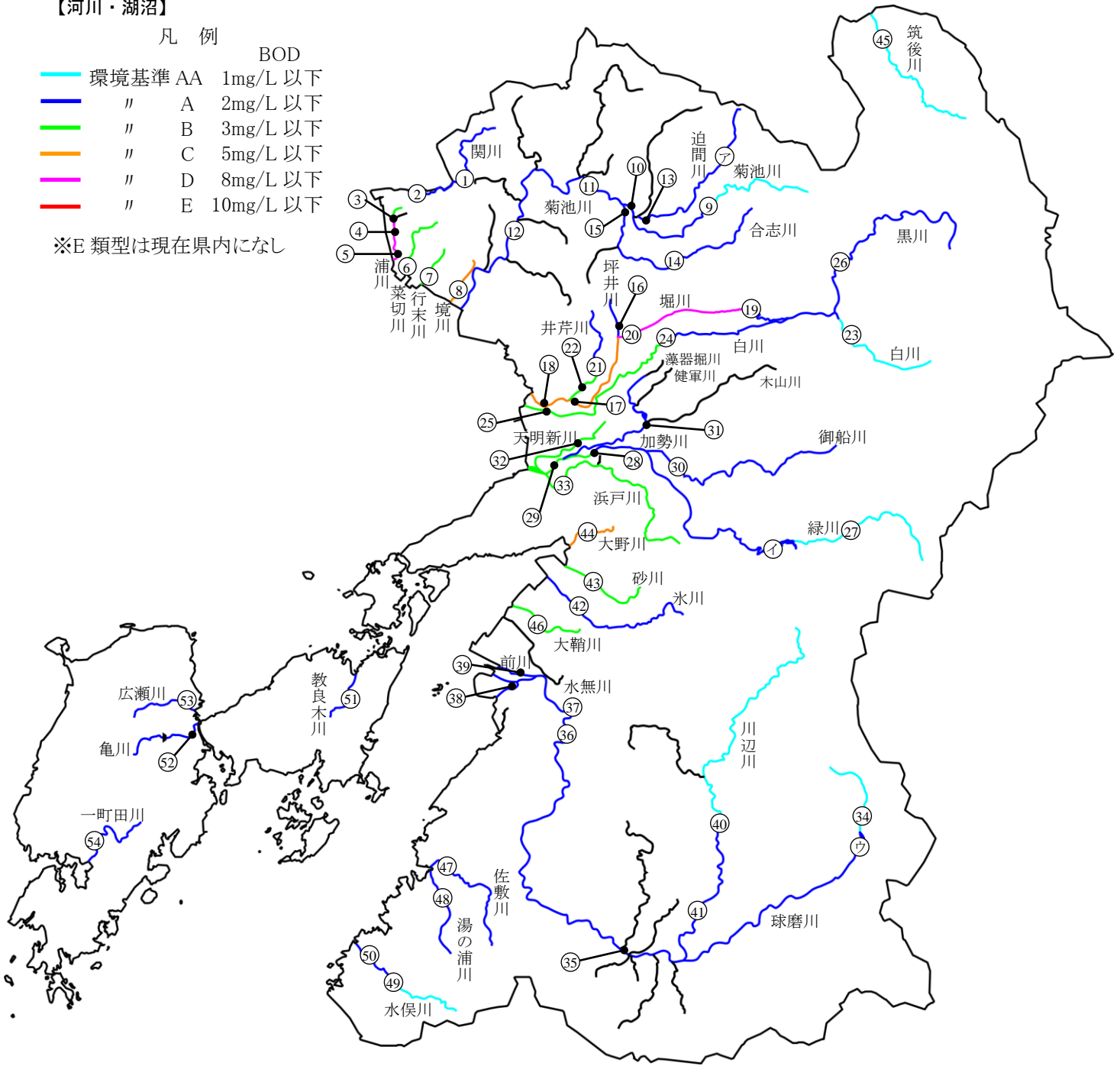
3 環境基準点及び環境基準類型指定図

【河川・湖沼】

凡 例

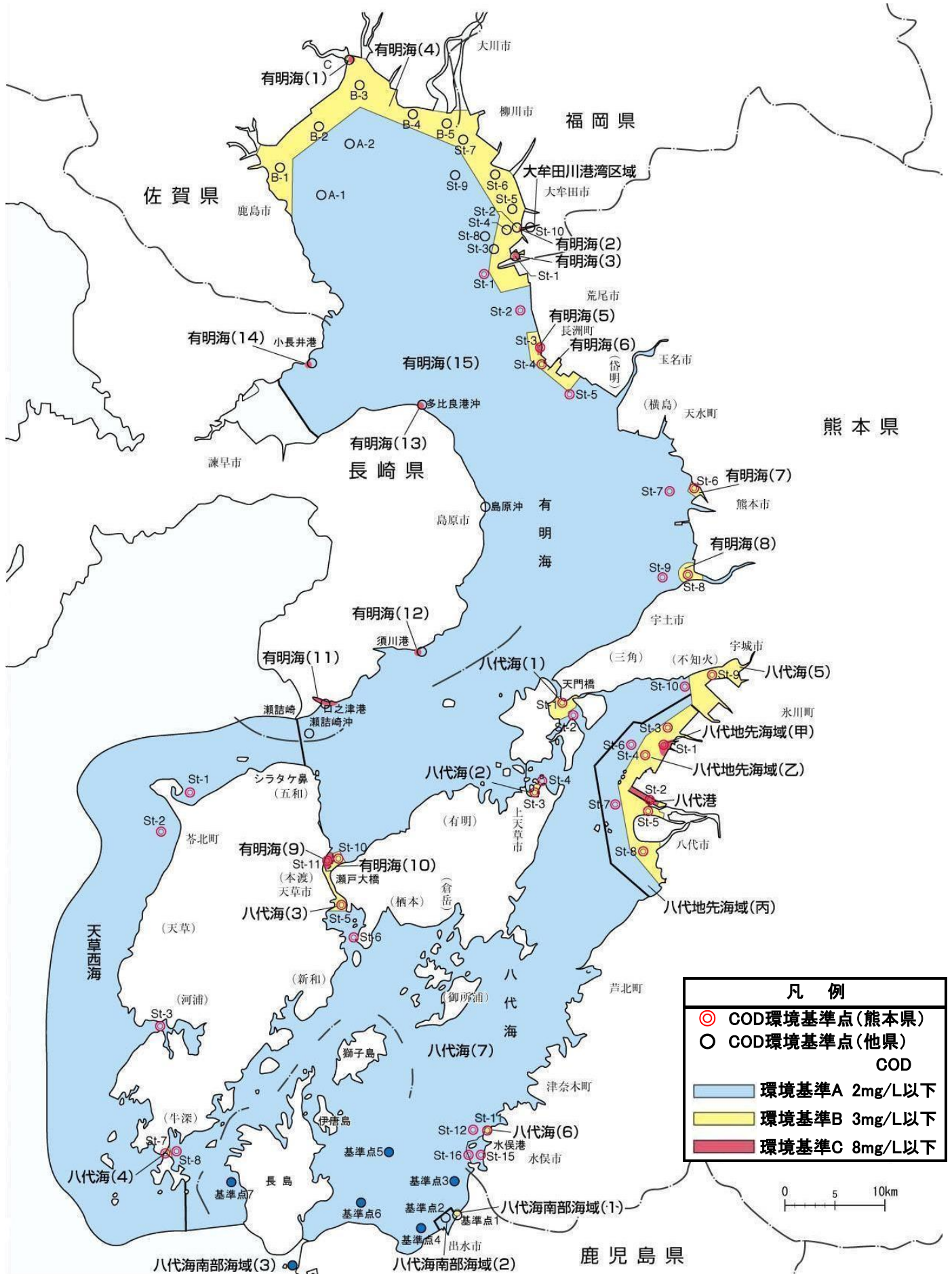
BOD	
環境基準 AA	1mg/L 以下
〃	A 2mg/L 以下
〃	B 3mg/L 以下 </td
〃	C 5mg/L 以下
〃	D 8mg/L 以下
〃	E 10mg/L 以下

※E 類型は現在県内になし

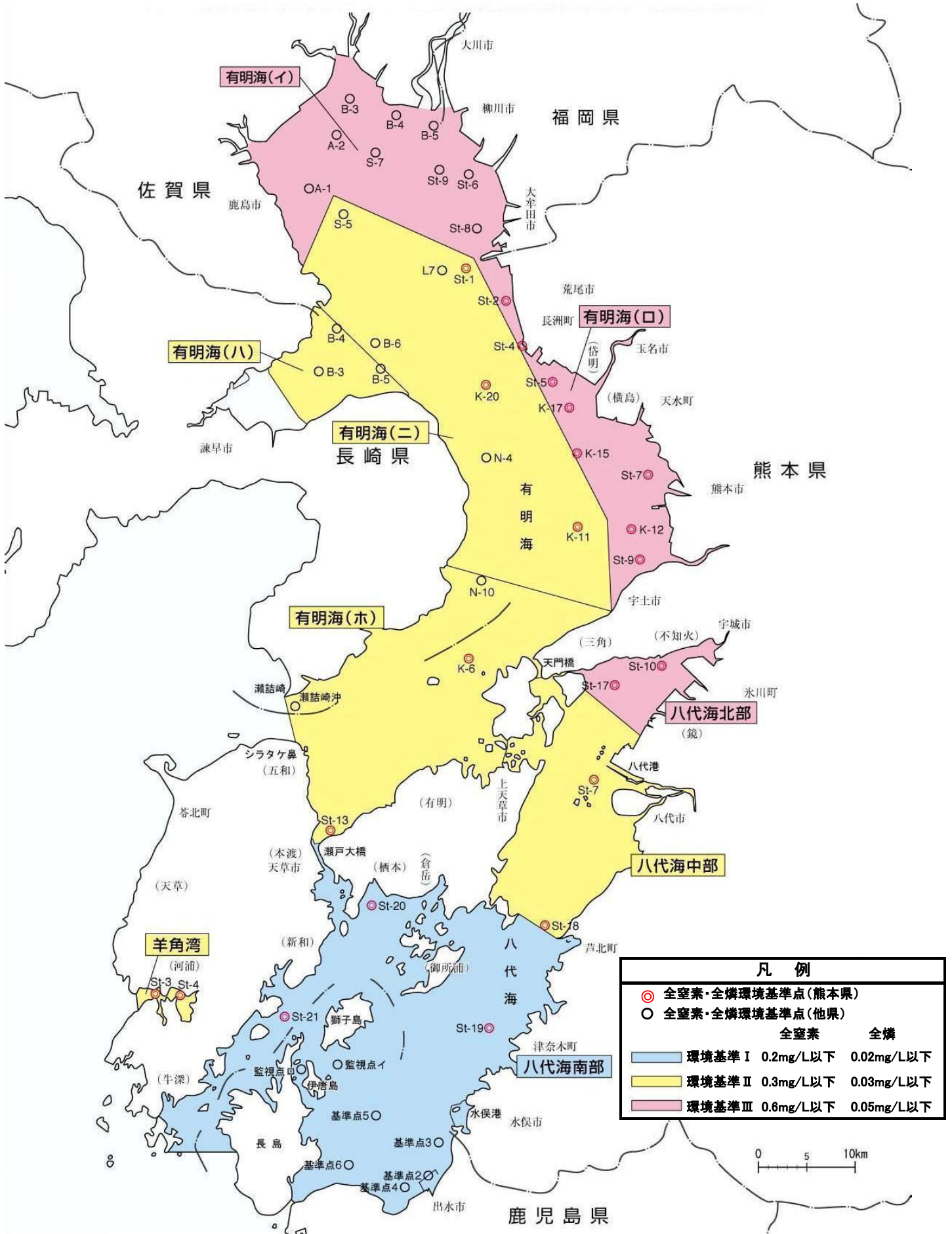


No	地点名	河川	No	地点名	河川	No	地点名	河川	No	地点名	河川	No	地点名
1	杉本橋	関川	15	芦原	合志川	29	平木橋	緑川	43	上砂川橋	砂川	ア	竜門ダム貯水池
2	助丸橋	関川	16	堀川合流前	坪井川	30	五庵橋	御船川	44	新寄田橋	大野川	イ	緑川ダム貯水池
3	中増永橋	浦川	17	上代橋	坪井川	31	大六橋	加勢川	45	杖立	筑後川	ウ	市房ダム貯水池
4	一部橋	浦川	18	千金甲橋	坪井川	32	大双橋	天明新川	46	第二大鞆橋	大鞆川	※3地点ともA類型	
5	長洲鉄橋下	浦川	19	丹防橋	堀川	33	大曲	浜戸川	47	柗橋	佐敷川		
6	波華家橋	菜切川	20	坪井川合流前	堀川	34	市房ダム	球磨川	48	広瀬橋	湯の浦川		
7	行末橋	行末川	21	山王橋	井芹川	35	西瀬橋	球磨川	49	桜野橋	水俣川		
8	清松橋	境川	22	尾崎橋	井芹川	36	坂本橋	球磨川	50	鶴田橋	水俣川		
9	木庭橋	菊池川	23	妙見橋	白川	37	横石	球磨川	51	倉江橋	教良木川		
10	中富	菊池川	24	吉原橋	白川	38	金剛橋	球磨川	52	草積橋	亀川		
11	山鹿	菊池川	25	小島橋	白川	39	前川橋	前川	53	法泉寺橋	広瀬川		
12	白石	菊池川	26	白川合流前	黒川	40	藤田	川辺川	54	一町田橋	一町田川		
13	高田橋	迫間川	27	津留橋	緑川	41	川辺大橋	川辺川					
14	藤巻橋	合志川	28	上杉堰	緑川	42	氷川橋	氷川					

【海域(COD)】



【海域(全窒素・全磷)】



Ⅲ 地下水の水質汚濁に係る環境基準等

(平成 9 年 3 月 13 日環境庁告示第 10 号)

平 10 環告 23・平 11 環告 16・平 20 環告 41・平 21 環告 79・平 23 環告 95・平 24 環告 85・平 26 環告 40・平 26 環告 127
平 28 環告 31

平成 9 年 3 月に地下水の水質の総合的な保全を図るため、地下水の水質の汚濁に係る環境基準(地下水環境基準)が設定され、現在 28 項目が設定されています。環境基準は全ての地下水について一律に定められており、直ちに達成し維持するよう努めるものとされています(ただし、汚染が専ら自然的要因によることが明らかであると認められる場合を除きます。)

項 目	基 準 値	測 定 方 法
カドミウム	0.003 mg/L 以下	日本工業規格(以下「規格」という。) K0102 の 55.2、55.3 又は 55.4 に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格 K0102 の 38.1.2 及び 38.2 に定める方法、規格 K0102 の 38.1.2 及び 38.3 に定める方法又は規格 K0102 の 38.1.2 及び 38.5 に定める方法
鉛	0.01 mg/L 以下	規格 K0102 の 54 に定める方法
六価クロム	0.05 mg/L 以下	規格 K0102 の 65.2 に定める方法(ただし、規格 K0102 の 65.2.6 に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあっては、規格 K0170-7 の 7 の a)又は b)に定める操作を行うものとする。)
砒素	0.01 mg/L 以下	規格 K0102 の 61.2、61.3 又は 61.4 に定める方法
総水銀	0.0005 mg/L 以下	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号(水質汚濁に係る環境基準について)(以下「公共用水域告示」という。)付表 1 に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	公共用水域告示付表 2 に掲げる方法
PCB	検出されないこと。	公共用水域告示付表 3 に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
クロロエレン(塩化ビニルモノマー)	0.002 mg/L 以下	平成 9 年 3 月 13 日環境庁告示第 10 号付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	シス体にあつては規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法 トランス体にあつては規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
チウラム	0.006 mg/L 以下	公共用水域告示付表 4 に掲げる方法
シマジン	0.003 mg/L 以下	公共用水域告示付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下	公共用水域告示付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベンゼン	0.01 mg/L 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
セレン	0.01 mg/L 以下	規格 K0102 の 67.2、67.3 又は 67.4 に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下	硝酸性窒素にあつては規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格 K0102 の 43.1 に定める方法
ふっ素	0.8 mg/L 以下	規格 K0102 の 34.1 若しくは 34.4 に定める方法又は規格 34.1c) (注(6)第三文を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略することができる。)及び公共用水域告示付表 6 に掲げる方法
ほう素	1 mg/L 以下	規格 K0102 の 47.1、47.3 又は 47.4 に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下	公共用水域告示付表 7 に掲げる方法

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。
- 4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

要監視項目及び指針値

人の健康の保護に関連する物質ではあるが、公共用水域及び地下水における検出状況等からみて、直ちに環境基準項目とせず、引き続き知見の集積に努めるべきものについて「要監視項目」として位置づけられたもの（平成 5 年 3 月 8 日付け環水管第 21 号、環境庁水質保全局長通知）。平成 16 年 3 月 31 日付け環水企発第 040331003 号及び環水土発第 040331005 号、環境省水環境部長通知、平成 21 年 11 月 30 日付け環水大水発第 091130004 号及び 091130005 号、環境省水・大気環境局長通知にて、項目が追加されている。

項 目	指 針 値
クロロホルム	0.06 mg/L 以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06 mg/L 以下
p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/L 以下
イソキサチオン	0.008 mg/L 以下
ダイアジノン	0.005 mg/L 以下
フェニトロチオン	0.003 mg/L 以下
イソプロチオラン	0.04 mg/L 以下
オキシ銅	0.04 mg/L 以下
クロロタロニル	0.05 mg/L 以下
プロピザミド	0.008 mg/L 以下
EPN	0.006 mg/L 以下
ジクロルボス	0.008 mg/L 以下
フェノブカルブ	0.03 mg/L 以下
イプロベンホス	0.008 mg/L 以下
クロルニトロフェン	※1
トルエン	0.6 mg/L 以下
キシレン	0.4 mg/L 以下
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/L 以下
ニッケル	※2
モリブデン	0.07 mg/L 以下
アンチモン	0.02 mg/L 以下
エピクロロヒドリン	0.0004 mg/L 以下
全マンガン	0.2 mg/L 以下
ウラン	0.002 mg/L 以下

※1 平成 6 年 3 月 15 日 環水管第 43 号で指針値削除

※2 平成 11 年 2 月 22 日 環水企発第 58 号及び環水管第 49 号で指針値削除

【 特定施設・排水基準等 】

I 水質汚濁防止法に基づく特定施設・排水基準等

1 特定施設

No	業 種 及 び 特 定 施 設	有害 上乘せ
1	鉱業又は水洗炭業 イ 選 鉱 施 設 ロ 選 炭 施 設 ハ 坑水中和沈でん施設 ニ 掘削用の泥水分離施設 (S46. 6. 24)	○
1の2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設 イ 豚房施設 (豚房の総面積が 50 m ² 未満の事業場に係るものを除く。) ロ 牛房施設 (牛房の総面積が 200 m ² 未満の事業場に係るものを除く。) ハ 馬房施設 (馬房の総面積が 500 m ² 未満の事業場に係るものを除く。) (S47. 10. 1)	
2	畜産食料品製造業 イ 原料処理施設 ロ 洗淨施設 (洗びん施設を含む。) ハ 湯 煮 施 設	
3	水産食料品製造業 イ 水産動物原料処理施設 ロ 洗 淨 施 設 ハ 脱 水 施 設 ニ ろ 過 施 設 ホ 湯 煮 施 設	
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業 イ 原料処理施設 ロ 洗 淨 施 設 ハ 圧 搾 施 設 ニ 湯 煮 施 設	
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業 イ 原料処理施設 ロ 洗 淨 施 設 ハ 湯 煮 施 設 ニ 濃 縮 施 設 ホ 精 製 施 設 ヘ ろ 過 施 設	
6	小麦粉製造業の用に供する洗淨施設	
7	砂糖製造業 イ 原料処理施設 ロ 洗淨施設 (流送施設を含む。) ハ ろ 過 施 設 ニ 分 離 施 設 ホ 精 製 施 設	
8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう	
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	
10	飲料製造業 イ 原料処理施設 ロ 洗淨施設 (洗びん施設を含む。) ハ 搾 汁 施 設 ニ ろ 過 施 設 ホ 湯 煮 施 設 ヘ 蒸 留 施 設	
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業 イ 原料処理施設 ロ 洗 淨 施 設 ハ 圧 搾 施 設 ニ 真 空 濃 縮 施 設 ホ 水 洗 式 脱 臭 施 設	
12	動植物油脂製造業 イ 原料処理施設 ロ 洗 淨 施 設 ハ 圧 搾 施 設 ニ 分 離 施 設	

No	業 種 及 び 特 定 施 設	有害 上乘せ
13	イースト製造業 イ 原料処理施設 ロ 洗 浄 施 設 ハ 分 離 施 設	
14	でん粉又は化工でん粉の製造業 イ 原料浸せき施設 ロ 洗浄施設（流送施設を含む。） ハ 分 離 施 設 ニ 渋だめ及びこれに類する施設	
15	ぶどう糖又は水あめの製造業 イ 原料処理施設 ロ ろ 過 施 設 ハ 精 製 施 設	
16	麺類製造業の用に供する湯煮施設	
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設（納豆製造は該当しない）	
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	
18の2	冷凍調理食品製造業 イ 原料処理施設 ロ 湯 煮 施 設 ハ 洗 浄 施 設 (S57. 1. 1)	
18の3	たばこ製造業 イ 水洗式脱臭施設 ロ 洗 浄 施 設 (S57. 1. 1)	
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業 イ まゆ湯煮施設 ロ 副蚕処理施設 ハ 原料浸せき施設 ニ 精練機及び精練そう ホ シルケット機 ヘ 漂白機及び漂白そう ト 染 色 施 設 チ 薬液浸透施設 リ のり抜き施設 (S49. 12. 1)	○
20	洗毛業 イ 洗 毛 施 設 ロ 洗 化 炭 施 設	○
21	化学繊維製造業 イ 湿式紡糸施設 ロ リンター又は未精練繊維の薬液処理施設 ハ 原料回収施設	○
21の2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー (S57. 1. 1)	
21の3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設 (S57. 1. 1)	○
21の4	パーティクルボード製造業 イ 湿式バーカー ロ 接着機洗浄施設	○
22	木材薬品処理業 イ 湿式バーカー ロ 薬液浸透施設	○
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業 イ 原料浸せき施設 ロ 湿式バーカー ハ 碎 木 機 ニ 蒸 解 施 設 ホ 蒸解廃液濃縮施設 ヘ チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設 ト 漂 白 施 設 チ 抄紙施設（抄造施設を含む。） リ セロハン製膜施設 ヌ 湿式繊維板成型施設 ル 廃ガス洗浄施設	○

№	業 種 及 び 特 定 施 設	有害 上乘せ
23 の 2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業 イ 自動式フィルム現像洗浄施設 ロ 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設 (S57. 1. 1)	○
24	化学肥料製造業 イ ろ 過 施 設 ロ 分 離 施 設 ハ 水洗式破碎施設 ニ 塵ガス洗浄施設 ホ 湿式集じん施設	○
25	水銀電解法によるか性ソーダ又はか性カリの製造業 イ 塩水精製施設 ロ 電 解 施 設	○
26	無機顔料製造業 イ 洗 浄 施 設 ロ ろ 過 施 設 ハ カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機 ニ 群青製造施設のうち、水洗式分別施設 ホ 塵ガス洗浄施設	○
27	前 2 号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業 イ ろ 過 施 設 ロ 遠 心 分 離 機 ハ 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設 ニ 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設 ホ 無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設 へ 青酸製造施設のうち、反応施設 ト よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設 チ 海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設 リ バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設 ヌ 塵ガス洗浄施設 ル 湿式集じん施設	○
28	カーバイト法アセチレン誘導品製造業 イ 湿式アセチレンガス発生施設 ロ 酢酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸留施設 ハ ポリビニールアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸留施設 ニ アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸留施設 ホ 塩化ビニールモノマー洗浄施設 へ クロロプレンモノマー洗浄施設	○
29	コールタール製品製造業 イ ベンゼン類硫酸洗浄施設 ロ 静 置 分 離 器 ハ タール酸ソーダ硫酸分解施設	○
30	発酵工業（第 5 号、第 10 号及び第 13 号に掲げる事業を除く。） イ 原料処理施設 ロ 蒸 留 施 設 ハ 遠 心 分 離 機 ニ ろ 過 施 設	
31	メタン誘導品製造業 イ メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸留施設 ロ ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設 ハ フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設	○
32	有機顔料又は合成染料の製造業 イ ろ 過 施 設 ロ 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設 ハ 遠 心 分 離 機 ニ 塵ガス洗浄施設	○

№	業 種 及 び 特 定 施 設	有害 上乗せ
33	合成樹脂製造業 イ 縮合反応施設 ロ 水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 静置分離器 ホ 弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸留施設 ヘ ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸留施設 ト 中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設 チ ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設 リ 廃ガス洗浄施設 ヌ 湿式集じん施設	○
34	合成ゴム製造業 イ ろ過施設 ロ 脱水施設 ハ 水洗施設 ニ ラテックス濃縮施設 ホ スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器	○
35	有機ゴム薬品製造業 イ 蒸留施設 ロ 分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設	○
36	合成洗剤製造業 イ 廃酸分離施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設	○
37	前6号に掲げる事業以外の石油化学工業（石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第51号に掲げる事業を除く。） イ 洗浄施設 ロ 分離施設 ハ ろ過施設 ニ アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸留施設 ホ アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸留施設 ヘ アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ト イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸留施設及び硫酸濃縮施設 チ エチレンオキサイド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸留施設及び濃縮施設 リ 2-エチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコール製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸留施設 ヌ シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ル トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設 オ ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸留施設 ワ プロピレンオキサイド又はプロピレングリコールのけん化器 カ メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設 ヨ メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設 タ 廃ガス洗浄施設	○
38	石けん製造業 イ 原料精製施設 ロ 塩析施設	
38の2	界面活性剤製造業の用に供する反応施設（1,4-ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く。） (H24. 5. 25)	
39	硬化油製造業 イ 脱酸施設 ロ 脱臭施設	
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸留施設	
41	香料製造業 イ 洗浄施設 ロ 抽出施設	○

№	業 種 及 び 特 定 施 設	有害 上乘せ
42	ゼラチン又はにかわの製造業 イ 原料処理施設 ロ 石灰づけ施設 ハ 洗 浄 施 設	
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	○
44	天然樹脂製品製造業 イ 原料処理施設 ロ 脱 水 施 設	○
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸留施設	
46	第 28 号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業 イ 水 洗 施 設 ロ ろ 過 施 設 ハ ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設 ニ 廃ガス洗浄施設	○
47	医薬品製造業 イ 動物原料処理施設 ロ ろ 過 施 設 ハ 分 離 施 設 ニ 混合施設(第 2 条各号に掲げる物質を含有する物を混合するものに限る。以下同じ) ホ 廃ガス洗浄施設	○
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	○
49	農薬製造業の用に供する混合施設	○
50	第 2 条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	○
51	石油精製業(潤滑油再生業を含む。) イ 脱 塩 施 設 ロ 原油常圧蒸りゅう施設 ハ 脱 硫 施 設 ニ 揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設 ホ 潤滑油洗浄施設	○
51 の 2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業(防振ゴム製造業を除く。)、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設 (S57. 1. 1)	○
51 の 3	医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設 (S57. 1. 1)	○
52	皮革製造業 イ 洗 浄 施 設 ロ 石灰づけ施設 ハ タンニンづけ施設 ニ クロム浴施設 ホ 染 色 施 設	○
53	ガラス又はガラス製品の製造業 イ 研 磨 洗 浄 施 設 ロ 廃ガス洗浄施設	○
54	セメント製品製造業 イ 抄 造 施 設 ロ 成 型 機 ハ 水養生施設(蒸気養生施設を含む。)	○
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント	○
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	○
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	○
58	窯業原料(うわ薬原料を含む。)の精製業 イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設 ハ 酸 処 理 施 設 ニ 脱 水 施 設	○
59	碎石業 イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設	
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	

No	業 種 及 び 特 定 施 設	有害 上乗せ
61	鉄鋼業 イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設 ハ 圧 延 施 設 ニ 焼 入 れ 施 設 ホ 湿式集じん施設	○
62	非鉄金属製造業 イ 還 元 そ う ロ 電解施設（熔融塩電解施設を除く。） ハ 焼 入 れ 施 設 ニ 水 銀 精 製 施 設 ホ 廃ガス洗浄施設 ヘ 湿式集じん施設	○
63	金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む。） イ 焼 入 れ 施 設 ロ 電解式洗浄施設 ハ カドミウム電極又は鉛電極の化成施設 ニ 水 銀 精 製 施 設 ホ 廃ガス洗浄施設	○
63 の 2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設 (S57. 1. 1)	○
63 の 3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設 (H13. 7. 1)	
64	ガス供給業又はコークス製造業 イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設（脱硫化水素施設を含む。）	○
64 の 2	水道施設（水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 3 条第 8 項に規定するものをいう。）、工業用水道施設（工業用水道事業法（昭和 33 年法律第 84 号）第 2 条第 6 項に規定するものをいう。）又は自家用工業用水道（同法第 21 条第 1 項に規定するものをいう。）の施設のうち、浄水施設（これらの浄水能力が 1 日当たり 1 万立方メートル未満の事業場に係るものを除く。） イ 沈 で ん 施 設 ロ ろ 過 施 設 (S51. 6. 1)	
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	○
66	電気めっき施設	○
66 の 2	エチレンオキサイド又は 1,4-ジオキサンの混合施設（前各号に該当するものを除く。） (H24. 5. 25)	
66 の 3	旅館業（旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 2 条第 1 項に規定するもの（下宿営業を除く。）をいう。） イ ちゅう房施設 ロ 洗 濯 施 設 ハ 入 浴 施 設 (S49. 12. 1)	
66 の 4	共同調理場（学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号）第 5 条の 2 に規定する施設をいう。以下同じ。）に設置されるちゅう房施設（業務の用に供する部分の総床面積（以下単に「総床面積」という。）が 500 m ² 未満の事業場に係るものを除く。） (S63. 10. 1)	
66 の 5	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設（総床面積が 360 m ² 未満の事業場に係るものを除く。） (S63. 10. 1)	
66 の 6	飲食店（次号及び第 66 号の 7 に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が 420 m ² 未満の事業場に係るものを除く。） (S63. 10. 1)	
66 の 7	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店（次号に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が 630 m ² 未満の事業場に係るものを除く。） (S63. 10. 1)	
66 の 8	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設（総床面積が 1,500 m ² 未満の事業場に係るものを除く。） (S63. 10. 1)	
67	洗濯業の用に供する洗浄施設（コインランドリーは含まない）	○
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	○
68 の 2	病院（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定するものをいう。以下同じ。）（病床数が 300 床未満のものを除く。） イ ちゅう房施設 ロ 洗 淨 施 設 ハ 入 浴 施 設 (S54. 5. 10)	○
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	

No	業 種 及 び 特 定 施 設	有害 上乗せ
69 の 2	中央卸売市場（卸売市場法（昭和 46 年法律第 35 号）第 2 条第 3 項に規定するものをいう。）に設置される施設（水産物に係るものに限る。） イ 卸 売 場 ロ 仲 卸 売 場 (S51. 6. 1)	
69 の 3	地方卸売市場（卸売市場法第 2 条第 4 項に規定するもの（卸売市場法施行令（昭和 46 年政令第 221 号）第 2 条第 2 号に規定するものを除く。）をいう。）に設置される施設であって、次に掲げるもの（水産物に係るもの限り、これらの総面積が 1,000 m ² 未満の事業場に係るものを除く。） イ 卸 売 場 ロ 仲 卸 売 場 (S57. 7. 1)	○
70	廃油処理施設（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年法律第 136 号）第 3 条第 14 号に規定するものをいう。）	○
70 の 2	自動車分解整備事業（道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 77 条に規定するものをいう。以下同じ。）の用に供する洗車施設（室内作業場の総面積が 800 m ² 未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。） (S57. 1. 1)	○
71	自動式車両洗淨施設	
71 の 2	科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設 イ 洗 淨 施 設 ロ 焼 入 れ 施 設 (総理府令で定める事業場) 1 国又は地方公共団体の試験研究機関（人文科学のみに係るものを除く。） 2 大学及びその附属試験研究機関（人文科学のみに係るものを除く。） 3 学術研究（人文科学のみに係るものを除く。）又は製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う研究所（前 2 号に該当するものを除く。） 4 農業、水産又は工業に関する学科を含む専門教育を行う高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校、職員訓練施設又は職業訓練施設 5 保 健 所 6 検 疫 所 7 動物検疫所 8 植物防疫所 9 家畜保健衛生所 10 検査業に属する事業場 11 商品検査業に属する事業場 12 臨床検査業に属する事業場 13 犯罪鑑識施設 (S49. 12. 1)	○
71 の 3	一般廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 8 条第 1 項に規定するものをいう。）である焼却施設（処理能力が 1 日 5 トン未満のものを除く。） (S54. 5. 10)	○
71 の 4	産業廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条第 1 項に規定するものをいう。）のうち、次に掲げるもの イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）第 7 条第 1 号、第 3 号から第 6 号まで、第 8 号又は第 11 号に掲げる施設であって、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 2 条第 4 項に規定する産業廃棄物の処理を業として行うもの（同法第 14 条第 4 項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第 14 条の 4 第 4 項のただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。）をいう。）が設置するもの。 ロ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 7 条第 12 号から第 13 号までに掲げる施設 (H10. 6. 17)	○
71 の 5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗淨施設（前各号に該当するものは除く。）（コインランドリーを含む） (H3. 10. 1, H12. 3. 1)	○
71 の 6	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設（前各号に該当するものは除く。） (H3. 10. 1, H12. 3. 1)	○
72	し尿処理施設（建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 32 条第 1 項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が 500 人以下のし尿浄化そうを除く。）	
73	下水道終末処理施設	
74	特定事業場から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前 2 号に掲げるものを除く。）	○

備考 1 有害物質を製造し、使用し、又は処理する特定施設を有害物質使用特定施設という。

備考 2 () 内の年月日は、特定施設となった日をいい、() 内のない特定施設は、すべて (S46. 6. 24)。

備考 3 有害上乗せ：水質汚濁防止法第 3 条第項の規定に基づき排水基準を定める条例の有害物質に係る上乗せ。

2 排水基準

(1) 排水規制の法体系

公共用水域の水質汚濁防止のため、水質汚濁防止法に基づき、特定施設を有する工場、事業場に対して全国一律の排水基準が定められている。

また、熊本県においては一律基準では公共用水域の水質保全及び環境基準の維持達成に不十分とされる水域においては、上乘せ排水基準を設定し、排水規制の強化を図っている。さらに熊本県生活環境の保全等に関する条例や熊本県地下水保全条例で、対象施設を追加し、排水規制を行っている。

【水質汚濁防止法】

水質汚濁防止法では、排水基準とし、カドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質《健康項目》、化学的酸素要求量その他の生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質が定められている。

対象施設 特定施設 (p45~51)

《健康項目》カドミウム (Cd)、シアン (CN)、水銀 (Hg)、PCB、トリクロロエチレン等 28 項目

◎水質汚濁防止法の対象となる工場・事業場の全てに適用される。(全国一律)

◎県条例で上乘せ排水基準が設定されているが、一部の施設には上乘せは適用しない。(注2)

ア 一律基準 県下全域 (p55) ⇒ **【基準①】**

イ 上乘せ基準 県下全域 (水質汚濁防止法第3条第3項) (p58) ⇒ **【基準②】**

注1 項目: Cd, CN, Hg, PCB, トリクロロエチレン等 22 項目

注2 水質汚濁防止法施行令 (昭和 46 年政令第 188 号) 別表第一のうち次の各号には適用しない。

1-2 (畜産)、2~18-3 (食料品製造)、21-2、30、38~40、42、45、59 (砕石)、60 (砂利)、63-3 (火力発電)、64-2、66-2 (旅館)、66-3~66-7、69 (と畜場)、69-2、69-3、71 (車両洗浄)、72 (し尿)、73 (下水) ※特定施設一覧 (p45~有害上乘せ参照)

《生活環境項目》(pH, BOD, COD, SS, n-ヘキサン抽出物質含有量, 大腸菌群数, 窒素含有量 (T-N), 燐含有量 (T-P) 等 15 項目)

◎水質汚濁防止法では排水量 50 m³/日以上の場合に適用とされているが、県条例で 20~50 m³/日以上の場合にも適用されるよう裾下げ (法令上は上乘せ※) されている (一部の項目除く)。

◎排水量 50 m³/日以上 1000 m³/日未満の場合、排水量 1000 m³/日の場合にはそれぞれ、県条例で上乘せ排水基準が設定されている。

ア 一律基準 県下全域 (水質汚濁防止法第3条) (p59) ⇒ **【基準③】**

・排水量 50 m³/日以上について適用

・T-N, T-P については、有明海、八代海、洋角湾及び瀬戸内海並びにこれらに流入する公共用水域に排出す排出する特定事業場に限る。(天草西海水域は除く。)

イ 上乘せ基準 有明海・八代海 (有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律に基づく指定地域) 並びにこれらに流入する公共用水域に排出する特定事業場に限る。(水質汚濁防止法第3条第3項)

・排水量 50 m³/日以上 1,000 m³/日未満 (p63) ⇒ **【基準④】**

・排水量 1,000 m³/日以上 (p64) ⇒ **【基準⑤】**

ウ 裾下げ (法令上は上乘せ) 基準 県下全域 (水質汚濁防止法第3条第3項)

・排水量が排水量 20 m³/日以上 50 m³/日未満 (p65) ⇒ **【基準⑥】**

【熊本県生活環境の保全等に関する条例】

対象施設 7 施設 (p66)

《生活環境項目》 (pH, BOD, COD, SS, n-ヘキサン抽出物質含有量等 14 項目)

- ア **一律基準** 県下全域 (熊本県生活環境の保全等に関する条例第 29 条) → **【基準⑦】**
 ・排水量が 50 m³/日以上 (p67)
- イ **上乗せ基準** 県下全域 (熊本県生活環境の保全等に関する条例第 29 条) → **【基準⑧】**
 ・排水量が 20 m³/日以上 50 m³/日未満 (p68)

【熊本県地下水保全条例】

対象施設 対象化学物質を業として使用し、指定する業種に該当する工場、事業場

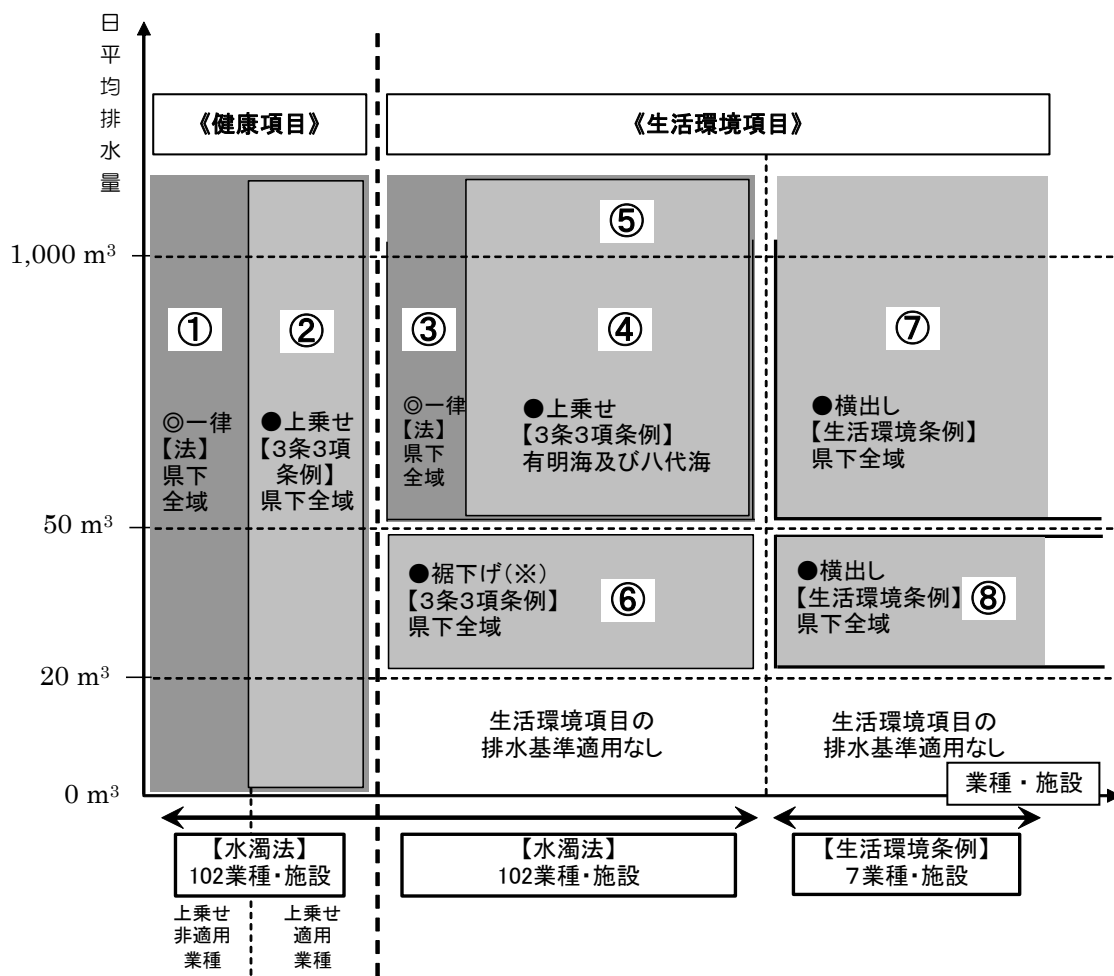
鉱業：4 業種、製造業：20 業種、卸売小売業：1 業種、サービス業：15 業種、公務：1 業種、計 41 業種

対象化学物質

《健康項目》 Cd, CN, Hg, PCB, トリクロロエチレン, Se 等 23 項目

- ア 地下浸透の禁止 (熊本県地下水保全条例第 16 条)
- イ 排水水の排出の制限：特別排水基準 (熊本県地下水保全条例第 16 条)

(参考) 排水量と適用排水基準 (上乗せ・横だし) 概念図



(2) 水に関する基準の概要

(単位 mg/L)

項目※1 (有害物質等の種類)	水質汚濁防止法			県上乗せ 条 例 (法・排水)	県地下水保全条例			環境基準		
	排 水	地下浸透	浄化基準		排 水	地下浸透※2	浄化基準	河川、海域	地下水	
カドミウム及びその化合物	0.03	検 出 さ れ な い こ と	0.003	0.01	0.01	0.001	0.003	0.003	0.003	
シアン化合物	1		検出されないこと	0.1	0.1	0.1	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	
有機リン化合物	1		検出されないこと	0.1	0.1	0.1	検出されないこと	—	—	
鉛及びその化合物	0.1		0.01	0.05	0.05	0.005	0.01	0.01	0.01	
六価クロム化合物	0.5		0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	
砒素及びその化合物	0.1		0.01	0.01	0.01	0.005	0.01	0.01	0.01	
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	0.005		0.0005	0.0005	0.0005	0.0005	0.0005	0.0005	0.0005	
アルキル水銀化合物	検出されないこと		検出されないこと	—	検出されないこと	0.0005	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	
ポリ塩化ビフェニル	0.003		検出されないこと	0.0005	0.0005	0.0005	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	
トリクロロエチレン	0.1		0.01	0.03	0.03	0.002	0.01	0.01	0.01	
テトラクロロエチレン	0.1		0.01	0.01	0.01	0.0005	0.01	0.01	0.01	
ジクロロメタン	0.2		0.02	0.02	0.02	0.002	0.02	0.02	0.02	
四塩化炭素	0.02		0.002	0.002	0.002	0.0002	0.002	0.002	0.002	
1,2-ジクロロエタン	0.04		0.004	0.004	0.004	0.0004	0.004	0.004	0.004	
1,1-ジクロロエチレン	1		0.1	0.02	0.02	0.002	0.02	0.1	0.1	
1,2-ジクロロエチレン	—		0.04	—	—	—	0.04	—	0.04	
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4		—	—	0.04	0.04	0.004	—	0.04	
1,1,1-トリクロロエタン	3		検 出 さ れ な い こ と	1	0.3	0.3	0.0005	1	1	1
1,1,2-トリクロロエタン	0.06			0.006	0.006	0.006	0.0006	0.006	0.006	0.006
1,3-ジクロロプロペン	0.02	0.002		0.002	0.002	0.0002	0.002	0.002	0.002	
チウラム	0.06	0.006		0.006	0.006	0.0006	0.006	0.006	0.006	
シマジン	0.03	0.003		0.003	0.003	0.0003	0.003	0.003	0.003	
チオベンカルブ	0.2	0.02		0.02	0.02	0.002	0.02	0.02	0.02	
ベンゼン	0.1	0.01		0.01	0.01	0.001	0.01	0.01	0.01	
セレン及びその化合物	0.1	0.01		—	0.1	0.002	0.01	0.01	0.01	
ほう素及びその化合物	10その他 230 海域	1		—	—	—	—	1	1	
ふっ素及びその化合物	8その他 15 海域	0.8		—	—	—	—	0.8	0.8	
アンモニア、アンモニウム 化合物、亜硝酸化合物 及び硝酸化合物※3	100	10		—	—	—	—	—	—	
塩化ビニルモノマー	—	0.002		—	—	—	—	—	0.002	
1,4-ジオキサン	0.5	0.05		—	—	—	—	0.05	0.05	
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	—	—	—	—	—	—	10	10		

※1 項目名は水質汚濁防止法施行令第二条に掲げる物質名等を記載。環境基準は表記が異なる物質がある。

※2 県地下水保全条例の地下浸透基準は、記載数値未満。(その他の基準は記載数値以下。)

※3 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物の定量限界値(水質汚濁防止法の地下浸透基準値)は、アンモニア又はアンモニウム化合物にあっては、アンモニア性窒素 0.7 mg/L、亜硝酸化合物にあっては亜硝酸性窒素 0.2 mg/L、硝酸化合物にあっては硝酸性窒素 0.2 mg/L

(3) 水質汚濁防止法に基づく排水基準

ア【有害物質の排水基準】 - 1 <全国一律> (排水基準を定める省令別表第一)

基準①

項 目		許 容 限 度	検 定 方 法
カドミウム及びその化合物		カドミウム 0.03 mg/L	排水基準を定める省令 (昭和 46 年総理府令第 35 号)第 2 条の規定に基 づき、環境大臣が定める 排水基準に係る検定方法
シアン化合物		シアン 1 mg/L	
有機燐化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、 メチルジメトン及び EPN に限る)		1 mg/L	
鉛及びその化合物		鉛 0.1 mg/L	
六価クロム化合物		六価クロム 0.5 mg/L	
砒素及びその化合物		砒素 0.1 mg/L	
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		水銀 0.005 mg/L	
アルキル水銀化合物		検出されないこと	
ポリ塩化ビフェニル		0.003 mg/L	
トリクロロエチレン		0.1 mg/L	
テトラクロロエチレン		0.1 mg/L	
ジクロロメタン		0.2 mg/L	
四塩化炭素		0.02 mg/L	
1, 2 - ジクロロエタン		0.04 mg/L	
1, 1 - ジクロロエチレン		1 mg/L	
シス - 1, 2 - ジクロロエチレン		0.4 mg/L	
1, 1, 1 - トリクロロエタン		3 mg/L	
1, 1, 2 - トリクロロエタン		0.06 mg/L	
1, 3 - ジクロロプロペン		0.02 mg/L	
チウラム		0.06 mg/L	
シマジン		0.03 mg/L	
チオベンカルブ		0.2 mg/L	
ベンゼン		0.1 mg/L	
セレン及びその化合物		セレン 0.1 mg/L	
ほう素及び その化合物	海域以外の公共用水域に排出	ほう素 10 mg/L	
	海域に排出	ほう素 230 mg/L	
ふつ素及び その化合物	海域以外の公共用水域に排出	ふつ素 8 mg/L	
	海域に排出	ふつ素 15 mg/L	
アンモニア、アンモ ニウム化合物、亜硝 酸化合物及び硝酸 化合物	1 リットルにつきアンモニア 性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜 硝酸性窒素及び硝酸性窒素の 合計量	100 mg/L	
1,4-ジオキサン		0.5 mg/L	
備考			
1 「検出されないこと」とは、排水基準を定める省令第 2 条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。			
2 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和 49 年 11 月 12 日政令第 363 号、昭和 49 年 12 月 1 日施行）の施行の際現にゆう出している温泉（温泉法（昭和 23 年法律第 125 号）第 2 条第 1 項に規定するものをいう。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。			

ア【有害物質の排水基準】 - 2<暫定> (排水基準を定める省令附則別表)

「カドミウム及びその化合物」、「ほう素及びその化合物」、「ふっ素及びその化合物」、「アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物」、「1, 4-ジオキサン」については、業種によって一般基準より緩やかな“暫定排水基準”が定められており、次表の暫定排水基準値が平成 31 年 6 月 30 日まで（「カドミウム及びその化合物」、「1, 4-ジオキサン」については備考参照）適用されます。

項目	業種その他の区分	許容限度
カドミウム及びその化合物 (単位 カドミウムの量に関して、一リットルにつきミリグラム)	金属鉱業	0.08
	非鉄金属第一次製錬・精製業（亜鉛に係るものに限る）	0.09
	非鉄金属第二次製錬・精製業（亜鉛に係るものに限る）	0.09
	溶融めっき業（溶融亜鉛めっきを行うものに限る）	0.1
ほう素及びその化合物 (単位 ほう素の量に関して、一リットルにつきミリグラム)	電気めっき業（海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	30
	ほうろう鉄器製造業（海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	40
	うわ薬製造業（ほうろううわ薬を製造するものであり、かつ、海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	
	貴金属製造・再生業（海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	
	下水道業（旅館業（温泉（温泉法（昭和 23 年法律第 125 号）第 2 条第 1 項に規定する温泉をいう。以下同じ。）を利用するものに限る。）に属する下水道法上の特定事業場から排出される水を受け入れており、かつ、海域以外の公共用水域に排水を排出するものであって、一定の条件に該当するものに限る。）	50
	金属鉱業（海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	100
	うわ薬製造業（うわ薬瓦の製造に使用するうわ薬を製造するものであり、かつ、海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	140
	旅館業（温泉を利用するものに限る。）	500
ふっ素及びその化合物 (単位 ふっ素の量に関して、一リットルにつきミリグラム)	ほうろう鉄器製造業（海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	12
	うわ薬製造業（ほうろううわ薬を製造するものであり、かつ、海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	
	電気めっき業（1 日当たりの平均的な排水の量が 50 立方メートル以上であり、かつ、海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	15
	旅館業（1 日当たりの平均的な排水の量が 50 立方メートル以上であり、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和 49 年政令第 363 号。以下「改正政令」という。）の施行の際現にゆう出していなかった温泉を利用するもので、海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	
	旅館業（温泉（自然に湧出しているもの(掘削により湧出させたものを除く。以下同じ。)を除く。以下この欄において同じ。)を利用するものであって一日当たりの平均的な排水の量が 50 立方メートル未満であるもの又は改正政令の施行の際現に湧出していた温泉を利用するものに限る。）	30
	旅館業（温泉（自然に湧出しているものに限る。以下この欄において同じ。）を利用するものであって、一日当たりの平均的な排水の量が 50 立方メートル未満であるもの又は改正政令の施行の際現に湧出していた温泉を利用するものに限る。）	50
	電気めっき業（1 日当たりの平均的な排水の量が 50 立方メートル未満であるものに限る。）	40
1, 4-ジオキサン	エチレンオキサイド製造業	6
	エチレングリコール製造業	6

項目	業種その他の区分	許容限度
硝酸性窒素の合計量に関して、一リットルにつきミリグラム) (単位 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物に○・四を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び	下水道業（特定公共下水道に係るものであり、かつモリブデン化合物製造業、ジルコニウム化合物製造業に属する下水道法上の特定事業場から排出される水を受け入れるものに限る。）	130
	酸化コバルト製造業	160
	畜産農業	600
	ジルコニウム化合物製造業	700
	モリブデン化合物製造業	1500
	バナジウム化合物製造業	1650
	貴金属製造・再生業	2900

備考

- この表の左欄に掲げる有害物質の種類ごとに同表の中欄に掲げる業種その他区分に属する工場又は事業場が同時に他の業種その他の区分に属する場合において、改正後の省令別表第 1 又はこの表によりその業種その他の区分につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、当該工場又は事業場に係る排出水については、それらの排水基準のうち、最大の許容限度のものを適用する。
- ほう素及びその化合物の項中下水道業において、「一定のもの」とは、特定事業場であって、次の算式により計算された値が 10 を超えるものをいう。

$$\frac{\sum C_i \cdot Q_i}{Q}$$

この式において、 C_i 、 Q_i 及び Q は、それぞれ次の値を表すものとする。

- C_i 当該下水道終末処理施設を設置している特定事業場（以下 2 において「当該下水道」という。）に水を排出する旅館業に属する特定事業場ごとの当該下水道へ排出される水のほう素及びその化合物による汚染状態の通常の値（単位ほう素の量に関して、1 リットルにつきミリグラム）
- Q_i 当該特定事業場から当該下水道に排出される水の通常量（単位 1 日につき立方メートル）
- Q 当該下水道から排出される排出水の通常量（単位 1 日につき立方メートル）

- 「カドミウム及びその化合物」暫定排水基準の適用期間
金属鉱業は平成 31 年 11 月 30 日まで
溶融めっき業（溶融亜鉛めっきを行うものに限る）は平成 29 年 11 月 30 日まで
非鉄金属第一次製錬・精製業及び非鉄金属第二次製錬・精製業は平成 29 年 11 月 30 日まで
- 「1, 4-ジオキサン」暫定排水基準の適用期間
平成 30 年 5 月 24 日まで

(参考) 排水基準を定める省令（昭和 46 年 6 月 21 日総理府令第 35 号）第 2 条の規定に基づき環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和 49 年 9 月 30 日環境庁告示第 64 号）改正概要

- 昭和 50 年 2 月 3 日環境庁告示第 4 号（PCB の追加、ppm を mg/L に改訂）
- 昭和 52 年 8 月 26 日環境庁告示第 37 号（別表解除等）
- 昭和 57 年 3 月 27 日環境庁告示第 42 号（分析方法全面改訂 Cd~PCB、pH~n-ヘキサン）
- 昭和 60 年 5 月 30 日環境庁告示第 28 号（窒素、^{リン}の排水規制：湖沼）
- 平成元年 4 月 3 日環境庁告示第 18 号（TCE・PCE 追加）
- 平成 5 年 8 月 27 日環境庁告示第 65 号（海域の窒素^{リン}環境基準、同排水基準）
- 平成 6 年 1 月 25 日環境庁告示第 2 号（追加 13 物質：ジクロロメタン~セレン）
- 平成 7 年 3 月 30 日環境庁告示第 20 号（JIS 改正に伴う検定方法の改正）
- 平成 13 年 6 月 13 日環境省令第 21 号（ほう素及びその化合物等 3 項目追加）
- 平成 15 年 1 月 22 日環境省令第 1 号（セレン、鉛の暫定排水基準の改正）

平成 15 年 9 月 12 日環境省令第 22 号 (海域の窒素、^{りん}燐の暫定排水基準の改正)
 平成 16 年 5 月 31 日環境省令第 16 号 (ほう素及びその化合物等 3 項目の暫定排水基準の改正)
 平成 24 年 5 月 23 日環境省令第 14 号 (1,4-ジオキサンの追加改正)
 平成 26 年 11 月 4 日環境省令第 30 号 (カドミウム及びその化合物の暫定排水基準)
 平成 27 年 5 月 1 日環境省令第 20 号 (1,4-ジオキサンの暫定排水基準の改正)
 平成 27 年 9 月 18 日環境省令第 33 号 (トリクロロエチレンの排水基準の改正)
 平成 28 年 6 月 16 日環境省令第 15 号 (ほう素及びその化合物等 3 項目の暫定排水基準の改正)
 平成 28 年 11 月 15 日環境省令第 25 号 (カドミウム及びその化合物の暫定排水基準の改正)

基準②

ア【有害物質の排水基準】 - 3<上乘せ>

水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定に基づき排水基準を定める条例に基づく有害物質に係る上乘せ排水基準(別表第 2)
 (県下全域)

項 目	許 容 限 度	検 定 方 法
カドミウム及びその化合物	カドミウム 0.01 mg/L	排水基準を定める省令 (昭和 46 年総理府令第 35 号) 第 2 条の規定に基づき、環境大臣が定める排水基準に係る検定方法
シアン化合物	シアン 0.1 mg/L	
有機 ^{りん} 燐化合物 〔パラチオン、メチルパラチオン、 メチルジメトン及び EPN に限る。〕	0.1 mg/L	
鉛及びその化合物	鉛 0.05 mg/L	
六価クロム化合物	六価クロム 0.05 mg/L	
砒素 ^ひ 及びその化合物	砒素 0.01 mg/L	
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀 0.0005 mg/L	
ポリ塩化ビフェニル	0.0005 mg/L	
トリクロロエチレン	0.03 mg/L	
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L	
ジクロロメタン	0.02 mg/L	
四塩化炭素	0.002 mg/L	
1, 2 - ジクロロエタン	0.004 mg/L	
1, 1 - ジクロロエチレン	0.02 mg/L	
シス - 1, 2 - ジクロロエチレン	0.04 mg/L	
1, 1, 1 - トリクロロエタン	0.3 mg/L	
1, 1, 2 - トリクロロエタン	0.006 mg/L	
1, 3 - ジクロロプロペン	0.002 mg/L	
チウラム	0.006 mg/L	
シマジン	0.003 mg/L	
チオベンカルブ	0.02 mg/L	
ベンゼン	0.01 mg/L	

備考 この表に掲げる上乘せ排水基準は、水質汚濁防止法施行令(昭和 46 年政令第 188 号)別表第 1 第 1 号、第 19 号、第 20 号、第 21 号、第 21 号の 3、第 21 号の 4、第 22 号、第 23 号、第 23 号の 2、第 24 号、第 25 号、第 26 号、第 27 号、第 28 号、第 29 号、第 31 号、第 32 号、第 33 号、第 34 号、第 35 号、第 36 号、第 37 号、第 41 号、第 43 号、第 44 号、第 46 号、第 47 号、第 48 号、第 49 号、第 50 号、第 51 号、第 51 号の 2、第 51 号の 3、第 52 号、第 53 号、第 54 号、第 55 号、第 56 号、第 57 号、第 58 号、第 61 号、第 62 号、第 63 号、第 63 号の 2、第 64 号、第 65 号、第 66 号、第 67 号、第 68 号、第 68 号の 2、第 70 号、第 70 号の 2、第 71 号の 2、第 71 号の 3、第 71 号の 4、第 71 号の 5、第 71 号の 6 又は第 74 号に掲げる施設を設置する特定事業場に限り適用する。
 ※p43～49 水質汚濁防止法に基づく特定施設を参照

(参考) 改正経緯

平成 2 年 10 月 2 日 熊本県条例第 51 号 Cd～PCE までの上乘せ：施行平成 3 年 4 月 1 日

平成 8 年 3 月 25 日 熊本県条例第 22 号 ジクロロメタン～ベンゼンの上乗せ：施行平成 8 年 10 月 1 日

項 目	許容限度		検 定 方 法
	日間平均	最 大	
水素イオン濃度 (pH)	海域以外 海 域	5.8~8.6 5.0~9.0	排水基準を定める省令 (昭和46年総理府令第35号)第2条の規定に基づき環境大臣が定める排水基準に係る検定方法
生物化学的酸素要求量 (BOD)	120 mg/L	160 mg/L	
化学的酸素要求量 (COD)	120 mg/L	160 mg/L	
浮遊物質 (SS)	150 mg/L	200 mg/L	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱油類含有量	5 mg/L	
	動植物油脂類含有量	30 mg/L	
フェノール類含有量		5 mg/L	
銅含有量 (Cu)		3 mg/L	
亜鉛含有量 (Zn)		2 mg/L	
溶解性鉄含有量 (Fe)		10 mg/L	
溶解性マンガン含有量 (Mn)		10 mg/L	
クロム含有量 (Cr)		2 mg/L	
大腸菌群数	3,000 個/cm ³		
窒素含有量 (N)	60 mg/L	120 mg/L	
りん 磷含有量 (P)	8 mg/L	16 mg/L	

備考1 「日間平均」による許容限度は、一日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。

- 2 この表に掲げる排水基準は、一日当たりの平均的な排出水の量が 50 立方メートル以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。
- 3 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排出水については適用しない。
- 4 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際（昭 49. 12. 1）現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間適用しない。
- 5 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。
- 6 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって、水の塩素イオン含有量が 1 リットルにつき 9,000 ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。
- 7 磷含有量についての排水基準は、磷が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。

窒素含有量又は^{りん}含有量についての排水基準に係る湖沼

(昭和 60.5.30 環告 27、平成 16.5.24 環告 38、平成 22.7.27 環告 42)

湖 沼 名	所 在 地	窒素規制	^{りん} 規 制
亀川ダム貯水池	天草市		○
楠浦ダム貯水池	天草市		○
第一ヤイラギダム貯水池	天草市		○
第二ヤイラギダム貯水池	天草市		○
姫ノ河内ダム貯水池	天草市		○
五和東部ダム貯水池	天草市		○
上津浦ダム貯水池	天草市		○
教良木ダム貯水池	上天草市		○
竜門ダム貯水池	菊池市		○
立岡ため池	宇土市及び宇城市松橋町		○
石打ダム貯水池	宇城市三角町		○
萩尾大ため池	宇城市松橋町及び同市豊野町		○
緑川ダム貯水池	下益城郡美里町及び上益城郡山都町	○	○
下釜ダム貯水池	阿蘇郡小国町並びに大分県日田郡中津江村及び同郡上津江村		○
松原ダム貯水池	阿蘇郡小国町並びに大分県日田郡中津江村、同郡大山町及び同郡天瀬町	○	○
大谷ダム貯水池	阿蘇郡高森町		○
深迫ダム貯水池	上益城郡益城町		○
油谷ダム貯水池	八代市		○
氷川ダム貯水池	八代市		○
清願寺ダム貯水池	球磨郡あさぎり町		○
市房ダム貯水池	球磨郡水上村		○
内谷ダム貯水池	球磨郡五木村		○
都呂々ダム貯水池	天草郡苓北町		○

窒素及び^{りん}の規制に係る対象海域

本県の特定事業場が関係する海域は次の海域である。
有明海、八代海、羊角湾、瀬戸内海

イ【生活環境項目の排水基準】 - 2 <暫定基準>

窒素及び^{りん}含有量に係る暫定基準（有明海、八代海、羊角湾、瀬戸内海に直接又は流入する河川に排出する事業場を対象）
 （一般排水基準に対応することが著しく困難と認められる次の業種については、平成 30 年 9 月 30 日まで
 の間暫定基準が設けられている。）

〔窒素〕

(単位 mg/L)

業 種	許 容 限 度	
	最 大 値	日 間 平 均 値
天然ガス鉱業	160	150
畜産農業（豚房施設を有するもの）	170	140
その他の無機化学工業製品製造業の一部		
酸化コバルト製造業	400	120
バナジウム化合物製造業（バナジウム化合物の塩析工程を有するものに限る）	4250	3500
モリブデン化合物製造業（モリブデン化合物塩析工程を有するものに限る）	4250	3500

〔^{りん}〕

(単位 mg/L)

業 種	許 容 限 度	
	最 大 値	日 間 平 均 値
畜産農業（豚房施設を有するもの）	25	20

備考

- この表に掲げる窒素含有量についての排水基準は、窒素が海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として別表第二（排水基準を定める省令（昭和 46 年 6 月 21 日総理府令第 35 号）別表第二 以下同じ。）の備考 6 に基づき環境大臣が定める海域及びこれに流入する公共用水域（窒素に係る特定湖沼及びこれに流入する公共用水域を除く。）に排出される排出水に限って適用する。
- この表に掲げる^{りん}含有量についての排水基準は、^{りん}が海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として別表第二の備考 7 に基づき環境大臣が定める海域及びこれに流入する公共用水域（^{りん}に係る特定湖沼及びこれに流入する公共用水域を除く。）に排出される排出水に限って適用する。
- この表に掲げる業種に属する工場又は事業場が同時に他の業種に属する場合において、別表第二又はこの表によりその業種につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、当該工場又は事業場に係る排出水については、それらの排水基準のうち、最大の許容限度のものを適用する。
- この表に掲げる排水基準は、工場又は事業場に係る汚水等を処理する事業場に係る排出水については、当該事業場が当該工場又は事業場の属する業種に属するものとみなして適用する。この場合において、別表第二又はこの表により当該工場又は事業場が属する業種につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、3 の規定を準用する。

亜鉛に係る暫定基準（平成 33 年 12 月 10 日まで適用）

(単位 mg/L)

業 種	許 容 限 度
金属鉱業	5
電気めっき業	
下水道業（金属鉱業又は電気めっき業に属する特定事業場（下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 12 条の 2 第 1 項に規定する特定事業場をいう。備考第二項において「下水道法上の特定事業場」という。）から排出される水を受け入れているものであって、一定の条件に該当するものに限る。）	

- 業種欄に属する特定事業場（水質汚濁防止法第二条第六項に規定する特定事業場をいう。以下この項において同じ。）が同時に業種欄に掲げる業種以外の業種にも属する場合においては、当該特定事業場から排出される排出水の亜鉛含有量に係る排出基準については、下欄に掲げるものを適用する。
- 「一定の条件」とは、次の算式により計算された値が二を超えることをいう。

$$(\sum C_i \cdot Q_i) \div (Q)$$
 この式において、 C_i 、 Q_i 及び Q は、それぞれ次の値を表すものとする。
 C_i 当該下水道に水を排出する下水道法上の特定事業場ごとの排出する水の亜鉛含有量の通常の値（単位 一リットルにつきミリグラム）
 Q_i 当該下水道に水を排出する下水道法上の特定事業場ごとの排出する水の通常の量（単位 一日につき立方メートル）
 Q 当該下水道から排出される排出水の通常の量（単位 一日につき立方メートル）

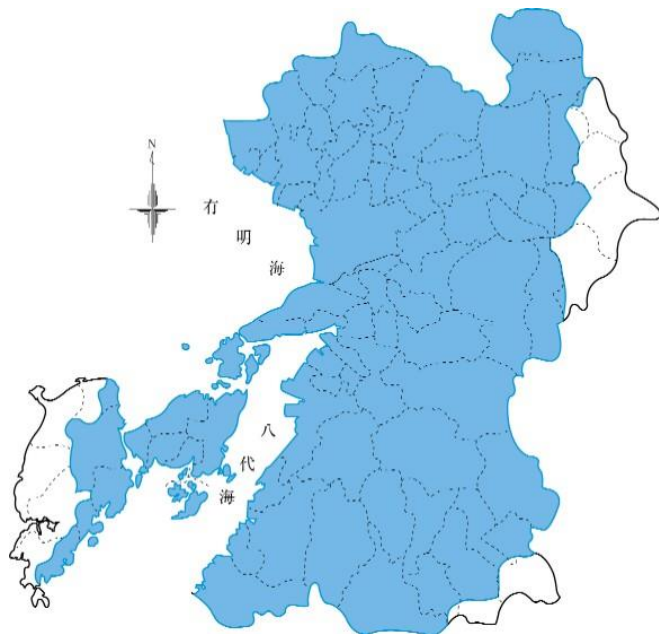
イ【生活環境項目の排水基準】 - 3<上乘せ>

水質汚濁防止法第3条3項に基づき排水基準を定める条例に基づく生活環境に係る項目の上乗せ排水基準

適用区域（一日の平均排水量 50 m³ 以上の特定事業場の上乗せ排水基準適用区域）

区 域	範 囲
有明海及び八代海水域	<p>熊本市、八代市、人吉市、荒尾市、水俣市、玉名市、天草市（浄南町、南町、太田町、南新町、東町、港町、栄町、諏訪町、中央新町、古川町、川原町、東浜町、船之尾町、川原新町、山の手町、本渡町、大浜町、城下町、小松原町、浜崎町、今釜町、今釜新町、北浜町、北原町、丸尾町、中村町、八幡町、亀場町、榎宇土町、志柿町、瀬戸町、下浦町、楠浦町、本町、佐伊津町、旭町、宮地岳町、有明町、御所浦町、倉岳町、栖本町、新和町、五和町（大字御領及び大字鬼池（字小河内、字杉ノ迫、字歌ノ迫、字山ノ迫、字眞五郎、字蓑ノ尾、字沖ノ丸、字仁田丸、字代々迫、字平野、字クズ淵、字南平、字桐ノ木平、字梅ノ木通、字船ノ河内、字水無、字タブノキ迫、字柳原、字古開、字古道、字上葛籠河内、字下葛籠河内、字田ノ迫、字松原、字鳥越及び字番山を除く。）に限る。）、河浦町大字宮野河内（字桂山、字市ノ渡、字大曲、字柳迫、字亀岩、字城戸、字立石及び字鞍置を除く。）、牛深町岡東区、久玉町（内の原区を除く。）及び深海町に限る。）、山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、阿蘇市（一の宮町（手野字北山及び三野字白木山に限る。）及び波野を除く。）、合志市、下益城郡、玉名郡、菊池郡、阿蘇郡南小国町、同郡小国町、同郡高森町（大字高森、大字上色見及び大字色見に限る。）、同郡南阿蘇村、同郡西原村、上益城郡御船町、同郡嘉島町、同郡益城町、同郡甲佐町、同郡山都町（長崎、馬見原、滝上、大野（字宮ノ後に限る。）、柳井原（字長迫、字宮ノ後及び字三津目に限る。）、塩原（字ウツボギに限る。）、菅尾（字前及び字南園を除く。）、塩出迫（字牛ヶ山、字巻山、字瀬ノ口、字下牧野、字上牧野、字芹原及び字高原を除く。）、米迫、今、八木、柏、二瀬本、花上、橘、下山、高辻、高畑、東竹原、柳、伊勢、長谷、玉目、大見口、上差尾（字中原、字永松、字芳谷、字十ヶ谷、字後迫、字塔ノ上、字上ノ山、字上ノ原、字迫尻、字水谷、字蚊久保、字石割迫、字屏風切、字新黒谷、字東谷、字中尾、字岩ノ上、字道別、字橋場、字赤岩、字西平、字東平、字下尾刈、字山造、字坂下、字中小屋、字境谷、字長須、字高見、字高尾、字高山及び字ツラツキを除く。）及び二津留を除く。）、八代郡、葦北郡、球磨郡錦町（国有林宮崎森林管理署えびの森林管理センター四四林班から四六林班までを除く。）、同郡あさぎり町（大字皆越字八ノ峯、国有林宮崎森林管理署西諸事務所一四林班及び一五林班並びに同森林管理署えびの森林管理センター四七林班から五〇林班までを除く。）、同郡多良木町（大字槻木を除く。）、同郡湯前町、同郡水上村、同郡相良村、同郡五木村、同郡山江村及び同郡球磨村の区域に属する公共用水域</p>

上乘せ排水基準適用区域図（概略図）



基準④

ア 上乗せ排水基準（一日の平均排水量 50 m³以上 1,000 m³未満の特定事業場の上乗せ排水基準）

工場又は事業場	業種等	項目及び許容限度						
		BOD 又は COD(mg/L)		SS (mg/L)				
		日間平均	最大	日間平均	最大			
既設の工場 又は事業場	下水道処理区域に 所在するもの	全業種(し尿処理施設を除く。)		20	25	30	40	
		し尿処理施設		—	20	—	70	
	その他の区域に所 在するもの	豚房施設、牛房施設又は馬房施設をもつもの		50	70	70	90	
		食料品製造業	畜産食料品製造業	乳製品製造業	20	30	50	60
			その他のもの		30	40	50	60
		水産食料品製造業、野菜・果実缶詰製造業、みそ及びしょう油製造業、動植物油脂製造業、めん類製造業		30	40	50	60	
		飲料製造業	酒類製造業		30	40	50	60
			その他飲料製造業		20	30	50	60
		その他のもの(弁当製造業を除く。)		30	40	30	40	
		繊維工業		30	40	30	40	
		一般製材業、木材チップ製造業、合板製造業及びパーティクルボード製造業		70	90	50	60	
		パルプ、紙又は紙加工品の製造業のうちパルプ製造施設を持たないもの		45	60	60	80	
	窯業・土石製品製造業		20	25	80	100		
	窯業原料精製業、採石業に係る採取場、砂利採取場		—	—	100	150		
	旅館業		50	60	50	70		
	共同調理場、弁当仕出屋、弁当製造業又は飲食店に係る特定施設を有するもの		50	60	50	70		
	と畜場		30	40	40	60		
	下水道終末処理施設		—	20	—	70		
	し尿処理施設		—	30	—	70		
	その他のもの		20	25	30	40		
新設の工場 又は事業場	下水道処理区域に 所在するもの	全業種(し尿処理施設を除く。)		20	25	30	40	
		し尿処理施設		—	20	—	70	
	その他の区域に所 在するもの	豚房施設、牛房施設又は馬房施設をもつもの		25	30	60	80	
		食料品製造業	畜産食料品製造業、水産食料品製造業、野菜・果実缶詰製造業、みそ及びしょう油製造業、動植物油脂製造業、飲料製造業		20	25	40	50
			その他のもの(弁当製造業を除く。)		20	25	30	40
		一般製材業、木材チップ製造業、合板製造業及びパーティクルボード製造業		20	25	40	50	
		パルプ、紙又は紙加工品の製造業のうちパルプ製造施設を持たないもの		20	25	50	70	
		窯業・土石製品製造業		20	25	80	100	
		窯業原料精製業、採石業に係る採取場、砂利採取場		—	—	80	100	
		旅館業		25	30	40	60	
		共同調理場、弁当仕出屋、弁当製造業又は飲食店に係る特定施設を有するもの		25	30	40	60	
		下水道終末処理施設		—	20	—	70	
	し尿処理施設		—	20	—	70		
	その他のもの		20	25	30	40		

備考

- 1 「日間平均」による許容限度は、一日の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 2 この表において「既設の工場又は事業場」とは、特定施設を平成 20 年 3 月 31 日に現に設置している工場又は事業場(特定施設の設置の工事をしているものを含む。)をいい、「新設の工場又は事業場」とは、特定施設を平成 20 年 3 月 31 日後において設置する工場又は事業場(同日において特定施設の設置の工事をしているものを除く。)をいう。
- 3 この表において「下水道処理区域」とは、下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 2 条第 8 号に規定する区域をいう。
- 4 この表において生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。

基準⑤

イ 上乗せ排水基準（一日の平均排水量 1,000 m³ 以上の特定事業場の上乗せ排水基準）

工場又は事業場	業種等	項目及び許容限度								
		BOD(mg/L)		COD(mg/L)		SS(mg/L)				
		日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大			
既設の工場又は事業場	下水道処理区域に所在するもの	全業種(し尿処理施設を除く。)		20	25	20	25	30	40	
		し尿処理施設		—	20	—	20	—	70	
	その他の区域に所在するもの	食料品製造業	畜産食料品製造業	乳製品製造業	20	30	20	30	50	60
				その他のもの	30	40	30	40	50	60
			水産食料品製造業、めん類製造業	30	40	30	40	50	60	
			飲料製造業	20	30	20	30	40	50	
			その他のもの(弁当製造業を除く。)	30	40	30	40	30	40	
		一般製材業、木材チップ製造業、合板製造業及びパーティクルボード製造業		40	50	40	50	50	60	
	パルプ、紙又は紙加工品の製造業	パルプ製造施設を持たないもの		40	50	40	50	50	70	
		パルプ製造施設をもつもの		65	80	65	80	35	50	
		ポリビニルアルコール製造業		40	50	40	50	30	40	
		プラスチック圧延フィルム製造業		60	80	35	45	30	40	
		化学肥料製造業		25	50	25	50	30	40	
		窯業・土石製品製造業		20	25	20	25	80	100	
		窯業原料精製業、採石業に係る採取場、砂利採取場		—	—	120	160	100	150	
		旅館業		30	40	30	40	30	40	
		下水道終末処理施設		—	20	—	20	—	70	
		し尿処理施設		—	20	—	20	—	70	
	その他のもの		20	25	20	25	30	40		
新設の工場又は事業場	下水道処理区域に所在するもの	全業種(し尿処理施設を除く。)		20	25	20	25	30	40	
		し尿処理施設		—	20	—	20	—	70	
	その他の区域に所在するもの	食料品製造業	畜産食料品製造業、水産食料品製造業		20	25	20	25	40	50
			その他のもの(弁当製造業を除く。)		20	25	20	25	30	40
		一般製材業、木材チップ製造業、合板製造業及びパーティクルボード製造業		20	25	20	25	40	50	
	パルプ、紙又は紙加工品の製造業	パルプ製造施設を持たないもの		20	25	20	25	40	60	
		パルプ製造施設をもつもの		20	25	20	25	30	40	
		窯業・土石製品製造業		20	25	20	25	80	100	
		窯業原料精製業、採石業に係る採取場、砂利採取場		—	—	120	160	80	100	
		下水道終末処理施設		—	20	—	20	—	70	
		し尿処理施設		—	20	—	20	—	70	
		その他のもの		20	25	20	25	30	40	

備考

- 1 「日間平均」による許容限度は、1日の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 2 この表において「既設の工場又は事業場」とは、特定施設を平成20年3月31日に現に設置している工場又は事業場（特定施設の設置の工事を行っているものを含む。）をいい、「新設の工場又は事業場」とは、特定施設を平成20年3月31日後において設置する工場又は事業場(同日において特定施設の設置の工事を行っているものを除く。)をいう。
- 3 この表において「下水道処理区域」とは、下水道法第2条第8号に規定する区域をいう。
- 4 この表において生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、すべての公共用水域に排出される排出水に適用する。

基準⑥

- ・一日の平均排水量が20 m³以上50 m³未満の特定事業場の上乗せ排水基準
 (一日の平均排水量が20 m³以上50 m³未満の特定事業場の上乗せ規制の適用区域は、公共用水域の全域とする。)

項 目		許 容 限 度	
		日 間 平 均	最 大
水 素 イ オ ン 濃 度 (pH)	海 域 以 外		5.8~8.6
	海 域		5.0~9.0
生 物 化 学 的 酸 素 要 求 量 (BOD)		120 mg/L	160 mg/L
化 学 的 酸 素 要 求 量 (COD)		120 mg/L	160 mg/L
浮 遊 物 質 量 (SS)		150 mg/L	200 mg/L
ノルマルヘキサン 抽出物質含有量	鉛 油 類 含 有 量	—	5 mg/L
	動 植 物 油 脂 類 含 有 量	—	30 mg/L
大 腸 菌 群 数		3,000 個/cm ³	—

備考1 「日間平均」による許容限度は、一日の平均的な汚染状態について定めたものである。

- 2 水素イオン濃度についての排水基準は、硫黄鉛業（硫黄と共存する硫化鉄鉛を掘採する鉛業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排出水については適用せず、温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については当分の間、適用しない。
- 3 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。

(参考) 平成7年3月16日 熊本県条例第23号
 適用日・新設事業場 平成7年10月1日
 既設事業場 平成10年4月1日

II 熊本県生活環境の保全等に関する条例に基づく排水基準

1 排水施設

No	業 種 及 び 排 水 施 設
1	米粉製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗米施設 ロ 浸漬施設 ハ 湿式製粉施設 ニ ろ過施設
2	給食の用に供する施設（1日の給食能力が二千食以上のものに限る。）であって、次に掲げるもの イ 食器洗浄施設 ロ 調理施設
3	チップ製造業の用に供する湿式チッパー
4	塗装水洗ブース施設
5	金属の洗浄及び表面処理施設（酸又はアルカリによるものを除く。）
6	めっき施設（電気メッキによるものを除く。）
7	小規模し尿処理施設

備考1 小規模し尿処理施設は平成20年4月1日に追加。

備考2 小規模し尿処理施設とは、建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算出した処理対象人員が201人以上500人以下のし尿浄化槽で、水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づき排水基準を定める条例(昭和47年熊本県条例第63号)別表第1に掲げる区域に汚水等を排出するものに限る。

2 排水基準

基準⑦

ア 一日の平均排水量が 50 m³ 以上の指定工場の排水基準

項 目	許 容 限 度
水素イオン濃度 (水素指数)	海域以外の公共用水域に排出されるもの 5.8 以上 8.6 以下 海域に排出されるもの 5.0 以上 9.0 以下
生物化学的酸素要求量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)	160 (日間平均 120)
化学的酸素要求量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)	160 (日間平均 120)
浮遊物質 (単位 1 リットルにつきミリグラム)	200 (日間平均 150)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量) (単位 1 リットルにつきミリグラム)	5
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量) (単位 1 リットルにつきミリグラム)	30
フェノール類含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)	5
銅含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)	3
亜鉛含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)	5
溶解性鉄含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)	10
溶解性マンガン含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)	10
クロム含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)	2
弗素含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)	15
大腸菌群数 (単位 1 立方センチメートルにつき個)	日間平均 3,000
窒素含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)	120 (日間平均 60)
りん 磷含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)	16 (日間平均 8)

備考 1 「日間平均」による許容限度は、1 日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。

2 小規模し尿処理施設は平成 20 年 4 月 1 日から適用。

3 小規模し尿処理施設に係る生物化学的酸素要求量及び化学的酸素要求量についての排水基準値は別表ウのとおり。

なお、小規模し尿処理施設に係るその他の項目についての基準値は本表アのとおり。

4 小規模し尿処理施設に係る排水基準の適用区域は有明海及び八代海に流入する公共用水域（熊本県内に限る）とする。

なお、その他の排水施設についての適用区域は熊本県内全域とする。

5 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。

6 検定方法は、排水基準を定める総理府令（昭和 46 年総理府令第 35 号）第 2 条の規定に基づき、環境大臣が定める方法による。

7 窒素及びりん
磷含有量についての排水基準は有明海、八代海、羊角湾及び瀬戸内海に流入する公共用水域に適用する（平成 20 年 4 月 1 日から施行）。

イ 一日の平均排水量が 20 m³ 以上 50 m³ 未満の指定工場の排水基準（公共用水域の全域に適用）

項 目	許 容 限 度
水素イオン濃度 (水素指数)	海域以外の公共用水域に排出されるもの 5.8 以上 8.6 以下 海域に排出されるもの 5.0 以上 9.0 以下
生物化学的酸素要求量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)	160 (日間平均 120)
化学的酸素要求量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)	160 (日間平均 120)
浮遊物質 (単位 1 リットルにつきミリグラム)	200 (日間平均 150)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量) (単位 1 リットルにつきミリグラム)	5
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量) (単位 1 リットルにつきミリグラム)	30
大腸菌群数 (単位 1 立方センチメートルにつき個)	日間平均 3,000

備考 1 「日間平均」による許容限度は、1 日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。

- 2 小規模し尿処理施設は平成 20 年 4 月 1 日から適用。
- 3 小規模し尿処理施設に係る生物化学的酸素要求量及び化学的酸素要求量についての排水基準値は別表ウのとおり。
なお、小規模し尿処理施設に係るその他の項目についての基準値は本表イのとおり。
- 4 小規模し尿処理施設に係る排水基準の適用区域は有明海及び八代海に流入する公共用水域（熊本県内に限る）とする。
なお、その他の排水施設についての適用区域は熊本県内全域とする。
- 5 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。
- 6 検定方法は、排水基準を定める総理府令（昭和 46 年総理府令第 35 号）第 2 条の規定に基づき、環境大臣が定める方法による。

ウ 小規模し尿処理施設に係る排水基準（有明海及び八代海に流入する公共用水域に適用：平成 20 年 4 月 1 日施行）

一日の平均排水量		BOD 又は COD(mg/L)	
		日間平均	最大
20 m ³ 以上 50 m ³ 未満の工場又は事業場		120	160
50 m ³ 以上の工場又は事業場	既設の浄化槽	60	90
	単独処理浄化槽	90	120
	新設の浄化槽	20	40

備考 1 「日間平均」による許容限度は、1 日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。

- 2 小規模し尿処理施設は平成 20 年 4 月 1 日から適用。
- 3 小規模し尿処理施設に係るその他の項目についての排水基準値は別表ア及びイのとおり。
ただし、窒素及びりん含有量については、新設かつ一日の平均排水量 50 m³ 以上の工場又は事業場に適用する。
- 4 小規模し尿処理施設に係る排水基準の適用区域は有明海及び八代海に流入する公共用水域（熊本県内に限る）とする。
なお、その他の排水施設についての適用区域は熊本県内全域とする。
- 5 本表における単独浄化槽とは、平成 13 年 4 月 1 日の浄化槽法改正以前に設置された単独浄化槽をいう。
- 6 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。
- 7 検定方法は、排水基準を定める総理府令（昭和 46 年総理府令第 35 号）第 2 条の規定に基づき、環境大臣が定める方法による。
- 8 排水量は工場又は事業場の敷地から排出される排水量をいい、排水基準は敷地境界で適用される。

Ⅲ 熊本県地下水保全条例に基づく基準等

地下水保全条例について

地下水保全条例は、地下水が県民の生活にとって欠くことのできない地域共有の貴重な資源であることから、豊かで良質な地下水を保全するため、地下水の汚染の防止、地下水の採取及び合理的な使用並びに地下水のかん養に関し必要なことを定め、県民の健康の保護及び生活環境の保全を図ることを目的とするものです。

(平成 13 年 1 月 1 日施行)

1 水質の保全

(1)対象化学物質

「対象化学物質等」に示した計 23 物質が対象です。

(2)対象事業場

対象化学物質を業として使用し、対象事業場計 41 業種に該当する工場・事業場（以下、対象事業場）が対象です。

(3)内容

対象事業場には下記の義務があります。

①届出

まず、対象化学物質を使用しようとする場合は、事前に使用管理計画の届出をしなければなりません。もし、これまで対象化学物質に該当しなかった物質を使用していて、その物質が新たに対象化学物質として追加された場合には、経過措置に伴う使用管理の届出をしなければなりません。

次に、対象化学物質を使用している者で届出事項を変更する場合にも以下の届出が必要になります。

- ・対象化学物質の使用方法等に変更がある場合：使用管理変更届出
- ・届出者の氏名及び住所の変更、対象事業場の地番等の変更の場合：氏名（名称・住所・所在地）変更届出（ただし、対象事業場を県内へ移転し、同じく対象化学物質を使用する場合には、新たに移転先での使用管理計画届出が必要です）
- ・対象化学物質の使用を廃止する場合：廃止届出
- ・対象事業場を承継した場合：承継届出

なお、終末処理場をもつ公共下水道に全量排出する工場・事業場についても届出が必要です。

②対象化学物質を含む水の地下浸透の禁止

対象事業場から地下浸透水を浸透させる者は、対象化学物質を含む水を地下に浸透させてはいけません。（条例第 16 条）

すなわち、「対象化学物質を含むものとしての要件」に示す判定基準以上の対象化学物質を含む水を地下浸透させてはなりません。

③特別排水基準の遵守

対象事業場から排水を排出する者は、特別排水基準に適合しない排水（特別排水基準を超過する濃度の対象化学物質が含まれる水）を排出してはいけません。（条例第 17 条）

なお、特別排水基準違反に対しては、直罰が規定されています。（条例第 46 条）

④自主検査の実施等

対象事業場の設置者は、当該事業場の井戸水及び地下浸透水並びに排水の水質検査を定期的に行い、その結果を記録保存しておかなければなりません。また、対象化学物質の使用等についても、その状況を記録保存しておかなければなりません。（条例第 19 条）

⑤事故時の措置

対象事業場の設置者は、対象化学物質の流出その他の事故が発生し、対象化学物質を含む水が地下に浸透し、又は公共用水域に排出されたことにより、人の健康又は生活環境にかかる被害が生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き対象化学物質を含む水の浸透又は排出の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を知事（熊本市の場合は熊本市長）に届け出なければなりません。（条例第 20 条）

(4)県が行う対象事業場の監視

①地下浸透水の監視

対象事業場からの地下浸透水に対象化学物質が含まれているかどうかを監視します。

②排水の汚染状態の監視

対象事業場からの排水が特別排水基準に適合しているかどうかを監視します。

③対象事業場の井戸水の水質調査

地下水汚染の徴候を早期に発見するため、対象事業場に設置されている井戸水の水質調査を実施します。

④報告の徴収、立入検査

必要に応じて、対象化学物質の使用状況、汚水等の処理の方法その他の事項に関し、報告を求め、又は対象事業場に立入り、対象施設、帳簿書類その他の物件を検査します。

⑤改善命令等

対象化学物質を含む水を地下浸透するおそれがある場合又は特別排水基準に違反するおそれがある場合については、改善命令や地下浸透水の浸透又は排出水の排出の一時停止命令等の行政処分の対象となります。

(条例第 18 条)

(5)地下水の水質の汚濁の状況の監視等

県は、地下水及び公共用水域の水質の汚濁の状況を常時監視し、その状況を公表しています。また、市町村長は、必要に応じて地下水及び公共用水域の水質の測定を行っています。

対象化学物質使用管理の届出等

届出の種類	届出先	届出者	届出の期限	受理書	罰則	根拠条項
使用管理計画の届出	知事 (熊本市長)	使用しようとする者	対象化学物質を使用する 60 日以前 (工事着工前)	交付	未届又は 虚偽 3 月・ 20 万円以 下	条例第 8 条・12 条・ 47 条
経過措置に伴う使用 管理の届出	〃	使用している者	対象化学物質となった日 から 30 日以内	なし	未届又は 虚偽 10 万 円以下	条例第 9 条・12 条・ 48 条
使用管理の変更の届 出	〃	〃	変更しようとする 60 日 以前 (工事着工前)	交付	未届又は 虚偽 3 月・ 20 万円以 下	条例第 10 条・47 条
氏名 (名称・住所・ 所在地) の変更及び 使用廃止の届出	〃	〃	変更の日から 30 日以内	なし	なし	条例第 13 条・14 条
承継の届出	〃	承継者	継承の日から 30 日以内	なし	なし	条例第 15 条

注) 1 実施の制限

使用管理計画等の届出が受理された日から 60 日を経過した後でなければ、その届出に係る対象化学物質の使用又は対象施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法の変更 (変更とは、関連する施設の工事着工を含む。) をしてはなりません。ただし、届出の内容が相当であると認めるときは、その期間を短縮することができます。

(条例第 12 条)

2 届出の提出部数等 2 部 (正 1・写 1) ……届出書は、各保健所又は熊本市水保全課にあります。また、県のホームページから届出書の電子ファイルをダウンロードできます。

3 届出書の提出先 所轄保健所 (衛生環境課) ただし、熊本市の場合は、熊本市中央区手取本町 1 番 1 号 (郵便番号 860-8601) 熊本市環境局水保全課

対象化学物質等

ここに示す対象化学物質を使用し、かつ下表に示す業種に該当する工場・事業場は、使用管理の届出等が必要です。

対象化学物質	主な対象化学物質使用業種
カドミウム及びその化合物	有機化学工業、試験研究機関、無機化学工業、無機顔料製造業、石油化学工業、写真感光材料製造業、試薬製造業、ガラス製品製造業、窯業原料製造業、非鉄金属製造業、金属・機械製造業、写真現像業
シアン化合物	医薬品製造業、金属・機械製造業、メッキ工業、病院、試験研究機関、無機顔料製造業、無機化学工業、合成樹脂製造業、合成ゴム製造業、石油化学工業、有機化学工業、医薬品製造業、試薬製造業、鉄鋼業、写真現像業、貴金属精練業
有機燐化合物	有機化学工業、農薬製造業、試薬製造業、試験研究機関
鉛及びその化合物	有機化学工業、金属・機械製造業、メッキ工業、試験研究機関、その他の製造業、無機顔料製造業、無機化学工業、医薬品製造業、農薬製造業、ガラス製品製造業、窯業原料製造業、非鉄金属製造業
6価クロム化合物	木材薬品処理業、金属・機械製造業、試験研究機関、繊維工業、無機・有機顔料製造業、無機化学工業、有機化学工業、医薬品製造業、試薬製造業
砒素及びその化合物	木材薬品製造業、有機化学工業、試薬製造業、金属・機械製造業、病院、試験研究機関、化学肥料製造業、無機化学工業、無機・有機顔料製造業、医薬品製造業、農薬製造業、非鉄金属製造業
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	医薬品製造業、病院、試験研究機関、無機顔料製造業、無機化学工業、有機化学工業、試薬製造業、非鉄金属製造業、金属・機械製造業
P C B	パルプ、紙又は紙加工品製造業、試験研究機関
トリクロロエチレン	無機化学工業、写真感光材料製造業、医薬品製造業、金属・機械製造業、繊維製品製造業、繊維工業、アスファルト合材製造業、プラスチック製造業、ゴム製品製造業、有機化学工業、洗濯業、写真現像業、自動車小売業、鉱業、出版・印刷業、その他すべての製造業、試験研究機関、自動車整備業、染物業
テトラクロロエチレン	
1,1,1-トリクロロエタン	
四塩化炭素	無機化学工業、医薬品製造業、アセチレン製造業、試験研究機関、石油化学工業、有機化学工業、農薬製造業、金属・機械製造業
ジクロロメタン	たばこ製造業、化学工業、石油・石炭製品製造業、プラスチック製品製造業、ゴム製品製造業、窯業・土石製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、一般機械器具製造業、電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、精密機械器具製造業、試験研究機関
1,2-ジクロロエタン	染色整理業、パルプ・紙・紙加工品製造業、出版・印刷・同関連産業、医薬品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、一般機械器具製造業、電気機械器具製造業、試験研究機関
1,1-ジクロロエチレン	パルプ・紙・紙加工品製造業、化学工業、電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、試験研究機関
シス-1,2-ジクロロエチレン	化学工業、電気機械器具製造業、試験研究機関
1,1,2-トリクロロエタン	化学工業、試験研究機関
1,3-ジクロロプロペン	化学工業、試験研究機関
チウラム	化学工業、ゴム製品製造業、試験研究機関
シマジン	化学工業、試験研究機関
チオベンカルブ	化学工業、試験研究機関
ベンゼン	動植物油脂製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、化学工業、石油・石炭製品製造業、炭素・黒鉛製品製造業、鉄鋼業、金属製品製造業、一般機械器具製造業、電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、精密機械器具製造業、ガス業、試験研究機関
セレン及びその化合物	化学工業、石油・石炭製品製造業、窯業・土石製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、一般機械器具製造業、電気機械器具製造業、精密機械器具製造業、試験研究機関

注) 1 主な対象化学物質使用業種以外にも対象化学物質を使用することが十分考えられます。

2 対象化学物質（同物質の混合物を含む。）は、メーカーによって様々な商品名で呼ばれていますので御注意ください。

対象事業場

ここに示す業種に該当し、対象化学物質を使用する工場・事業場は、使用管理の届出等が必要です。

区 分	業 種
1 鉱 業	1 金属鉱業 2 石炭・亜炭鉱業 3 原油・天然ガス鉱業 4 非金属鉱業
2 製 造 業	1 繊維工業 2 衣服・その他の繊維製品製造業 3 木材・木製品製造業 4 パルプ・紙・紙加工品製造業 5 出版・印刷・同関連産業 6 化学工業 7 石油製品・石炭製品製造業 8 プラスチック製品製造業 9 ゴム製品製造業 10 なめし革・同製品・毛皮製造業 11 窯業・土石製品製造業 12 鉄鋼業 13 非鉄金属製造業 14 金属製品製造業 15 一般機械器具製造業 16 電気機械器具製造業 17 輸送用機械器具製造業 18 精密機械器具製造業 19 武器製造業 20 その他の製造業
3 卸売・小売業	1 自動車小売業
4 サービス業	1 洗濯業（コインランドリー業を含む。） 2 洗張・染物業 3 写真業 4 自動車整備業 5 機械修理業 6 商品検査業 7 計量証明業 8 病院 9 その他の医療関連サービス業 10 保健所 11 検疫所（動物検疫、植物防疫を除く。） 12 その他の保健衛生（検査業に限る。） 13 高等学校、専修学校・各種学校その他の教育施設で農業、水産又は工業に関する学科を含む専門教育を行う事業場又は高等教育機関（人文科学のみに係るものを除く。） 14 自然科学研究所 15 他に分類されないサービス業（動物検疫所、植物防疫所、家畜保健衛生所に限る。）
5 公 務	1 国家公務・地方公務（警察、海上保安庁等における犯罪鑑識のための検査室を設置する事業場に限る。）
備考 この表に掲げる業種に属する工場又は事業場の区分は、日本標準産業分類（昭和 59 年行政管理庁告示第 2 号）による。	

特別排水基準

対象事業場（p72）に示す業種に該当し、かつ対象化学物質（p71）を使用する工場・事業場は、次に示す許容限度を超過する濃度の対象化学物質を含む排水を排出してはなりません。

対象化学物質の種類	許 容 限 度
カドミウム及びその化合物	1 リットルにつきカドミウム 0.01 ミリグラム
シアン化合物	1 リットルにつきシアン 0.1 ミリグラム
有機 ^{りん} 化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る。）	1 リットルにつき 0.1 ミリグラム
鉛及びその化合物	1 リットルにつき鉛 0.05 ミリグラム
6 価クロム化合物	1 リットルにつき 6 価クロム 0.05 ミリグラム
^ひ 砒素及びその化合物	1 リットルにつき ^ひ 砒素 0.01 ミリグラム
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1 リットルにつき水銀 0.0005 ミリグラム
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
PCB	1 リットルにつき 0.0005 ミリグラム
トリクロロエチレン	1 リットルにつき 0.03 ミリグラム
テトラクロロエチレン	1 リットルにつき 0.01 ミリグラム
1,1,1-トリクロロエタン	1 リットルにつき 0.3 ミリグラム
四塩化炭素	1 リットルにつき 0.002 ミリグラム
ジクロロメタン	1 リットルにつき 0.02 ミリグラム
1,2-ジクロロエタン	1 リットルにつき 0.004 ミリグラム
1,1-ジクロロエチレン	1 リットルにつき 0.02 ミリグラム
シス-1,2-ジクロロエチレン	1 リットルにつき 0.04 ミリグラム
1,1,2-トリクロロエタン	1 リットルにつき 0.006 ミリグラム
1,3-ジクロロプロペン	1 リットルにつき 0.002 ミリグラム
チウラム	1 リットルにつき 0.006 ミリグラム
シマジン	1 リットルにつき 0.003 ミリグラム
チオベンカルブ	1 リットルにつき 0.02 ミリグラム
ベンゼン	1 リットルにつき 0.01 ミリグラム
セレン及びその化合物	1 リットルにつきセレン 0.1 ミリグラム
<p>備 考</p> <p>「検出されないこと」とは、排水基準を定める省令第 2 条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。</p>	

対象化学物質を含むものとしての要件

次に示す判定基準以上の対象化学物質を含む水を地下浸透させてはなりません。

(排水水を地下浸透処理する対象事業場は、地下浸透水にこの判定基準値以上の対象化学物質を含ませてはいけません)

(対象化学物質を含む水の地下浸透の禁止)

対象化学物質の種類	判定基準値
カドミウム及びその化合物	1リットルにつきカドミウム 0.001 ミリグラム
シアン化合物	1リットルにつきシアン 0.1 ミリグラム
有機 ^{りん} 化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPNに限る。)	1リットルにつき 0.1 ミリグラム
鉛及びその化合物	1リットルにつき鉛 0.005 ミリグラム
6価クロム化合物	1リットルにつき 6価クロム 0.04 ミリグラム
砒 ^ひ 素及びその化合物	1リットルにつき砒素 0.005 ミリグラム
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1リットルにつき水銀 0.0005 ミリグラム
アルキル水銀化合物	1リットルにつきアルキル水銀 0.0005 ミリグラム
PCB	1リットルにつき 0.0005 ミリグラム
トリクロロエチレン	1リットルにつき 0.002 ミリグラム
テトラクロロエチレン	1リットルにつき 0.0005 ミリグラム
1,1,1-トリクロロエタン	1リットルにつき 0.0005 ミリグラム
四塩化炭素	1リットルにつき 0.0002 ミリグラム
ジクロロメタン	1リットルにつき 0.002 ミリグラム
1,2-ジクロロエタン	1リットルにつき 0.0004 ミリグラム
1,1-ジクロロエチレン	1リットルにつき 0.002 ミリグラム
1,2-ジクロロエチレン	シス体にあつては1リットルにつき 0.004 ミリグラム トランス体にあつては1リットルにつき 0.004 ミリグラム
1,1,2-トリクロロエタン	1リットルにつき 0.0006 ミリグラム
1,3-ジクロロプロペン	1リットルにつき 0.0002 ミリグラム
チウラム	1リットルにつき 0.0006 ミリグラム
シマジン	1リットルにつき 0.0003 ミリグラム
チオベンカルブ	1リットルにつき 0.002 ミリグラム
ベンゼン	1リットルにつき 0.001 ミリグラム
セレン及びその化合物	1リットルにつきセレン 0.002 ミリグラム

地下水の浄化基準

「熊本県地下水保全条例」では、第 21 条に「地下水の水質の浄化に係る措置命令等」があります。この条項では、対象化学物質又は油を含む水が地下浸透したことにより、当該の地下水が水質浄化基準に適合しない場合には、知事が水質浄化の措置命令等を発することができることとされています。ここで、油とは、原油、重油、潤滑油、軽油、灯油、揮発油及び動植物油を指します。又、貯油事業場とは、貯油施設（上述の油を貯蔵する貯油施設及び油を含む水を処理する油水分離施設）を設置する事業場を指します。水質浄化基準については、対象化学物質と油それぞれについて浄化基準が定められており、次表のとおりです。

表 1 対象化学物質浄化基準

対 象 化 学 物 質	基 準
カドミウム及びその化合物	1 リットルにつきカドミウム 0.003 ミリグラム
シアン化合物	検出されないこと。*
有機リン化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る。）	検出されないこと。*
鉛及びその化合物	1 リットルにつき鉛 0.01 ミリグラム
六価クロム化合物	1 リットルにつき六価クロム 0.05 ミリグラム
砒素及びその化合物	1 リットルにつき砒素 0.01 ミリグラム
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1 リットルにつき水銀 0.0005 ミリグラム
アルキル水銀	検出されないこと。*
PCB	検出されないこと。*
トリクロロエチレン	1 リットルにつき 0.01 ミリグラム
テトラクロロエチレン	1 リットルにつき 0.01 ミリグラム
ジクロロメタン	1 リットルにつき 0.02 ミリグラム
四塩化炭素	1 リットルにつき 0.002 ミリグラム
1,2-ジクロロエタン	1 リットルにつき 0.004 ミリグラム
1,1-ジクロロエチレン	1 リットルにつき 0.02 ミリグラム
1,2-ジクロロエチレン	1 リットルにつきシス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレンの合計量 0.04 ミリグラム
1,1,1-トリクロロエタン	1 リットルにつき 1 ミリグラム
1,1,2-トリクロロエタン	1 リットルにつき 0.006 ミリグラム
1,3-ジクロロプロペン	1 リットルにつき 0.002 ミリグラム
チウラム	1 リットルにつき 0.006 ミリグラム
シマジン	1 リットルにつき 0.003 ミリグラム
チオベンカルブ	1 リットルにつき 0.02 ミリグラム
ベンゼン	1 リットルにつき 0.01 ミリグラム
セレン及びその化合物	1 リットルにつきセレン 0.01 ミリグラム

*「検出されないこと。」とは、熊本県地下水保全条例施行規則第 13 条に規定する方法により地下水の汚染状態を測定した場合において、その結果が当該測定方法の定量限界を下回ることをいいます。

表 2 油浄化基準

項 目	基 準
味	異常でないこと。*
臭気	異常でないこと。*
外観	油膜、油による乳濁及び油塊が認められないこと。

*「異常でないこと。」とは、水質基準に関する省令（平成四年厚生省令第 69 号）に定める方法による検査において、水質基準に適合するものをいいます。

2 水量の保全

(1)指定地域

地下水の採取に伴う障害が生じ、及び生ずるおそれのある地域並びにこれらの地域と地下水理において密接な関連を有すると認められる地域を指定地域として指定しています。（条例第 25 条）

指定地域は以下の 4 地域・20 市町村となっています。

【一 熊本周辺地域】

熊本市（河内町の市域を除く）、山鹿市（鹿北町、菊鹿町の市域を除く。）、菊池市、宇土市、合志市、大津町、菊陽町、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町及び西原村の全域

【二 八代地域】

八代市（坂本町、東陽町、泉町の市域を除く。）、宇城市（松橋町及び小川町の市域）及び氷川町の全域

【三 玉名・有明地域】

荒尾市、玉名市、熊本市（河内町の市域）、玉東町及び長洲町の全域

【四 天草地域】

天草市のうち平成 18 年 3 月 26 日における本渡市及び五和町の全域

(2)重点地域

指定地域の中で、特に地下水の水位が低下している地域及びこの地域と地下水理において密接な関連を有すると認められる地域を重点地域として指定しています。（条例第 25 条の 2）

重点地域は以下の 11 市町村となっています。

【熊本地域】

熊本市、菊池市（旧泗水町、旧旭志村の区域に限る。）、宇土市、合志市、大津町、菊陽町、西原村、御船町、嘉島町、益城町及び甲佐町の全域

(3)地下水採取の許可

下記の規模の揚水設備で地下水を採取する場合には、採取を開始するまでに県知事の許可を受ける必要があります（地下水採取許可申請）。また、毎年度の採取した地下水の量について翌年度の 4 月末日までに報告（地下水採取量報告）するとともに、許可を受けた事項に変更が生じた場合や地下水を採取することを廃止した場合は、変更許可申請又は届出を行う必要があります。（条例第 25 条の 3、第 27 条の 2、第 29 条）

なお、上記の許可の申請を行う際には、併せて「地下水使用合理化計画書」及び「地下水涵養計画書」の提出が必要となります。（条例第 32 条の 4、第 35 条）

許可申請等の義務のある揚水設備の規模及び申請書等の提出先は以下のとおりです。

【重点地域】吐出口の断面積が 19 cm²を超える（口径約 5 cm 以上）揚水機で地下水を採取する場合、事前に協議のうえ、井戸の所在地である市町村に許可申請書等を提出（ただし、採取した地下水を田畑等のかんがい用に使用する場合を除く）。

【重点地域外】吐出口の断面積が 125 cm²を超える（口径約 12.8 cm 以上）揚水機で地下水を採取する場合、事前に協議のうえ、井戸の所在地が指定地域に該当する場合は市町村に、指定地域外の場合は管轄の保健所に許可申請書等を提出（ただし、採取した地下水を田畑等のかんがい用に使用する場合を除く）。

※許可申請用紙は市町村役場または保健所にあります。

(4)地下水採取の届出

下記の規模の揚水設備又は自噴井戸で地下水を採取する場合には、地下水を採取する 30 日前までに届出を行い（地下水採取届）、毎年度の採取した地下水の量について翌年度の 4 月末日までに報告（地下水採取量報告）する必要があります。また、届出事項に変更が生じた場合や、地下水を採取することを廃止した場合にも届出を行う必要があります。（条例第 26 条、第 28 条、第 29 条）

届出等の義務のある揚水設備の規模及び届出等の提出先は以下のとおりです（許可の対象となる場合を除く）。

【重点地域】吐出口の断面積が 6 cm²を超える（口径約 2.8 cm 以上）揚水機又は吐出口の断面積が 19 cm²を超える自噴井戸で地下水を採取する場合、井戸の所在地である市町村に届出等を提出。

【指定地域】吐出口の断面積が 6 cm²を超える（口径約 2.8 cm 以上）揚水機で地下水を採取する場合、井戸の所在地である市町村に届出等を提出。

【指定地域外】吐出口の断面積が 50 cm²を超える（口径約 8 cm 以上）揚水機で地下水を採取する場合、井戸の所在地を管轄する保健所に届出等を提出。

※届出用紙は市町村役場または保健所にあります。

(5)水量測定器の設置

吐出口の断面積が 50 cm²を超える（口径約 8 cm 以上）揚水機で地下水を採取する場合は、地下水採取量を把握するための水量測定器を設置しなければなりません。また、設置義務がない場合にも水量測定器の設置に努める必要があります。（条例第 30 条）

加えて、重点地域内で地下水採取の許可の対象となる揚水機で地下水を採取する場合も、水量測定器の設置義務があります。

地下水採取の届出及び許可

地域名	吐出口の断面積		種類
重点地域	揚水機	6 cm ² 超～19 cm ² 以下	届出
		19 cm ² 超	許可
	自噴井戸	19 cm ² 超	届出
指定地域	揚水機	6 cm ² 超～125 cm ² 以下	届出
		125 cm ² 超	許可
その他地域	揚水機	50 cm ² 超～125 cm ² 以下	届出
		125 cm ² 超	許可

【事故時の措置について】

水質汚濁防止法では、施設の破損などの事故が発生し、有害物質及び油が河川等の公共用水域や地下に排出されたことにより、人の健康や生活環境に被害を生ずるおそれがあるときには、事故時の措置（応急の措置を講じるとともに、その事故の状況等を都道府県知事に届け出る）をとることを義務付けている。

大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律（平成 22 年法律第 31 号）により水質汚濁防止法が改正され、平成 23 年 4 月から新たに生活環境項目及び指定物質についても事故時の措置が必要となった。

表 1 有害物質一覧

1	カドミウム及びその化合物
2	シアン化合物
3	有機 ^{りん} 化合物（ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名パラチオン）、ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名メチルパラチオン）、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト（別名メチルジメトン）及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト（別名 EPN）に限る。）
4	鉛及びその化合物
5	六価クロム化合物
6	砒 ^ひ 素及びその化合物
7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物
8	ポリ塩化ビフェニル
9	トリクロロエチレン
10	テトラクロロエチレン
11	ジクロロメタン
12	四塩化炭素
13	1,2-ジクロロエタン
14	1,1-ジクロロエチレン
15	1,2-ジクロロエチレン
16	1,1,1-トリクロロエタン
17	1,1,2-トリクロロエタン
18	1,3-ジクロロプロペン
19	テトラメチルチウラムジスルフィド（別名チウラム）
20	2-クロロ-4,6-ビス(エチルアミノ)-s-トリアジン（別名シマジン）
21	S-4-クロロベンジル=N,N-ジエチルチオカルバマート（別名チオベンカルブ）
22	ベンゼン
23	セレン及びその化合物
24	ほう素及びその化合物
25	ふっ素及びその化合物
26	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物
27	1,4-ジオキサン
28	塩化ビニルモノマー

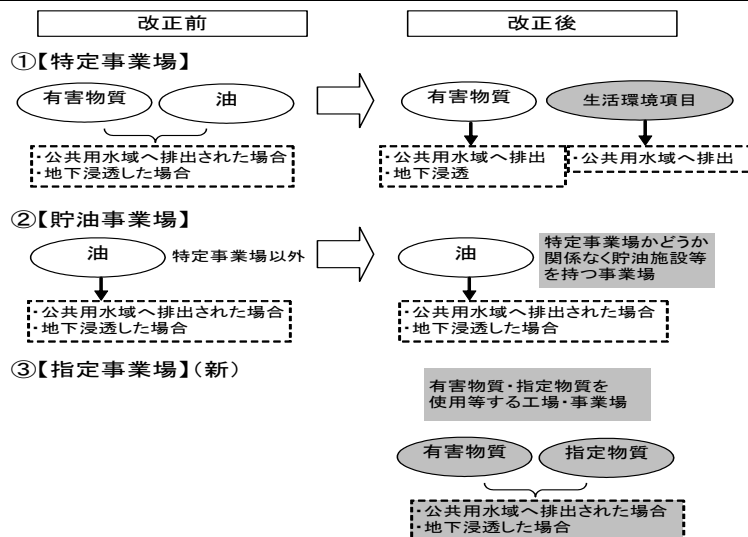


表2 指定物質一覧

1	ホルムアルデヒド
2	ヒドラジン
3	ヒドロキシルアミン
4	過酸化水素
5	塩化水素
6	水酸化ナトリウム
7	アクリロニトリル
8	水酸化カリウム
9	アクリルアミド
10	アクリル酸
11	次亜塩素酸ナトリウム
12	二硫化炭素
13	酢酸エチル
14	メチルターシャリーブチルエーテル (別名 MTBE)
15	硫酸
16	ホスゲン
17	1,2-ジクロロプロパン
18	クロルスルホン酸
19	塩化チオニル
20	クロロホルム
21	硫酸ジメチル
22	クロロピクリン
23	りん酸ジメチル=2,2-ジクロロビニル (別名ジクロロボス又は DDVP)
24	ジメチルエチルスルフィニルイソプロピルチオホスフェイト (別名オキシデプロホス又は ESP)
25	トルエン
26	エピクロロヒドリン
27	スチレン
28	キシレン
29	パラ-ジクロロベンゼン
30	N-メチルカルバミン酸 2-セカンダリーブチルフェニル (別名フェノブカルブ又は BPMC)
31	3,5-ジクロロ-N-(1,1-ジメチル-2-プロピニル)ベンズアミド (別名プロピザミド)
32	テトラクロロイソフタロニトリル (別名クロロタロニル又は TPN)
33	チオりん酸 O,O-ジメチル-O-(3-メチル-4-ニトロフェニル) (別名フェニトロチオン又は MEP)
34	チオりん酸 S-ベンジル-O,O-ジイソプロピル (別名イプロベンホス又は IBP)
35	1,3-ジチオラン-2-イリデンマロン酸ジイソプロピル (別名イソプロチオラン)
36	チオりん酸 O,O-ジエチル-O-(2-イソプロピル-6-メチル-4-ピリミジニル) (別名ダイアジノン)
37	チオりん酸 O,O-ジエチル-O-(5-フェニル-3-イソオキサゾリル) (別名イソキサチオン)
38	4-ニトロフェニル-2,4,6-トリクロロフェニルエーテル (別名クロロニトロフェン又は CNP)
39	チオりん酸 O,O-ジエチル-O-(3,5,6-トリクロロ-2-ピリジル) (別名クロロピリホス)
40	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)
41	エチル=(Z)-3-[N-ベンジル-N-[[メチル(1-メチルチオエチリデンアミノオキシカルボニル)アミノ]チオ]アミノ]プロピオナート (別名アラニカルブ)
42	1,2,4,5,6,7,8-オクタクロロ-2,3,3a,4,7,7a-ヘキサヒドロ-4,7-メタノ-1H-インデン (別名クロルデン)
43	臭素
44	アルミニウム及びその化合物
45	ニッケル及びその化合物
46	モリブデン及びその化合物
47	アンチモン及びその化合物
48	塩素酸及びその塩
49	臭素酸及びその塩
50	クロム及びその化合物 (六価クロム化合物を除く。) 【H24.5 追加改正】
51	マンガン及びその化合物 【H24.5 追加改正】
52	鉄及びその化合物 【H24.5 追加改正】
53	銅及びその化合物 【H24.5 追加改正】
54	亜鉛及びその化合物 【H24.5 追加改正】
55	フェノール類及びその塩類 【H24.5 追加改正】
56	1,3,5,7-テトラアザトリシクロ[3.3.1.1 ^{3,7}]デカン (別名ヘキサメチレンテトラミン) 【H24.10 追加改正】

～地下水汚染の未然防止のための実効ある取組制度について～

有害物質による地下水の汚染を未然に防止するため、有害物質の使用、貯蔵等を行う施設・設備や作業中における漏えいを防止するとともに、漏洩が生じたとしても地下への浸透を防止し地下水汚染に至ることがないように、有害物質の使用、貯蔵等を行う施設の設置者に対し、地下浸透防止のための構造、設備及び使用の方法に関する基準の遵守義務、定期点検の実施及び結果の記録・保存の義務等の規定が設けられました（平成 24 年 6 月 1 日より施行）。

(1)有害物質使用特定施設等に係る構造等に関する基準及び定期点検の方法等

ア 構造等に関する基準

有害物質使用特定施設等の施設本体が設置されている床面及び周囲、有害物質使用特定施設等に接続する配管等、排水溝等の設備並びに地下貯蔵施設（有害物質貯蔵指定施設のうち地下に設置されるもの。）並びに有害物質使用特定施設等の使用の方法について規定されています。

イ 定期点検の方法等

有害物質使用特定施設等については、当該施設の構造等に関する基準に応じた定期点検を実施し、その結果を記録し、これを 3 年間保存しなければならないと規定されています。

(2)有害物質使用特定施設等設置前の措置

ア 未届出、虚偽の届出に対する罰則

特定施設等の設置や変更の届出をせず、又は虚偽の届出をした者は懲役又は罰金に処せられます（法第 32 条）。

イ 計画変更命令等

都道府県知事は、有害物質使用特定施設等の設置や変更の届出に係る施設が構造等に関する基準に適合しないと認めるときは、その届出の受理日から 60 日以内に限り、当該施設の構造、施設若しくは使用の方法に関する計画の変更、又は当該施設設置に係る計画の廃止を命ずることができます（法第 8 条第 2 項）。

(3)有害物質使用特定施設等設置後の措置

ア 改善命令等

都道府県知事は、有害物質使用特定施設等が構造基準に適合していないと認めるときは、期限を定めて当該施設の構造、施設若しくは使用の方法の改善を命じ、又は当該施設の使用の一時停止を命ずることができます（法第 13 条の 3）。

※対象となる施設、構造基準、定期点検の方法については、「地下水汚染の未然防止のための構造と点検・管理に関するマニュアル」を参照。

(環境省ホームページ)

- ・水質汚濁防止法の改正について

<http://www.env.go.jp/water/chikasui/brief2012.html>

- ・地下水汚染の未然防止のための構造と点検・管理に関するマニュアル

<http://www.env.go.jp/water/chikasui/brief2012/manual/main.pdf>

水質汚濁防止法の一部を改正する法律について

(平成23年6月22日公布、平成24年6月1日施行)

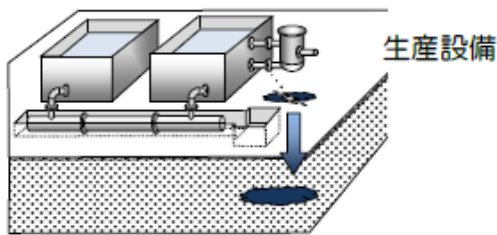
改正の背景

平成24年3月 環境省

- 昨今の調査によって、工場又は事業場からのトリクロロエチレン等の有害な物質の漏えいによる地下水汚染事例が、毎年継続的に確認され、その中には、事業場等の周辺住民が利用する井戸水から検出された例もあることが判明。
- これらは、事業場等における生産設備・貯蔵設備等の老朽化や、生産設備等の使用の際の作業ミス等による漏えいが原因の大半。
- 地下水は都市用水の約25%を占める貴重な淡水資源。一方、地下水汚染は、地下における水の移動経路が複雑であるため、原因者の特定が難しく、自然の浄化作用による水質の改善が期待できないこと等から一度汚染すると回復が困難。

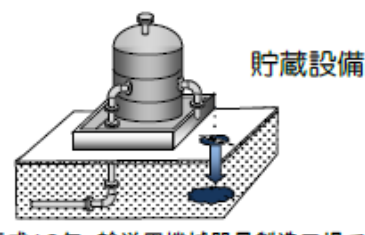
地下水汚染の未然防止のための実効ある取組の推進を図る必要

【地下水汚染事例1】



◆平成19年、金属製品製造工場で、溶液槽の配管つなぎ目が劣化し、六価クロムが漏えいし、床面の亀裂から浸透

【地下水汚染事例2】



◆平成13年、輸送用機械器具製造工場で、トリクロロエチレンの貯蔵タンクへの移し替え作業による地下水汚染が判明

周辺井戸から検出。自治体は、井戸所有者に飲用中止を指導

改正内容

- (1) 対象施設の拡大
有害物質を貯蔵する施設等の設置者は、施設の構造等について、都道府県知事等に事前に届け出なければならないこととする。
- (2) 構造等に関する基準遵守義務等
有害物質の使用、貯蔵等を行う施設の設置者は、構造等に関する基準を遵守しなければならないこととする。また、都道府県知事等は、当該施設が基準を遵守していないときは、必要に応じ命令できることとする。
- (3) 定期点検の義務の創設
有害物質の使用、貯蔵等を行う施設の設置者は、施設の構造・使用の方法等について、定期に点検しなければならないこととする。

○ 工場・事業場における有害物質の非意図的な漏えいや、床面等からの地下水浸透を防止！

【施行期日】公布の日から1年以内で政令で定める日(平成24年6月1日)から施行。

第2 大氣污染關係

I 大気汚染に係る環境基準

物質	二酸化イオウ ※1	一酸化炭素 ※1	浮遊粒子状物質 ※1	二酸化窒素 ※2	光化学オキシダント ※1	微小粒子状物質 ※4	ベンゼン ※3	トリクロロエチレン ※3	テトラクロロエチレン ※3	ジクロロメタン ※3
環境上の条件	1時間値の1日平均値が0.04 ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1 ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20 ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.10 mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20 mg/m ³ 以下であること。	1時間値の1日平均値が0.04 ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	1時間値が0.06ppm以下であること。	1年平均値が15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35 μg/m ³ 以下であること。	1年平均値が0.003 mg/m ³ 以下であること。	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	1年平均値が0.15 mg/m ³ 以下であること。
測定方法	溶液導電率法又は紫外線蛍光法	非分散型赤外分析計を用いる方法	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法	微小粒子状物質による大気汚染の状況を的確に把握することができると認められる場所において、濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法			

備考

- 1 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10 μm以下のものをいう。
- 2 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5 μmの粒子を50%の割合で分離出来る分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後採取される粒子をいう。
- 3 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。

※1 昭和48年5月8日 環境庁告示第25号 改正(昭和48.5.16 環告35、昭和53.7.11 環告38、昭和56.6.17 環告47、平8.10.25 環告73)

※2 昭和53年7月11日 環境庁告示第38号 改正(平8.10.25 環告74)

※3 平成9年2月4日 環境庁告示第4号 改正(平13.4.20 環告30)

※4 平成21年9月9日 環境省告示第33号

有害大気汚染物質等に係る指針値

物質名	指針値	
アクリロニトリル	2 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	平 15.9.30 環管総発第 030930004 号
塩化ビニルモノマー	10 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	
水銀及びその化合物	0.04 $\mu\text{gHg}/\text{m}^3$	
ニッケル化合物	0.025 $\mu\text{gNi}/\text{m}^3$	
クロロホルム	18 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	平 18.12.20 環水大総発第 061220001 号
1,2-ジクロロエタン	1.6 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	
1,3-ブタジエン	2.5 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	
ヒ素及びその化合物	6 ngAs/m^3	平 22.10.15 環水大総発第 101015002 号
マンガン及びその化合物	0.14 $\mu\text{gMn}/\text{m}^3$	平 27.5.1 環水大総発第 1405011 号

II 特定施設、排出基準等

1 大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設・水銀排出施設・粉じん発生施設・揮発性有機化合物排出施設

(1) ばい煙に係る排出基準

ア、いおう酸化物に係る排出基準

いおう酸化物の排出基準は、ばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出されるいおう酸化物の量について、地域の区分ごとに排出口の高さに応じて定める許容限度とし、次の式によって算出したいおう酸化物の量とする。

$$q = K \times 10^{-3} \text{He}^2$$

区 域	K の値
荒尾市の区域	6.0
八代市（旧八代市の区域）の区域、 芦北町（旧田浦町の区域）、水俣市の区域	11.5
熊本市の区域（旧飽託郡 4 町・旧富合町・ 旧植木町・旧城南町を除く）	14.5
その他の区域	17.5

この表に掲げる「旧」を付けた町村の名称及び地域は、各市町の昭和 51 年 11 月 16 日以降の市町村合併時ににおける合併以前の町村名及びその地域とする。

この式において q 及び He は、それぞれ次の値を表すものとする。

q いおう酸化物の量（単位：温度零度、圧力 1 気圧の状態に換算した立方メートル毎時）

K 地域の区分ごとに掲げる値

He 次の式によって補正された排出口の高さ（単位：メートル）とし、煙突に傘のあるものを除く。

$$\text{He} = \text{Ho} + 0.65(\text{Hm} + \text{Ht})$$

$$\text{Hm} = \frac{0.795\sqrt{V \cdot Q}}{1 + \frac{2.58}{V}}$$

$$\text{Ht} = 2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (T - 288) \cdot (2.30 \log J + \frac{1}{J} - 1)$$

$$J = \frac{1}{\sqrt{Q \cdot V}} (1,460 - 296 \cdot \frac{V}{T - 288}) + 1$$

これらの式においては、 He ・ Ho ・ Q ・ V 及び T はそれぞれ次の値を表わすものとする。

- He 補正された排出口の高さ（単位：メートル）
- Ho 排出口の高さ（単位：メートル）
- Q 温度 15 度における排出ガス量（単位：立方メートル毎秒）
- V 出ガスの排出速度（単位：メートル毎秒）
- T 排出ガスの温度（単位：絶対温度）

※ ガスタービン・ディーゼル機関・ガス機関及びガソリン機関のうち、「非常用施設」については、当分の間、適用しない。（施行規則附則 S62.11.6 総令 53、H2.12.1 総令 58）

イ、ばいじんの排出基準

ばいじんの排出基準は、温度が零度であって、圧力が 1 気圧の状態に換算した排出ガス 1 立方メートルにつき、表①のばい煙発生施設について、それぞればいじんの排出基準の欄に掲げるとおりとする。

ウ、有害物質の排出基準

有害物質（特定有害物質を除く。）の排出基準は、温度が零度であって、圧力 1 気圧の状態に換算した排出ガス 1 立方メートルにつき表②から表⑤のばい煙発生施設について、それぞれの排出基準の欄に掲げるとおりとする。

エ、小型ボイラーに係る排出基準

燃熱面積が 10 m^2 未滿で、バーナーの燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 リットル以上の小型ボイラーに係る排出基準は、表⑥のとおりとする。

表① 大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設及びばいじんの排出基準（小型ボイラーを除く）

区分	ばい煙（いおう酸化物、ばいじん、有害物質）発生施設				ばいじんの排出基準（g/N m ³ ）					有害物質	
	種類	規模	番号	施設	排ガス量 （万 N m ³ /h）	新設	既設	On	備考		
1	ボイラー（熱風ボイラーを含み熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く。）	総理府で定めるところにより算定した伝熱面積（以下単に「伝熱面積」という）が10平方メートル以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であること。	1	ガスを専焼させるもの（番号5のものを除く。）	4～ ～4	0.05 0.10	0.05 0.10	5	当分の間 On=Os	8) ※1	
			2	重油その他の液体燃料（黒液を除く。以下この表において同じ。）を専焼させるもの並びにガス及び液体燃料を混焼させるもの（番号5のものを除く。）	20～ 4～20 1～4 ～1	0.05 0.15 0.25 0.30	*0.07 *0.18 0.25 0.30	4			
			3	紙パルプの製造に伴い発生する黒液を専焼させるもの並びに黒液及びガス又は液体燃料を混焼させるもの（番号5のものを除く。）	20～ 4～20 ～4	0.15 0.25 0.30	*0.20 *0.35 *0.35	Os			
			4	石炭を燃焼させるもの（番号5のものを除く。）	20～ 4～20 ～4	0.10 0.20 0.30	*0.15 *0.25 *0.35	6			
			5	触媒再生塔に附属するもの	—	0.20	*0.30	4			
			6	番号1～5以外のもの	4～ ～4	0.30 0.30	0.30 *0.40	6			当分の間 On=Os
			附	石炭（5千kcal/kg以下のもの）を燃焼させるもの	—	—	0.70	Os			
			2	水性ガス又は油ガスの発生の用に供するガス発生炉及び加熱炉	原料として使用する石炭またはコークスの処理能力が1日当たり20トン以上であるか、又は、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であること。	7	ガス発生炉	—			0.05
8	加熱炉	—				0.10	0.10	7			
3	金属の精錬又は無機化学工業品の製造の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む）及び煨焼炉（14の項に掲げるものを除く。）	原料の処理能力が1時間当たり1トン以上であること。	9	焙焼炉	4～ ～4	0.10 0.15	0.10 0.15	Os	8) ※1		
			10	焼結炉のうち、フェロマンガン製造の用に供するもの	—	0.20	0.20	Os			
			11	焼結炉のうち前項以外のもの	—	0.15	0.15	Os			
			12	か焼炉	4～ ～4	0.20 0.25	*0.25 *0.30	Os			

区分	ばい煙（いおう酸化物、ばいじん、有害物質）発生施設				ばいじんの排出基準（g/N m ³ ）					有害物質	
	種類	規模	番号	施設	排ガス量 （万 N m ³ /h）	新設	既設	On	備考		
4	金属の精錬の用に供する溶鉱炉（溶鉱用反射炉を含む）、転炉及び平炉（14の項に掲げるものを除く）	原料の処理能力が1時間当たり1トン以上であること。	13	溶鉱炉のうち高炉	—	0.05	0.05	Os		8) ※1	
			14	溶鉱炉のうち高炉以外のもの	—	0.15	0.15	Os			
			15	転 炉	燃 焼 型 を 除 く	—	0.10	*0.13			Os
					燃 焼 型 を 除 く	—	0.10	0.10			Os
			16	平 炉	4～ ～4	0.10 0.20	0.10 0.20	Os			
5	金属の精錬又は鋳造の用に供する溶解炉（こしき炉並びに14の項及び24の項から26の項までに掲げるものを除く。）	火格子面積（火格子の水平投影面積をいう。以下同じ。）が1平方メートル以上であるか羽口面断面積（羽口の最下端の	17	溶 解 炉	4～ ～4	0.10 0.20	0.10 0.20 *0.30	Os	*印は、アルミニウムの地金若しくは合金の製造又はアルミニウムの再生の用に供する反射炉	8) ※1	
高さにおける炉の内壁で囲まれた部分の水平断面積をいう。以下同じ。）が0.5平方メートル以上であるかバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であるか又は、変圧器の定格容量が200キロボルトアンペア以上であること。	18	加 熱 炉	4～ ～4	0.10 0.20	*0.15 *0.25	11					} 当分の間 On=Os
6	金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理の用に供する加熱炉										
7	石油製品、石油化学製品又はコーラタール製品の製造の用に供する加熱炉										
19	加 熱 炉	4～ ～4	0.10 0.15	0.10 0.15 *0.18	6	*印は潤滑油の製造の用に供する1万 N m ³ /h 未満のもの	8) ※1				
8	石油の精製の用に供する流動接触分解装置のうち触媒再生塔	20	触 媒 再 生 塔					—	0.20	*0.30	6
8の2	石油ガス洗浄装置に附属するいおう回収装置のうち燃焼炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり6リットル以上であること。	21	燃 焼 炉	—	0.10	0.10	8	8) ※1		
9	窯業製品の製造の用に供する焼成炉及び溶融炉	火格子面積が1平方メートル以上であるかバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が200キロボルトアンペア以上であること。	22	焼成炉（石灰焼成炉に限る）のうち土中釜	—	0.40	0.40	15	} 当分の間 On=Os	8) ※1 ※2	
			23	焼成炉（石灰焼成炉に限る）のうち前項以外のもの	—	0.30	0.30	15			
			24	焼成炉のうちセメント製造用のもの	—	0.10	0.10	10			
			25	焼成炉のうち耐火レンガ又は耐火物原料の製造用のもの	4～ ～4	0.10 0.20	0.10 0.20	18			
			26	焼成炉のうち番号22から25に掲げるもの以外のもの	4～ ～4	0.15 0.25	0.15 0.25	15			
			27	溶融炉のうち板ガラス又はガラス繊維製品（ガラス繊維を含む）製造用のもの	4～ ～4	0.10 0.15	0.10 0.15	15			

区分	ばい煙（いおう酸化物、ばいじん、有害物質）発生施設				ばいじんの排出基準（g/N m ³ ）					有害物質	
	種類	規模	番号	施設	排ガス量 （万 N m ³ /h）	新設	既設	On	備考		
			28	溶融炉のうち光学ガラス・電気ガラス又はフリット製造用のもの	4～ ～4	0.10 0.15	0.10 *0.30	16			
			29	溶融炉のうち番号27. 28に掲げるものの以外のも	4～ ～4	0.10 0.20	0.10 0.20	15			
10	無機化学工業品又は食料品の製造の用に供する反応炉（カーボンブラック製造用燃焼装置を含む。）及び直火炉（26の項に掲げるものを除く。）	同上	30	反応炉及び直火炉	4～ ～4	0.15 0.20	0.15 0.20 *0.30	6	当分の間 On=Os *印は、活性炭の製造の用に供する1万 N m ³ /h未満のもの	8) ※1	
11	乾燥炉（14の項及び23の項に掲げるものを除く。）	同上	31	骨材乾燥炉	2～ ～2	0.50 0.50	0.50 *0.60	16	直接熱風乾燥炉は On=Os	8) ※1	
			32	前項以外の乾燥炉	4～ 1～4 ～1	0.15 0.20 0.20	0.15 *0.30 *0.35	16			
12	製鉄、製鋼又は合金鉄若しくはカーバイドの製造の用に供する電気炉	変圧器の定格容量が1000キロボルトアンペア以上であること。	33	合金鉄（珪素の含有率が40パーセント以上のものに限る。）製造用のもの	—	0.20	0.20	Os			
			34	合金鉄（珪素の含有率が40パーセント未満のものに限る。）及びカーバイド製造用のもの	—	0.15	0.15	Os			
			35	番号33・34に掲げるもの以外のも	—	0.10	0.10	Os			
13	廃棄物焼却炉	火格子面積が2平方メートル以上であるか、又は焼却能力が1時間当たり200キログラム以上であること。	36	焼却能力	4t/時以上	—	0.04	0.08	12	備考7)の計算式によりばいじんの量を算出 備考12)	8) ※1 ※2
				2～4t/時	—	0.08	0.15				
				2t/時未満	—	0.15	0.25				
14	銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む）溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉、溶解炉及び乾燥炉	原料の処理能力が1時間当たり0.5トン以上であるか、火格子面積が0.5平方メートル以上であるか、羽口断面面積が0.2平方メートル以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり20リットル以上であること。	38	焙焼炉	4～ ～4	0.10 0.15	0.10 0.15	Os		8) ※1 ※2	
			39	焼結炉	—	0.15	0.15	Os			
			40	溶鋳炉	—	0.15	0.15	Os			
			41	転炉	—	0.15	0.15	Os			
			42	溶解炉	4～ 1～4 ～1	0.10 0.20 0.20	0.10 0.20 *0.30	Os			

区分	ばい煙（いおう酸化物、ばいじん、有害物質）発生施設				ばいじんの排出基準（g/N m ³ ）					有害物質
	種類	規模	番号	施設	排ガス量 (万 N m ³ /h)	新設	既設	On	備考	
			43	乾 燥 炉	4～ ～4	0.15 0.20	0.15 *0.18 *0.30	16	*印は気流搬送型 のもの 直接熱風乾燥炉は On=Os	
15	カドミウム系顔料 又は炭酸カドミウム の製造の用に供 する乾燥施設	容量が 0.1 立方メ ートル以上である こと。				—	—			8) ※2
16	塩素化エチレンの 製造の用に供する 塩素急速冷却施設	原料として使用す る塩素（塩化水素 にあつては塩素換 算量）の処理能力 が 1 時間当たり 50 キログラム以上で あること。				—	—			8) ※2
17	塩化第二鉄の製造 の用に供する溶解 槽					—	—			8) ※2
18	活性炭の製造（塩 化亜鉛を使用する ものに限る。）の 用に供する反応炉	バーナーの燃料の 燃焼能力が重油換 算 1 時間当たり 3 リットル以上であ ること	44		—	0.30	0.30	6		8) ※1 ※2
19	化学製品の製造の 用に供する塩素反 応施設、塩化水素 反応施設及び塩化 水素吸収施設（塩 素ガス又は塩化水 素ガスを使用する ものに限り、前 3 項に掲げるもの及 び密閉式のものを 除く。）	原料として使用す る塩素（塩化水素 にあつては塩素換 算量）の処理能力 が 1 時間当たり 50 キログラム以上で あること。				—	—			8) ※2
20	アルミニウムの製 錬の用に供する電 解炉	電流容量が 30 キ ロボルトアンペア 以上であること。	45	電 解 炉	—	0.05	0.05	Os		8) ※2
21	燐、燐酸、燐酸質 肥料又は複合肥料 の製造（原料とし て燐鉱石を使用す るものに限る。） の用に供する反応 施設、濃縮施設、 焼成炉及び溶解炉	原料として使用す る燐鉱石の処理能 力が 1 時間当たり 80 キログラム以 上であるか、バー ナーの燃料の燃焼 能力が重油換算 1 時間当たり 50 リ ットル以上である か又は変圧器の定 格容量が 200 キロ ボルトアンペア以 上であること。	46	焼 成 炉	—	0.15	0.15	15		8) ※1 ※2
			47	溶 解 炉	—	0.20	0.20	Os		
22	弗酸の製造の用に 供する凝縮施設、 吸収施設及び蒸溜 施設（密閉式のも のを除く。）	伝熱面積が 10 平 方メートル以上で あるか又はポンプ の動力が 1 キロワ ット以上であるこ と。				—	—			8) ※2
23	トリポリ燐酸ナト リウムの製造（原 料として燐鉱石を 使用するものに限 る）の用に供する 反応施設、乾燥炉 及び焼成炉	原料の処理能力が 1 時間当たり 80 キ ログラム以上であ るか火格子面積が 1 平方メートル以 上であるか、又は バーナーの燃料の 燃焼能力が重油換 算 1 時間当たり 50 リットル以上であ ること。	48	乾 燥 炉	—	0.10	0.10	16	直接熱風乾燥炉は On=Os	8) ※1 ※2
			49	焼 成 炉	—	0.15	0.15	15		

区分	ばい煙（いおう酸化物、ばいじん、有害物質）発生施設				ばいじんの排出基準（g/N m ³ ）					有害物質
	種類	規模	番号	施設	排ガス量（万 N m ³ /h）	新設	既設	On	備考	
24	鉛の第2次精錬（鉛合金の製造を含む。）又は鉛の管、板若しくは線の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり10リットル以上であるか又は変圧器の定格容量が40キロボルトアンペア以上であること。	50	溶解炉	4～ ～4	0.10 0.20	0.10 0.20	Os		8) ※1 ※2
25	鉛蓄電池の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり4リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が20キロボルトアンペア以上であること。	51	溶解炉	4～ ～4	0.10 0.15	0.10 0.15	Os		8) ※1 ※2
26	鉛系顔料の製造の用に供する溶解炉、反射炉、反応炉及び乾燥施設	容量が0.1立方メートル以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり4リットルであるか、又は変圧器の定格容量が20キロボルトアンペア以上であること。	52	溶解炉	4～ ～4	0.10 0.15	0.10 0.15	Os		8) ※1 ※2
			53	反射炉	—	0.10	0.10	Os		
			54	反応炉（硝酸鉛の製造の用に供するものを除く。）	—	0.05	0.05	6	鉛酸化物の製造用のものは On=Os	
27	硝酸の製造の用に供する吸収施設、漂白施設及び濃縮施設	硝酸を合成し、漂白し、又は、濃縮する能力が1時間当たり100キログラム以上であること。				—	—			8) ※1
28	コークス炉	原料の処理能力が1日当たり20トン以上であること。	55	コークス炉	—	0.15	0.15	7		8) ※1
29	ガスタービン	燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であること。	56		—	0.05	0.05	16	当分の間既設のものには適用しない。	8) ※3
30	ディーゼル機関		57		—	0.10	0.10	13	当分の間既設のものには適用しない。	8) ※3
31	ガス機関	燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり35リットル以上であること。	58		—	0.05	0.05	0		8) ※4
32	ガソリン機関		59		—	0.05	0.05	0		8) ※4

- 備考 1) 新設とは、57年6月1日以後に設置のものをいう。ただし、ガスタービン、ディーゼル機関にあつては、63年2月1日以後に設置のものをいう。また、廃棄物焼却炉については平成10年7月2日以後に設置のものをいう。備考12を参照のこと。
- 2) 既設とは、57年5月31日までに設置のものをいう。ただし、ガスタービン、ディーゼル機関にあつては、63年1月31日までに設置のものをいう。廃棄物焼却炉については平成10年7月1日までに設置のものをいう。備考12を参照のこと。
- 3) *印の値は、既設のものについて、59年7月1日以後当分の間適用する基準値である。
- 4) 熱源として電気を使用する施設はすべて、On=Osとする。
- 5) この表のばいじんの排出基準に掲げるばいじんの量は、規格Z8808に定める方法により測定される量として表示されたものとし、当該ばいじんの量には、燃料の点火、灰の除去のための火層整理又はすすの掃除を行なう場合において排出されるばいじん（1時間につき合計6分間をこえない時間内に排出されるものに限る。）は含まれないものとする。

6) ばいじんの量が著しく変動する施設にあっては、1工程の平均の量とする。

7) ばいじんの量は次式により算出された量とする。

$$C = \frac{21 - O_n}{21 - O_s} \cdot C_s$$

この式において、C、O_n、O_s及びC_sは、それぞれ次の値を表すものとする。

C	ばいじんの量 (単位 グラム)
O _n	施設ごとに定められた値 (表中 O _n の欄に記載された値)
O _s	排出ガス中の酸素の濃度 (この値が 20 パーセントを超える場合は、20 パーセントとする。) (単位 百分率)
C _s	規格 Z8808 に定める方法により測定されたばいじんの量 (単位 グラム)

8) 上の表中、有害物質の欄の※印は次のとおりである。

※ 1 窒素酸化物の排出基準 (表③) 適用

※ 2 窒素酸化物以外の有害物質の排出基準 (表②) 適用

※ 3 窒素酸化物の排出基準 (表④) 適用

※ 4 窒素酸化物の排出基準 (表⑤) 適用

9) ガスタービン・ディーゼル機関・ガス機関及びガソリン機関のうち発電を伴うものについての届出先は九州産業保安監督部になる。(電気事業法に基づく届出)

10) ガスタービン・ディーゼル機関・ガス機関及びガソリン機関のうち、「非常用施設」については、当分の間、適用しない。(施行規則附則 S62.11.6 総令 53、H2.12.1 総令 58)

11) 重油換算の方法

(1) 区分 31、32 の施設について (H2.12.1 環大規 384 号)

ア 気体燃料の場合の重油換算量 (ℓ/h) = $\frac{\text{気体燃料の総発熱量 (kcal/N m}^3\text{)}}{\text{重油の発熱量 (9,600kcal)}} \times \text{気体燃料の燃焼能力 (N m}^3\text{/h)}$

イ 液体燃料の場合の重油換算量 (ℓ/h) = 液体燃料の燃焼能力 (ℓ/h)

(2) その他の施設について (S46.8.25 環大企 5 号)

ア 気体 (固体) 燃料の場合、気体 1.6 m³ (固体 1.6 kg) を重油 1.0ℓ とする。

イ 液体燃料の場合、液体 1.0ℓ を重油 1.0ℓ とする。

12) 廃棄物焼却炉の排出基準については、平成 10 年 4 月 10 日に大気汚染防止法施行規則等の一部を改正する総理府令が公布され、平成 10 年 7 月 2 日以降に設置 (設置の工事が着手されているものを除く) のものを新設とし、新設分は平成 10 年 7 月 2 日から、既設分は平成 12 年 4 月 1 日から適用される。

(施行規則附則 H10.4.10 総令 27)

13) ばい煙発生施設の排ガス量は湿りガス量で判断し、ばい煙濃度は乾きガス量で計算する。

表② ばい煙発生施設及び有害物質（窒素酸化物を除く）の排出基準

区分	有害物質の種類	表①の区分	ばい煙発生施設の種類	排出基準 (mg/N m ³)
1	カドミウム 及びその化合物	9	表①の区分9に掲げる施設のうちガラス又は、ガラス製品の製造（原料として硫化カドミウム又は炭酸カドミウムを使用するものに限る。）の用に供するもの。	1.0
		14	銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉、溶解炉及び乾燥炉	
		15	カドミウム系顔料又は炭酸カドミウムの製造の用に供する乾燥施設	
2	塩素及び塩化水素	16	塩素化エチレンの製造の用に供する塩素急速冷却施設	塩素 30 塩化水素 80
		17	塩化第二鉄の製造の用に供する溶解槽	
		18	活性炭の製造（塩化亜鉛を使用するものに限る。）の用に供する反応炉	
		19	化学製品の製造の用に供する塩素反応施設、塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設（塩素ガス又は塩化水素ガスを使用するものに限り、前3項に掲げるもの及び密閉式のものを除く。）	
3	塩化水素	13	廃棄物焼却炉	700
4	弗素、弗化水素 及び弗化珪素	9	表①の区分9に掲げる施設のうちガラス又はガラス製品の製造（原料としてほたる石又は珪弗化ナトリウムを使用するものに限る。）の用に供するもの。	10
		21	表①の区分21に掲げる反応施設（過燐酸石灰又は重過燐酸石灰の製造の用に供するものを除く。）濃縮施設及び溶解炉（燐酸質肥料の製造の用に供するものを除く。）	
		22	弗酸の製造の用に供する凝縮施設、吸収施設及び蒸留施設（密閉式のものを除く。）	
		23	トリポリ燐酸ナトリウムの製造（原料として燐鋳石を使用するものに限る。）の用に供する反応施設・乾燥炉及び焼成炉	10
		20	アルミニウムの製錬の用に供する電解炉	1.0 (3.0)
		21	表①の区分21に掲げる反応施設（過燐酸石灰又は重過燐酸石灰の製造の用に供するものに限る。）及び溶解炉のうち電気炉（燐酸質肥料の製造の用に供するものに限る。）	15
			表①の区分21に掲げる焼成炉及び溶解炉のうち平炉（燐酸質肥料の製造の用に供するものに限る。）	20
5	鉛及びその化合物	9	表①の区分9に掲げる施設のうちガラス又はガラス製品の製造（原料として酸化鉛を使用するものに限る。）の用に供するもの。	20
		14	表①の区分14に掲げる焙焼炉、転炉、溶解炉及び乾燥炉	10
		24	鉛の第二次精錬（鉛合金の製造を含む。）又は鉛の管、板若しくは線の製造の用に供する溶解炉	
		25	鉛蓄電池の製造の用に供する溶解炉	
		26	鉛系顔料の製造の用に供する溶解炉、反射炉、反応炉及び乾燥施設	
		14	表①の区分14に掲げる焼結炉及び溶鋳炉	30

備 考

1. この表の排出基準に掲げる有害物質の量は、カドミウム、鉛及びその化合物にあつては、規格 Z8808 に定める方法により採取し、原子吸光法、吸光光度法又はポーラログラフ法によりカドミウム又は鉛として測定される量として、塩素にあつては、規格 K0106 に定める方法のうちオルトトリジン法又は連続分析法により測定される量として、塩化水素にあつては規格 K0107 に定める方法のうちチオシアン酸第 2 水銀法により測定される量として、弗素、弗化水素及び弗化珪素にあつては規格 K0105 に定める方法のうち吸光光度法により弗素として測定される量としてそれぞれ表示されたものとし、当該有害物質の量には、すすの掃除を行う場合等においてやむを得ず排出される有害物質（1 時間につき合計 6 分間をこえない時間内に排出されるものに限る。）は含まれないものとする。
2. この表の区分 3 に掲げる塩化水素の量（表①の区分 13 に掲げる廃棄物焼却炉に係るものに限る。）は、次の式により算出された塩化水素の量とする。

$$C = \frac{9}{21 - O_s} \cdot C_s$$

この式において、C、O_s 及び C_s は、それぞれ次の値を表すものとする。

C 塩化水素の量（単位 ミリグラム）

O_s 排出ガス中の酸素の濃度（単位 百分率）

C_s 規格 K0107 に定める方法のうち硝酸銀法により測定された塩化水素の濃度を温度が零度であつて圧力が 1 気圧の状態における排出ガス 1 立方メートル中の量に換算したもの（単位 ミリグラム）

3. 排出基準の（ ）内の数値は、有害物質が電解炉から直接吸引されダクトを通じて排出口から排出される場合の当該排出口における有害物質の量とする。
4. 有害物質の量が著しく変動する施設にあつては、1 工程の平均の量とする。

表③ 窒素酸化物に係る排出基準（小型ボイラーを除く）

（単位：ppm）

施設の種類 及び規模 (単位：万 N m ³ /h)		排出基準値及び適用年月日						備考		
		On	施設 設置 年月日	{ 48.8.9	48.8.10 50.12.9	{ 50.12.10 52.6.17	{ 52.6.18 54.8.9			{ 54.8.10
ボ	ガス専焼	5								
	50～		130	130	100	60	60			
	10～50		130	130	100	100	100			
	4～10		130	130	130	100	100			
	1～4		150	150	130	130	130			
	0.5～1		150	150	150	150	150			
	～0.5		150	150	150	150	150			
イ ラ ー	個体燃焼	6					{ 54.8.10	{ 58.9.10	{ 62.4.1	
							58.9.9	62.3.31		
	70～		400	300	300	300	300	300	300	200
	50～70		420	300	300	300	300	300	300	250
	20～50		420	350	300	300	300	300	300	250
	4～20		450	350	300	300	300	300	300	250
	0.5～4		450	380	350	350	350	350	350	350
～0.5	480	480	380	480	380	380	350	350		
<ul style="list-style-type: none"> ・石炭燃焼用の散布式ストーカ型のもの（排出ガス量4万 N m³/h以上10万 N m³/h未満で58.9.10以後に設置したものに限り）に限り当分の間320とする。 ・排出ガス量が4万 N m³/h未満のものについて流動層燃焼式方式のものに限り、58.9.10から59.9.9に設置された施設は360とする。 										

施設の種類 及び規模 (単位: 万 N m ³ /h)	排出基準値及び適用年月日						備考		
	On	施設 設置 年月日	{ 48.8.9	{ 48.8.10 } 50.12.9	{ 50.12.10 } 52.6.17	{ 52.6.18 } 54.8.9		{ 54.8.10 }	
ボ イ ラ ー	排脱付液体燃焼 (原油タール) (100万未満に限る)	4	50 ~ 100	210	180	150	130	130	52.9.10 前に設置され た排ガス量が 0.5 万 N m ³ /h 未満の過負荷燃 焼型を除く。
	10 ~ 50		210	180	150	150	150		
	4 ~ 10		280	180	150	150	150		
	1 ~ 4		280	280	150	150	150		
0.5 ~ 1	280	280	280	280	280	180	180	52.9.10 ~ 180	
液体燃焼 (原油タールで前記 排脱付を除く。)	4	50 ~	180	180	150	130	130	52.9.10 前に設置され た排ガス量が 0.5 万 N m ³ /h 未満の過負荷燃 焼型を除く。	
10 ~ 50		190	180	150	150	150			
4 ~ 10		250	180	150	150	150			
1 ~ 4		250	250	150	150	150			
0.5 ~ 1	250	250	250	250	250	180	180	52.9.10 ~ 180	
排脱付液体燃焼 (100万未満のものに 限る。原油タールを 除く。)	4	50 ~ 100	210	180	150	130	130	52.9.10 前に設置され た排ガス量が 0.5 万 N m ³ /h 未満の過負荷燃 焼型を除く。	
10 ~ 50		210	180	150	150	150			
4 ~ 10		210	180	150	150	150			
1 ~ 4		250	250	150	150	150			
0.5 ~ 1	280	280	280	280	280	180	180	52.9.10 ~ 180	
液体燃焼 (前記液体ボイラー をすべて除く。)	4	50 ~	180	180	150	130	130	52.9.10 前に設置され た排ガス量が 0.5 万 N m ³ /h 未満の過負荷燃 焼型を除く。	
10 ~ 50		190	180	150	150	150			
4 ~ 10		190	180	150	150	150			
1 ~ 4		230	230	150	150	150			
0.5 ~ 1	250	250	250	250	250	180	180	52.9.10 ~ 180	
~ 0.5	250	250	250	250	250	180	180	52.9.10 ~ 180	
煨 焼 炉	煨焼炉	10	200	200	200	200	200		
	アルミナの製造の 用に供する煨焼炉	10	350	350	350	200	200		
金 属 溶 解 炉		12	200	200	200	200	180	キュボラ適用除外	
金 属 加 熱 炉	ラジアントチューブ型	11	10 ~	200	200	100	100	100	
	1 ~ 10		200	200	150	150	150		
	0.5 ~ 1		200	200	200	150	150		
~ 0.5	200		200	200	180	180			
鍛接鋼管用	11	10 ~			100	100	100		
1 ~ 10					180	180			
0.5 ~ 1					150	150			
~ 0.5					180	180			
前記以外のもの	11	10 ~	160	160	100	100	100		
1 ~ 10		170	170	150	130	130			
0.5 ~ 1		170	170	170	150	150			
~ 0.5		200	200	200	180	180			

施設の種類 及び規模 (単位: 万 N m ³ /h)	排出基準値及び適用年月日						備考		
	On	施設 設置 年月日	{ 48.8.9	{ 48.8.10 50.12.9	{ 50.12.10 52.6.17	{ 52.6.18 54.8.9		{ 54.8.10	
石油 加 熱 炉	排脱付のもの 4 ~ 1 ~ 4 0.5 ~ 1 ~ 0.5	6	170 180 190 200	170 170 190 200	100 150 190 200	100 130 150 180	100 130 150 180		
	エチレン分解炉 4 ~ 1 ~ 4 0.5 ~ 1 ~ 0.5	6	170 180 180 200	170 180 180 200	100 150 180 200	100 130 150 180	100 130 150 180		
	エチレン分解炉の うち炉床式バーナ ーを有するもの 4 ~ 1 ~ 4 0.5 ~ 1 ~ 0.5	6	170 180 180 200	170 180 180 200	100 150 180 200	100 130 150 180	100 130 150 180		
	エチレン独立過熱炉 10 ~ 4 ~ 10 1 ~ 4 0.5 ~ 1 ~ 0.5	6	170 180 180 180 200	170 180 180 180 200	100 100 150 180 200	100 100 130 150 180	100 100 130 150 180		
	エチレン独立過熱炉 又はメタノール改質 炉のうち空気予熱器 を有するもの 10 ~ 4 ~ 10 1 ~ 4 0.5 ~ 1 ~ 0.5	6	170 180 180 180 200	170 180 180 180 200	100 100 150 180 200	100 100 130 150 180	100 100 130 150 180		
	前記以外のもの 4 ~ 1 ~ 4 0.5 ~ 1 ~ 0.5	6	170 180 180 200	170 170 180 200	100 150 180 200	100 130 150 180	100 130 150 180		
	焼 成 炉	石灰焼成炉 (ガス燃焼のロー タリーキルン)	15	300	300	300	300	250	
		セメント焼成炉 (湿式) 10 ~ ~ 10	10			250	250 300	250 350	
		セメント焼成炉 (湿式を除く。) 10 ~ ~ 10	10	480 480	480 480	250 480	250 350	250 350	
		耐火物原料、耐火 レンガ製造用焼成炉	18	450	450	450	450	400	
		前記以外のもの	15	200	200	200	200	180	
	反応炉・直火炉	6	200	200	200	200	180		
乾燥炉	16	250	250	250	250	230			
廃 棄 物 焼 却 炉	連続炉 4 ~ ~ 4	12	300 300	300 300	300 300	250 300	250 250		
	連続炉以外のもの (4万以上に限る。)	12				250	250		
	浮遊回転燃焼式で 連続炉に限る。 4 ~ ~ 4	12	900 900	900 900	900 900	450 900			

(注) その他の施設については省略する。

表④ガスタービン、ディーゼル機関の新設施設に係る NOx 排出基準

(単位：ppm)

施設の種類 及び規模		排出基準値及び適用年月日					備考
		On	施設 設置 年月日	S63. 2. 1 } H1. 7.31	H1. 8. 1 } H3. 1.31	H3. 2. 1 }	
ガスタービン	ガス 専焼	排ガス量 45,000N m ³ /h 以上	16	70	70	70	
		排ガス量 45,000N m ³ /h 未満	16	90	70	70	
	液体 専焼	排ガス量 45,000N m ³ /h 以上	16	100	100	70	
		排ガス量 45,000N m ³ /h 未満	16	120	100	70	
ディーゼル機関	(大 型)	シリンダー 内径 400 mm 以上	13	1,600	1,400	1,200	H3 年 2 月 1 日以降適 切な時期に 950ppm とする。
	(小 型)	シリンダー 内径 400 mm 未満	13	950	950	950	

- (注) 1. 昭和 63 年 1 月 31 日までに設置された施設については、当分の間、適用しない。
 2. ガスタービン・ディーゼル機関・ガス機関及びガソリン機関のうち、「非常用施設」については、当分の間、適用しない。(施行規則附則 S62.11.6 総令 53、H2.12.1 総令 58)

窒素酸化物の量は次式により算出された量とする。

$$C = \frac{21 - \text{On}}{21 - \text{Os}} \cdot \text{Cs}$$

- この式において、C、On、Os 及び Cs は、それぞれ次の値を表すものとする。
- C 窒素酸化物の量 (単位 立方センチメートル)
 - On 施設ごとに定められた値 (表中 On の欄に記載された値)
 - Os 排出ガス中の酸素の濃度 (この値が 20 パーセントを超える場合は、20 パーセントとする。) (単位 百分率)
 - Cs 規格 K0104 に定める方法により測定された窒素酸化物の濃度を 0℃、1 気圧に換算したもの。 (単位 立方センチメートル)

表⑤ ガス機関、ガソリン機関の新設施設に係る NOx 排出基準

(単位：ppm)

施設の種類 及び規模	排出基準値及び適用年月日				
	On	施設設置 年月日	{ H3. 1.31	H3. 2. 1 { H6. 1.31	H6. 2. 1 {
ガス機関又は ガソリン機関	0		2,000	1,000	600

(注) 「非常用施設」については、当分の間、適用しない。

表⑥ 小型ボイラーに係る排出基準

設置区分	ボイラーの種類 ばい煙項目	大気汚染防止法対象	熊本県生活環境の保全等に関する条例対象
		伝熱面積が 10 m ² 未満で、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 50 リットル/h 以上のボイラー	伝熱面積が 5m ² 以上 10 m ² 未満で、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 50 リットル/h 未満のボイラー
昭和 60 年 9 月 9 日以前に設置したもの	硫黄酸化物 ばいじん 窒素酸化物	当分の間基準を適用しない。	当分の間基準を適用しない。 (窒素酸化物については基準なし)
昭和 60 年 9 月 10 日以降に設置したもの	硫黄酸化物 ばいじん	K 値規制 ① 燃料が、ガス・灯油・軽油・A 重油の場合 当分の間基準を適用しない。 ② その他の燃料の場合 0.3g/N m ³ (ただし、平成 2 年 9 月 9 日までに設置したものは当分の間 0.5g/N m ³)	K 値規制 ① 燃料が、ガス・灯油・軽油・A 重油の場合 当分の間基準を適用しない。 ② その他の燃料の場合 液体燃料 0.3g/N m ³ その他 0.5g/N m ³ (ただし、平成 2 年 9 月 9 日までに設置したものは液体燃料も当分の間 0.5g/N m ³)
	窒素酸化物	① 燃料が、ガス・灯油・軽油・A 重油の場合 当分の間基準を適用しない。 ② その他の燃料の場合 液体燃料 260ppm (ただし、平成 2 年 9 月 9 日までに設置したものは当分の間 300ppm) 固体燃料 350ppm	基準なし

(施行規則附則 S.60.6.6 総令 31)

表⑦ ばい煙量等の測定義務（水銀等の測定については、(2)-2 水銀等の測定義務に記載）

ばい煙排出者は、当該ばい煙発生施設において発生する排出基準が定められたばい煙に係るばい煙量又はばい煙濃度を測定し¹⁾、その結果を記録しておかなければならない。この測定結果は、ばい煙量等測定記録表により記録し、その記録を三年間保存することとする。

施設及び測定回数

測定項目	測定対象施設		測定回数	測定方法
硫黄酸化物	排出口から大気中に排出されるばい煙（硫黄酸化物）の量が 10Nm ³ /h 以上		2 ヶ月を超えない作業期間ごとに 1 回以上	大気汚染防止法施行規則別表第 1 備考に掲げる方法
ばいじん	1	ガス専焼ボイラー、ガスタービン、ガス機関並びにガス発生炉のうち燃料電池用改質器	5 年に 1 回以上	大気汚染防止法施行規則別表第 2 備考に掲げる方法
	2	排出ガス量が 40,000m ³ /h 未満の施設（廃棄物焼却炉を除く。）、廃棄物焼却炉のうち焼却能力が 4,000kg/h 未満のもの	年 2 回以上 ²⁾	
	3	1 及び 2 に掲げる施設以外のもの	2 ヶ月を超えない作業期間ごとに 1 回以上	
有害物質	排出ガス量が 40,000m ³ /h 以上の施設		2 ヶ月を超えない作業期間ごとに 1 回以上	大気汚染防止法施行規則別表第 3 備考に掲げる方法
	排出ガス量が 40,000m ³ /h 未満の施設		年 2 回以上 ²⁾	
窒素酸化物	1	水性ガス又は油ガスの発生の用に供するガス発生炉及び加熱炉のうち燃料電池用改質器	5 年に 1 回以上	大気汚染防止法施行規則別表第 3 の 2 備考に掲げる方法
	2	排出ガス量が 40,000m ³ /h 未満の施設（燃料電池用改質器を除く。）、	年 2 回以上 ²⁾	
	3	1、2 に掲げる施設以外のもの	2 ヶ月を超えない作業期間ごとに 1 回以上	

- 備考
- 1) ばい煙量等の測定は、ばい煙排出者が排出基準又は総量規制基準の遵守状況を確認するために義務付けているものであるため、規則第 15 条において当該測定の対象を排出基準又は総量規制基準が定められたばい煙とすることとする。（H23.3.16 環大大発第 110316001 号）
 - 2) 測定回数が年 2 回以上と規定されているものについては、1 年間につき継続して休止する期間が 6 ヶ月以上の施設の場合、年 1 回以上とする。
 - 3) 表①の番号 1 の項、56 の項及び 58 の項に掲げるばい煙発生施設並びに同表 7 の項に掲げるガス発生施設のうち、水蒸気改質方式の改質器であって、温度零度及び圧力一気圧の下における水素の製造能力が毎時 1,000m³ 未満の施設（気体状の燃料及び原料のみを使用するものに限る。）に係るばい煙の測定頻度は 5 年に 1 回以上とする。（H29.1.6 環水大大発第 1701061 号）

(2) 水銀排出施設に係る基準

水銀等に係る関係法令は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、水俣条約が日本国について効力を生ずる日が平成 30 年 4 月 1 日後となる場合には、当該条約が日本国において効力を生ずる日から施行する。

(2)-1 水銀排出施設に係る水銀等の排出基準

ア 石炭燃焼ボイラーの排出基準

対象施設	対象規模	排出基準 ($\mu\text{g}/\text{Nm}^3$)		On (%)
		新規	既存	
①石炭ボイラー（この表の②に掲げるものを除く。） （別表 2 の項）	伝熱面積が 10m^2 以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり 50L 以上のもの。	8	10	6
②小型石炭混焼ボイラー （別表 1 の項）	伝熱面積が 10m^2 以上であるか又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり 50L 以上であるもののうち、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり $100,000\text{L}$ 未満のもの。	10	15	6

※省令別表第 3 の 3 及び省令附則別表第 1 を総じて「別表」とする。

イ 非鉄金属製造に用いられる精錬及び焙焼の工程（一次施設）の排出基準

対象施設	対象規模	排出基準 ($\mu\text{g}/\text{Nm}^3$)		On (%)
		新規	既存	
①金属の精錬（銅又は金を精錬するものに限る。）の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、煨焼炉、溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉及び平炉（この表の⑤に掲げるものを除く。） （別表 3 の項）	原料の処理能力が一時間あたり 1 トン以上であるもの。	15	30	Os
②金属の精錬（鉛又は亜鉛を精錬するものに限る。）の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、煨焼炉、溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉及び平炉（この表の⑥に掲げるものを除く。） （別表 4 の項）	原料の処理能力が一時間あたり 1 トン以上であるもの。	30	50	Os
③金属の精錬（銅又は金を精錬するものに限る。）の用に供する溶解炉（専ら粗銅、粗銀又は粗金を原料とするもの、こしき炉及びこの表の⑤に掲げるものを除く。） （別表 3 の項）	火格子面積が 1m^2 以上であるか、羽口面断面積が 0.5m^2 以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり 50L 以上であるか、又は変圧器の定格容量が 200kVA 以上であるもの。	15	30	Os
④金属の精錬（鉛又は亜鉛を精錬するものに限る。）の用に供する溶解炉（専ら粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とするもの、こしき炉及びこの表の⑥に掲げるものを除く。） （別表 4 の項）	火格子面積が 1m^2 以上であるか、羽口面断面積が 0.5m^2 以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり 50L 以上であるか、又は変圧器の定格容量が 200kVA 以上であるもの。	30	50	Os
⑤銅の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉、溶解炉（専ら粗銅を原料とするものを除く。）及び乾燥炉 （別表 3 の項）	原料の処理能力が一時間あたり 0.5 トン以上であるか、火格子面積が 0.5m^2 以上であるか、羽口面断面積が 0.2m^2 以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり 20L 以上であるもの。	15	30	Os
⑥鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉、溶解炉（専ら粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とするものを除く。）及び乾燥炉 （別表 4 の項）	原料の処理能力が一時間あたり 0.5 トン以上であるか、火格子面積が 0.5m^2 以上であるか、羽口面断面積が 0.2m^2 以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり 20L 以上であるもの。	30	50	Os

※省令別表第 3 の 3 及び省令附則別表第 1 を総じて「別表」とする。

ウ 非鉄金属製造に用いられる精錬及び焙焼の工程（二次施設）の排出基準

対象施設	対象規模	排出基準 ($\mu\text{g}/\text{Nm}^3$)		On (%)
		新規	既存	
①金属の精錬（銅、鉛又は亜鉛を精錬するものに限る。）の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、煅焼炉、溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉及び平炉（この表の⑤及び⑦に掲げるものを除く。） （別表 5 の項）	原料の処理能力が一時間当たり 1 トン以上であるもの。	100	400	Os
②金属の精錬（金を精錬するものに限る。）の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、煅焼炉、溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉、平炉（この表の④に掲げるものを除く。） （別表 6 の項）	原料の処理能力が一時間当たり 1 トン以上であるもの。	30	50	Os
③金属の精錬（銅、鉛又は亜鉛を精錬するものに限る。）の用に供する溶解炉（専ら粗銅、粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とするもの、こしき炉並びにこの表の⑤、⑥及び⑦に掲げるものを除く。） （別表 5 の項）	火格子面積が 1m^2 以上であるか、羽口面断面積が 0.5m^2 以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり 50L 以上であるか、又は変圧器の定格容量が 200kVA 以上であるもの。	100	400	Os
④金属の精錬（金を精錬するものに限る。）の用に供する溶解炉（専ら粗銀又は粗金を原料とするもの及びこしき炉を除く。） （別表 6 の項）	火格子面積が 1m^2 以上であるか、羽口面断面積が 0.5m^2 以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり 50L 以上であるか、又は変圧器の定格容量が 200kVA 以上であるもの。	30	50	Os
⑤銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉、溶解炉（専ら粗銅、粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とするものを除く。）及び乾燥炉（この表の⑦に掲げるものを除く。） （別表 5 の項）	原料の処理能力が一時間当たり 0.5 トン以上であるか、火格子面積が 0.5m^2 以上であるか、羽口面断面積が 0.2m^2 以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり 20L 以上であるもの。	100	400	Os
⑥鉛の二次精錬（鉛合金の製造を含まない。）の用に供する溶解炉 （別表 5 の項）	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり 10L 以上であるか、又は変圧器の定格容量が 40kVA 以上であるもの。	100	400	Os
⑦亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鋳炉、溶解炉及び乾燥炉 （別表 5 の項）	原料の処理能力が一時間当たり 0.5 トン以上	100	400	Os

※省令別表第 3 の 3 及び省令附則別表第 1 を総じて「別表」とする。

エ 廃棄物焼却炉の排出基準

対象施設	対象規模	排出基準 ($\mu\text{g}/\text{Nm}^3$)		On (%)
		新規	既存	
①廃棄物焼却炉（専ら自ら産業廃棄物の処分を行う場合であって、廃棄物処理法施行令第7条第5号に規定する廃油の焼却炉の許可のみを有し、原油を原料とする精製工程から排出された廃油以外のものを取り扱うもの及びこの表の②に掲げるものを除く。） (別表8の項)	火格子面積が 2m^2 以上であるか、又は焼却能力が一時間当たり 200kg 以上のもの。	30	50	12 ^注
②廃棄物焼却炉のうち、水銀回収義務付け産業廃棄物又は水銀含有再生資源を取り扱うもの (別表9の項)	裾切なし	50	100	12

※省令別表第3の3及び省令附則別表第1を総じて「別表」とする。

注：熱源として電気を使用する施設（別表8の項に含まれる廃棄物を処理する製鋼用電気炉等）は標準酸素濃度補正を行わない。

オ セメントクリンカー製造施設の排出基準

対象施設	対象規模	排出基準 ($\mu\text{g}/\text{Nm}^3$)		On (%)
		新規	既存	
セメントの製造の用に供する焼成炉 (別表7の項)	火格子面積が 1m^2 以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり 50L 以上であるか、又は変圧器の定格容量が 200kVA 以上であるもの。	50	80 ⁵⁾	10

※省令別表第3の3及び省令附則別表第1を総じて「別表」とする。

(2)-2 水銀等の測定義務

水銀排出者は、当該水銀排出施設において発生する水銀濃度を測定し、その結果を記録しておかなければならない。この結果は、水銀濃度測定記録表により記録し、その記録を3年間保存することとする。

測定回数

①排ガス量が1時間当たり4万 Nm^3 以上の施設	4か月を超えない作業期間ごとに1回以上
②排ガス量が1時間当たり4万 Nm^3 未満の施設	6か月を超えない作業期間ごとに1回以上
③専ら銅、鉛又は亜鉛の硫化鉱を原料とする乾燥炉	年1回以上
④専ら廃鉛蓄電池又は廃はんだを原料とする溶解炉	年1回以上

【測定結果の確認方法】

水銀等の排出基準は、測定結果に一定の濃度変動が内在することに留意し、対象施設において一度でも超えてはならない水準として設定するのではなく、平常時における平均的な排出状況として達成しうる水準として設定したもの。

このことから、水銀排出施設及び排出ガス処理設備が安定的に稼働しており、かつ排出ガス処理設備として水銀等の大気への排出の削減に関する利用可能な最良の技術が導入されている場合であっても、投入物の水銀含有量によっては、排出ガス中の水銀濃度が突発的に高濃度となる可能性がある。

このため、定期測定において排出基準を上回る水銀濃度が検出された場合は、その測定結果が平常時における平均的な排出状況を捉えたものであるかを確認するため、「再測定」を実施したうえで評価する。

(具体例)

- 定期測定において排出基準を上回る水銀濃度が検出された場合には、水銀排出施設の稼働条件を一定に保った上で、速やかに計3回以上の再測定（試料の再採取を含む）を実施し、初回の測定結果を含めた計4回以上の測定結果のうち、最大値及び最小値を除く全ての測定結果の平均値により評価する。
- 定期測定の結果が排出基準の1.5倍を超える場合は、定期測定の結果を得てから30日以内、それ以外は定期測定の結果を得てから60日以内に再測定の結果を得る。
- 排出基準を大きく超過した施設（排出基準の1.5倍を超えた施設）については、排出ガス処理設備の不具合も想定されるため、迅速に対応するべきだが、測定事業者の手配に要する時間等を考慮し、30日間以内に再測定の結果を得ること。

- 備考 1)新設とは、平成30年4月1日以後に設置したものをいう。ただし、水銀等に係る法律の施行がこの日以降となる場合は、法律施行日以後に設置したものとする。
- 2)既設とは、平成30年3月31日までに設置したものをいう。ただし、水銀等に係る法律の施行がこの日以降となる場合は、法律施行日以前に設置したものとする。
- 3)水銀等の量は次式により算出された量とする。

$$C = \frac{21 - O_n}{21 - O_s} \cdot C_s$$

C	酸素の濃度 O_n における水銀濃度 (0℃、101.32kPa) ($\mu\text{g}/\text{Nm}^3$)
O_n	施設ごとに定める標準酸素濃度 (表中 O_n の欄に記載された値) (%)
O_s	排出ガス中の酸素の濃度 (この値が20パーセントを超える場合は、20パーセントとする。) (%)
C_s	排出ガス中の実測水銀濃度 ($\mu\text{g}/\text{Nm}^3$)

この式において、C、 O_n 、 O_s は、それぞれ次式の値を表すものとする。

4)重油換算の方法

ばい煙発生施設に準じる

5)石灰石中水銀含有量による特例措置 (省令附則第2条第2項)

セメントの製造の用に供する施設において、主原料である石灰石の水銀含有量が、0.05mg/kg以上であって、その低減が困難と認められる場合には、特例として、排出基準を80 $\mu\text{g}/\text{Nm}^3$ から140 $\mu\text{g}/\text{Nm}^3$ に緩和した基準を適用する。

① 石灰石に係る経過措置の適用

石灰石中の水銀含有量を以下の手順により測定し、その値が単月において0.05mg/kg以上の場合は、測定結果及び原料とする石灰石の変更が困難な理由を明記した書面等を都道府県知事等に届け出る。

ア クリンカ製造ラインに投入される石灰石から1ヶ月間に複数回(上旬、中旬、下旬など)に分けて試料を採取し、粉碎・混合した後、縮分により調製し、測定用試料とする。

イ 測定用試料を「還元気化原子吸光分析法」、「加熱気化原子吸光分析法」等により分析して水銀含有量を求め、採取月の石灰石中の水銀含有量とする。

※毎月、ア及びイにより石灰石中の水銀含有量を測定し、分析データ等の測定結果に関する資料を3年間保存し、都道府県知事等からの求めがある場合は提示する。

② 石灰石に係る経過措置の解除

水銀含有量が多い石灰石を原料に使用していた場合、施設の実態上、排出ガス中の水銀濃度が低下するまでには一定の期間を要することから、連続した4ヶ月間の石灰石中の水銀含有量がいずれも

0.05mg/kg未滿となった場合に、石灰石に係る経過措置を解除する。また、その場合には、事業者は速やかにその旨を都道府県知事等に届け出る。

6)既存施設に対する措置

① 既存施設であっても、水銀排出量の増加に伴う大幅な改修(実質的な改修)をした施設は、新規施設の排水基準を適用する(令附則第2条第5項)。

※実質的な改修とは、施設規模が5割以上増加する構造変更(ただし、水銀排出施設からの水銀排出量の増加に伴うものに限る)をした場合とされている(条約第8条2(d))。

② 既存施設において、排出基準に適合させるための大幅な改修を行う場合には、排出基準の遵守について、改正法施行後最大2年間(改修にかかる期間に限る)猶予し、改修後は既存施設における基準を遵守しなければならない(令附則第2条第3項及び同条第4項)。

7)粒子状水銀濃度の測定の省略

事業者の負担を軽減する観点から、一定の条件を満たせば、ガス状水銀の濃度をもって全水銀の濃度とみなす(粒子状水銀濃度の測定を省略する)ことができる。ただし、3年に1度は粒子状水銀の測定は必要。粒子状水銀濃度の測定を省略できる条件は連続する3年間の間継続して、以下のいずれかを満たす場合

① 粒子状水銀濃度が、ガス状水銀の定量下限値未滿

② 測定結果の年平均^(註)が50 $\mu\text{g}/\text{Nm}^3$ 未滿である施設のうち、各測定結果において、水銀濃度に対する粒子状水銀の濃度が5%未滿

③ 測定結果の年平均^(註)が50 $\mu\text{g}/\text{Nm}^3$ 以上である施設のうち、各測定結果において、水銀濃度に対する粒子状水銀の濃度が5%未滿、かつ、粒子状水銀の濃度が2.5 $\mu\text{g}/\text{Nm}^3$ 未滿

注) 連続する1年の間の定期測定の結果を平均して算出した値。再測定を行った場合は、再測定の結果(「定期測定及び3回以上の再測定」のうち、最大値・最小値を除く全ての結果の平均値)を用いて、年平均値を算出する。

(2)-3 要排出抑制施設に係る基準

水銀排出施設以外であっても、我が国において水銀等の排出量が相当程度多い施設であって、その排出を抑制することが適当であるものを「要排出抑制施設」と位置付け、規制対象施設に準じた排出抑制取組（自主的取組）を求めていることとされている（法第 18 条の 32）。

要排出抑制施設 別表第 4 の 2（法施行令第 10 条の 2 関係）

- ・製銃の用に供する焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）
- ・製鋼の用に供する電気炉

※製鋼の用に供する電気炉のうち、廃棄物処理法第 8 条第 1 項に規定するごみ処理施設（焼却施設に限る。）又は廃棄物処理法施行令第 7 条第 3 号、第 5 号、第 8 号、第 10 号、第 11 の 2 号、第 12 号若しくは第 13 の 2 号に掲げる施設に該当する場合は、水銀排出施設（省令別表第 3 の 3 の 8 の項）であることに留意すること。

(3) 一般粉じんに係る基準

一般粉じん発生施設及び一般粉じん発生施設の構造等の管理に関する基準

別表第2（法施行令第3条関係）、別表第6（法規則第16条関係）

区分	粉じん発生施設		一般粉じん発生施設の構造並びに使用および管理に関する基準
	種類	規模	
1	コークス炉	原料処理能力が1日当たり50トン以上であること。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 装炭作業は、無煙装炭装置を設置するか、装炭車にフード及び集塵機を設置するか、又はこれらと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。 2. 窯出し作業は、ガイド車にフードを設置し、及び当該フードからの一般粉じんを処理する集塵機を設置するか、又はこれと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。ただし、ガイド車又はガイド車の走行する炉床の強度が小さいこと、ガイド車の軌条の幅が狭いこと等によりガイド車にフードを設置することが著しく困難である場合は、防じんカバー等を設置して行うこと。 3. 消火作業は、消火塔にハードル、フィルター又はこれらと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。
2	鉱物（コークスを含み石綿を除く。以下同じ。）又は土石の堆積場	面積1,000平方メートル以上であること。	<p>一般粉じんが飛散するおそれのある鉱物又は土石を堆積する場合は、次の各号のいずれかのうち1以上に該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2. 散水設備によって散水が行われていること。 3. 防じんカバーでおおわれていること。 4. 葉液の散布又は表層の締固めが行われていること。 5. 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
3	ベルトコンベア及びバケットコンベア（鉱物、土石又はセメントの用に供するものに限り、密閉式のものを除く。）	ベルトの幅が75センチメートル以上であるか、又はバケットの内容積が0.03立方メートル以上であること。	<p>一般粉じんが飛散するおそれのある鉱物、土石又はセメントを運搬する場合は、次の各号のいずれかのうち1以上に該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2. コンベアの積込部及び積降部にフード及び集塵機が設置され、並びにコンベアの積込部及び積降部以外の粉じんが飛散するおそれのある部分に第3号又は第4号の措置が講じられていること。 3. 散水設備によって、散水が行われていること。 4. 防じんカバーでおおわれていること。 5. 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
4	破砕機及び摩砕機（鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。）	原動機の定格出力が75キロワット以上であること。	<p>次の各号のいずれかのうち1以上に該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2. フード及び集塵機が設備されていること。 3. 散水設備によって、散水が行われていること。 4. 防じんカバーでおおわれていること。
5	ふるい（鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り湿式のもの及び密閉式のものを除く。）	原動機の定格出力が15キロワット以上であること。	<ol style="list-style-type: none"> 5. 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

(4) 特定粉じん（石綿、アスベスト）に係る基準

特定粉じん発生施設

別表第2の2（法施行令第3条の2関係）

区分	特定粉じん発生施設	規 模
1	解 綿 用 機 械	原動機の定格出力が 3.7 キロワット以上であること。
2	混 合 機	原動機の定格出力が 3.7 キロワット以上であること。
3	紡 織 用 機 械	原動機の定格出力が 3.7 キロワット以上であること。
4	切 断 機	原動機の定格出力が 2.2 キロワット以上であること。
5	研 磨 機	原動機の定格出力が 2.2 キロワット以上であること。
6	切 削 用 機 械	原動機の定格出力が 2.2 キロワット以上であること。
7	破 碎 機 及 び 摩 碎 機	原動機の定格出力が 2.2 キロワット以上であること。
8	プレス（剪断加工用のものに限る）	原動機の定格出力が 2.2 キロワット以上であること。
9	穿 孔 機	原動機の定格出力が 2.2 キロワット以上であること。

備考 この表の中欄に掲げる施設は、石綿を含有する製品の製造の用に供する施設に限り、湿式のものと及び密閉式のものを除く。

※ 特定粉じん排出施設の規制基準

工場又は事業場の敷地の境界における大気中の濃度の許容限度としての規制基準は、空気 1 リットルにつき 10 本となっています。

特定粉じん（石綿、アスベスト）排出等作業

別表第7（法規則第16条の4関係）

区分	特定粉じん排出等作業の種類	特定粉じん排出等作業の作業基準
1	特定建築材料（※）が使用されている建築物その他工作物（以下、「建築物等」という。）を解体する作業	次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。 イ 特定建築材料の除去を行う場所（以下「作業場」という。）を他の場所から隔離し、作業場の出入口に前室を設置すること。 ロ 作業場を負圧に保ち、作業場の排気に日本工業規格 Z 八一二二に定める H E P A フィルターを付けた集じん・排気装置を使用すること。 ハ イの規定により隔離を行つた作業場において初めて特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始前に、使用する集じん・排気装置が正常に稼働することを使用する場所において確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。 ニ 特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始前に、作業場及び前室が負圧に保たれていることを確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。 ホ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。

		<p>ヘ イの規定により隔離を行つた作業場において初めて特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始後速やかに、使用する集じん・排気装置の排気口において、粉じんを迅速に測定できる機器を用いることにより集じん・排気装置が正常に稼働することを確認し、異常が認められた場合は、直ちに当該除去を中止し、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。</p> <p>ト ハ、ニ及びへの確認をした年月日、確認の方法、確認の結果並びに確認した者の氏名並びに確認の結果に基づいて補修等の措置を講じた場合は、当該措置の内容を記録し、その記録を特定工事が終了するまでの間保存すること。</p> <p>チ 特定建築材料の除去後、作業場の隔離を解くに当たっては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の特定粉じんを処理すること。</p>
2	<p>特定建築材料のうち「石綿（アスベスト）」を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材」が使用されている建築物等を解体する作業であつて、特定建築材料を掻き落とし、切断、又は破砕以外の方法で除去するもの（3の項に掲げるものを除く。）</p>	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。</p> <p>ロ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>ハ 特定建築材料の除去後、養生を解くに当たっては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の特定粉じんを処理すること。</p>
3	<p>特定建築材料が使用されている建築物等を解体する作業のうち、人が立ち入ることが危険な状態の建築物を解体する作業その他の建築物等の解体に当たりあらかじめ特定建築材料を除去することが著しく困難な作業</p>	<p>作業の対象となる建築物等に散水するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p>
4	<p>特定建築材料が使用されている建築物等を改造し、又は補修する作業</p>	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等の部分に使用されている特定建築材料を除去し、囲い込み、若しくは封じ込めるか、又はこれらと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 特定建築材料を掻き落とし、切断、又は破砕により除去する場合は1の項イからチまでに掲げる事項を遵守することとし、これら以外の方法で除去する場合は2の項イからハまでに掲げる事項を遵守すること。</p> <p>ロ 特定建築材料を囲い込み、又は封じ込めるに当たっては、当該特定建築材料の劣化状態及び下地との接着状態を確認し、劣化が著しい場合又は下地との接着が不良な場合は、当該特定建築材料を除去すること。</p>
1 ～ 4 共通	<p>1～4項の全ての特定粉じん排出等作業</p>	<p>見やすい箇所に次に掲げる事項を表示した掲示板を設けること。</p> <p>イ 届出年月日及び届出先、届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名（法第十八条の十五第一項又は第二項）</p> <p>ロ 特定工事を施工する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>ハ 特定粉じん排出等作業の実施の期間</p> <p>ニ 特定粉じん排出等作業の方法</p> <p>ホ 特定工事を施工する者の現場責任者の氏名及び連絡場所</p>

※ 「吹付け石綿（アスベスト）」及び「石綿（アスベスト）」を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材」をいう。
（平成18年1月11日付け環水大大発第060111001号参照、同年3月1日施行。）
なお、「石綿を含有する」とは、「建築材料の製造若しくは現場における建築材料の調製に際して石綿を意図的に含有させたもの又は石綿の質量が当該建築材料の質量の0.1%を超えるもの」をいう。
（平成18年9月5日付け環水大大発第060905003号参照、同年10月1日施行。）

参考

石綿が使用された建築物の解体の作業手順については、環境省より「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル2014.6」（平成26年6月）が作成され、公開されているので、そちらを参照のこと。

http://www.env.go.jp/air/asbestos/litter_ctrl/manual_td_1403/index.html

(5) 揮発性有機化合物（VOC）排出施設に係る排出基準

揮発性有機化合物に係る排出基準は、揮発性有機化合物排出施設の排気口から大気中に排出される排出物に含まれる揮発性有機化合物の量について、施設の種類及び規模ごとの許容限度として、次の表に掲げるとおりとする。

なお、既設の施設（平成 18 年 4 月 1 日において現に設置されているものをいう。）についての排出基準は、平成 22 年 4 月 1 日から適用。

大気汚染防止法に基づく揮発性有機化合物排出施設及び排出基準

区分	種類	規模	施設	排出基準 (ppmC)
1	揮発性有機化合物を溶剤として使用する化学製品の製造の用に供する乾燥施設(揮発性有機化合物を蒸発させるためのものに限る。以下同じ。)	送風機の送風能力(送風機が設置されていない施設にあっては、排風機の排風能力。以下同じ。)が1時間当たり 3,000 立方メートル以上のもの		600
2	塗装施設(吹付塗装を行うものに限る。)	排風機の排風能力が1時間当たり100,000 立方メートル以上のもの	自動車の製造の用に供するもの	既設：400 新設：700
			前項に掲げる以外のもの	700
3	塗装の用に供する乾燥施設(吹付塗装及び電着塗装に係るものを除く。)	送風機の送風能力が1時間当たり10,000 立方メートル以上のもの	木材又は木製品(家具を含む。)の製造の用に供するもの	1,000
			前項に掲げる以外のもの	600
4	印刷回路用銅張積層板、粘着テープ若しくは粘着シート、はく離紙又は包装材料(合成樹脂を積層するものに限る。)の製造の用に係る接着の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が1時間当たり5,000 立方メートル以上のもの		1,400
5	接着の用に供する乾燥施設(前項に掲げるもの及び木材又は木製品(家具を含む。)の製造の用に供するものを除く。)	送風機の送風能力が1時間当たり15,000 立方メートル以上のもの		1,400
6	印刷の用に供する乾燥施設(オフセット輪転印刷に係るものに限る。)	送風機の送風能力が1時間当たり7,000 立方メートル以上のもの		400
7	印刷の用に供する乾燥施設(グラビア印刷に係るものに限る。)	送風機の送風能力が1時間当たり27,000 立方メートル以上のもの		700
8	工業の用に供する揮発性有機化合物による洗浄施設(当該洗浄施設において洗浄の用に供した揮発性有機化合物を蒸発させるための乾燥施設を含む。)	洗浄施設において揮発性有機化合物が空気に接する面の面積が5平方メートル以上のもの		400
9	ガソリン、原油、ナフサその他の温度37.8度において蒸気圧が20キロパスカルを超える揮発性有機化合物の貯蔵タンク(密閉式及び浮屋根式(内部浮屋根式を含む。))のものを除く。)	容量が1,000 キロリットル以上のもの		60,000 (当分の間、容量が2,000 キロリットル以上のものについて適用する。)

備考 1) 揮発性有機化合物(以下「VOC」という。)とは、大気中に排出され、又は飛散した時に気体である有機化合物と定義されているが、次の表に掲げる物質については規制対象とならない。

メタン	クロロジフルオロメタン (別名 HCFC-22)	2-クロロ-1,1,1,2-テトラフルオロエタン (別名 HCFC-124)	1,1-ジクロロ-1-フルオロエタン (別名 HCFC-141b)
1-クロロ-1,1-ジフルオロエタン (別名 HCFC-142b)	3,3-ジクロロ-1,1,1,2,2-ペンタフルオロプロパン (別名 HCFC-225ca)	1,3-ジクロロ-1,1,2,2,3-ペンタフルオロプロパン (別名 HCFC-225cb)	1,1,1,2,3,4,4,5,5,5-デカフルオロペンタン (別名 HFC-43-10mee)

- 2) 使用する洗浄剤、塗料等（希釈剤を使用する場合にはその混入後）に含まれるVOCの含有率が1%以下のものは「VOCを溶剤として含有していないもの」と解される。
- 3) 区分1の施設については、VOCを原材料として使用するのみの施設は規制対象外となる。
- 4) 区分2の自動車とは、道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車をいう。例えば原動機付自転車の製造及び自動車の部品のみの製造に係る塗装施設は、自動車の製造の用に供するものではない。
- 5) 乾燥施設には、焼付施設も含まれる。
- 6) 区分8の面積は、洗浄槽があるものについては槽の面の面積とする。蒸気洗浄等により、洗浄剤が霧状となる施設の場合は、洗浄施設の水平部の断面積と等しい。シャワー洗浄等により、洗浄剤の液滴を当てて洗浄する施設の場合は、当該洗浄剤による被洗浄物の濡れ面の面積と等しい。
- 7) 区分9の貯蔵タンクとは、通気口（ベント口）を持つ固定屋根式のタンクをいう。密閉式のタンクとは、通常時においては常時密閉されているタンクのことをいう。
- 8) 区分9の蒸気圧の要件に該当するものは、例えば石油類のうち、ガソリン、原油及びナフサとなる。重油、軽油、灯油及びジェット燃料は規制対象外となる。
- 9) VOC排出施設は、独立の単位として認められるもので1施設となる。構造的に一体となっている施設は全体として1施設となる。塗装施設は、塗装ブースごとに1施設とみなす。乾燥施設は、乾燥機ごとに1施設とみなす。ただし、複数の乾燥機が構造的に一体となり、1つの乾燥ゾーンを形成している場合には、それを1施設とみなす。
- 10) VOC排出者は、当該VOC排出施設に係るVOC濃度を年1回以上測定し、その結果を記録しておくなければならない。
- 11) VOCの分析は「触媒酸化-非分散型赤外線分析計（NDIR）」又は「水素炎イオン化分析計（FID）」を使用することとし、測定されたVOC濃度は炭素数が1のVOCの濃度に換算する。（例：100ppmのベンゼン（炭素数6）は、600ppmCに相当する。）（平成17年6月10日付け環境省告示61号に基づく方法）
- 12) 一施設で複数の排出口を有する場合、全ての排出口において測定する方法の他、以下のいずれかの方法をとることも可能とした。
 - ① 施設の構造等から最高濃度のVOCを排出している排出口が特定できる場合は、当該排出口において測定する。
 - ② 各排出口からのVOC濃度を測定し、その値を以下の式のように排出ガス量で加重平均する。この場合、排出ガス量の測定は、JIS Z 8808（排ガス中のダスト濃度の測定方法）に定める方法による。なお、施設の構造等から、VOC濃度を一部の排出口で代表させることができる場合には、当該排出口におけるVOC濃度を測定すればよい。

$$\text{VOC濃度の加重平均値} = \frac{C_1 \times V_1 + C_2 \times V_2 + \dots + C_n \times V_n}{V_1 + V_2 + \dots + V_n}$$

C：各排出口のVOC濃度　V：各排出口の排出ガス量　n：排出口の数

- 13) 貯蔵タンクにあつては、非常に高濃度のVOCが排出されるため、災害を防止する観点から、計算により求めたVOC濃度をもって測定に代えることができる。

2 熊本県生活環境の保全等に関する条例に基づくばい煙発生施設・排出基準・粉じん発生施設

(1) ばい煙に係る排出基準

ア いおう酸化物に係る排出基準

いおう酸化物の排出基準は、ばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出されるいおう酸化物の量について、地域の区分ごとに排出口の高さに応じて定める許容限度とし、その算出方法は大気汚染防止法に定める方法（Ⅱの1の(1)）のとおりとする。

イ ばいじん及び有害物質（塩素、塩化水素）の排出基準

ばいじん及び有害物質（塩素、塩化水素）の排出基準は、温度が零度であって、圧力が 1 気圧の状態に換算した排出ガス 1 立方メートルにつき、次の表のばい煙発生施設についてそれぞれ排出基準の欄に掲げるとおりとする。

熊本県生活環境の保全等に関する条例（熊本県公害防止条例）に基づくばい煙発生施設及び排出基準

区分	種類	規模	施設	ばい煙の種類	排出基準
1	ボイラー（熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く。）	伝熱面積（日本工業規格（以下「規格」という。）B8201及びB8203の伝熱面積の項で定めるところによる。）が5平方メートル以上10平方メートル未満であること。（バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上のものを除く。）	重油その他の液体燃料又はガスを専焼させるもの	ばいじん	※1 0.30 グラム
			ボイラーのうち前項に掲げるもの以外のもの	〃	※1 0.50 グラム
2	金属の精製又は鋳造の用に供する溶解炉（こしき炉及び電気のみを熱源とするものを除く。）	火格子面積（火格子の水平投影面積をいう。以下この表において同じ。）が0.5平方メートル以上1平方メートル未満であるか羽口面断面積（羽口の最下端の高さにおける炉の内壁で囲まれた部分の水平断面積をいう。）が0.25平方メートル以上0.5平方メートル未満であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり20リットル以上50リットル未満であるか、又は変圧器の定格容量が100キロボルトアンペア以上200キロボルトアンペア未満であること。	溶解炉及び加熱炉	〃	0.20 グラム 備考1
3	金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理の用に供する加熱炉				
4	窯業製品の製造の用に供する焼成炉及び熔融炉	火格子面積が0.5平方メートル以上1平方メートル未満であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり20リットル以上50リットル未満であるか、又は変圧器の定格容量が100キロボルトアンペア以上200キロボルトアンペア未満であること。	焼成炉（石灰焼成炉に限る。）のうち土中釜	ばいじん	0.40 グラム
			焼成炉（石灰焼成炉に限る。）のうち前項に掲げるもの以外のもの	〃	0.30 グラム
			熔融炉のうちるつぼ炉	〃	0.30 グラム
			焼成炉及び熔融炉のうち前3項に掲げるもの以外のもの	〃	0.25 グラム
5	乾燥炉	同上	乾燥炉のうち骨材乾燥炉	〃	0.50 グラム 備考1
			乾燥炉のうち前項に掲げるもの以外のもの	〃	0.20 グラム 備考1

区分	種 類	規 模	施 設	ばい煙 の種類	排出基準
6	廃棄物焼却炉	火格子面積が 0.5 平方メートル以上であるか、焼却能力が 1 時間当たり 50 キログラム以上であるか、又は炉内容積が 0.5 立方メートル以上であるか又は火床面積が 0.5 平方メートル以上。ただし、火格子面積が 2 平方メートル以上又は焼却能力が 1 時間当たり 200 キログラム以上であるものを除く。		ばいじん	0.50 グラム
				塩化水素	700 ミリグラム
7	オガライト炭の製造の用に供する炭化炉	すべてのもの	炭 化 炉	ばいじん	0.60 グラム
8	化学製品及び食料品（食料品の原料を含む。）の製造の用に供する塩素反応施設、塩化水素（塩酸を含む。）反応施設及び塩化水素吸収施設（密閉式のものを除く。）	塩素又は塩化水素ガスを使用するものにあつては、原料として使用する塩素（塩化水素にあつては塩素換算量）の処理能力が 1 時間当たり 50 キログラム未満であること。ただし、塩酸を使用するものにあつてはすべてのもの。	塩素反応施設 塩化水素反応施設 塩化水素吸収施設	塩 素	30 ミリグラム
				塩化水素	80 ミリグラム
9	アルミニウム合金の製造（原料としてアルミニウムくず〔当該アルミニウム合金の製造を行う工場内のアルミニウムの圧延工程において生じたものを除く。〕を使用するものに限る。）の用に供する溶解炉	火格子面積が 0.5 平方メートル以上であるか、羽口面断面積が 0.25 平方メートル以上であるか、バーナーの燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 20 リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が 100 キロボルトアンペア以上であり、かつ溶解炉の容量が 1 トン未満であること。		ダイオキシン	1 ナノグラム 備考 2

備 考

1. 平成 12 年 12 月 31 日までに設置されている次の施設は、当分の間、下に掲げるばいじん量とする。

区分 2 の溶解炉のうち、アルミニウムの他金若しくは合金の製造又はアルミニウムの再生の用に供する反射炉	0.30 グラム	平成 13 年 7 月 1 日から適用
区分 5 の上段骨材乾燥炉	0.60 グラム	〃
区分 5 の下段の骨材乾燥炉以外の乾燥炉	0.35 グラム	〃

2. 平成12年12月31日までに設置された区分9のアルミニウム合金の製造の用に供する溶解炉のダイオキシンの排出基準は次のとおりとする。

	平成13年12月31日まで	平成14年1月1日～ 平成15年12月31日	平成16年1月1日から 当分の間
基準	適用せず	20ナノグラム	5ナノグラム

なお、ばいじんの量は次の式（熱源として電気を使用する施設、1の区分に掲げるボイラー、2の区分に掲げる溶解炉、3の区分に掲げる加熱炉、5の区分の乾燥炉のうち直接熱風乾燥炉）並びに7の区分の炭化炉にあっては $C=C_s$ ）により算出されたばいじんの量とする。

$$C = \frac{21 - O_n}{21 - O_s} \cdot C_s$$

この式において、C、 O_n 、 O_s 及び C_s は、それぞれ次の値を表すものとする。

C ばいじんの量（単位 グラム）

O_n 次の表の上欄に掲げる各項の施設について同表の下欄に掲げる値とする。

4の区分	15
5の区分	16
6の区分	12

O_s 排ガス中の酸素の濃度（当該濃度が20%を超える場合にあっては20%とする。）（単位 百分率）

C_s 規格 Z8808 に定める方法により測定されたばいじんの量（単位 グラム）

- ばいじんの量の測定方法は、規格 Z8808 に定める方法によるものとする。
- この表は、燃料の点火、灰の除去のための火層整理又はすすの掃除を行なう場合において、1時間につき合計6分間をこえない時間内に排出されるばいじんについては適用しない。
- ばいじんの量が著しく変動する施設にあっては、1工程の平均の量とする。
- 有害物質の量（備考5に規定するものを除く。）は、塩素にあっては規格 K0106 に定める方法のうちオルトトリジン法又は連続分析法により測定される量として、塩化水素にあっては規格 K0107 に定める方法のうちチオシアン酸第二水銀法により測定される量として、9の項に掲げるものにあってはダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成11年総理府令第67号）第2条第1項第1号イ及びロに定める方法により測定され、同令第3条に定める方法により換算された量としてそれぞれ表示されたものとし、当該ばい煙有害物質の量には、すすの掃除を行う場合等においてやむを得ず排出されるばい煙有害物質（1時間につき合計6分間を超えない時間内に排出されるものに限る。）は含まれないものとする。
- この表の区分6に掲げる廃棄物焼却炉に係る塩化水素の量は、次の式により算出された塩化水素の量とする。

$$C = \frac{9}{21 - O_s} \cdot C_s$$

この式において、C、 O_s 及び C_s は、それぞれ次の値を表すものとする。

C 塩化水素の量（単位 ミリグラム）

O_s 排出ガス中の酸素の濃度（単位 百分率）

C_s 規格 K0107 に定める方法のうち硝酸銀法により測定された塩化水素の濃度を温度が零度であって圧力が1気圧の状態における排出ガス1立方メートル中の量に換算したもの（単位 ミリグラム）

※1 表⑥ 小型ボイラーに係る排出基準参照（p100）

(2) 粉じんに係る基準

熊本県生活環境の保全等に関する条例（H12.12.31.までは熊本県公害防止条例）に基づく粉じん発生施設・構造等の管理に関する基準

	施設	規模	構造並びに使用及び管理に関する基準
1	鉱物（コークスを含む。以下同じ。） 又は土石の堆積場	面積が 330 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満であること。	粉じんが飛散するおそれのある鉱物又は土石を堆積する場合は次の各号のいずれかのうち 1 以上に該当すること。 1. 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2. 散水設備によって散水が行われていること。 3. 防じんカバーでおおわれていること。 4. 薬液の散布又は表層の締固めが行われていること。 5. 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
2	破碎機及び摩砕機（鉱物、岩石、セメント又は炭素製品の用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。）	原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上 75 キロワット未満であること。ただし、炭素製品の用に供するものにあつては 7.5 キロワット以上であること。	次の各号のいずれかのうち 1 以上に該当すること。 1. 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2. フード及び集じん機が設置されていること。 3. 散水設備によって散水が行われていること。
3	ふるい（鉱物、岩石、セメント又は炭素製品の用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。）	原動機の定格出力が 3.75 キロワット以上 15 キロワット未満であること。ただし、炭素製品の用に供するものにあつては 3.75 キロワット以上であること。	4. 防じんカバーでおおわれていること。 5. 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
4	製材の用に供する帯ノコ盤及び丸のこ盤	原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上であること。	次の各号のいずれかのうち 1 以上に該当すること。 1. 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2. フード及び集じん機が設置されていること。 3. 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

Ⅲ 熊本県大気汚染緊急時対策実施要綱

昭和63年3月24日熊本県告示第243号
(最終改正 平成27年2月24日熊本県告示第159号)

(目的)

第1条 この要綱は、大気汚染防止法(昭和43年法律第97号。以下「法」という。)第23条及び熊本県生活環境の保全等に関する条例(昭和44年条例第23号。以下「条例」という。)第21条の規定に基づき、熊本県知事が行う大気の汚染に係る緊急時の措置について、その円滑かつ効果的な実施を図り、県民等の健康被害を未然に防止するために、必要な事項を定めることを目的とする。

(光化学スモッグ)

第2条 光化学オキシダントを原因として発生する光化学スモッグによる大気汚染に係る緊急時の措置については、第13条に定めるものを除き、別に定める。

(測定)

第3条 硫酸酸化物、浮遊粒子状物質、一酸化炭素又は二酸化窒素(以下「大気汚染物質」という。)の大気中における含有率の一時間値(以下「濃度」という。)の算定は、大気汚染防止法施行規則(昭和46年厚生省・通産省令第1号)第18条の規定による。

2 前項の算定は、県内に設置されている大気汚染常時監視測定局(以下「測定局」という。)によって行う。

(気象情報の収集)

第4条 緊急時の措置に関し必要な気象情報は、熊本地方気象台等から収集する。

(注意報等の発令)

第5条 大気汚染物質の濃度が別表1の発令基準に達した場合であって、気象条件等から見て当該状態が継続すると認められるときは、当該欄に対応する発令呼称の欄に掲げる注意報又は警報(以下「注意報等」という。)を発令する。

2 発令地域は別表2のとおりとする。

(特定工場)

第6条 この要綱において「特定工場」とは、ばい煙発生施設(法第2条第2項又は条例第7条第2号に規定する施設をいう。)から排出される硫酸酸化物の総排出量が、定格能力において、温度が摂氏零度であって圧力が1気圧の状態に換算して毎時10立方メートル以上となる工場又は事業場で、別表2に掲げる発令地域に立地しているものをいう。

(注意報等発令時の措置)

第7条 注意報等の発令時の措置は、別表1に掲げるとおりとする。ただし、大気汚染物質の発生源が特定される場合には、当該発生源である工場又は自動車に対するいずれかの措置のみを行うことができる。

(注意報等の解除)

第8条 第5条に定める注意報等を発令した後、大気汚染物質の濃度が別表1の発令基準を下回った場合において、気象条件等から見て濃度が更に減少すると認められるときは、当該注意報等を解除し、又は変更する。

(周知等の方法)

第9条 第5条に定める発令及び前条に定める解除を行ったときは、速やかに当該地域の県民及び特定工場等に対し、次の事項をテレビ、ラジオ、インターネット、電子メール等により周知する。

- (1) 発令呼称
- (2) 発令地域
- (3) 発令(解除)時刻
- (4) 措置内容
- (5) 大気汚染の状況

2 注意報等を発令した場合は、発令地域の県民等に対して、必要に応じて屋外活動の自粛を要請する。

3 前2項の措置をとるに当たっては、関係市町村長及び報道機関等に対し、必要な協力を求める。

4 硫酸酸化物に係るスモッグ第3警報、浮遊粒子状物質、一酸化炭素又は二酸化窒素に係る警報を発令したときは、当該事態が自動車排出ガスに起因する場合にあつては、熊本県公安委員会に対し、道路交通法(昭和35年法律第105号)第110条の2第1項の規定による措置をとるべきことを要請する。

(ばい煙量の減少計画書の提出)

第10条 特定工場に対する緊急時の措置をとるに当たっては、あらかじめばい煙量等の減少のための措置に関する計画を届け出るよう協力を求める。これを変更し、又は廃止する場合も同様とする。

(立入検査)

第11条 硫酸酸化物に係るスモッグ第3警報、浮遊粒子状物質、一酸化炭素又は二酸化窒素に係る警報を発令したときは、特定工場が行うばい煙量の減少措置の実施状況を確認するため、その職員に、特定工場に立ち入りばい煙発生施設その他の物件を検査させることができる。

(相談窓口の設置)

第12条 注意報等を発令した場合は、大気汚染物質による健康被害の状況等を把握するため、相談窓口を設置する。
(連絡会議)

第13条 緊急時の措置を円滑かつ効果的に実施するために、市町村、関係機関等で構成する熊本県大気汚染緊急時対策連絡会議を開催する。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、緊急時の措置の実施に関し必要な事項は別に定める。

附則

1 この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

2 熊本県(荒尾、熊本、八代、田浦、水俣各地区)大気汚染緊急時対策実施要綱(昭和49年4月1日施行)は、廃止する。

附則

この要綱は、平成11年4月5日から施行する。

附則

この要綱は、平成14年2月15日から施行する。

附則

この要綱は、平成15年12月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要項は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年3月2日から施行する。

別表1 注意報等の発令基準及び措置（第5条、第7条、第8条関係）

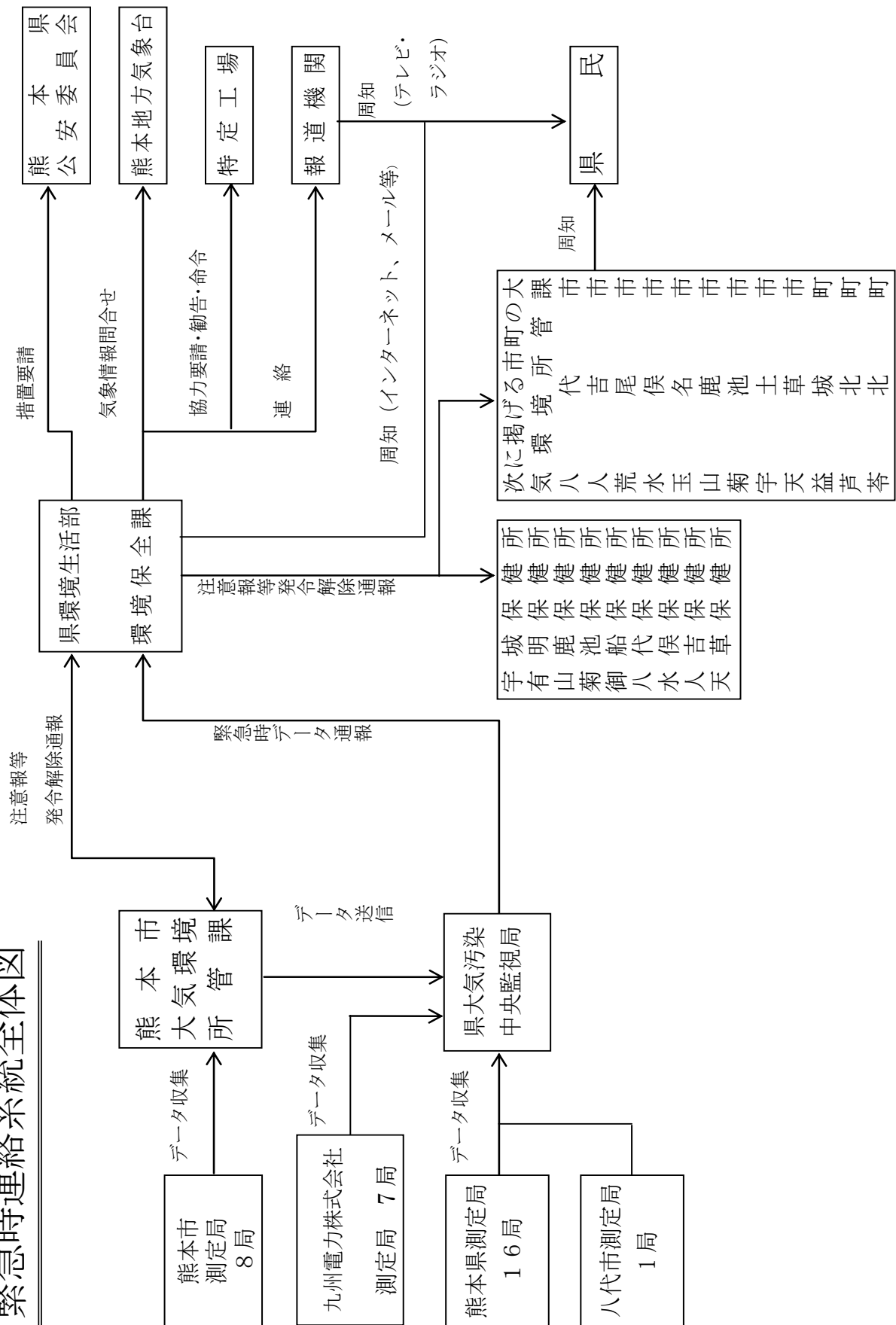
発令呼称		発令基準	措 置
硫黄酸 化物	注意報	(1) 1測定局において、大気中の硫黄酸化物濃度の1時間値（以下「SOx値」という。）が0.1ppm以上で2時間以上継続したとき。 (2) 1測定局においてSOx値が0.2ppm以上となったとき。	特定工場に対し、排出する硫黄酸化物量（通常の排出量。以下同じ。）の20%削減協力要請
	スモッグ 第1警報	(1) 1測定局においてSOx値が0.2ppm以上で3時間以上継続したとき。 (2) 1測定局においてSOx値が0.3ppm以上で2時間以上継続したとき。 (3) 1測定局においてSOx値が0.5ppm以上となったとき。 (4) 1測定局においてSOx値の48時間平均値が0.15ppm以上となったとき。	(1) 特定工場に対し、排出する硫黄酸化物量の20%削減勧告 (2) 特定工場以外のばい煙排出者に対し、自主的削減の協力要請
	スモッグ 第2警報	(1) 1測定局においてSOx値が0.5ppm以上で2時間継続したとき。 (2) 1測定局においてSOx値の48時間平均値が0.2ppm以上となったとき。	(1) 特定工場に対し、排出する硫黄酸化物量の50%削減勧告 (2) 特定工場以外のばい煙排出者に対し、自主的削減の協力要請
	スモッグ 第3警報	(1) 1測定局においてSOx値が0.5ppm以上で3時間以上継続したとき。 (2) 1測定局においてSOx値が0.7ppm以上で2時間以上継続したとき。	(1) 特定工場に対し、排出する硫黄酸化物量の80%削減命令 (2) 特定工場以外のばい煙排出者に対し、自主的削減の協力要請
浮遊粒子状 物質	注意報	1測定局において、大気中の浮遊粒子状物質濃度の1時間値（以下「SPM値」という。）が2.0mg/m ³ 以上で2時間以上継続したとき	(1) 自動車運行の自粛要請 (2) 特定工場に対し、燃料使用量（通常の使用量。以下同じ。）の20%削減要請
	警報	1測定局においてSPM値が3.0mg/m ³ 以上で3時間以上継続したとき。	(1) 自動車運行の自粛要請 (2) 特定工場に対し、燃料使用量の40%削減命令
一酸化炭素	注意報	1測定局において、大気中的一酸化炭素濃度の1時間値（以下「CO値」という。）が30ppm以上になったとき。	自動車運行の自粛要請
	警報	1測定局においてCO値が50ppm以上になったとき。	自動車運行の自粛要請
二酸化窒素	注意報	1測定局において、大気中の二酸化窒素濃度の1時間値（以下「NO ₂ 値」という。）が0.5ppm以上になったとき。	(1) 自動車運行の自粛要請 (2) 特定工場に対し、燃料使用量の20%削減要請
	警報	1測定局においてNO ₂ 値が1ppm以上になったとき。	(1) 自動車運行の自粛要請 (2) 特定工場に対し、燃料使用量の40%削減命令

別表2 発令地域及び測定局等一覧（第5条、第6条関係）

発令地域	測定局	設置場所	所管
荒尾市	荒尾運動公園	荒尾市川登 1868-12	県
玉名市	有明保健所	玉名市岩崎 1004-1	県
山鹿市	山鹿健康福祉センター	山鹿市中 578	県
菊池市	菊池市役所	菊池市隈府 878-1	県
熊本市	京町	熊本市中央区京町本丁 1-14	熊本市
	秋津	熊本市東区秋津 3-1856	〃
	中島	熊本市西区中島町 371-2	〃
	城南町	熊本市南区城南町高 482	〃
	楡木	熊本市北区楡木 3-9-1	〃
	北区役所	熊本市北区植木町岩野 238-1	〃
	水道町自動車排ガス測定局 神水本町自動車排ガス測定局	熊本市中央区水道町 13-2 熊本市中央区神水本町 967-1	〃 〃
益城町	益城町役場	益城町宮園 702	県
宇土市	宇土運動公園	宇土市旭町 375	県
八代市	八代市役所	八代市松江城町 1-57	県
	八代八千把	八代市古閑上町 197	〃
	八代市保健センター	八代市高下西町 1726-5	八代市
	八代自動車排ガス測定局	八代市東片町 271-1	県
芦北町	小田浦公民館	芦北町小田浦 1572-1	県
水俣市	水俣保健所	水俣市八幡町 2-2-13	県
人吉市	人吉保健所	人吉市寺町 12-1	県
天草市	天草保健所	天草市今釜新町 3530	県
	五和手野	天草市五和町大字井手 3768-2	〃
	天草高浜	天草市天草町白鶴浜 897-16	〃
	九電本渡宮地岳	天草市宮地岳町 5518-1	九電
	九電天草下田	天草市天草町下田北字湯の上 1388-1	〃
	九電新和小宮地	天草市新和町小宮地字荒新開 5208-105	〃
	九電河浦	天草市河浦町河浦字高添 796-4	〃
苓北町	苓北志岐	苓北町志岐 460	県
	九電苓北坂瀬川	苓北町坂瀬川字小崎 2865	九電
	九電苓北都呂々	苓北町都呂々古里 1211-1	〃
	九電苓北木場	苓北町木場都呂々字陰平 6118-2	〃

備考 九電は、九州電力株式会社を表す。

緊急時連絡系統全体図



IV 熊本県光化学スモッグ緊急時対策実施要項

平成20年3月31日熊本県告示第280号

(目的)

第1条 この要項は熊本県大気汚染緊急時対策実施要綱(以下「要綱」という。)第2条に基づき、熊本県知事が行う光化学スモッグに係る緊急時の措置について、その円滑かつ効果的な実施を図り、県民等の健康被害を未然に防止するために、必要な事項を定めることを目的とする。

(測定)

第2条 光化学オキシダントの大気中における含有率の1時間値(以下「濃度」という。)の算定は、大気汚染防止法施行規則(昭和46年厚生省・通産省令第1号)第18条の規定による。

2 前項の算定は、県内に設置されている大気汚染常時監視測定局(以下「測定局」という。)又は大気環境測定車によって行う。

(気象情報の収集)

第3条 緊急時の措置に関し必要な気象情報は、熊本地方気象台等から収集する。

(特定工場)

第4条 この要項において「特定工場」とは、別表1に掲げる工場又は事業場をいう。

(注意報等の発令)

第5条 光化学オキシダントの濃度が別表2の発令基準に達し、気象条件等から見て当該状態が継続すると認められるときは、当該欄に対応する発令呼称の欄に掲げる予報、注意報、警報又は重大警報(以下「注意報等」という。)を発令する。

2 発令地域は別表3のとおりとする。

(注意報等発令時の措置)

第6条 注意報等の発令時の措置は、別表2に掲げるとおりとする。

(注意報等の解除)

第7条 第5条に定める注意報等を発令した後、光化学オキシダントの濃度が別表2の発令基準を下回り、細則に定める要件に該当した場合において、気象条件等から見て濃度が更に減少すると認められるときは、当該注意報等を解除し、又は変更する。

(周知等の方法)

第8条 予報の発令又は解除は、別表2の周知対象に対して、次の事項をファクシミリ、電子メール等により速やかに周知することによって行う。

- (1) 発令呼称
- (2) 発令地域
- (3) 発令(解除)時刻
- (4) 措置内容
- (5) 大気汚染の状況

2 注意報等(予報を除く。)の発令又は解除は、別表2の周知対象に対して、前項各号に掲げる事項をテレビ、ラジオ、インターネット、ファクシミリ、電子メール等により速やかに周知することによって行う。

3 前項の周知を行うに当たっては、関係市町村長及び報道機関等に対し、必要な協力を求める。

4 光化学スモッグ重大警報を発令したときは、当該事態が自動車排出ガスに起因する場合には、熊本県公安委員会に対し道路交通法(昭和35年法律第105号)第110条の2第1項の規定による措置をとるべきことを要請する。

(削減措置及び報告)

第9条 特定工場に対する緊急時の措置をとるにあたっては、あらかじめ燃料使用量等の削減措置に関する計画(以下「削減計画」という。)を届け出るよう協力を求める。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

2 特定工場が削減計画に基づき削減措置を実施したときは、直ちに連絡するよう求める。

3 緊急時の措置を解除したときは、特定工場に速やかに削減実施報告書を提出するよう求める。

(立入検査)

第10条 光化学スモッグ重大警報の発令時においては、特定工場が行う削減措置の実施状況を確認するため、その職員に、特定工場に立ち入りばい煙発生施設その他の物件を検査させることができる。

(相談窓口の設置)

第11条 注意報等を発令した場合は、光化学スモッグによる健康被害の状況等を把握するため、相談窓口を設置する。

(雑則)

第12条 この要項に定めるもののほか、緊急時の措置の実施に関し必要な事項は細則に定める。

附 則

この要項は平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年9月5日告示第791号)

この要項は、平成20年10月6日から施行する
 附 則(平成20年5月19日告示第487号)
 この要項は、平成21年6月1日から施行する
 附 則(平成22年3月19日告示第281号)
 この要項は、平成22年3月23日から施行する
 附 則(平成24年3月6日告示第248号)
 この要項は、平成24年4月1日から施行する
 附 則(平成27年2月24日告示第160号)
 この要項は、平成27年3月2日から施行する

別表1 (第4条関係)

ばい煙に係る特定工場	ばい煙発生施設から排出される湿りガス量の総排出量が、定格能力において、温度が摂氏零度であって圧力が1気圧の状態に換算して毎時4万立方メートル以上となる工場又は事業場
揮発性有機化合物(以下「VOC」という。)に係る特定工場	VOC排出施設が設置されている工場又は事業場

備考

- 1 ばい煙発生施設は、法第2条第2項及び熊本県生活環境の保全等に関する条例第7条第2項に規定するばい煙発生施設をいう。
- 2 VOC排出施設は、法第2条第5項に規定するVOC排出施設をいう。

別表2(第5条、第6条、第7条、第8条関係)

発令呼称	発令基準	周知対象	措置
光化学スモッグ予報	大気中の光化学オキシダント濃度の1時間値(以下「1時間値」という。)が0.1ppm以上となり、0.12ppmに達するおそれがある場合	市町村、関係機関、特定工場及び報道	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村及び関係機関に、注意報の発令に備えた準備を要請 ・ばい煙に係る特定工場の燃料使用量、排出ガス量又は窒素酸化物排出量(通常量。以下同じ。)及びVOCに係る特定工場のVOC排出量の削減準備を要請
光化学スモッグ注意報	1時間値が0.12ppm以上になった場合	市町村、関係機関、特定工場、報道及び県民等	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外活動の自粛及び自動車運行の自粛を要請 ・ばい煙に係る特定工場の燃料使用量、排出ガス量又は窒素酸化物排出量及びVOCに係る特定工場のVOC排出量を削減するよう協力を要請
光化学スモッグ警報	1時間値が0.24ppm以上になった場合		<ul style="list-style-type: none"> ・屋外活動の自粛及び自動車運行の自粛を要請 ・ばい煙に係る特定工場の燃料使用量、排出ガス量又は窒素酸化物排出量及びVOCに係る特定工場のVOC排出量を原則として20%削減するよう勧告
光化学スモッグ重大警報	1時間値が0.4ppm以上になった場合		<ul style="list-style-type: none"> ・屋外活動の自粛及び自動車運行の自粛を要請 ・ばい煙に係る特定工場の燃料使用量、排出ガス量又は窒素酸化物排出量及びVOCに係る特定工場のVOC排出量を原則として40%削減するよう命令

備考 関係機関については細則に定める。

別表3（第5条関係）

測定局	発令地域	発令地域の範囲
荒尾運動公園	荒尾地域	荒尾市、南関町、長洲町、和水町
有明保健所	玉名地域	玉名市、玉東町
山鹿健康センター	山鹿市地域	山鹿市
菊池市役所	菊池地域	菊池市、合志市
大津町引水	大津菊陽地域	大津町、菊陽町
阿蘇保健所	阿蘇地域	阿蘇市、南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村
北区役所 楡木 秋津 京町	熊本市北・中央・東区 地域	熊本市北区、熊本市中央区、熊本市東区
中島 城南町	熊本市西・南区・嘉島 地域	熊本市西区、熊本市南区、嘉島町
益城町役場	益城西原地域	西原村、益城町
宇土運動公園	宇城地域	宇土市、宇城市
甲佐町岩下	上益城地域	美里町、御船町、甲佐町、山都町
八代市役所	八代地域	八代市、氷川町
小田浦公民館	芦北町地域	芦北町
水俣保健所	水俣地域	水俣市、津奈木町
人吉保健所	人吉・球磨地域	人吉市、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、あさぎり町
上天草市合津	上天草市地域	上天草市
天草保健所 苓北志岐 九電河浦 九電苓北木場	天草地域	天草市、苓北町

備考

- 1 九電は、九州電力株式会社が所管する測定局を表す。
- 2 大気環境測定車の測定により注意報等を発令する場合の発令地域は、測定車が設置されている発令地域とする。

V PM2.5（微小粒子状物質）に係る暫定的な対応方針

1 注意喚起を行う判断の目安及び公表時間

次により、当日のPM2.5濃度が国の示した暫定指針値（日平均値 $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$ ）を超過すると予測又は継続する可能性があるかと判断する。

(1) 当日午前5時から7時までの1時間値の情報による注意喚起

<判断方法>原則として、地域内の当日5時、6時、7時の1時間値の3時間平均値が2局以上で $85 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過した場合とする。

<判断及び公表時間>

午前7時に判断し、午前8時までに県が注意喚起の「お知らせ」を公表し伝達する。

(2) 現在情報による注意喚起

<判断方法>原則として、地域内の当日午前1時から各時間帯までの1時間値の平均値が1局でも $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過した場合とする。

<判断及び公表時間>

午前6時から午後7時までの各時間帯で判断し、迅速に県が注意喚起の「お知らせ」を公表し伝達する。

※ 地域内で既に注意喚起を行っている場合、追加の注意喚起は行わない。

2 注意喚起の地域区分

地域は、観測局の配置を基に県内を次の4つに区分する。

地域区分	測定局	地域の範囲
県北地域	荒尾運動公園、有明保健所、山鹿健康センター、菊池市役所、大津町引水、阿蘇保健所	荒尾市、玉名市、南関町、長洲町、和水町、玉東町、山鹿市、菊池市、合志市、大津町、菊陽町、阿蘇市、南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村
県央地域	熊本市〔中島、神水自排、京町、水道町自排、秋津、城南町、北区役所、楡木〕、益城町役場、宇土運動公園、甲佐町岩下	熊本市、宇土市、宇城市、西原村、益城町、嘉島町、御船町、甲佐町、山都町、美里町
県南地域	八代市役所、八代八千把、八代自排、水俣保健所、小田浦公民館、人吉保健所	八代市、氷川町、水俣市、芦北町、津奈木町、人吉市、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、あさぎり町
天草地域	天草保健所、五和手野、天草高浜、苓北志岐、上天草合津	天草市、上天草市、苓北町

3 注意喚起の解除

地域内の全ての局の1時間値が2時間連続して $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 未満となった時に行う。

ただし、地域内で午前1時から各時間帯までの平均値が1局でも $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過している場合は引き続き注意喚起を継続する。

※ 注意喚起の解除情報は、午後7時までの観測値で判断し、随時、迅速に行う。

それ以降は翌日午前0時をもって自動的に解除とする。

4 周知の対象範囲

原則、地域内の県民とする。

5 注意喚起の周知方法

- ・ 市町村、関係機関（県関係機関及び保健所、気象庁、九州地方環境事務所）、報道機関等に対し、大気環境情報メール及びFAXにより情報を提供し、一般への周知を図る。
- ・ 一般向け大気環境情報メールにより情報を提供（配信）する。
- ・ 県のホームページに情報を公表する。

6 注意喚起の周知内容

- 一日あたりのPM_{2.5}の値が暫定指針値（日平均70 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）を超過する可能性があります。

暫定指針値を超過しても、すべての人に必ず健康影響が生ずるものではありませんが、次の対応措置を目安に行動してください。

- ・ 屋外での長時間の激しい運動や外出をできるだけ減らすことは有効です。
- ・ 外出時はマスクを適切に着用することは有効です。
- ・ 外気の屋内への侵入を少なくするため、換気や窓の開閉を必要最小限にすることは有効です。

呼吸器系や循環器系疾患のある方、子ども、高齢者等は、より影響を受けやすいので、体調の変化に注意して行動するようにしてください。

7 注意喚起解除の周知内容

- 現在のPM_{2.5}濃度の値が暫定指針値（日平均70 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）未満になりましたので、注意喚起を解除します。

8 新たな知見が得られた場合の措置

この対応方針は、暫定的なものであり、新たな知見が得られた場合は、速やかに見直しを行うこととする。

9 運用開始

本方針は、平成25年9月20日から運用を開始する。

改定 平成27年3月2日

VI 特定特殊自動車排出ガスの規制等

1 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（通称：オフロード法）の概要

オフロード車の排出ガスによる大気汚染の防止を目的とし、オフロード車に対して排出ガス規制を設け、メーカーは排出ガス規制に適合した車両を製造・販売し、使用者は、排出ガス規制に適合した車両を使用することで、排出ガス抑制に必要な取り組みを行う。

平成 29 年 4 月 1 日より、特定特殊自動車の使用者に対する立入検査等の一部権限が国から都道府県に移譲され、下表の技術基準に適合しているかどうか検査することができる。

2 特定特殊自動車技術基準

○排出ガス基準

	基準
ガソリン・LPG	[CO] 1% [HC] 500ppm

種別（出力帯別）		排出ガス基準 黒煙（光吸収係数）	排出ガス 2011 年基準 黒煙（光吸収係数）	排出ガス 2014 年基準 光吸収係数
軽油	19kW 以上 37kW 未満	40% (1.62m ⁻¹)	25% (0.80m ⁻¹)	0.50m ⁻¹
	37kW 以上 56kW 未満	35% (1.27m ⁻¹)	25% (0.80m ⁻¹)	0.50m ⁻¹
	56kW 以上 75kW 未満	30% (1.01m ⁻¹)	25% (0.80m ⁻¹)	0.50m ⁻¹
	75kW 以上 130kW 未満	25% (0.80m ⁻¹)	25% (0.80m ⁻¹)	0.50m ⁻¹
	130kW 以上 560kW 未満	25% (0.80m ⁻¹)	25% (0.80m ⁻¹)	0.50m ⁻¹

○少数特例基準

種別（出力帯別）		少数特例 2006 年基準 黒煙（光吸収係数）	少数特例 2011 年基準 黒煙（光吸収係数）
軽油	19kW 以上 37kW 未満	40% (1.62m ⁻¹)	25% (0.80m ⁻¹)
	37kW 以上 56kW 未満	35% (1.27m ⁻¹)	25% (0.80m ⁻¹)
	56kW 以上 75kW 未満	30% (1.01m ⁻¹)	25% (0.80m ⁻¹)
	75kW 以上 130kW 未満	25% (0.80m ⁻¹)	25% (0.80m ⁻¹)
	130kW 以上 560kW 未満	25% (0.80m ⁻¹)	25% (0.80m ⁻¹)

備考 1) 2006 年基準及び 2011 年基準においては、光吸収係数の値を超えないときは、黒煙濃度が基準を超えないものとみなす。ただし、基準違反の有無は黒煙濃度の結果で判断する。

2) 少数特例基準とは、生産台数の少ない車両として少数特例承認を受けた特定特殊自動車（法第 12 条第 3 項）に係る基準のことをいう。

3) 特定特殊自動車は、技術適合表示を付することができる（法第 12 条）。

※技術適合表示の例



第3 ダイオキシン類関係

I ダイオキシン類の耐容一日摂取量 (TDI)

ダイオキシン類の耐容一日摂取量 (TDI)	4pg-TEQ/kg体重/日
ダイオキシン類を人が生涯にわたって継続的に摂取したとしても健康に影響を及ぼすおそれがない一日当たりの摂取量で2、3、7、8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの量として表したものをいう。 政令で一日体重 1kg 当たり 4 ピコグラムとしている。	

- (注) 1 この耐容 1 日摂取量 (TDI) は、生涯にわたって摂取し続けた場合の健康影響を指標とした値であり、一時的にこの値を多少超過しても健康を損なうものではない。
- 2 ダイオキシン類とは、ポリ塩化ジベンゾフラン、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン及びコプラナ-ポリ塩化ビフェニルをいう。

II ダイオキシン類に係る環境基準 (平 11 環告 68)

改正 環境省告示第 46 号
平成 14 年 7 月 22 日

媒 体	基 準 値	測 定 方 法
大 気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水 質 (水底の底質を除く。)	1 pg -TEQ/l以下	日本工業規格 K0312 に定める方法
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
土 壌	1,000pg-TEQ/g 以下	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
備 考 1 基準値は、2、3、7、8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2 大気及び水質 (水底の底質を除く。) の基準値は、年間平均値とする。 3 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。		

※水底の底質に係る環境基準については、平成14年7月22日環境省告示第46号により、平成14年9月1日から適用される。

※ 単位

- 1 g (グラム)
 1 mg (ミリグラム) = 10^{-3} (千分の1グラム) = 0.001 g
 1 μ g (マイクログラム) = 10^{-6} (100万分の1グラム) = 0.000001 g
 1 ng (ナノグラム) = 10^{-9} (10億分の1グラム) = 0.000000001 g
 1 pg (ピコグラム) = 10^{-12} (1兆分の1グラム) = 0.000000000001 g

東京ドームに相当する体積の入れ物を、水でいっぱいにした場合の重さが約 10^{12} g です。
そこに、角砂糖 1 個 (1 g) を溶かし、その水 1 cc に含まれる砂糖が 1 pg (ピコグラム) となります。

Ⅲ 特定施設及び排出基準等

1 大気基準適用施設と大気排出基準

(単位:ng-TEQ/m³N)

区分	施設の種類	及び規模	焼却能力 (単位: トン/時)	新設の 排出基準	既設の排出基準	
				H12. 1. 15 ～	～ H14. 11. 30	H14. 12. 1～
一	焼結鋳(銑鉄の製造の用に供するものに限る)の製造の用に供する焼結炉	原料の処理能力が1時間当たり1トン以上のもの		0.1	2	1
二	製鋼の用に供する電気炉(鑄鉄又は鍛造の製造の用に供するものを除く)	変圧器の定格容量が1,000キロボルトアンペア以上のもの		0.5	20	5
三	亜鉛の回収(製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められた亜鉛の回収に限る)の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鋳炉、溶解炉及び乾燥炉	原料の処理能力が1時間当たり0.5トン以上のもの		1	40	10
四	アルミニウム合金の製造(原料としてアルミニウムくず(当該アルミニウム合金の製造を行う工場内のアルミニウムの圧延工程において生じたものを除く。)を使用するものに限る。)の用に供する焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉	焙焼炉及び乾燥炉にあっては原料の処理能力が1時間当たり0.5トン以上のもの、溶解炉にあっては容量が1トン以上のもの		1	20	5
五	廃棄物焼却炉	火床面積(廃棄物焼却施設に二以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合には、それらの火床面積の合計)が0.5平方メートル以上又は焼却能力(廃棄物焼却施設に二以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合には、それらの焼却能力の合計)が1時間当たり50キログラム以上のもの	4～	0.1	80	1
			2～4	1	80	5
			0.2～2	5	80	10
			～0.2	5	80	10

備考

- (1) 新設とは H12. 1. 15 以後設置のものをいう。
- (2) 既設とは、H12. 1. 14 までに設置又は設置の工事がされているものをいう。ただし、H9. 12. 2 以降に設置された製鋼用電気炉及び廃棄物焼却炉(火格子面積 2 平方メートル以上又は焼却能力が 1 時間当たり 200 キログラム以上のもの)については新設と同じ基準が適用される。(法施行規則附則第 2 条第 1 項)
- (3) 許容限度は温度が零度であって、圧力 1 気圧の状態に換算した排出ガスによるとされている。
- (4) 一(焼結鋳製造用焼結炉)及び五(廃棄物焼却炉)の排出ガスを測定する場合、排出ガス中の酸素濃度により次の式で補正を行う。

$$C = \frac{21 - O_n}{21 - O_s} \times C_s$$

C : ダイオキシン類の量(ナノグラム)

O_n : 施設毎に定められた値(下に示す)

O_s : 排出ガス中の酸素濃度(当該濃度が 20% を超える場合は 20% とする)

C_s : JIS に定める方法により測定されたダイオキシン類の量(ナノグラム)

この場合換算する酸素の濃度は次のとおりとする。

一(焼結鋳製造用焼結炉) O_n = 15%

五(廃棄物焼却炉) O_n = 12%

2 水質基準対象施設の種類の種類と水質排出基準

(単位：pg-TEQ/L)

区分	特定施設の種類の種類	新設の排出基準	既設の排出基準	
		H12.1.15～	～ H15.1.14	H15.1.15～
一	硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又は亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	10	10	10
二	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	10	10	10
三	硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	10	10	10
四	アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	10	10	10
五	担体付き触媒の製造（塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。）の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設	10	10	10
六	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	10	20	10
七	カプロラクタムの製造（塩化ニトロシルを使用するものに限る）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 硫酸濃縮施設 ロ シクロヘキサン分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設	10	10	10
八	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 水洗施設 ロ 廃ガス洗浄施設	10	10	10
九	4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 乾燥施設 ハ 廃ガス洗浄施設	10	10	10
十	2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 廃ガス洗浄施設	10	10	10
十一	8,18-ジクロロ-5,15-ジエチル-5,15-ジヒドロジインドロ [3,2-b:3,2-m] トリフェノジオキサジン（別名ジオキサジンバイオレット。ハにおいて単に「ジオキサジンバイオレット」という。）の製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設 ロ ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設 ハ ジオキサジンバイオレット洗浄施設 ニ 熱風乾燥施設	10	10	10
十二	アルミニウム、又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設	10	20	10
十三	亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 精製施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設	10	10	10

十四	担体付き触媒（使用済みのものに限る。）からの金属の回収（ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法（焙焼炉で処理しないものに限る。）によるものを除く。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 精製施設 ハ 廃ガス洗浄施設	10	10	10
十五	別表第一第五号に掲げる廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設	10	50	10
十六	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第12号の2及び第13号に掲げる施設	10	10	10
十七	フロン類（特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令（平成6年政令第308号）別表1の項、3の項及び6の項に掲げる特定物質をいう。）の破壊（プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ プラズマ反応施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設	10	10	10
十八	下水道終末処理施設（第一号から前号まで及び次号に掲げる施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。）	10	10	10
十九	第一号から第十七号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水（第一号から第十四号までに掲げる施設に係る汚水若しくは廃液又は当該汚水若しくは廃液を処理したものを含むものに限り、公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前号に掲げるものを除く。）	10	10	10
<p>備考</p> <p>1 平成15年1月15日以降は、新設及び既設を問わず全ての施設の排出基準が10pg-TEQ/Lとなっています。</p> <p>2 参考</p> <p>(1) 新設とは H12.1.15 以後設置のものをいう。（ただし、区分三、七、八については H13.12.1 以後、区分二、四、十一、十三については H14.8.15 以後、区分九、十については H16.1.1 以後、区分五、十四、十七については H17.9.1 以後設置のもの）</p> <p>(2) 既設とは H12.1.14 までに設置又は設置の工事がされているものをいう。（ただし、区分三、七、八については H13.11.30 まで、区分二、四、十一、十三については H14.8.14 まで、区分九、十については H15.12.31 まで、区分五、十四、十七については H17.8.31 までに設置または設置の工事がされているもの）</p> <p>(3) 区分三、七、八に係る排出基準は H13.12.1 から、区分二、四、十一、十三については H14.8.15 から、区分九、十については H16.1.1 から、区分五、十四、十七については H17.9.1 から適用される。</p>				

3 その他

(1) 特定施設を設置している事業者は、当該特定施設から排出される排出ガス（廃棄物焼却炉にあつてはばいじん及び焼却灰その他の燃え殻を含む。）又は排出水のダイオキシン類を毎年1回以上測定しなければならない。（法第28条）

(2) ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻

① 廃棄物焼却炉である特定施設から排出される当該特定施設の集じん機によって集められたばいじん及び焼却灰その他の燃え殻の処分（再生することを含む。）を行う場合には、含まれるダイオキシン類の量が1グラムにつき3ナノグラム以内となるように処理しなければならない。（法第24条）

② 既設の廃棄物焼却炉から排出されるばいじん及び焼却灰その他の燃え殻については、次に掲げる方法により処分を行う限り、上記①の規定は適用しない。（詳細は法施行規則附則第2条第3項を参照すること。）

1 セメント固化 2 薬剤による重金属の安定化 3 重金属の沈殿処理

(3) 廃棄物焼却炉のダイオキシン類測定法

廃棄物焼却炉のうち焼却能力が1時間当たり2,000キログラム未満の施設から排出される排出ガスを測定する場合及び廃棄物焼却炉から排出されるばいじん及び焼却灰その他の燃え殻を測定する場合は、次に掲げる方法であつて十分な精度を有するものとして環境大臣が定める方法によることができる。（H17.9.14環境省告示92号）

イ ダイオキシン類がアリアル炭化水素受容体に結合することを利用した方法

ロ ダイオキシン類を抗原とする抗原抗体反応を利用した方法

第4 騷音關係

I 騒音に係る環境基準 (平成 10 年環境庁告示第 64 号)

第 1 環境基準

1 環境基準は、地域の類型及び時間の区分ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型を当てはめる地域は都道府県知事（市の区域内の地域については、市長。）が指定する。

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

(注) 1 時間の区分は、昼間を午前 6 時から午後 10 時までの間とし、夜間を午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間とする。

- 2 AA を当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
- 3 A を当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
- 4 B を当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
- 5 C を当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

※ 県内各市町村における各類型の地域指定状況については p152 VI (3) 参照。

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域（以下「道路に面する地域」という。）については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

備考

車線とは、1 縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値	
昼間	夜間
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。	

2 1 の環境基準の基準値は、次の方法により評価した場合における値とする。

- (1) 評価は、個別の住居等が影響を受ける騒音レベルによることを基本とし、住居等の用に供される建物の騒音の影響を受けやすい面における騒音レベルによって評価するものとする。
この場合において屋内へ透過する騒音に係る基準については、建物の騒音の影響を受けやすい面における騒音レベルから当該建物の防音性能値を差し引いて評価するものとする。
- (2) 騒音の評価手法は、等価騒音レベルによるものとし、時間の区分ごとの全時間を通じた等価騒音レベルによって評価することを原則とする。
- (3) 評価の時期は、騒音が 1 年間を通じて平均的な状況を呈する日を選定するものとする。
- (4) 評価のために測定を行う場合は、原則として日本工業規格 Z8731 に定める騒音レベル測定方法による、当該建物による反射の影響が無視できない場合にはこれを避ける位置で測定し、これが困難な場合には実測値を補正する

など適切な措置を行うこととする。また、必要な実測時間が確保できない場合等においては、測定に代えて道路交通量等の条件から騒音レベルを推計する方法によることができる。

なお、著しい騒音を発生する工場及び事業場、建設作業の場所、飛行場並びに鉄道の敷地内並びにこれらに準ずる場所は、測定場所から除外する。

3 環境基準の達成状況の地域としての評価は、次の方法により行うものとする。

(1) 道路に面する地域以外の地域については、原則として一定の地域ごとに当該地域の騒音を代表すると思われる地点を選定して評価するものとする。

(2) 道路に面する地域については、原則として一定の地域ごとに当該地域内の全ての住居等のうち 1 の環境基準の基準値を超過する戸数及び超過する割合を把握することにより評価するものとする。

(注) 騒音に係る環境基準については、全市町村について類型あてはめが行われている。

第2 達成期間等

1 環境基準は、次に定める達成期間でその達成又は維持を図るものとする。

(1) 道路に面する地域以外の地域については、環境基準の施行後直ちに達成され、又は維持されるよう努めるものとする。

(2) 既設の道路に面する地域については、関係行政機関及び関係地方公共団体の協力の下に自動車単体対策、道路構造対策、交通流対策、沿道対策等を総合的に実施することにより、環境基準の施行後 10 年以内を目途として達成され、又は維持されるよう努めるものとする。

ただし、幹線交通を担う道路に面する地域であって、道路交通量が多くその達成が著しく困難な地域については、対策技術の大幅な進歩、都市構造の変革等とあいまって、10 年を超える期間で可及的速やかに達成されるよう努めるものとする。

(3) 道路に面する地域以外の地域が、環境基準が施行された日以降計画された道路の設置によって新たに道路に面することとなった場合にあっては(1)及び(2)にかかわらず当該道路の供用後直ちに達成され又は維持されるよう努めるものとし、環境基準が施行された日より前に計画された道路の設置によって新たに道路に面することとなった場合にあっては(2)を準用するものとする。

2 道路に面する地域のうち幹線交通を担う道路に近接する空間の背後地に存する建物の中高層部に位置する住居等において、当該道路の著しい騒音がその騒音の影響を受けやすい面に直接到達する場合は、その面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められ、かつ、屋内へ透過する騒音に係る基準が満たされたときは、環境基準が達成されたものとみなすものとする。

3 夜間の騒音レベルが 73 デシベルを超える住居等が存する地域における騒音対策を優先的に実施するものとする。

第3 環境基準の適用除外について

この環境基準は、航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しないものとする。

附 則

この告示は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

II 航空機騒音に係る環境基準 (昭和 48 年 12 月 27 日環境庁告示第 154 号)

環境基本法第 16 条第 1 項の規定に基づく騒音に係る環境上の条件につき、生活環境を保全し、人の健康の保護に資するうえで維持することが望ましい航空機騒音に係る基準（以下「環境基準」という。）及びその達成期間は、次のとおりとする。

第 1 環境基準

1 環境基準は、地域の類型ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型をあてはめる地域は、都道府県知事が指定する。

地域の類型	基準値 (単位 L_{den})
I	57 以下
II	62 以下

(注) I をあてはめる地域は専ら住居の用に供される地域とし、II をあてはめる地域は I 以外の地域であって通常的生活を保全する必要がある地域とする。

2 1 の環境基準の基準値は、次の方法により測定・評価した場合における値とする。

- (1) 測定は、原則として連続 7 日間行い、騒音レベルの最大値が暗騒音より 10 デシベル以上大きい航空機騒音について、単発騒音暴露レベル (L_{AE}) を計測する。なお、単発騒音暴露レベルの求め方については、日本工業規格 Z 8731 に従うものとする。
- (2) 測定は、屋外で行うものとし、その測定点としては、当該地域の航空機騒音を代表すると認められる地点を選定するものとする。
- (3) 測定時期としては、航空機の飛行状況及び風向等の気象条件を考慮して、測定点における航空機騒音を代表すると認められる時期を選定するものとする。
- (4) 評価は算式アにより 1 日 (午前 0 時から午後 12 時まで) ごとの時間帯補正等価騒音レベル (L_{den}) を算出し、全測定日の L_{den} について、算式イによりパワー平均を算出するものとする。

算式ア

$$10 \log_{10} \left\{ \frac{T_0}{T} \left(\sum_i 10^{\frac{L_{AE,di}}{10}} + \sum_j 10^{\frac{L_{AE,ej}+5}{10}} + \sum_k 10^{\frac{L_{AE,nk}+10}{10}} \right) \right\}$$

(注) i, j 及び k とは、各時間帯で観測標本の i 番目、 j 番目及び k 番目をいい、 $L_{AE,di}$ とは、午前 7 時から午後 7 時までの時間帯における i 番目の L_{AE} 、 $L_{AE,ej}$ とは、午後 7 時から午後 10 時までの時間帯における j 番目の L_{AE} 、 $L_{AE,nk}$ とは、午前 0 時から午前 7 時まで及び午後 10 時から午後 12 時までの時間帯における k 番目の L_{AE} をいう。また、 T_0 とは、規準化時間 (1 秒) をいい、 T とは、観測 1 日の時間 (86,400 秒) をいう。

算式イ

$$10 \log_{10} \left(\frac{1}{N} \sum_i 10^{\frac{L_{den,i}}{10}} \right)$$

(注) N とは、測定日数をいい、 $L_{den,i}$ とは、測定日のうち i 日目の測定日の L_{den} をいう。

- (5) 測定は、計量法 (平成 4 年法律第 51 号) 第 71 条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路は A 特性を、動特性は遅い動特性 (SLOW) を用いることとする。

3 1 の環境基準は 1 日当たりの離着陸回数が 10 回以下の飛行場であって、警察、消防及び自衛隊等専用の飛行場並びに離島にある飛行場の周辺地域には適用しないものとする。

第 2 達成期間等

1 環境基準は、公共用飛行場等の周辺地域においては、飛行場の区分ごとに次表の達成期間の欄に掲げる期間で達成され、又は維持されるものとする。この場合において、達成期間が 5 年をこえる地域においては、中間的に同表の改善目標の欄に掲げる目標を達成しつつ、段階的に環境基準が達成されるようにするものとする。

飛行場の区分		達成期間	改善目標
新設飛行場			
既設飛行場	第三種空港及びこれに準ずるもの	直ちに	
	第二種空港 (福岡空港を除く。)	A	5年以内
		B	10年以内
	成田国際空港	10年以内	5年以内に、70デシベル未満とすること又は、70デシベル以上の地域において屋内で50デシベル以下とすること。
第一種空港(成田国際空港を除く。)及び福岡空港	10年をこえる期間内に可及的速やかに	1 5年以内に、70デシベル未満とすること又は、70デシベル以上の地域において屋内で50デシベル以下とすること。 2 10年以内に、62デシベル未満とすること又は62デシベル以上の地域において屋内で47デシベル以下とすること。	

(注) 阿蘇くまもと空港は第二種空港(B)に該当する。

- 備考 1 既設飛行場の区分は、環境基準が定められた日における区分とする。
- 2 第二種空港のうち、Bとはターボジェット発動機を有する航空機が定期航空運送事業として離着陸するものをいい、AとはBを除くものをいう。
- 3 達成期間の欄に掲げる期間及び各改善目標を達成するための期間は、環境基準が定められた日から起算する。
- 2 自衛隊等が使用する飛行場の周辺地域においては、平均的な離着陸回数及び機種並びに人家の密集度を勘案し、当該飛行場と類似の条件にある前項の表の飛行場の区分に準じて環境基準が達成され、又は維持されるように努めるものとする。
- 3 航空機騒音の防止のための施策を総合的に講じても、1の達成期間で環境基準を達成することが困難と考えられる地域においては、当該地域に引き続き居住を希望する者に対し家屋の防音工事等を行うことにより環境基準が達成された場合と同等の屋内環境が保持されるようにするとともに、極力環境基準の速やかな達成を期するものとする。
- (注) 航空機騒音に係る環境基準については、熊本市、大津町、菊陽町、益城町、及び西原村の一部の区域について類型指定が行われている。

Ⅲ 新幹線鉄道騒音に係る環境基準（昭和50年7月29日環境庁告示第46号）

環境基本法第16条による騒音に係る環境上の条件につき、生活環境を保全し、人の健康の保護に資するうえで維持することが望ましい新幹線鉄道騒音に係る基準（以下「環境基準」という。）及びその達成目標期間等は、次のとおりとする。

第1 環境基準

1 環境基準は、地域の類型ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型をあてはめる地域は、都道府県知事が指定する。

地域の類型	基準値
I	70 デシベル以下
II	75 デシベル以下

（注）Iをあてはめる地域は主として住居の用に供される地域とし、IIをあてはめる地域は商工業の用に供される地域等I以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

2 1の環境基準の基準値は、次の方法により測定・評価した場合における値とする。

- (1) 測定は、新幹線鉄道の上り及び下りの列車を合わせて、原則として連続して通過する20本の列車について、当該通過列車ごとの騒音のピークレベルを読み取って行うものとする。
- (2) 測定は、屋外において原則として地上1.2メートルの高さで行うものとし、その測定点としては、当該地域の新幹線鉄道騒音を代表すると認められる地点のほか新幹線鉄道騒音が問題となる地点を測定するものとする。
- (3) 測定時期は、特殊な気象条件にある時期及び列車速度が通常時より低いと認められる時期を避けて選定するものとする。
- (4) 評価は、(1)のピークレベルのうち大きさが上位半数のものをパワー平均して行うものとする。
- (5) 測定は、計量法（平成4年法律第51号）第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は遅い動特性（SLOW）を用いることとする。

3 1の環境基準は、午前6時から午後12時までの間の新幹線鉄道騒音に適用するものとする。

第2 達成目標期間

環境基準は、関係行政機関及び関係地方公共団体の協力のもとに、新幹線鉄道の沿線区域の区分ごとに次表の達成目標期間の欄に掲げる期間を目途として達成され、又は維持されるよう努めるものとする。この場合において、新幹線鉄道騒音の防止施策を総合的に講じても当該達成目標期間で環境基準を達成することが困難と考えられる区域においては、家屋の防音工事等を行うことにより環境基準が達成された場合と同等の屋内環境が保持されるようにするものとする。

なお、環境基準の達成努力にもかかわらず、達成目標期間内にその達成ができなかった区域が生じた場合においても、可及的速やかに環境基準が達成されるよう努めるものとする。

新幹線鉄道の沿線区域の区分		達成目標期間			
		既設新幹線鉄道に係る時期	工事中新幹線鉄道に係る期間	新設新幹線鉄道に係る期間	
a	80 デシベル以上の区域	3年以内	開業時に直ちに	開業時に直ちに	
b	75 デシベルを超えて80 デシベル未満の区域	イ	7年以内		開業時から3年以内
		ロ	10年以内		
c	70 デシベルを超えて75 デシベル以下の区域	10年以内	開業時から5年以内		

備考

- 1 新幹線鉄道の沿線区域の区分の欄のbの区域中イとは地域の類型Iに該当する地域が連続する沿線地域内の区域をいい、ロとはイを除く区域をいう。
- 2 達成目標期間の欄中既設新幹線鉄道、工事中新幹線鉄道及び新設新幹線鉄道とは、それぞれ次の各号に該当する新幹線鉄道をいう。
 - (1) 既設新幹線鉄道 東京・博多間の区間の新幹線鉄道
 - (2) 工事中新幹線鉄道 東京・盛岡間、大宮・新潟間及び東京・成田間の区間の新幹線鉄道
 - (3) 新設新幹線鉄道 (1)及び(2)を除く新幹線鉄道

3 達成目標期間の欄に掲げる期間のうち既設新幹線鉄道に係る期間は、環境基準が定められた日から起算する。

第3 九州新幹線に係る環境基準の地域の指定

- (1) 水俣～八代 平成12年4月7日 告示第374号
- (2) 八代～南関 平成15年4月4日 告示第375号

IV 騒音規制法による規制（昭和 43 年 6 月 10 日法律第 98 号）

(1) 特定工場等（工場、事業場）及び特定建設作業における規制地域

区 域	騒音規制地域の区域の区分	特 定 建 設 作 業 騒 音 地 域 区 分
第 1 種 区 域	良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域	第 1 号 区 域
第 2 種 区 域	住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域	
第 3 種 区 域	住居の用にあわせて商業・工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域	
第 4 種 区 域	主として工業用の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域	第 2 号 区 域

※ 県内各市町村における各区域の地域指定状況については p151 VI（1）および p151 VI（2）参照。

(2) 特定工場等（工場、事業場）に係る騒音の基準

時間 区域	昼 午前 8 時から 間 午後 7 時まで	朝 午前 6 時から午前 8 時まで 夕 午後 7 時から午後 10 時まで	夜 午後 10 時から 間 翌日の午前 6 時まで
	第 1 種 区 域	50 デシベル	45 デシベル
第 2 種 区 域	60 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第 3 種 区 域	65 デシベル	60 デシベル	50 デシベル
第 4 種 区 域	70 デシベル	65 デシベル	60 デシベル

(注) 騒音の測定は、工場等の敷地境界線において行う。

(3) 特定建設作業に係る騒音の基準（昭和 63 年 11 月 21 日改正、平成元年 4 月 1 日施行）

区域 規制種別	第 1 号 区 域	第 2 号 区 域
基 準 値	85 デシベル	
作 業 時 刻	午後 7 時～午前 7 時の時間内でないこと	午後 10 時～午前 6 時の時間内でないこと
※1 日当たりの 作業時間	10 時間/日を超えないこと	14 時間/日を超えないこと
作 業 期 間	連続 6 日を超えないこと	
作 業 日	日曜日その他休日でないこと	

- (注) 1 騒音の測定は、特定建設作業の場所の敷地境界線において行う。
 2 基準値を超えている場合、騒音の防止の方法のみならず、1 日の作業時間を※欄に定める時間未満 4 時間以上の間において短縮させることを勧告又は命令できる。
 3 次表のように災害等の非常事態の発生のため緊急を要する場合、人命、身体の危険防止の場合などはこの規制が適用されないこともある。
 4 適用除外例（(2)の表の規制が除外される場合、○印で示す）

工 事	項 目	作業時刻	1 日の当たりの 作業時間	作業期間	作業日
(1) 災害その他非常事態発生時		○	○	○	○
(2) 人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要のある工事		○	○	○	○
(3) 鉄道又は、軌道運行確保のための夜間工事		○	—	—	○
(4) 道路法による道路占用許可、道路交通法による道路使用許可のある場合など		○	—	—	○
(5) 電気事業法施行規則による変電所工事		—	—	—	○

(4) 自動車騒音の基準

ア 騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく自動車騒音の要請限度

区 域 の 区 分		時 間 の 区 分	
		昼 午前 6 時から 間 午後 10 時まで	夜 午後 10 時から 間 翌日の午前 6 時まで
1	a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
2	a 区域のうち 2 車線以上の道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
3	b 区域のうち 2 車線以上の道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

ただし、幹線交通を担う道路に近接する区域については、上表にかかわらず、昼間 75 デシベル、夜間 70 デシベルとする。

- (注) 1 騒音の測定は、原則として交差点を除く部分で、道路端において行う。
 2 等価騒音レベルにより評価する。
 3 「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び 4 車線以上の市町村道等をいう。

自動車騒音の要請限度の区分は、原則として次のとおりである。

区 域	要請限度の区域区分	騒音に係る環境基準の類型区分
a 区域	専ら住居の用に供される区域	AA 地域 A 地域
b 区域	主として住居の用に供される区域	B 地域
c 区域	相当数の住居と併せて、商業、工業等の用に供される区域	C 地域

(5) 騒音に係る特定施設及び特定建設作業

ア 騒音に係る特定施設（法施行令別表第1）

1 金属加工機械 イ 圧延機械（原動機の定格出力の合計が 22.5kW 以上のものに限る。） ロ 製管機械 ハ ベンディングマシン（ロール式のものであって、原動機の定格出力が 3.75kW 以上のものに限る。） ニ 液圧プレス（矯正プレスを除く。） ホ 機械プレス（呼び加圧能力が 294 キロニュートン以上のものに限る。） ヘ せん断機（原動機の定格出力が 3.75kW 以上のものに限る。） ト 鍛造機 チ ワイヤフォーマリングマシン リ プラスト（タンブラスト以外のものであって、密閉式のを除く。） ヌ タンブラー ル 切断機（といしを用いるものに限る。）
2 空気圧縮機及び送風機（原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。）
3 土石用又は鉱物用の破砕機・摩砕機・ふるい及び分級機（原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。）
4 織機（原動機を用いるものに限る。）
5 建設用資材製造機械 イ コンクリートプラント（気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が 0.45 m ³ 以上のものに限る。） ロ アスファルトプラント（混練機の混練重量が 200 kg 以上のものに限る。）
6 穀物用製粉機（ロール式のものであって、原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。）
7 木材加工機械 イ ドラムバーカー ロ チッパー（原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。） ハ 碎木機 ニ 帯のこ盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15kW 以上のもの。木工用のものにあつては原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。） ホ 丸のこ盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15kW 以上のもの。木工用のものにあつては原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。） ヘ かな盤（原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。）
8 抄紙機
9 印刷機械（原動機を用いるものに限る。）
10 合成樹脂用射出成形機
11 鋳造型機（ジョルト式のものに限る。）

イ 特定建設作業（法施行令別表第2）

1 くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。）
2 びょう打機を使用する作業
3 さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては 1 日における当該作業に係る二地点間の最大距離が 50m をこえない作業に限る。）
4 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が 15kW 以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）
5 コンクリートプラント（混練機の混練容量が 0.45 m ³ 以上のものに限る。）又は、アスファルトプラント（混練機の混練重量が 200kg 以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）
6 バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 80kW 以上のものに限る。）を使用する作業
7 トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 70kW 以上のものに限る。）を使用する作業
8 ブルトーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 40kW 以上のものに限る。）を使用する作業

(注) 平成9年9月環境庁告示第54号の別表第1号の規定に該当する低騒音型建設機械を使用する作業は、特定建設作業から除外されます（県条例の対象になる場合は別途届出等が必要です。P149 表イ参照）。

V 熊本県生活環境の保全等に関する条例による規制 (昭和 44 年 4 月 1 日条例第 23 号)

(1) 規制地域

熊本県生活環境の保全等に関する条例による規制地域は、騒音規制法に基づく規制地域と同じである。

(2) 特定工場等（工場、事業場）及び特定作業場に係る騒音の基準

時間 区域	昼 午前 8 時から 間 午後 7 時まで	朝 午前 6 時から午前 8 時まで 夕 午後 7 時から午後 10 時まで	夜 午後 10 時から 間 翌日の午前 6 時まで
第 1 種区域	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第 2 種区域	60 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第 3 種区域	65 デシベル	60 デシベル	50 デシベル
第 4 種区域	70 デシベル	65 デシベル	60 デシベル

(注) 騒音の測定は、工場の敷地境界線において行う。

(3) 特定建設作業に係る騒音の基準 (平成元年 5 月 23 日改正、平成元年 6 月 1 日施行)

規制種別 区域	第 1 号 区 域	第 2 号 区 域
基 準 値	85 デシベル	
作 業 時 刻	午後 7 時～午前 7 時の時間内でないこと	午後 10 時～午前 6 時の時間内でないこと
※1 日当たりの 作業時間	10 時間/日を超えないこと	14 時間/日を超えないこと
作 業 期 間	連続 6 日を超えないこと	
作 業 日	日曜日その他休日でないこと	

(注) 1 騒音の測定は、特定建設作業の場所の敷地境界線において行う。

- 2 基準値を超えている場合、騒音防止の方法のみならず、1 日の作業時間を※欄に定める時間未満 4 時間以上の間において短縮させることを勧告又は命令できる。
- 3 災害等の非常事態の発生のため緊急を要する場合、人命、身体の危険防止の場合などはこの規制が適用されないこともある。

(4) 拡声機等の規制基準

ア 拡声機の使用の制限

学校、病院、図書館、保育所、幼稚園等の周囲 80 メートルの区域内においては何人も、商業宣伝を目的として拡声機を使用してはならない。

イ 何人も、商業宣伝を目的として航空機から機外に向けて拡声機を使用してはならない。

ウ 何人も、前 2 項に規定するもののほか屋外において、又は屋内から屋外に向けて拡声機、テレビ、ラジオ、蓄音機器を使用するときは、次の音響機器の使用時間及び場所並びに音の大きさ等を遵守しなければならない。

- ① 午後 8 時から翌日の午前 9 時までの間は商業宣伝を目的として音響機器を使用しないこと。
- ② 地上 7 メートル以上の箇所において音響機器を使用しないこと。
- ③ 音響機器を地上 5m 以上の高さに設けるときは俯角を 30 度から 45 度までにすること。
- ④ 商業宣伝を目的として、同一場所において音響機器を使用する場合にあっては、音響機器の 1 回の使用時間は 10 分以内とし、1 回につき 10 分以上休止すること。
- ⑤ 2 個以上の音響機器を 50m 以内の距離に設け同時に同一の放送をしないこと。
- ⑥ 音響機器等の大きさの基準は次のとおりである。ただし、宣伝放送に係る音の大きさは次の基準に 5 デシベルを加えた音の大きさとする。

時間 区域	昼 午前 8 時から 間 午後 7 時まで	朝 午前 6 時から午前 8 時まで 夕 午後 7 時から午後 10 時まで	夜 午後 10 時から 間 翌日の午前 6 時まで
第 1 種区域	45 デシベル	40 デシベル	35 デシベル
第 2 種区域	55 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第 3 種区域	60 デシベル	55 デシベル	45 デシベル
第 4 種区域	65 デシベル	60 デシベル	55 デシベル

(注) 騒音の測定は、当該音源（音源が建築物の内部にあるときは、その建築物を音源とみなす）の周辺の建築物で人が現に起居し又は業務を行っている場所において測定する。ただし、移動放送の場合は音源から 7m、地上 1.2m の位置において測定する。

ア 騒音に係る特定施設（条例施行規則別表 11）

特 定 施 設	公 称 能 力 等
1 石 材 切 断 機	
2 セメント製品成型機	建設用資材製造機械に限る。
3 木 材 加 工 機 械	
イ 帯 の こ 盤	製材用のものにあつては、原動機の定格出力が 0.75kW 以上 15kW 未満のもの、木工用のものにあつては、原動機の定格出力が 0.75kW 以上 2.25kW 未満のものに限る。
ロ 丸 の こ 盤	同上
ハ かん な 盤	原動機の定格出力が 0.75kW 以上 2.25kW 未満のものに限る。
4 鋳 型 造 型 機	ジョルト式を除く。
5 圧 縮 機	空気圧縮機については、原動機の定格出力が 2.25kW 以上 7.5kW 未満のもの、空気圧縮機以外の圧縮機については、原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。
6 送 風 機	原動機の定格出力が 2.25kW 以上 7.5kW 未満のものに限る。
7 クーリングタワー	原動機の定格出力が 1.5kW 以上のものに限る。
8 パ ー ナ ー	燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当り 20ℓ 以上のものに限る。
9 脱 水 機	原動機の定格出力が 1.5kW 以上のものに限る。
10 段ボール製造機械	

イ 特定建設作業（条例施行規則別表 13）

特 定 建 設 作 業	内 容
1 コンクリートカッターを使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る二地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。
2 パワーショベル、バックホウその他これに類する掘さく機械を使用する作業	法施行令別表第 2 第 6 号から第 8 号を除く。
3 鋼球を使用する作業	

ウ 特定作業（条例施行規則別表 15）

特 定 作 業	内 容
板 金 作 業	厚さ 0.5 mm 以上の材料を用いて行う作業に限る。
製 か ん 作 業	〃
鉄骨又は橋りょうの組立て作業	建設又は建築の現場作業を除く。
グラインダーによる金属の研磨作業	〃
高速切断機（研削砥石を使用するもの）による金属の切断作業	〃
チェーンソーによる木材の切断作業	原木の伐採作業を除く。

VI 騒音規制法に基づく地域指定及び環境基準の地域類型指定状況

(1) 騒音規制法および条例に定める特定施設および特定作業に係る基準の地域指定状況

市町村	第一種区域	第二種区域	第三種区域	第四種区域
熊本市	第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域	1 第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域 2 次の区域のうち用途地域以外の地域 画図町重富、画図町所島、画図町下無田、城山半田1丁目から3丁目、城山薬師1丁目、城山薬師2丁目、小島2丁目、小島3丁目、小島5丁目、小島上町、中原町、中島町 3 第一種区域と第三種区域が隣接している地域については、その境界から第三種区域側の幅50メートルの区域 4 風致地区（第一種区域の地域を除く）	1 近隣商業地域、商業地域及び準工業地域（いずれも、第二種区域の地域を除く。また準工業地域については臨港地区を除く） 2 用途地域以外の地域（第二種区域の地域を除く） 3 第二種区域と第四種区域、または第一種区域と第四種区域が隣接している地域については、その境界から第四種区域側の幅50メートルの区域	1 工業地域及び工業専用地域（いずれも、第三種区域の地域を除く） 2 臨港地区
荒尾市	第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域	1 近隣商業地域、商業地域及び準工業地域 2 用途地域以外の地域 3 増永地番及び一部地番のうち工業地域の区域	工業地域（第三種区域の地域を除く）及び工業専用地域
宇土市	第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域	1 第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域 2 用途地域以外の地域のうち新開町1212番地1、1213番地1、1145番地の区域	1 近隣商業地域、商業地域及び準工業地域 2 用途地域以外の地域（第二種区域及び第四種区域の地域を除く）	1 工業地域及び工業専用地域 2 用途地域以外の地域のうち、緑川工業団地及び花園地区工業団地の区域
水俣市	第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域	1 第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域 2 白浜町1番のうち準工業地域の区域 3 長野町及び古城3丁目のうち準工業地域の区域 4 用途地域以外の地域	1 近隣商業地域、商業地域及び準工業地域（第二種区域の地域を除く） 2 第一種住居地域と工業地域が隣接している地域については、その境界から工業地域側の幅50メートルの区域（5の工業地域を除く） 3 第一種住居地域と工業専用地域が隣接している地域については、その境界から工業専用地域側の幅50メートルの区域 4 第一種中高層住居専用地域と工業専用地域が隣接している地域については、その境界から工業専用地域側の幅50メートルの区域 5. 塩浜町9番、10番、11番及び12番のうち工業地域の区域	工業地域及び工業専用地域（いずれも、第三種区域の地域を除く）
山鹿市	第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域	1 近隣商業地域、商業地域及び準工業地域 2 用途地域以外の地域（第四種区域の地域を除く）	1 工業地域及び工業専用地域 2 用途地域以外の地域のうち、山鹿東部工業団地、堂原工業団地、若宮原工業団地、高橋工業団地、駄の原工業団地及び吉井工業団地の区域
八代市	第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域	1 第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域 2 風致地区 3 工業地域のうち十条町4番、福正元町11番、福正元町12番及び福正元町13番の区域	1 近隣商業地域、商業地域及び準工業地域（臨港地区を除く） 2 用途地域以外の地域（風致地区及び臨港地区を除く） 3 第二種区域と第四種区域が隣接する地域については、その境界から第四種区域側の幅50mの区域	1 工業地域及び工業専用地域（いずれも、臨港地区及び第三種区域の地域を除く。工業地域においては、第二種区域の地域を除く） 2 建馬町1番のうち臨港地区の区域
苓北町	-	-	苓北町の区域の全域（第四種区域の地域を除く）	内田工業団地の地域
熊本市、荒尾市、宇土市、水俣市、山鹿市、八代市及び苓北町を除く市町村	第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域	1 近隣商業地域、商業地域及び準工業地域 2 用途地域以外の地域	工業地域及び工業専用地域

備考

- 1 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の用途地域をいう。
- 2 用途地域以外の地域とは、都市計画法第8条第1項第1号の用途地域が定められていない地域をいう。
- 3 風致地区とは都市計画法第8条第1項第7号の区域をいう。
- 4 熊本市及び八代市以外の市町村の区域のうち、都市計画法第8条第1項第9号の臨港地区は、規制区域から除く。

- 5 無人島は、規制区域から除く。
- 6 この告示の施行により、または用途地域が新たに定まったことにより、もしくは用途地域が変更されたことにより、適用される規制区域が変更される特定工場等（規制区域の変更の時に当該規制区域が適用される地域内に既にその敷地を有しているものに限る）のうち、より厳しい基準が適用される場合においては、当該規制地域の変更の日から3年間（条例における特定工場は1年間）は、当該変更がなかったものとみなして従前の規制区域の基準を適用する。
- 7 山鹿市、菊池市及び宇土市の第四種区域の欄の工業団地のうち、山鹿市に在る山鹿東部工業団地、堂原工業団地、若宮原工業団地、高橋工業団地、駄の原工業団地、及び美吉居工業団地、菊池市にある菊池工業団地、森北工業団地、林原工業団地、蘇崎工業団地、川辺工業団地、住吉工業団地及び永工業団地並びに宇土市に在る花園地区工業団地は、農村地域工業等導入促進法（昭和46年法律第112号）第5条第3項第1号に規定する工業等導入地区の区域である。
- 8 菊池市の第四種区域の欄の田島工業団地は、菊池市泗水町に所在する区域である。
- 9 宇土市の第四種区域の欄の緑川工業団地は、宇土市新開町に所在する区域である。
- 10 苓北町の第四種区域の欄の内田工業団地は、苓北町内田字中村174番地1、174番地3、174番地4、174番地6及び190番地10並びに苓北町内田字堂ノ下193番地1に所在する工業団地である。

(2) 騒音規制法および条例に定める特定建設作業に係る基準の地域指定状況

第1号区域	(1)の区分（騒音規制法および条例に定める特定施設および特定作業に係る基準の地域指定状況）が第一種区域、第二種区域及び第三種区域の地域
第2号区域	(1)の区分（騒音規制法および条例に定める特定施設および特定作業に係る基準の地域指定状況）が第四種区域の地域

(3) 環境省告示（平成10年9月30日環告64）に定める環境基準の地域指定状況

市町村	A	B	C
熊本市	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域	1 第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域 2 次の区域のうち用途地域以外の地域 画図町重富、画図町所島、画図町下無田、城山半田1丁目から3丁目、城山薬師1丁目、城山薬師2丁目、小島2丁目、小島3丁目、小島5丁目、小島上町、中原町、中島町 3 風致地区（A類型の地区を除く）	1 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域 2 用途地域以外の地域（B類型の区域を除く）
八代市	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域	1 第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域 2 風致地区 3 工業地域のうち十条町4番、福正元町11番、福正元町12番及び福正元町13番の地域	1 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域（B類型の区域を除く）及び工業専用地域 2 用途地域以外の地域（風致地区・臨港地区を除く）
荒尾市	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域、第二種住居地域（C類型の区域を除く）及び準住居地域	1 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域 2 用途地域以外の地域 3 娯楽・レクリエーション地区のうち第二種住居地域の区域
水俣市	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域	1 第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域 2 用途地域以外の地域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域
熊本市、八代市、荒尾市及び水俣市以外の市町村	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域	1 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域 2 用途地域以外の地域

備考

- 1 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の用途地域をいう。
- 2 用途地域以外の地域とは、都市計画法第8条第1項第1号の用途地域が定められていない地域をいう。
- 3 風致地区とは都市計画法第8条第1項第7号の区域をいう。
- 4 無人島及び都市計画法第8条第1項第9号の臨港地区は、騒音に係る環境基準の地域の類型をあてはめる地域から除く。
- 5 荒尾市のC類型の欄に記載されている娯楽・レクリエーション地区は都市計画法第8条第1項第2号の規定に基づく特別用途地区をいう。

第5 振 動 関 係

I 規制対象

- ① 特定施設を設置する工場または事業場において発生する振動
- ② 特定建設作業に伴って発生する振動
- ③ 道路交通振動

II 規制地域

	特定工場等及び道路交通振動区域区分	特定建設作業振動区域区分
第1種区域	良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域。	規則別表第1の付表 第1号区域 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域であること。 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域であること。
第2種区域	住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域。	住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、相当数の住民が集合しているため、振動の発生を防止する必要がある区域であること。 同第2号区域

※ 県内各市町村における各区域の地域指定状況については p158 V (1) および (2) 参照。

III 規制基準

1 特定工場等に関する規制基準

時間 区域	昼間	夜間
	午前8時から 午後7時まで	午後7時から 翌日の午前8時まで
第1種区域	60 デシベル	55 デシベル
第2種区域	65 デシベル	60 デシベル

2 特定建設作業に関する規制基準

規制種別	第 1 号 区 域	第 2 号 区 域
基 準 値	75 デシベル	
作 業 時 刻	午後 7 時～午前 7 時の時間内でないこと	午後 10 時～午前 6 時の時間内でないこと
※1 日当たりの 作業時間	10 時間/日を超えないこと	14 時間/日を超えないこと
作 業 期 間	連続 6 日を超えないこと	
作 業 日	日曜日その他休日でないこと	

(注) 1 基準値を超えている場合、1 日の作業時間を※欄に定める時間未満 4 時間以上の間において短縮させることを勧告又は命令できる。

なお、くい打機をアースオーガと併用する場合は打撃時間が短縮されるため、6 時間以上の間において短縮させることを勧告又は命令できる。

2 適用除外例（上表の規制が除外される場合、○印で示す）

工 事	項 目	作業時刻	1 日当たりの 作業時間	作業期間	作業日
(1) 災害その他非常事態発生時		○	○	○	○
(2) 人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要のある工事		○	○	○	○
(3) 鉄道又は、軌道運行確保のための夜間工事		○	—	—	○
(4) 道路法による道路占用許可、道路交通法による道路使用許可のある場合など		○	—	—	○
(5) 電気事業法施行規則による変電所工事		—	—	—	○

3 道路交通振動の要請限度

時間 区域	昼間		夜間	
	午前 8 時から 午後 7 時まで		午後 7 時から 翌日の午前 8 時まで	
第 1 種区域	65 デシベル		60 デシベル	
第 2 種区域	70 デシベル		65 デシベル	

(注) 振動の測定は、工場、建設作業、道路の各敷地境界線において行う。

IV 特定施設の種類並びに特定建設作業

1 特定施設の種類

- (1) 金属加工機械
 - イ 液圧プレス（矯正プレスを除く。）
 - ロ 機械プレス
 - ハ セン断機（原動機の定格出力が 1kW 以上のものに限る。）
 - ニ 鍛造機
 - ホ ワイヤーフォーミングマシン（原動機の定格出力が 37.5kW 以上のものに限る。）
- (2) 圧縮機（原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。）（冷凍機に用いるものは除く。）
- (3) 土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。）
- (4) 織機（原動機を用いるものに限る。）
- (5) コンクリートブロックマシン（原動機の定格出力の合計が 2.95kW 以上のものに限る。）並びにコンクリート管製造機及びコンクリート柱製造機械（原動機の定格出力の合計が 10kW 以上のものに限る。）
- (6) 木材加工機械
 - イ ドラムバーカー
 - ロ チッパー（原動機の定格出力が 2.2kW 以上のものに限る。）
- (7) 印刷機械（原動機の定格出力が 2.2kW 以上のものに限る。）
- (8) ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機（カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が 30kW 以上のものに限る。）
- (9) 合成樹脂用射出成形機 ※約 0.74kW が 1 馬力（1PS）に相当します。
- (10) 鋳型造型機（ジョルト式のものに限る。）

2 特定建設作業

- (1) くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業
- (2) 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
- (3) 舗装版破砕機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50 メートルを超えない作業に限る。）
- (4) ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50 メートルを超えない作業に限る。）

V 振動規制法に基づく地域指定区域区分

(1) 振動規制法に定める特定工場に係る地域指定状況

市町村	第一種区域	第二種区域
熊本市	1 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域 2 次の区域のうち用途地域以外の地域 画図町重富、画図町所島、画図町下無田、城山半田1丁目～3丁目、城山薬師1丁目、城山薬師2丁目、小島2丁目、小島3丁目、小島5丁目、小島上町、中原町、中島町	1 近隣商業地域、商業地域、準工業地域（臨港地区を除く）、工業地域及び工業専用地域 2 用途地域以外の地域（第一種区域の地域を除く） 3 臨港地区
八代市	1 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域 2 工業地域のうち十条町4番、福正元町11番、福正元町12番及び福正元町13番の区域	1 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域（準工業地域及び工業専用地域については臨港地区を除く。工業地域については、臨港地区及び第一種区域に指定された地域を除く） 2 用途地域以外の地域（臨港地区を除く） 3 建馬町1番のうち臨港地区に定められている地域
水俣市	1 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域 2 長野町及び古城3丁目のうち準工業地域の区域	1 近隣商業地域、商業地域、準工業地域（第一種区域の地域を除く）、工業地域及び工業専用地域 2 用途地域以外の地域
熊本市、八代市及び水俣市を除く市町村	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域	1 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域 2 用途地域以外の地域

備考

- 1 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の用途地域をいう。
- 2 用途地域以外の地域とは、都市計画法第8条第1項第1号の用途地域が定められていない地域をいう。
- 3 無人島は、規制区域から除く。
- 4 熊本市及び八代市以外の区域のうち、都市計画法第8条第1項第9号の臨港地区は、規制区域から除く。
- 5 この告示の施行により、または用途地域が新たに定まったことにより、もしくは用途地域が変更されたことにより、適用される規制区域が変更される特定工場等（規制区域の変更の時に当該規制区域が適用される地域内に既にその敷地を有しているものに限る）のうち、より厳しい基準が適用される場合においては、当該規制区域の変更の日から3年間は、当該変更がなかったものとみなして従前の規制区域の基準を適用する。

(2) 振動規制法に定める特定建設作業に係る地域指定状況

市町村	第一号区域	第二号区域
熊本市	1 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域（準工業地域については臨港地区を除く） 2 用途地域以外の地域	1 工業地域及び工業専用地域 2 臨港地区
八代市	1 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域 2 工業地域のうち十条町4番、福正元町11番、福正元町12番及び福正元町13番の区域 3 用途地域以外の地域（臨港地区を除く）	1 工業地域及び工業専用地域（いずれも臨港地区を除く。工業地域のうち第一号区域に指定された地域を除く） 2 建馬町1番のうち臨港地区に定められている地域
宇土市	1 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域 2 用途地域以外の地域（第二号区域に指定される区域を除く）	1 工業地域及び工業専用地域 2 用途地域以外の地域のうち、緑川工業団地、花園地区工業団地の区域
熊本市、八代市、及び宇土市を除く市町村	1 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域 2 用途地域以外の地域	工業地域及び工業専用地域

備考

- 1 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域とは、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号の用途地域をいう。
- 2 用途地域以外の地域とは、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の用途地域が定められていない地域をいう。
- 3 無人島は、規制区域から除く。
- 4 熊本市及び八代市以外の区域のうち、都市計画法第 8 条第 1 項第 9 号の臨港地区は、規制区域から除く。
- 5 菊池市及び宇土市の第二号区域の欄に記載されている工業団地のうち、菊池市に在る菊池工業団地、森北工業団地、林原工業団地、蘇崎工業団地、川辺工業団地、住吉工業団地及び永工業団地並びに宇土市に在る花園地区工業団地は、農村地域工業等導入促進法（昭和 46 年法律第 112 号）第 5 条第 3 項第 1 号に規定する工業等導入地区の区域である。
- 6 菊池市の第二号区域の欄の田島工業団地は、菊池市泗水町に所在する区域である。
- 7 宇土市の第二号区域の欄の緑川工業団地は、宇土市新開町に所在する区域である。

第 6 悪 臭 関 係

I 規制物質

悪臭防止法で次の 22 物質が特定悪臭物質として規制されています。

特定悪臭物質名	化学式	においの性質	主な発生源事業場
アンモニア	NH_3	し尿のような臭	畜産事業場、化学肥料工場、石油化学工場、化製場、魚腸骨処理場、鶏糞乾燥場、フェザー処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場、と畜場等
メチルメルカプタン	CH_3SH	腐ったたまねぎ臭	クラフトパルプ製造業、石油精製業、医薬品製造業、化製場、フェザー処理場、でん粉製造業、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等
硫化水素	H_2S	腐った卵臭	畜産事業場、クラフトパルプ製造業、でん粉製造業、セロファン製造業、レーヨン製造業、化製場、魚腸骨処理場、フェザー処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等
硫化メチル	$(\text{CH}_3)_2\text{S}$	腐ったキャベツ臭	クラフトパルプ製造業、化製場、魚腸骨処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場、石油精製業等
二硫化メチル	CH_3SSCH_3	腐ったキャベツ臭	クラフトパルプ製造業、化製場、魚腸骨処理場、ごみ処理場、し尿処理場等
トリメチルアミン	$(\text{CH}_3)_3\text{N}$	腐魚臭	畜産事業場、魚腸骨処理場、複合肥料製造業、化製場、水産缶詰製造業等
アセトアルデヒド	CH_3CHO	青ぐさい刺激臭	アセトアルデヒド製造工場、酢酸製造工場、酢酸ビニール製造工場、たばこ製造工場、複合肥料製造工場、魚腸骨処理場等
プロピオンアルデヒド	$\text{CH}_3\text{CH}_2\text{CHO}$	甘酸っぱい焦げた刺激臭	塗装工場、その他の金属製品製造工場、自動車修理工場、印刷工場、魚腸骨処理場、油脂系食品製造工場、輸送用機械器具製造工場等
ノルマルブチルアルデヒド	$\text{CH}_3(\text{CH}_2)_2\text{CHO}$	甘酸っぱい焦げた刺激臭	
イソブチルアルデヒド	$(\text{CH}_3)_2\text{CHCHO}$	甘酸っぱい焦げた刺激臭	
ノルマルパレルアルデヒド	$\text{CH}_3(\text{CH}_2)_3\text{CHO}$	むせるような甘酸っぱい焦臭	
イソパレルアルデヒド	$(\text{CH}_3)_2\text{CHCH}_2\text{CHO}$	むせるよう甘酸っぱい焦臭	
イソブタノール	$(\text{CH}_3)_2\text{CHCH}_2\text{OH}$	刺激的な発酵臭	塗装工場、その他の金属製品製造工場、自動車修理工場、木工工場、繊維工場、その他の機械製造工場、印刷工場、輸送用機械器具製造工場、鋳物工場等
酢酸エチル	$\text{CH}_3\text{CO}_2\text{C}_2\text{H}_5$	シンナーのような刺激臭	
メチルイソブチルケトン	$\text{CH}_3\text{COCH}_2\text{CH}(\text{CH}_3)_2$	シンナーのような刺激臭	
トルエン	$\text{C}_6\text{H}_5\text{CH}_3$	ガソリン臭	スチレン製造工場、ポリスチレン製造加工工場、ポリスチレン製造業、SBR 製造工場、FRP 製品製造工場、化粧合板製造工場等
スチレン	$\text{C}_6\text{H}_5\text{CH}=\text{CH}_2$	都市ガスのような臭	
キシレン	$\text{C}_6\text{H}_4(\text{CH}_3)_2$	ガソリン臭	塗装工場、その他の金属製品製造工場、自動車修理工場、木工工場、繊維工場、その他の機械製造工場、印刷工場、輸送用機械器具製造工場、鋳物工場等
プロピオン酸	$\text{CH}_3\text{CH}_2\text{COOH}$	酸っぱい刺激臭	脂肪酸製造工場、染色工場、畜産事業場、化製場、でん粉製造工業等
ノルマル酪酸	$\text{CH}_3(\text{CH}_2)_2\text{COOH}$	汗臭	畜産事業場、化製場、魚腸骨処理場、鶏糞乾燥場、畜産食料品製造工場、でん粉製造工場、し尿処理場、廃棄物処分場等
ノルマル吉草酸	$\text{CH}_3(\text{CH}_2)_3\text{COOH}$	むれた靴下臭	
イソ吉草酸	$(\text{CH}_3)_2\text{CHCH}_2\text{COOH}$	むれた靴下臭	

II 特定悪臭物質に係る規制の方法

工場、事業場から悪臭原因物が排出される形態には、下記の3形態があるので、それぞれに対応する3種類の規制基準を設定することになっています。

- ① 畜舎などのように特定の煙突がなく、その事業場の敷地全体から悪臭原因物が排出される場合
 - ② 化学工場などのように煙突、その他の気体排出施設から悪臭原因物が排出される場合
 - ③ 化製場などのように悪臭原因物が排出水に含まれて、事業場の外に排出され気体蒸散する場合
- 本県では、現在下表に示す規制を行っております。

熊本県における規制のしくみ表

平成22年5月現在

規制物質	① 敷地境界線における濃度規制	② 排出口における排出量規制		③ 排出水の濃度規制
		排出口の高さ(補正された排出口の高さ)		
		5m以上	5m未満	
アンモニア	○	○	×	×
メチルメルカプタン	○	×	×	○
硫化水素	○	○	×	○
硫化メチル	○	×	×	○
二硫化メチル	○	×	×	○
トリメチルアミン	○	○	×	×
アセトアルデヒド	○	×	×	×
プロピオンアルデヒド	○	○	×	×
ノルマルブチルアルデヒド	○	○	×	×
イソブチルアルデヒド	○	○	×	×
ノルマルバレルアルデヒド	○	○	×	×
イソバレルアルデヒド	○	○	×	×
イソブタノール	○	○	×	×
酢酸エチル	○	○	×	×
メチルイソブチルケトン	○	○	×	×
トルエン	○	○	×	×
スチレン	○	×	×	×
キシレン	○	○	×	×
プロピオン酸	○	×	×	×
ノルマル酪酸	○	×	×	×
ノルマル吉草酸	○	×	×	×
イソ吉草酸	○	×	×	×

- 規制がかかるもの
 × 規制がかからないもの

Ⅲ 規制基準

(1) 規制地域内の事業場の敷地境界線の規制

A 基準適用地域については、臭気強度 2.5 に相当する特定悪臭物質濃度、B 基準適用地域については、臭気強度 3.0 に相当する特定悪臭物質濃度が適用されています。ただし、ノルマル酪酸については、A,B 基準両方に臭気強度 3.5 に相当する基準値となっています。

各規制地域における特定悪臭物質濃度

(単位：ppm)

悪臭物質 規制地域	アンモニア	メチル メルカプタン	硫化水素	硫化 メチル	二硫化 メチル	トリメチル アミン	アセト アルデヒド	プロピオン アルデヒド	ノルマルブチ ルアルデヒド	イソブチル アルデヒド	ノルマルバレ ルアルデヒド
A 基準適用地 域	1	0.002	0.02	0.01	0.009	0.005	0.05	0.05	0.009	0.02	0.009
B 基準適用地 域	2	0.004	0.06	0.05	0.03	0.02	0.1	0.1	0.03	0.07	0.02

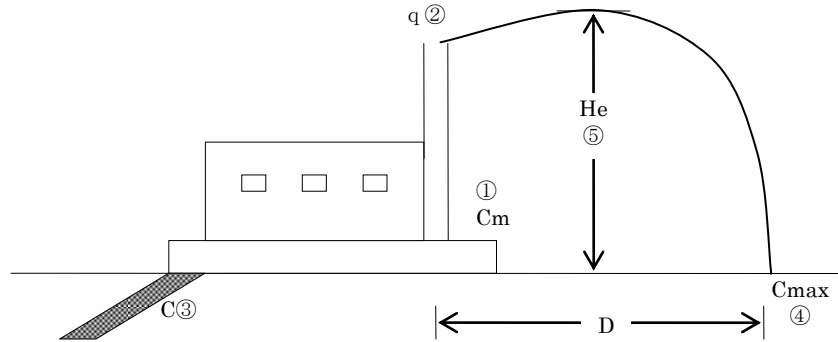
悪臭物質 規制地域	イソバレ ルアルデヒド	イソ ブタノール	酢 酸 エチル	メチルイソ ブチルケトン	トルエン	スチレン	キシレン	プロピオン酸	ノルマル 酪酸	ノルマル 吉草酸	イソ 吉草酸
A 基準適用地 域	0.003	0.9	3	1	10	0.4	1	0.03	0.006	0.0009	0.001
B 基準適用地 域	0.006	4	7	3	30	0.8	2	0.07	0.006	0.002	0.004

6段階臭気強度表示法

臭気強度	内 容
0	無臭
1	やっと感知できるにおい (検地閾値)
2	何のにおいであるかがわかる弱いにおい (認知閾値)
(2.5)	熊本県の A 基準に相当する臭気強度
3	らくに感知できるにおい
4	強いにおい
5	強烈なにおい

(2) 排出口における排出量規制

排出口の高さが 5m 以上について図に掲げる方法で行います。この中でメチルメルカプタン等 9 物質に規制がかからないのは、それらの物質の大気中への拡散の過程での減少割合等が明確でないためです。また、排出口の高さが 5m 未満について全物質について規制がかからないのは、特定悪臭物質による影響が多くの場合当該事業場内で最大となり、敷地境界の濃度規制で目的を達することができる等の理由のためです。



規 制 の し く み 図 解

- ① Cm : 敷地境界線における許容限度 (ppm) 法第4条第1号
- ② q : 排出口における許容限度 (N m³/h) 法第4条第2号
 $q = 0.108 \times He^2 \cdot Cm$
- ③ C : 排出水に含まれる敷地外における許容限度 (mg/l) 法第4条第3号
- ④ Cmax : 最大着地濃度 (ppm)
- ⑤ He : 補正された排出口の高さ (有効煙突高、m)

$$He = H_0 + 0.65(H_m + H_t)$$

$$H_m = \frac{0.795\sqrt{Q \cdot V}}{1 + \frac{2.58}{V}}$$

$$H_t = 2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (T - 288) \cdot \left(2.30 \log J + \frac{1}{J} - 1\right)$$

$$J = \frac{1}{\sqrt{Q \cdot V}} \left(1460 - 296 \times \frac{V}{T - 288}\right) + 1$$

H₀ : 排出口の実高さ (m)

Q : 温度 15°C における排出ガスの流量 (m³/sec)

V : 排出ガスの排出速度 (m/sec)

T : 排出ガスの温度 (絶対温度)

(参 考)

気体排出施設と最大着地濃度地点間の距離 (D メートル) は、一般的には次式により算出し得るので参考として下さい。

$$D = 7.36 \times He^{1.1}$$

(3) 排出水中における特定悪臭物質の濃度に係る規制基準

特定悪臭物質 (アンモニア、トリメチルアミン、アセトアルデヒド、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレリルアルデヒド、イソバレリルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、スチレン、キシレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。) の種類ごとに次の式により排出水中の濃度を算出する方法とする。

$$C L m = K \times C m$$

※ この式において、C L m、k 及び C m は、それぞれ次の値を表すものとする。

C L m 排出水中の濃度 (単位 一リットルにつきミリグラム)

K 下記別表に掲げる特定悪臭物質の種類及び同表の第三欄に掲げる当該事業場から敷地外に排出される排出水の量ごとに同表の第四欄に掲げる値 (単位 一リットルにつきミリグラム)

C m (1)の敷地境界の規制基準として定められた値 (単位 百万分率)

※メチルメルカプタンについては、上記により算出した排出水中の濃度の値が1リットルにつき0.002mg未満の場合は、当分の間1リットルにつき0.002mgを排出水中の許容濃度とする（H6.4 総令 23 より）

別表

特定悪臭物質	排出水の量	K
メチルメルカプタン	0.001立方メートル毎秒以下の場合	16
	0.001立方メートル毎秒を超え、0.1立方メートル毎秒以下の場合	3.4
	0.1立方メートル毎秒を超える場合	0.71
硫化水素	0.001立方メートル毎秒以下の場合	5.6
	0.001立方メートル毎秒を超え、0.1立方メートル毎秒以下の場合	1.2
	0.1立方メートル毎秒を超える場合	0.26
硫化メチル	0.001立方メートル毎秒以下の場合	32
	0.001立方メートル毎秒を超え、0.1立方メートル毎秒以下の場合	6.9
	0.1立方メートル毎秒を超える場合	1.4
二硫化メチル	0.001立方メートル毎秒以下の場合	63
	0.001立方メートル毎秒を超え、0.1立方メートル毎秒以下の場合	14
	0.1立方メートル毎秒を超える場合	2.9

IV 規制地域

住民の生活環境を保全するため、悪臭を防止する必要があると認める地域を、工場、事業場からの悪臭原因物の排出を規制する地域として指定しています。熊本県では平成22年5月1日より県内全域を規制地域としています。（平成22年4月9日 熊本県告示第421号）

市町村	A地域	B地域
熊本市	全域（B地域の区域を除く）	農用地区域（熊本市城南町の区域を除く）
山都町	全域（B地域の区域を除く）	農用地区域（山都町伊勢、今、大野、大見口、柏、上差尾、神ノ前、塩出迫、塩原、下山、白石、菅尾、高辻、高畑、滝上、橘、玉目、長崎、長谷、二瀬本、八木、花上、東竹原、二津留、方ヶ野、馬見原、柳井原、柳及び米迫の区域（旧蘇陽町）を除く）
玉名市、菊池市、合志市、人吉市、大津町、菊陽町、小国町、あさぎり町、苓北町及び球磨村	全域（B地域の区域を除く）	農用地区域
熊本市、山都町、玉名市、菊池市、合志市、人吉市、大津町、菊陽町、小国町、あさぎり町、苓北町及び球磨村以外の市町村	全域	該当地域無し

備考

- (1) 「農用地区域」とは、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号の区域をいう
- (2) 気体排出口における規制基準は次の通り：法第4条第1項第2号に定める事業場の煙突その他の気体排出施設から排出されるものの当該施設の排出口における規制基準は、悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令第39号。以下「省令」という。）第3条に定める方法により算出して得た流量とする。
- (3) 排出水についての規制基準は次の通り：第4条第1項第3号に定める事業場から排出される排出水に含まれるものの当該事業場の敷地外における規制基準は、省令第4条に定める方法により算出して得た濃度とする。

第7 土壤汚染關係

I 土壌の汚染に係る環境基準

(平成3年環境庁告示第46号)

改正 平成5環告19・平成6環告5・平成6環告25・平成7環告19・平成10環告21・平成13環告16
平成20環告46・平成22環告37・平成26環告44・平成28環告30

平成3年8月に土壌環境の保全を図ることを目的として、土壌の汚染に係る環境基準(以下、土壌環境基準)が設定されました。現在、「地下水の水質汚濁に係る環境基準」の28項目のうち「1,2-ジクロロエチレン」及び「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」を除く26項目に「有機燐」、「銅」及び「シス-1,2-ジクロロエチレン」を加えた29項目が設定されています。

なお、この環境基準に適合しない土壌については、汚染の程度や広がり、影響の態様等に応じて可及的速やかにその達成維持に努めなければならないようになっていきます。

ただし、汚染がもたらす自然的要因によることが明らかであると認められる場所及び原材料の堆積場、廃棄物の埋立地その他の土壌環境基準項目に係る物質の利用又は処分を目的として現にこれらを集積している施設に係る土壌については適用しないこととなっています。

項 目	環 境 上 の 条 件	測 定 方 法
カドミウム	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下であること。	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあつては、日本工業規格K0102(以下「規格」という。)55に定める方法、農用地に係るものにあつては、昭和46年6月農林省令第47号に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格38に定める方法(規格38.1.1に定める方法を除く。)
有機燐	検液中に検出されないこと。	昭和49年9月環境庁告示第64号付表1に掲げる方法又は規格31.1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの(メチルジメトンにあつては、昭和49年9月環境庁告示第64号付表2に掲げる方法)
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること。	規格54に定める方法
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること。	規格65.2に定める方法(ただし、規格65.2.6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあつては、日本工業規格K0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行うものとする。)
砒素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあつては、規格61に定める方法、農用地に係るものにあつては、昭和50年4月総理府令第31号に定める方法
総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表2及び昭和49年9月環境庁告示第64号付表3に掲げる方法
P C B	検液中に検出されないこと。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表3に掲げる方法
銅	農用地(田に限る。)において、土壌1kgにつき125mg未満であること。	昭和47年10月総理府令第66号に定める方法
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法

項 目	環 境 上 の 条 件	測 定 方 法
シス-1, 2-ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0.04 mg 以下であること。	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液 1 L につき 1 mg 以下であること。	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液 1 L につき 0.006 mg 以下であること。	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	検液 1 L につき 0.03 mg 以下であること。	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
テトラクロロエチレン	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であること。	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1, 3-ジクロロプロペン	検液 1 L につき 0.002 mg 以下であること。	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
チウラム	検液 1 L につき 0.006 mg 以下であること。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 4 に掲げる方法
シマジン	検液 1 L につき 0.003 mg 以下であること。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チオベンカルブ	検液 1 L につき 0.02 mg 以下であること。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベンゼン	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であること。	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
セレン	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であること。	規格 67.2、67.3 又は 67.4 に定める方法
ふっ素	検液 1 L につき 0.8 mg 以下であること。	規格 34.1 若しくは 34.4 に定める方法又は規格 34.1c)(注⑥)第 3 文を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあつては、これを省略することができる。)及び昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 6 に掲げる方法
ほう素	検液 1 L につき 1 mg 以下であること。	規格 47.1、47.3 又は 47.4 に定める方法
クロロエチレン(塩化ビニルモノマー)	検液 1 L につき 0.002 mg 以下であること。	平成 9 年環境省告示第 10 号付表に掲げる方法
1, 4-ジオキサン	検液 1 L につき 0.05mg 以下であること。	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 7 に掲げる方法
<p>備 考</p> <p>1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。</p> <p>2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水表面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1 L につき 0.01 mg、0.01 mg、0.05 mg、0.01 mg、0.0005 mg、0.01 mg、0.8 mg 及び 1 mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1 L につき 0.03 mg、0.03 mg、0.15 mg、0.03 mg、0.0015 mg、0.03 mg、2.4 mg 及び 3 mg とする。</p> <p>3 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>4 有機リンとは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。</p>		

II 土壤汚染対策法

(平成 14 年 5 月 29 日法律第 53 号)

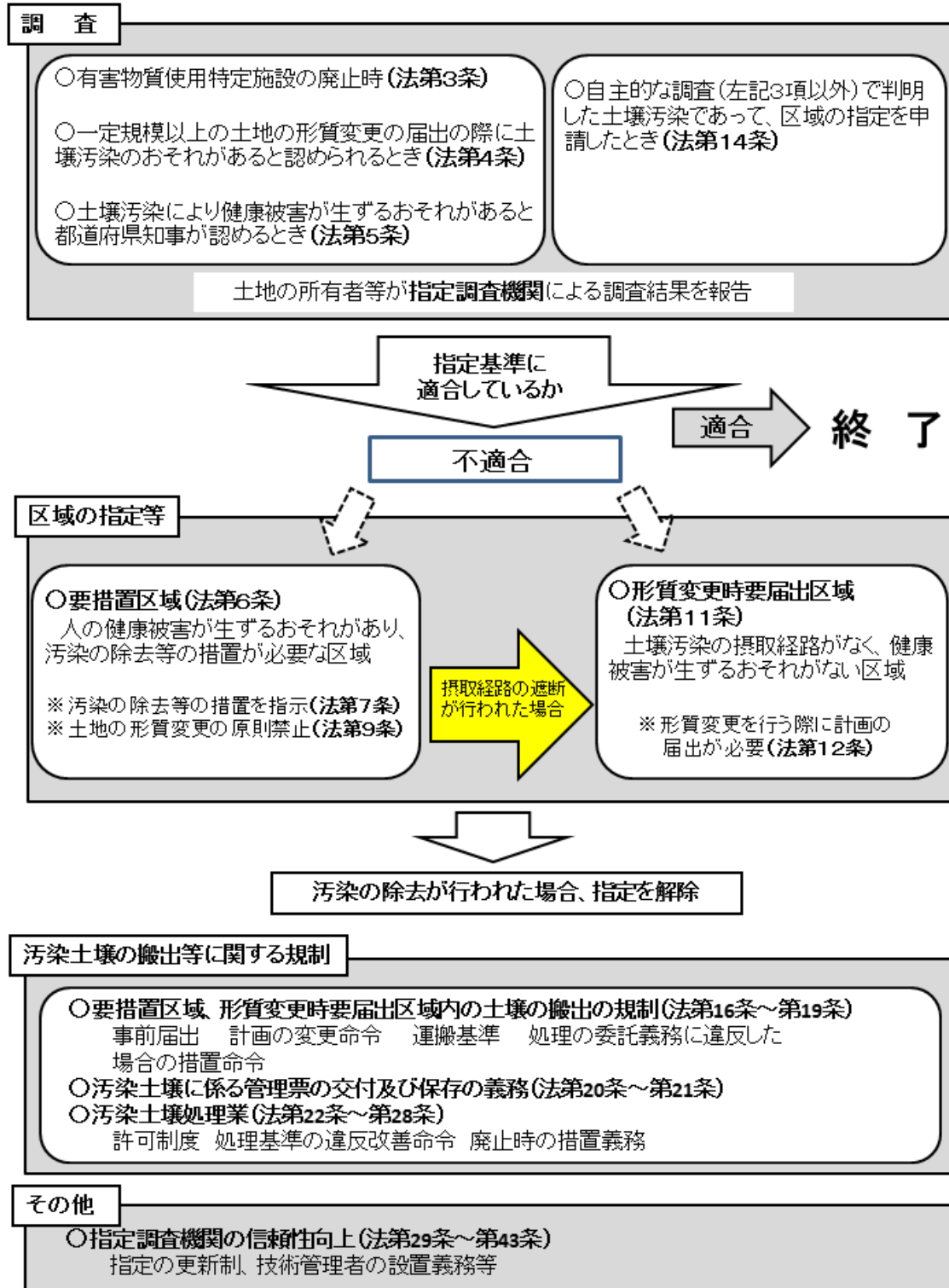
平成 15 年 2 月 15 日施行、平成 22 年 4 月 1 日改正

1 土壤汚染対策法の概要

(1) 法の目的 (法第 1 条)

土壤の特定有害物質による汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康に係る被害の防止に関する措置を定めること等により、土壤汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護する。

(2) 法の仕組み



2 対象物質と基準

法の対象となる特定有害物質は、「それが土壤に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるもの」として

- ① 特定有害物質が含まれる汚染土壤からの特定有害物質の溶出に起因する汚染地下水等の摂取によるリスク(地下水等の摂取によるリスク)
 - ② 特定有害物質が含まれる汚染土壤を直接摂取することによるリスク(直接摂取によるリスク)
- の二種類のリスクから選定されており、「土壤溶出量基準」と「土壤含有量基準」が次のとおり定められている。

特定有害物質 (法第2条)	指定基準		第二溶出量基準	土壤環境基準	
	土壤溶出量基準	土壤含有量基準			
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	/	0.02 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下		0.04 mg/L 以下	0.004 mg/L 以下	
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下		1 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下	
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下		0.4 mg/L 以下	0.04 mg/L 以下	
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下		0.02 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下		0.2 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下		0.1 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下	
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下		3 mg/L 以下	1 mg/L 以下	
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下		0.06 mg/L 以下	0.006 mg/L 以下	
トリクロロエチレン	0.03 mg/L 以下		0.3 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下	
ベンゼン	0.01 mg/L 以下		0.1 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下	
クロロエチレン (塩化ビニルモノマー)	0.002 mg/L 以下		0.02 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	
カドミウム及びその化合物	カドミウム 0.01 mg/L 以下		カドミウム 150 mg/kg 以下	カドミウム 0.3 mg/L 以下	カドミウム 0.01 mg/L 以下
六価クロム化合物	六価クロム 0.05 mg/L 以下		六価クロム 250 mg/kg 以下	六価クロム 1.5 mg/L 以下	六価クロム 0.05 mg/L 以下
シアン化合物	シアンが検出されないこと	遊離シアン 50 mg/kg 以下	シアン 1 mg/L 以下	全シアン 検出されないこと	
水銀及びその化合物	水銀 0.0005 mg/L 以下かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと	水銀 15 mg/kg 以下	水銀 0.005 mg/L 以下かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと	総水銀 0.0005 mg/L 以下 アルキル水銀 検出されないこと	
セレン及びその化合物	セレン 0.01 mg/L 以下	セレン 150 mg/kg 以下	セレン 0.3 mg/L 以下	セレン 0.01 mg/L 以下	
鉛及びその化合物	鉛 0.01 mg/L 以下	鉛 150 mg/kg 以下	鉛 0.3 mg/L 以下	鉛 0.01 mg/L 以下	
砒素 ^ひ 及びその化合物	砒素 ^ひ 0.01 mg/L 以下	砒素 ^ひ 150 mg/kg 以下	砒素 ^ひ 0.3 mg/L 以下	砒素 ^ひ 0.01 mg/L 以下	
ふっ素及びその化合物	ふっ素 0.8 mg/L 以下	ふっ素 4,000 mg/kg 以下	ふっ素 24 mg/L 以下	ふっ素 0.8 mg/L 以下	
ほう素及びその化合物	ほう素 1 mg/L 以下	ほう素 4,000 mg/kg 以下	ほう素 30 mg/L 以下	ほう素 1 mg/L 以下	
シマジン	0.003 mg/L 以下	/	0.03 mg/L 以下	0.003 mg/L 以下	
チウラム	0.006 mg/L 以下		0.06 mg/L 以下	0.006 mg/L 以下	
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下		0.2 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと		0.003 mg/L 以下	検出されないこと	
有機燐 ^{りん} 化合物	検出されないこと		1 mg/L 以下	検出されないこと	

3 土壤汚染状況調査

土壤汚染状況調査は指定調査機関が実施し、土地の所有者等が都道府県知事に報告する必要がある。

(1) 調査の対象となる土地

土壤汚染の状況を把握するための調査の対象となる土地は、次に示すとおり。

- ① 「有害物質使用特定施設」の使用を廃止した工場又は事業場の敷地であった土地（法第3条）
 - ※ 「有害物質使用特定施設」とは、水質汚濁防止法第2条第2項に定める特定施設であって、同条第2項第1号に規定する物質（特定有害物質であるものに限る。）をその施設において製造し、使用し、又は処理するものをいう。ただし、土壤汚染防止対策法第3条の規定は、この法律の施行前に使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地については適用しない。
- ② 3,000 m²以上の土地の形質変更の届出のあった土地であって、土壤汚染のおそれがあると都道府県知事が認める土地（法第4条）
- ③ 土壤汚染による健康被害が生ずるおそれがあると都道府県知事が認める土地（法第5条）

(2) 調査の対象となる物質

- ① (1)①の土地の調査
 - その有害物質使用特定施設において使用等していた物質
- ② (1)②の土地の調査
 - その土地において使用等又は埋設等されていた等、土壤汚染のおそれがあると考えられる物質
- ③ (1)③の土地の調査
 - 土壤汚染が判明している又はその蓋然性が高い物質

物質ごとに行うべき調査には、「土壤溶出量調査」、「土壤含有量調査」及び「土壤ガス調査」があり、物質の分類によって必要な調査が定められている。

物質ごとに行うべき調査（法施行規則第6条第8条）

特定有害物質 (法第2条)	土壤溶出量調査	土壤含有量調査	土壤ガス調査
揮発性有機化合物 (第一種特定有害物質)	○ (土壤ガス調査で特定有害物質が検出された場合又は、地下水調査において地下水基準に適合しなかった場合。)	—	○
重 金 属 等 (第二種特定有害物質)	○	○	—
農 薬 等 (第三種特定有害物質)	○	—	—

(3) 調査の方法及び試料採取等（法施行規則第3条第6項）

調査に伴う試料採取区画を選定するために、調査対象地を①汚染のおそれがない、②汚染のおそれが少ない又は③汚染のおそれが比較的多いの3つに区分する。

- ① 汚染のおそれがない
 - 対象地内に設置されていたグラウンド、緩衝緑地、従業員用居住施設等の特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の埋設等を行っていた土地や、使用等又は貯蔵等を行っていた施設（以下「特定有害物質を使用等していた施設」という。）の敷地からその用途が全く独立している状態が継続している土地。
- ② 汚染のおそれが少ない
 - 事務所、倉庫、事業用駐車場等の特定有害物質を使用等していた施設の敷地ではないが、その用途が全く独立しているとは言えない土地。
- ③ 汚染のおそれが比較的多い
 - 特定有害物質を使用等していた施設の敷地、その施設と繋がっている配管等、上記①又は②以外の土地。

上記区分は過去の土地の利用状況についても同様に確認する必要がある。

また、区分及び特定有害物質の種類により以下の表のとおり試料採取区画を選定する。

試料採取区画（法施行規則第4条）

	汚染のおそれがない	汚染のおそれが少ない	汚染のおそれが比較的多い
第一種特定 有害物質	不要	900 m ² ごとに1地点 土壌ガス調査	100 m ² ごとに1地点 土壌ガス調査
第二種特定 有害物質	不要	900 m ² ごとに5単位区画 土壌採取（均等混合）	100 m ² ごとに1地点 土壌採取
第三種特定 有害物質	不要	900 m ² ごとに5単位区画 土壌採取（均等混合）	100 m ² ごとに1地点 土壌採取

※ 第一種特定有害物質は土壌ガス調査で検出された場合、土壌溶出量試験を実施。

4 要措置区域又は形質変更時要届出区域の指定等及び台帳

(1) 要措置区域又は形質変更時要届出区域の指定等（法第6条、法第11条）

都道府県知事は、土壌汚染状況調査の結果、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が環境省令で定める基準に適合しないと認める場合には、当該土地の区域を要措置区域又は形質変更時要届出区域として指定し、台帳に記載する。

なお、要措置区域には土壌汚染による人の健康被害が生ずるおそれがあると認められる場合に、形質変更時要届出区域とはそれ以外の場合に指定される。

(2) 台帳の調製（法施行規則第58条）

台帳に記載される具体的な事項は次のとおり。

① 台帳に記載されるもの

- ・要措置区域等に指定された年月日
- ・要措置区域等の所在地
- ・要措置区域等の概況
- ・要措置区域等の土壌の汚染状態
- ・調査を行った指定調査機関の氏名又は名称
- ・地下水汚染の有無（要措置区域のみ）
- ・汚染の除去等の措置及び土地の形質の変更の実施状況（形質変更時要届出区域）
- ・公有水面埋立地、工業専用地域や自然由来等である場合は、その旨（形質変更時要届出区域のみ）

② 台帳に添付される図面等

- ・土壌汚染状況調査において土壌、その他の試料の採取を行った地点を明示した図面
- ・汚染の除去等の措置行為の実施場所及び施行方法を明示した図面等
- ・要措置区域等の周辺の地図

(3) 指定区域台帳の閲覧

都道府県知事は、指定区域台帳を作成・保管しており、地域住民等はこれを閲覧することができる。

5 土壌汚染による健康被害の防止措置（法施行規則第36条、第39条）

土壌汚染が確認された土地を要措置区域に指定した場合は、汚染原因者や土地所有者等に対して汚染の除去等の措置を指示する。指示の内容は、汚染の状況や措置技術の適用可能性などを踏まえて決定する。

指示される措置の内容及びそれと同等以上の措置は以下のとおり。

① 土壌溶出量基準不適合の場合

- 地下水の水質の測定 原位置封じ込め
- 遮水工封じ込め 地下水汚染の拡大の防止
- 土壌汚染の除去 遮断工封じ込め
- 不溶化

② 土壌含有量基準不適合の場合

- 土壌汚染の除去 舗装
- 立入禁止 土壌入れ換え
- 盛土

第 8 公害防止管理者関係

1 法の目的

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律は、公害防止統括者等の制度を設けることにより、特定工場の公害防止組織の整備を図り、もって公害の防止に資することを目的としています。

2 制度の概要

この法律では、次のように公害防止統括者、公害防止主任管理者及び公害防止管理者（「公害防止統括者等」といいます。）を設置し、工場内に公害防止に関する専門的知識を有する人的組織の整備を義務付けています。

3 特定工場

特定工場とは、次の(1)及び(2)のいずれにも該当するものをいいます。

(1) 次に掲げる①～④のいずれかの業種に属する工場であること

① 製造業（物品の加工業を含む。） ② 電気供給業 ③ ガス供給業 ④ 熱供給業

(2) 次に掲げる①～⑦のいずれかに該当する工場であること

① ばい煙発生施設を設置する工場のうち、次に掲げる ①-1又は①-2のいずれかに該当する工場であること

区分	工場の種類	工場の概要
①-1	ばい煙発生施設（有害物質を使用するもの）を設置する工場	大気汚染防止法施行令別表第1の9の項に掲げるばい煙発生施設（硫化カドミウム、炭酸カドミウム、ほたる石、珪弗化ナトリウム又は酸化鉛を原料として使用するガラス又はガラス製品の製造の用に供するものに限る。）又は同表の14の項から26の項までに掲げるばい煙発生施設のいずれかが設置されている工場
①-2	ばい煙発生施設（有害物質を使用しないもの）を設置する工場	①-1に掲げる工場以外の工場で、工場の排出ガス量（設置されているばい煙発生施設において発生。）が10,000Nm ³ /時以上の工場

ばい煙発生施設：大気汚染防止法施行令別表第1に掲げる施設（同表の13の項に掲げる廃棄物焼却炉を除き、これらに相当する施設で鉱山保安法第2条第2項ただし書の附属施設に設置されるものを含む。）

② 汚水等排出施設を設置する工場のうち、次に掲げる ②-1又は②-2のいずれかに該当する工場であること

区分	工場の種類	工場の概要
②-1	汚水等排出施設（有害物質を使用するもの）を設置する工場	水質汚濁防止法施行令別表第1に掲げる汚水等排出施設のいずれかが設置されている工場で、排水水を排出しているもの又は特定地下浸透水を浸透させているもの工場
②-2	汚水等排出施設（有害物質を使用しないもの）を設置する工場	②-1に掲げる工場以外の工場で、排水水量（1日当たりの平均的な排水の量をいう。）が1,000m ³ 以上の工場

汚水等排出施設：水質汚濁防止法施行令別表第1第2号から第59号まで、第61号から第63号まで、第63号の3、第64号、第65号、第66号、第71号の5及び第71号の6に掲げる施設（同表62号に掲げる施設で鉱山保安法第2条第2項の鉱山に設置されるものを除く。）

別表1

No	水質汚濁防止法施行令別表第1	備考
1	(第19号) 紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを使用する染色又は薬液浸透の用に供するものに限る。
2	(第22号) 木材薬品処理業の用に供する施設	六価クロム化合物又は砒素化合物を使用する木材の薬品処理の用に供するものに限る。
3	(第23号の2) 新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを使用する自動式のフィルム現像洗浄又は自動式の感光膜付印刷版の現像洗浄の用に供するものに限る。
4	(第24号) 化学肥料製造業の用に供する施設	ふっ素若しくはその化合物を含有する物質、ほう素若しくはその化合物又はアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物を原料として使用する化学肥料の製造の用に供するものに限る。
5	(第25号) 水銀電解法によるか性ソーダ又はか性カリの製造業の用に供する施設	
6	(第26号) 無機顔料製造業の用に供する施設	カドミウム若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物又は水銀若しくはその化合物を含有する無機顔料の製造の用に供するものに限る。

No	水質汚濁防止法施行令別表第1	備考
7	(第27号) 25、26号の事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	水質汚濁防止法施行令第二条各号に掲げる物質（以下「有害物質」という。）又はこれらを含む物質を原料又は触媒として使用する無機化学工業製品の製造の用に供するもの及び黄燐の製造の用に供するものに限る。
8	(第28号) カーバイト法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設	塩化ビニルモノマーの製造の用に供するものに限る。
9	(第29号) コールタール製品製造業の用に供する施設	
10	(第31号) メタン誘導品製造業の用に供する施設	トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを原料として使用するフロンガスの製造の用に供するものに限る。
11	(第32号) 有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	トリクロロエチレン若しくはテトラクロロエチレンを原料として使用する有機顔料若しくは合成染料の製造の用に供するもの又は銅フタロシアニン系顔料の製造の用に供するものに限る。
12	(第33号) 合成樹脂製造業の用に供する施設	塩化ビニルモノマーを原料として使用する合成樹脂の製造の用に供するもの、トリクロロエチレン若しくはテトラクロロエチレンを溶剤として使用するふっ素樹脂の製造の用に供するもの、1,4-ジオキサンを溶剤として使用する合成樹脂の製造の用に供するもの又はポリエチレンテレフタレート製造の用に供するものに限る。
13	(第34号) 合成ゴム製造業の用に供する施設	テトラクロロエチレンを含む物質若しくは2-クロロエチルビニルエーテルを原料として使用する合成ゴムの製造の用に供するもの又はニトリル・ブタジエンゴムの製造の用に供するものに限る。
14	(第35号) 有機ゴム薬品製造業の用に供する施設	2-クロロエチルビニルエーテルの製造の用に供するものに限る。
15	(第37号) 第31、32、33、34、35、36号の事業以外の石油化学工業（石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第51号の石油精製業を除く。）の用に供する施設	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、アクリロニトリル、テレフタル酸（カドミウム化合物を触媒として使用して製造するものに限る。）、メチルメタアクリレートモノマー、ウレタン原料（硝酸化合物を原料として使用して製造するものに限る。）、高級アルコール（1分子を構成する炭素の原子の数が6個以上のアルコールをいい、ほう素化合物を触媒として使用して製造するものに限る。）、キシレン（ほう素化合物を触媒として使用し、又はふっ素化合物を溶剤として使用して製造するものに限る。）、アルキルベンゼン（ふっ素化合物を触媒として使用して製造するものに限る。）若しくはエチレンオキサイドの製造の用に供するもの又はエチレンオキサイドを原料として使用する石油化学製品の製造の用に供するものに限る。
16	(第38号の2) 界面活性剤製造業の用に供する反応施設（1,4-ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く。）	
17	(第41号) 香料製造業の用に供する施設	トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを使用する抽出の用に供するものに限る。
18	(第43号) 写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	
19	(第46号) 第28～45号の事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設	有害物質若しくはこれらを含む物質を原料若しくは触媒として使用し、又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくは1,4-ジオキサンを溶剤として使用する有機化学工業製品の製造の用に供するものに限る。

No	水質汚濁防止法施行令別表第1	備考
20	(第47号) 医薬品製造業の用に供する施設	水銀若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物若しくは砒素若しくはその化合物若しくはこれらを含む物質を原料若しくは触媒として使用し、又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくは1,4-ジオキサンを溶剤として使用する医薬品の製造の用に供するものに限る。
21	(第48号) 火薬製造業の用に供する洗浄施設	ほう素若しくはその化合物、ふっ素若しくはその化合物又はアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物を原料として使用する火薬の製造の用に供するものに限る。
22	(第50号) 水質汚濁防止法施行令第2条各号に掲げる物質を含む試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又は1,4-ジオキサンの試薬の製造の用に供するものに限る。
23	(第51号) 石油精製業(潤滑油再生業を含む。)の用に供する施設	トリクロロエチレンを使用する潤滑油の洗浄の用に供するものに限る。
24	(第53号) ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	硫化カドミウム、炭酸カドミウム、酸化鉛、ほう素若しくはその化合物若しくはふっ素化合物を原料として使用するガラス若しくはガラス製品の製造の用に供するもの又はトリクロロエチレン若しくはふっ素若しくはその化合物を使用する研磨洗浄の用に供するものに限る。
25	(第58号) 窯業原料(うわ薬原料を含む。)の精製業の用に供する施設	ほう素化合物を原料として使用するうわ薬原料の精製の用に供するものに限る。
26	(第61号) 鉄鋼業の用に供する施設	コークスの製造又は転炉ガスの冷却洗浄の用に供するものに限る。
27	(第62号) 非鉄金属製造業の用に供する施設	銅、鉛若しくは亜鉛の第一次製錬若しくは鉛若しくは亜鉛の第二次製錬、水銀の精製又はふっ素化合物を原料として使用するウランの酸化物の製造の用に供するものに限る。
28	(第63号) 金属製品製造業又は機械器具製造業(武器製造業を含む。)の用に供する施設	液体浸炭による焼入れ、シアン化合物若しくは六価クロム化合物を使用する電解式洗浄、カドミウム電極若しくは鉛電極の化成又は水銀の精製の用に供するものに限る。
29	(第63号の3) 石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設	
30	(第64号) ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設	コークス炉ガス又はコークスの製造の用に供するものに限る。
31	(第65号) 酸又はアルカリによる表面処理施設	クロム酸、ほう素若しくはその化合物、ふっ素若しくはその化合物又はアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物による表面処理の用に供するものに限る。
32	(第66号) 電気めっき施設	カドミウム化合物、シアン化合物、六価クロム化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ほう素化合物、ふっ素化合物又はアンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物を使用する電気めっきの用に供するものに限る。
33	(第66号の2) エチレンオキシド又は1,4-ジオキサンの混合施設(前各号に該当するものを除く。)	
34	(第71号の5) トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設(前各号に該当するものを除く。)	
35	(第71号の6) トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設(前各号に該当するものを除く。)	

③ 騒音発生施設を設置する工場

騒音規制法第3条第1項の規定により指定された地域内にある工場のうち、次の施設を設置する工場であること

No	施設の種類	備考
1	機械プレス	呼び加圧能力が980 キロニュートン以上のものに限る。
2	鍛造機	落下部分の重量が1 トン以上のハンマーに限る。

④ 特定粉じん発生施設を設置する工場

大気汚染防止法施行令別表第2の2に掲げる施設（これらに相当する施設で鉱山保安法第2条第2項ただし書の附属施設に設置されるものを含む。）を設置する工場であること

※ 特定粉じんとは、石綿のことです。

⑤ 一般粉じん発生施設を設置する工場

大気汚染防止法施行令別表第2に掲げる施設を設置する工場であること

No	施設の種類	備考
1	コークス炉	原料処理能力50t/日以上
2	鉱物（※1）又は土石の堆積場	面積が1,000m ² 以上 （※1 コークスを含み、石綿を除く。以下同じ。）
3	ベルトコンベア及びバケットコンベア（※2）	ベルトの幅が75cm 以上であるか、又はバケットの内容積が0.03m ³ 以上 （※2 鉱物、土石又はセメントの用に供するものに限り、密閉式のものを除く。）
4	破碎機及び摩砕機（※3）	原動機の定格出力が75kW 以上 （※3 鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。）
5	ふるい（※3）	原動機の定格出力が15kW 以上

⑥ 振動発生施設を設置する工場

振動規制法第3条第1項の規定により指定された地域内にある工場のうち、次の施設を設置する工場であること

No	施設の種類	備考
1	液圧プレス	矯正プレスを除くものとし、呼び加圧能力が2,941 キロニュートン以上のものに限る。
2	機械プレス	呼び加圧能力が980 キロニュートン以上のものに限る。
3	鍛造機	落下部分の重量が1 トン以上のハンマーに限る。

⑦ ダイオキシン類発生施設を設置する工場

ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第1第1号から第4号まで及び別表第2第1号から第14号までに掲げる施設を設置する工場であること

4 公害防止統括者等の選任について

(1) 公害防止統括者等の選任要件及び役割

① 公害防止統括者

- ・ 常時使用する従業員の数が21人以上の特定工場において、選任が必要です。
- ・ 工場の公害防止に関する業務を統括・管理する役割を担います。資格が不要です。

② 公害防止主任管理者

- ・ ばい煙発生施設及び汚水等排出施設が設置されている特定工場で、ばい煙の排出ガス量が4万Nm³/時以上であり、かつ、汚水等の排出水量が1万m³/日以上である場合、選任が必要です。
- ・ 公害防止統括者を補佐し、公害防止管理者を指揮する役割を担います。資格が必要です。
- ・ 公害防止管理者有資格者又は大気関係第1種若しくは第3種有資格者であって、かつ水質関係第1種若しくは第3種有資格者から選任することができます。

③ 公害防止管理者

- ・ すべての特定工場において、選任が必要です。
- ・ 公害発生施設又は公害防止施設の運転、維持、管理、燃料、原材料の検査等を行う役割を担います。施設の規模・種類に応じた資格を必要とします。

原則、二以上の工場について同一の公害防止主任管理者、公害防止管理者を選任することはできませんが、公害防止管理者については兼務可能な要件を満たせば、複数の特定工場において兼任することができます。

(特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則第5条第2号ただし書に基づく基準(H17.4.1施行)参照)

なお、公害発生施設の区分と、その施設を設置する特定工場において必要とされる公害防止管理者の資格の種類は次のとおりです。

公害発生施設の区分		公害防止管理者の種類	資格者の種類(注)
①-1 ばい煙発生施設	排出ガス量40,000Nm ³ /時以上	大気関係第1種公害防止管理者	大気1種
	排出ガス量40,000Nm ³ /時未満	大気関係第2種公害防止管理者	大気1種又は大気2種
①-2 ばい煙発生施設	排出ガス量40,000Nm ³ /時以上	大気関係第3種公害防止管理者	大気1種又は大気3種
	排出ガス量10,000Nm ³ /時以上 40,000Nm ³ /時未満	大気関係第4種公害防止管理者	大気1種、大気2種、 大気3種又は大気4種
②-1 汚水等排出施設	排出水量10,000m ³ /日以上	水質関係第1種公害防止管理者	水質1種
	排出水量10,000m ³ /日未満	水質関係第2種公害防止管理者	水質1種又は水質2種
②-2 汚水等排出施設	排出水量10,000m ³ /日以上	水質関係第3種公害防止管理者	水質1種又は水質3種
	排出水量1,000m ³ /日以上 10,000m ³ /日未満	水質関係第4種公害防止管理者	水質1種、水質2種、 水質3種又は水質4種
③騒音発生施設		騒音関係公害防止管理者	騒音
④特定粉じん発生施設		特定粉じん関係公害防止管理者 (大気関係第1～第4種の資格 で代替可)	大気1種、大気2種、 大気3種、大気4種 又は特定粉じん
⑤一般粉じん発生施設		一般粉じん関係公害防止管理者 (大気関係第1～第4種の資格 で代替可)	大気1種、大気2種、 大気3種、大気4種、 特定粉じん又は一般粉じん
⑥振動発生施設		振動関係公害防止管理者	振動
⑦ダイオキシン類発生施設		ダイオキシン類関係公害防止 管理者	ダイオキシン類

(注)「資格者の種類」欄の「大気1種」は「大気関係第1種有資格者」、「水質1種」は「水質関係第1種有資格者」、「特定(一般)粉じん」は「特定(一般)粉じん関係有資格者」、「騒音」は「騒音関係有資格者」、「振動」は「振動関係有資格者」の略。

参 考 资 料

1 水銀を含む底質の暫定除去基準

(昭和 50 年 10 月 28 日付け環境庁水質保全局長通達、昭和 63 年 9 月 8 日付けで改訂)

1 海域の底質については次によるものとする。

(1) 底質を除去すべき区域は、別冊「底質調査方法（平成 24 年 8 月改訂）」I-2-2.2 精密調査（200～300 m メッシュ）の結果に基づき、それぞれのメッシュの 4 つの交点の測定値の平均値をもって当該メッシュ内の平均濃度とし、この平均濃度が次の(2)によって算定された暫定除去基準 C を越える区域とする。なお、河口部等の堆積汚泥の分布状況が変化しやすい場所等においては、必要に応じて地点を増加するものとする。

(2) 暫定除去基準値（底質の乾燥重量あたり）は、次式において、当該水域の平均潮差 ΔH (m)、同水域の底質について別冊「底質調査方法」のⅢ.溶出試験によって求めた溶出率 J、および次の(3)に述べる安全率 S により、算定したものとする。

$$C = 0.18 \cdot \frac{\Delta H}{J} \cdot \frac{1}{S} \text{ (ppm)}$$

ただし、日本海側の港湾のように、潮汐の影響に比して副振動の影響を強く受ける海域では潮差 ΔH の代わりに次式による $\Delta H'$ (m) を用いる。

$$\Delta H' = \text{副振動の平均振幅 (m)} \times \frac{12 \times 60 \text{ (分)}}{\text{平均周期 (分)}}$$

(3) 安全率 S については次によるものとする。

1) 漁業が行われていない水域については、10 とする。

2) 漁業が行われている水域で、底質及び底質に付着している生物を摂取する魚介類*の漁獲量の総漁獲量に対する割合が、おおむね 1/2 以下である水域においては、50 とする。

3) 2) の割合がおおむね 1/2 を越える水域においては、100 とする。

なお、地域の食習慣等の特殊事情に応じて安全率を更に見込むことは差し支えない。

*：エビ、カニ、シヤコ、ナマコ、ボラ、巻貝類等

2 河川及び湖沼の場合は、1-(1)に準じた調査に基づいて得られた平均濃度が 25 ppm 以上のものを除去するものとする。ただし、潮汐の影響を強く受ける河口部の場合は海域の場合に準ずるものとし、沿岸流の強い海域については、河川、湖沼の場合に準ずるものとする。

2 PCB を含む底質の暫定除去基準

(昭和 50 年 10 月 28 日付け環境庁水質保全局長通達、昭和 63 年 9 月 8 日付けで改訂)

PCB を含む底質の暫定除去基準値（底質の乾燥重量あたり）は、10 ppm 以上とする。

なお、魚介類の PCB 汚染の推移をみて更に問題があるような水域においては、地域の実情に応じたより厳しい基準値を設定する。

3 魚介類の水銀の暫定的規制値（昭和 48 年 7 月 23 日付け厚生省環境衛生局長通達）

○規制値：総水銀 0.4 ppm（参考としてメチル水銀 0.3 ppm（水銀として））

○規制対象外魚介類：マグロ類（マグロ、カジキ及びカツオ）

内水面水域の河川産の魚介類（湖沼産の魚介類は含まない）

追記

■水銀に係る環境調査の取扱いについて

（昭和 48 年 10 月 3 日付け環境事務次官・農林事務次官・通商産業事務次官通達）

○「暫定的規制値を超える場合」とは、同一魚種について原則として十検体、最低五検体の魚介類の総水銀含有量の平均値が 0.4 ppm を超え、かつ、メチル水銀含有量の平均値が 0.3 ppm を超えるものをいう。

■水俣湾環境対策基本方針（平成 13 年 3 月 14 日策定、平成 23 年 4 月 6 日改訂）

○今後の環境対策

(1)環境調査の実施

(2)埋立地の維持管理と事業実施上の連絡調整

○水俣湾環境対策連絡調整会議の開催

4 地殻における元素の存在度（理科年表 東京天文台編）

原 子 番 号	元 素	重量比 特記するもの 以外は ppm	原 子 番 号	元 素	重量比 特記するもの 以外は ppm	原 子 番 号	元 素	重量比 特記するもの 以外は ppm
1	H	1400	33	As	1.8	65	Tb	0.8
2	He	(存在)	34	Se	0.05	66	Dy	4.8
3	Li	20	35	Br	2.5	67	Ho	1.2
4	Be	2.8	36	Kr	(存在)	68	Er	2.8
5	B	10	37	Rb	90	69	Tm	0.5
6	C	200	38	Sr	375	70	Yb	3.0
7	N	20	39	Y	33	71	Lu	0.5
8	O	46.60 %	40	Zr	165	72	Hf	3
9	F	625	41	Nb	20	73	Ta	2
10	Ne	(存在)	42	Mo	1.5	74	W	1.5
11	Na	2.83 %	43	Tc	(人工的存在)	75	Re	0.001
12	Mg	2.09 %	44	Ru	0.01	76	Os	0.001
13	Al	8.13 %	45	Rh	0.005	77	Ir	0.001
14	Si	27.72 %	46	Pd	0.01	78	Pt	0.01
15	P	1050	47	Ag	0.07	79	Au	0.004
16	S	260	48	Cd	0.2	80	Hg	0.08
17	Cl	130	49	In	0.1	81	Tl	0.5
18	Ar	(存在)	50	Sn	2	82	Pb	13
19	K	2.59 %	51	Sb	0.2	83	Bi	0.2
20	Ca	3.63 %	52	Te	0.01	84	Po	(存在)
21	Sc	22	53	I	0.5	85	At	"
22	Ti	4400	54	Xe	(存在)	86	Rn	"
23	V	135	55	Cs	3	87	Fr	"
24	Cr	100	56	Ba	425	88	Ra	"
25	Mn	950	57	La	30	89	Ac	"
26	Fe	5.00 %	58	Ce	60	90	Th	7.2
27	Co	25	59	Pr	8.2	91	Pa	(存在)
28	Ni	75	60	Nd	28	92	U	1.8
29	Cu	55	61	Pm	(人工的存在)	93	Np	(存在：大部分人工)
30	Zn	70	62	Sm	6.0	94	Pu	"
31	Ga	15	63	Eu	1.2	95	Am	"
32	Ge	1.5	64	Gd	5.4	96	Cm	"

5 農業用水基準（昭和 45 年 5 月農林省公害研究会）

項 目	基 準 値
① pH（水素イオン濃度）	6.0～7.5
② COD（化学的酸素要求量）	6 mg/L 以下
③ SS（浮遊物質）	100 mg/L 以下
④ DO（溶存酸素）	5 mg/L 以上
⑤ T-N（全窒素濃度）	1 mg/L 以下
⑥ 電気伝導度（塩類濃度）	0.3 mS/cm 以下
⑦ 重金属	As（砒素）0.05 mg/L 以下 Zn（亜鉛）0.5 mg/L 以下 Cu（銅）0.02 mg/L 以下

6 水産用水基準

(1) 有機物 (COD、BOD)

1) 淡水域

ア 河川

- ① 自然繁殖の条件として、20℃ 5日間の BOD は 3 mg/L 以下であること。ただし、サケ・マス・アユを対象とする場合は 2 mg/L 以下であること。
- ② 成育の条件としては、20℃ 5日間の BOD は 5 mg/L 以下であること。ただし、サケ・マス・アユを対象とする場合は 3 mg/L 以下であること。

イ 湖沼

- ① 自然繁殖の条件として、COD_{Mn} (酸性法) は 4 mg/L 以下であること。ただし、サケ・マス・アユを対象とする場合は 2 mg/L 以下であること。
- ② 成育の条件として、COD_{Mn} (酸性法) は 5 mg/L 以下であること。ただし、サケ・マス・アユを対象とする場合は 3 mg/L 以下であること。

2) 海域

- ① 一般の海域では、COD_{OH} (アルカリ性法) は 1 mg/L 以下であること。
- ② ノリ養殖場や閉鎖性内湾の沿岸域では COD_{OH} は 2 mg/L 以下であること。

(2) 全窒素、全リン

1) 湖沼

コイ・フナを対象とする場合	全窒素	1.0 mg/L 以下
	全リン	0.1 mg/L 以下
ワカサギを対象とする場合	全窒素	0.6 mg/L 以下
	全リン	0.05 mg/L 以下
サケ科・アユ科を対象とする場合	全窒素	0.2 mg/L 以下
	全リン	0.01 mg/L 以下

2) 海域

環境基準における	水産 1 種 (全窒素 0.3 mg/L 以下、全リン 0.03 mg/L 以下)
	水産 2 種 (全窒素 0.6 mg/L 以下、全リン 0.05 mg/L 以下)
	水産 3 種 (全窒素 1.0 mg/L 以下、全リン 0.09 mg/L 以下)
のり養殖に最低必要な栄養塩濃度	無機態窒素 0.07 ~ 0.1 mg/L
	無機態リン 0.007 ~ 0.014 mg/L

(3) 溶存酸素 (DO)

- 1) 河川および湖沼では 6 mg/L 以上、ただし、サケ・マス・アユを対象とする場合は 7 mg/L 以上であること。
- 2) 海域では 6 mg/L 以上であること。
- 3) 内湾漁場の夏季底層において最低限維持しなくてはならない溶存酸素量は 3 mg/L (4.3 mg/L) であること。

(4) pH

- ① 河川および湖沼では 6.7 ~ 7.5 であること。
- ② 海域では 7.8 ~ 8.4 であること。
- ③ 生息する生物に悪影響を及ぼすほど pH の急激な変化がないこと。

(5) 懸濁物質 (SS)

1) 淡水域

ア 河川

- ① 懸濁物質は 25 mg/L 以下であること。ただし、人為的に加えられる懸濁物質は 5 mg/L 以下であること。
- ② 忌避行為などの反応を起こさせる原因とならないこと。
- ③ 日光の透過を妨げ、水生植物の繁殖、生長に影響を及ぼさないこと。

イ 湖沼

- ① 貧栄養湖で、サケ・マス・アユなどの生産に適する湖沼においては、自然繁殖および生育に支障のない条件として、透明度 4.5 m 以上、懸濁物質 1.4 mg/L 以下であること。
- ② 温水性魚類の生産に適する湖沼においては、自然繁殖および生育に支障のない条件として、透明度 1.0 m 以上、懸濁物質 3.0 mg/L 以下であること。

2) 海域

- ア 人為的に加えられる懸濁物質は 2 mg/L 以下であること。
- イ 海藻類の繁殖適水位において、必要な光度が保持され、その繁殖、生長に影響を及ぼさないこと。

(6) 着 色

- 1) 光合成に必要な光の透過が妨げられないこと。
- 2) 忌避行動の原因とならないこと。

(7) 水 温

水産生物に悪影響を及ぼすほど水温の変化がないこと。

(8) 大腸菌群

大腸菌群数 (MPN) が 100 mL 当たり 1,000 以下であること。ただし、生食用のカキを飼育するためには 100 mL 当たり 70 以下であること。

(9) 油 分

- 1) 水中には油分が検出されないこと。
- 2) 水面には油膜が認められないこと。

(10) 有害物質

水中には農薬、重金属、シアン、化学物質などが、有害な程度に含まれないこと。

(11) 底 質

- 1) 河川および湖沼では、有機物などにより汚泥床、ミズワタなどの発生をおこさないこと。
- 2) 海域では乾泥として COD_{OH} 20 mg/g 以下、硫化物 0.2 mg/g 以下、ノルマルヘキサン抽出物 0.1 %以下であること。
- 3) 微細な懸濁物が岩面、または礫、砂利などに付着し、種苗の着生、発生あるいはその発育を妨げないこと。
- 4) 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律に定められた溶出試験 (昭和 48 年 2 月 17 日環境庁告示第 14 号) により得られた検液中の有害物質のうち水産用水基準で基準値が定められている物質については、水産用水基準の基準値の 10 倍を下回ること。ただしカドミウム、全シアン、アルキル水銀、PCB については溶出試験で得られた検液中の濃度がそれぞれの化合物の定量限界を下回ること。

[備考]

- 1) 蓄積の可能性のある成分については、人体に対する安全性を考慮した水産動植物中の許容含有量の決定をまって、基準値を定める。
- 2) 放射性物質については、関係法規に定められた基準に従う。
- 3) 分析方法：人の健康の保護に関する環境基準、生活環境の保全に関する環境基準及び要監視項目にふくまれる物質は公定法により分析することが望ましい。その他の基準値については公定法または一般的に用いられている方法 (海洋観測指針第 1 部 (1999)、水質汚濁調査指針 (1980)、沿岸環境調査マニュアル (底質・微生物編) (1990)、環境測定分析法注解 (1985)) 等を採用して差し支えない。

7 水道水質基準

(平成 27 年 4 月 1 日現在)

区分	番号	項目名	基準値
健康に関する項目	1	一般細菌	1mL の検水で形成される集落数が 100 以下
	2	大腸菌	検出されないこと
	3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003 mg/L 以下
	4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005 mg/L 以下
	5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01 mg/L 以下
	6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01 mg/L 以下
	7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01 mg/L 以下
	8	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.05 mg/L 以下
	9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L 以下
	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01 mg/L 以下
	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L 以下
	12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8 mg/L 以下
	13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0 mg/L 以下
	14	四塩化炭素	0.002 mg/L 以下
	15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下
	16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
	17	ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下
	18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
	19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
	20	ベンゼン	0.01 mg/L 以下
	21	塩素酸	0.6 mg/L 以下
	22	クロロ酢酸	0.02 mg/L 以下
	23	クロロホルム	0.06 mg/L 以下
	24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/L 以下
	25	ジブromokロロメタン	0.1 mg/L 以下
	26	臭素酸	0.01 mg/L 以下
	27	総トリハロメタン	0.1 mg/L 以下
	28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L 以下
	29	ブromोजクロロメタン	0.03 mg/L 以下
	30	ブromホルム	0.09 mg/L 以下
	31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L 以下
性状に関する項目	32	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0 mg/L 以下
	33	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2 mg/L 以下
	34	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3 mg/L 以下
	35	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0 mg/L 以下
	36	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200 mg/L 以下
	37	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05 mg/L 以下
	38	塩化物イオン	200 mg/L 以下
	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300 mg/L 以下
	40	蒸発残留物	500 mg/L 以下
	41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L 以下
	42	ジェオスミン	0.00001 mg/L 以下
	43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L 以下
	44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L 以下
	45	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005 mg/L 以下
	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3 mg/L 以下
	47	pH 値	5.8～8.6
	48	味	異常でないこと
	49	臭気	異常でないこと
	50	色度	5 度以下
	51	濁度	2 度以下

8 水浴場水質基準

水浴場についての水質基準

1 判定については、下記の表に基づいて以下のとおりとする。

- (1) ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD 又は透明度のいずれかの項目が「不適」であるものを、「不適」な水浴場とする。
- (2) 「不適」でない水浴場について、ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD 及び透明度によって、「水質 AA」、「水質 A」、「水質 B」あるいは「水質 C」を判定し、「水質 AA」及び「水質 A」であるものを「適」、「水質 B」及び「水質 C」であるものを「可」とする。
 - ・各項目の全てが「水質 AA」である水浴場を「水質 AA」（水質が特に良好な水浴場）とする。
 - ・各項目の全てが「水質 A」である水浴場を「水質 A」（水質が良好な水浴場）とする。
 - ・各項目の全てが「水質 B」である水浴場を「水質 B」とする。
 - ・これら以外のものを「水質 C」とする。

区分	ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	COD	透明度
適	水質 AA 不検出 (検出限界 2 個/100 mL)	油膜が認められない	2 mg/L 以下 (湖沼は 3 mg/L 以下)	全透 (1 m 以上)
	水質 A 100 個/100 mL 以下	油膜が認められない	2 mg/L 以下 (湖沼は 3 mg/L 以下)	全透 (1 m 以上)
可	水質 B 400 個/100 mL 以下	常時は油膜が認められない	5 mg/L 以下	1 m 未満～ 50 cm 以上
	水質 C 1,000 個/100 mL 以下	常時は油膜が認められない	8 mg/L 以下	1 m 未満～ 50 cm 以上
不適	1,000 個/100 mL を 超えるもの	常時油膜が認められる	8 mg/L 超	50 cm 未満*

(注) 判定は、同一水浴場に関して得た測定値の平均による。

「不検出」とは、平均値が検出限界未満のことをいう。

透明度 (*の部分) に関しては、砂の巻き上げによる原因は評価の対象外とすることができる。

2 「改善対策を要するもの」については以下のとおりとする。

- (1) 「水質 B」又は「水質 C」と判定されたもののうち、ふん便性大腸菌群数が、400 個/100 mL を超える測定値が 1 以上あるもの。
- (2) 油膜が認められたもの。

9 下水道流入水基準

公共下水道及び流域下水道における現在の下水処理方法は有機物の除去を主体とする生物処理によっているため、カドミウム、シアンなどの物質を含む下水は処理できない。また、有機性の汚濁物質についても、汚濁の著しい場合には処理が困難であり、放流水の水質の基準を満たすためには、工場など個々発生源で事前の処理をすることが必要である。また、下水管を腐食したり、施設を損傷したりするおそれのある下水についても事前の処理が必要である。

下水道法では、特定事業場（注）から下水を排除する者は、終末処理場で処理できない物質については、終末処理場からの放流水の水質基準とほぼ同様の基準に、有機性の汚濁物質については終末処理場の能力に応じて条例で定める基準に適合しない下水を排除してはならないと定めている。この規制を受けない下水であっても、下水道からの放流水の水質を確保し、下水道の施設を保全するため、地方公共団体の条例で除害施設の設置が義務づけられる場合がある。

(注) 特定事業場

特定事業場とは、水質汚濁防止法に基づき定められた特定施設を設置している工場又は事業場をいう。特定施設は、(1)カドミウム、その他、人の健康に係る被害を生ずるおそれのある物質を含む排水又は、(2)水素イオン濃度その他生活環境に係る被害を生ずるおそれのある汚染状態の排出水を排出する施設であり、具体的には個別に特定施設が政令で定められている。

ア 除害施設の設置等に関する条例の基準（昭 34.政令 147 下水道法施行令第 9 条、平 13.政令 213 一部改正）

温度	45 度以上あるもの
水素イオン濃度	水素指数 5 以下又は 9 以上あるもの
ノルマンヘキサン抽出物質含有量 鉛油類含有量 動植物油脂類含有量	1 L につき 5 mg を超えるもの 1 L につき 30 mg を超えるもの
よう 沃素消費量	1 L につき 220 mg 以上であるもの

イ 特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質の基準（同上施行令第 9 条の 4）

水質汚濁防止法特定施設を設置する特定事業場に係るものにあつては第一号から第三十二号までに掲げる物質について、ダイオキシン類対策法特定施設を設置するものにあつては第三十三号に掲げる物質について当該各号に定める数値とする。

物質名	基準値	物質名	基準値
1. カドミウム及びその化合物	Cd 0.03 mg/L 以下	21. 2-クロロ-4,6-ビス(エチルアミノ)-S-トリアジン(別名シマジン)	0.03 mg/L 以下
2. シアン化合物	CN 1 mg/L 以下	22. S-4-クロロインジール=N・N-ジエチルチオカルバマート(別名チオベンカルブ)	0.2 mg/L 以下
3. 有機燐化合物	1 mg/L 以下	23. ベンゼン	0.1 mg/L 以下
4. 鉛及びその化合物	Pb 0.1 mg/L 以下	24. セレン及びその化合物	Se 0.1 mg/L 以下
5. 六価クロム化合物	Cr ⁶⁺ 0.5 mg/L 以下	25. ほう素及びその化合物	B 10 mg/L 以下
6. 砒素及びその化合物	As 0.1 mg/L 以下	26. ふっ素及びその化合物	河川に放流する公共下水道等にあつては B 230 mg/L 以下 F 8 mg/L 以下
7. 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	Hg 0.005 mg/L 以下		
8. アルキル水銀化合物	検出されないこと	27. 1,4-ジオキサン	0.5 mg/L 以下
9. ポリ塩化ビフェニル(別名 PCB)	0.003 mg/L 以下		
10. トリクロロエチレン	0.3 mg/L 以下	28. フェノール類	5 mg/L 以下
11. テトラクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	29. 銅及びその化合物	Cu 3 mg/L 以下
12. ジクロロメタン	0.2 mg/L 以下	30. 亜鉛及びその化合物	Zn 2 mg/L 以下
13. 四塩化炭素	0.02 mg/L 以下	31. 鉄及びその化合物(溶解性)	Fe 10 mg/L 以下
14. 1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L 以下	32. マンガン及びその化合物(溶解性)	Mn 10 mg/L 以下
15. 1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L 以下	33. クロム及びその化合物	Cr 2 mg/L 以下
16. シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L 以下	34. ダイオキシン類	10 pg/L 以下
17. 1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L 以下	(2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ダイオキシンの量に換算)	
18. 1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L 以下		
19. 1,3-ジクロロプロパン	0.02 mg/L 以下		
20. テトラメチルチウラムジスルフィド(別名チウラム)	0.06 mg/L 以下		

ウ 特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質の基準を定める条例の基準（下水道法施行令第9条の5）

項 目	基 準 値
水素イオン濃度	pH 5 を超え 9 未満
生物化学的酸素要求量（5 日間）	600 mg/L 未満
浮遊物質	600 mg/L 未満
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	
イ 鉱油類含有量	5 mg/L 以下
ロ 動植物油脂類含有量	30 mg/L 以下
窒素含有量	240 mg/L 未満（注）
りん 磷含有量	32 mg/L 未満（注）
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	380 mg/L 未満（注）
（注）窒素、りん、アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量について、水質汚濁防止法第3条第3項の規定による条例により、当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水について排水基準が定められている場合にあっては、排水基準に係る数値に窒素及びりんについては2を、アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素については3.8を乗じて得た数値とする。	

（製造業等の特例）

項 目	基 準 値
水素イオン濃度	pH 5.7 を超え 8.7 未満
生物化学的酸素要求量（5 日間）	300 mg/L 未満
浮遊物質	300 mg/L 未満
窒素含有量	150 mg/L 未満（注）
りん 磷含有量	20 mg/L 以下（注）
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	125 mg/L 未満
（注）窒素、りん、アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量について、水質汚濁防止法第3条第3項の規定による条例により、当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水について排水基準が定められている場合にあっては、排水基準に係る数値に1.25を乗じて得た数値とする。	

エ 除害施設の設置等に関する条例の基準（下水道法施行令第9条の9）

項 目	基 準 値
温度	45℃未満
水素イオン濃度	pH 5 を超え 9 未満
生物化学的酸素要求量（5 日間）	600 mg/L 未満
浮遊物質	600 mg/L 未満（注）
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	
イ 鉱油類含有量	5 mg/L 以下
ロ 動植物油脂類含有量	30 mg/L 以下
窒素含有量	240 mg/L 未満（注）
りん 磷含有量	32 mg/L 未満（注）
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	380 mg/L 未満（注）
（注）窒素、りん、アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量について、水質汚濁防止法第3条第3項の規定による条例により、当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水について排水基準が定められている場合にあっては、排水基準に係る数値に窒素及びりんについては2を、アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素については3.8を乗じて得た数値とする。	

(製造業等の特例)

項 目	基 準 値
温度	40℃未満
水素イオン濃度	pH 5.7 を超え 8.7 未満
生物化学的酸素要求量 (5 日間)	300 mg/L 未満
浮遊物質	300 mg/L 未満
窒素含有量	150 mg/L 未満 (注)
りん 燐含有量	20 mg/L 未満 (注)
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	125 mg/L 未満 (注)

(注) 窒素、りん、アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量について、水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定による条例により、当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水について排水基準が定められている場合にあっては、排水基準に係る数値に 1.25 を乗じて得た数値とする。

10 下水道等生活排水処理施設の概要

種別	区 分		発足年度	事業主体	事業対象地域	事業目的	規 模 (計画人口等)
	種 別						
集 合 処 理	流域下水道 (国土交通省)		昭和 40	都道府県	2 以上の市町村に わたる区域	公共用水域の水質 保全	原則 10 万人以上 または 5 万人か つ 3 市町村以上
	公共下水道 (国土交通省)		明治 17	市町村	市町村	居住・都市環境の改 善	制限無し
	特定環境保全公共下水道 (国土交通省)		昭和 50	市町村	農山漁村 自然保護地域	公衆衛生の向上	1,000～ 10,000 人
	簡易な公共下水道 (国土交通省)		昭和 61	市町村	上記のうち水質保 全上緊急に整備の 必要な区域	浸水の防除(雨水対 策)	1,000 人未満
	コミュニティプラント (環境省)		昭和 41	市町村	下水道事業計画区 域外	生活環境の保全 公衆衛生の向上	101～ 30,000 人
	農業集落排水事業 (農林水産省)		昭和 48	市町村 土地改良区等	農業振興地域内の 農業集落	農業用排水等の 水質保全 生活環境の改善	1,000 人程度 以下 20 戸以上
	漁業集落排水事業 (農林水産省)		昭和 53	市町村	指定漁港背後の漁 業集落	漁業集落の生活環 境基盤整備	100～5,000 人
	林業集落排水事業 (農林水産省)		昭和 55	市町村 森林組合等	林業振興地域等の 林業集落	山村地域の生活環 境基盤整備	1,000 人程度 以下
	簡易排水施設 (農林水産省)		平成 7	市町村 農協等	振興山村地域等	中山間地域の活性 化と定住の推進	3 戸以上 20 戸未満
	小規模集合排水処理施設 整備事業 (総務省)		平成 6	市町村	小規模集落	公共用水域の水質 保全生活環境の改 善	1 地区の住宅 戸数が原則とし て 10 戸以上 20 戸未満
個 別 処 理	浄化槽設置整備事業 (環境省)		昭和 62	市町村 (設置者 は個人)	下水道事業計画区 域外等で雑排水対 策が必要な区域	公共用水域の水質 保全生活環境改善	制限無し (戸別に設置)
	浄化槽市町村整備推進事 業 (環境省)		平成 6	市町村	同上	公共用水域の水質 保全生活環境改善	20 戸以上 (一定地域内 の全戸)
	個別排水処理施設整備事 業 (総務省)		平成 6	市町村	特定地域* 集合処理区域の周 辺区域	公共用水域の水質 保全生活環境改善	10 戸以上 20 戸未 満 20 戸未満

*「特定地域」とは、水道水源の保全のために、生活排水対策の緊急性が高い地域等

11 ゴルフ場の水質の管理指針値関係

① ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針

(平成2年5月24日環水土第77号各都道府県知事宛環境庁水質保全局長通知、最終改正平成25年6月18日環水大土発第1306181号)

- (1) ゴルフ場からの排出水中の農薬濃度は、排水口において別表に掲げる値(以下「指針値」という。)を超えないこととする。また、別表に記載のない農薬であっても水濁基準値が設定されているものについては、その値の10倍値を指針値とする。
- (2) 別表に掲げた指針値のうち、今後新たに水濁基準値が設定された場合にはその値の10倍値を指針値とする。

② ゴルフ場における農薬の安全使用に関する指導要綱

(平成2年7月2日熊本県策定、最終改正平成26年2月12日)

ゴルフ場からの排出水の水質は、指針値を超えないこととする。なお、事業者は地下水の水質の監視を行うため、観測井を設けるよう努めることとし、地下水観測井の管理目標値は排出水の指針値に1/10を乗じて得た値とする。

別表 排出水の水質に係わる指針値

農 薬 名	排出水の指針値 (mg/L)
(殺虫剤)	
イソキサチオン	0.08
クロルピリホス	0.02
ダイアジノン	0.05
チオジカルブ	0.8
トリクロロホン (DEP)	0.05
フェントロチオン (MEP)	0.03
ベルメトリン	1
ベンスルタップ	0.9
(殺菌剤)	
イプロジオン	3
イミノクタジンアルベシル酸塩及びイミノクタジン酢酸塩	0.06 (イミノクタンとして)
エトリジアゾール (エクロメゾール)	0.04
オキシ銅 (有機銅)	0.4
キャプタン	3
クロロタロニル (TPN)	0.4
クロロネブ	0.5
ジフェノコナゾール	0.3
シプロコナゾール	0.3
チウラム (チラム)	0.2
チオフアネートメチル	3
チフルザミド	0.5
テトラコナゾール	0.1
トリフルミゾール	0.5
トルクロホスメチル	2
バリダマイシン	1.2
ヒドロキシイソキサゾール (ヒメキサゾール)	1
プロピコナゾール	0.5
ベノミル	0.2
ボスカリド	1.1
ホセチル	2.3
ポリカーバメート	0.3

農 薬 名	排水水の指針値 (mg/L)
(除草剤)	
アシュラム	2
エトキシスルフロン	1
シクロスルファミロン	0.8
シデュロン	3
シマジン (CAT)	0.03
トリクロピル	0.06
ナプロパミド	0.3
フラザスルフロン	0.3
プロピザミド	0.5
ベンフルラリン (ベスロジン)	0.1
MCPAイソプロピルアミン塩及びMCPAナトリウム塩	0.051 (MCPA として)
(植物成長調整剤)	
トリネキサパックエチル	0.15

注1：表に記載の指針値は以下の式から算出している。

$$\text{指針値} = \{ \text{ADI}(\text{mg/kg 体重/日}) \times 53.3(\text{kg}) \times 0.1(\text{ADI の 10 \% 配分}) / 2(\text{L/人/日}) \} \times 10$$

注2：表に記載のない農薬であっても水濁基準値が設定されているものについては、その値の10倍値を指針値とする。

注3：表に掲げた農薬の指針値についても、今後新たに水濁基準値が設定された場合にはその値10倍値を指針値とする。なお、水濁基準値については、環境省のホームページに掲載しており、改定される場合もあるので、随時確認すること。（http://www.env.go.jp/water/dojo/noyaku/odaku_kijun/kijun.html）

環境保全関係用語集

[あ]

赤潮

海水中にプランクトンが異常に発生し、海水の色が赤またはその他の色に変色すること。赤潮の発生の真因は十分に解明されていないが、次のことが知られている。

- (1) 海水が雨水または河川水により希釈された場合起こり易い。
- (2) 海水に窒素やリン酸を加えても、プランクトンの異常発生はない。
- (3) 海水に鉄、マンガン、有機物（し尿）を加えると異常発生する。

このことから、工場排水と、し尿の海洋投棄は、赤潮発生の原因となるといわれている。

また赤潮で魚が死ぬ原因は(1)赤潮の原因である異常発生したプランクトンが、魚のえらに付着して呼吸を阻害する、(2)プランクトンの異常発生は、海中の溶存酸素を著しく減少させる、(3)プランクトンのある種のもは、激しい毒性を有し、魚が毒物死するなどである。

アスベスト

特異な繊維状集合をなす天然の鉱物であり、耐熱性、耐薬品性等の優れた特性をもつため、建築材等の工業原材料として広く使用されていた。しかし、アスベスト肺、肺がん等の健康障害が問題となっている。

圧電天秤法

圧電天秤法は圧電結晶振動を利用した浮遊粒子状物質の質量濃度の測定方法である。静電捕集等により水晶発振子の上に付着させた粒子状物質の質量に比例する振動数の変化量を測定し、理論的に与えられた質量感度定数を用いて試料大気中の粒子状物質の質量濃度を得るものである。

アルキル水銀 (R-Hg)

有機水銀の一つで、メチル水銀・エチル水銀などがある。

水俣病の原因とされているのはメチル水銀である。アルキル水銀を含む魚介類を長期に摂取すると慢性中毒となり、知覚・聴力・言語障害・視野狭窄・手足のまひなどの中枢神経障害をおこし死亡する場合もある。

暗騒音

ある場所において特定の音を対象として考える場合に、対象の音がないときのその場所における騒音を、対象のものに対して暗騒音という。

例えば、街頭騒音は電車の音、自動車の音、街頭放送など多くの音が一緒に存在するが、この中のどれか一つを測定の対象とする場合それ以外はすべて暗騒音となる。

アンモニア性窒素 (NH₄-N)

アンモニウムイオンをその窒素量で表したものである。蛋白質、尿素、尿酸などの有機性窒素の分解により生成するので窒素系による汚染の消長を知ることができる。主な発生源は、し尿、生活排水、肥料、化学等の工場排水などである。

[い]

硫黄酸化物

硫黄 (S) と酸素 (O) とが化合してできるものをいい、例えば二酸化硫黄 (SO₂・亜硫酸ガス)、三酸化硫黄 (SO₃・無水硫酸) など 6 種ほどあり、そのうちで大気汚染の主役と考えられているものの大部分は亜硫酸ガスである。いずれも刺激性が強く、1~10ppm 程度で呼吸機能に影響を及ぼし、においを感じ、眼の粘膜に刺激を与え流涙をきたす。

閾値 (いきち)

この程度以下なら絶対に何もおこらない限度のことで、最大許容限度が悪い条件の限界を示すのに対して、全く問題を生じない条件の程度と、それをこえると何らかの影響が現れるという程度を示すもの。

一酸化炭素 (CO)

炭素又は炭素化合物が不十分な酸素供給の下に燃焼するか、あるいは炭酸ガスが赤熱した炭素と接触するとき生ずる無色、無臭の気体であり、生理上極めて有毒で、血液中のヘモグロビンと結合し酸素の供給を阻害し、ひどいときには窒息死に至る。

一酸化窒素 (NO)

酸化窒素ともいい、無色の気体で液化しにくく空気よりやや重く、空気又は酸素に触れると酸化されて赤褐色の二酸化窒素 (NO₂) に変わる。

[う]

上乘せ基準

ばい煙または排出水の規制に関して総理府令で定める全国一律の排出基準または排水基準にかえて適用するものとして、都道府県が条例で定めたより厳しい排出基準または排水基準をいう。

[え]

LNG

Liquefied Natural Gas の略名で、液化天然ガスのことをいう。

天然ガスを原産地で冷却加圧して液体とし、タンカーで消費地まで運ぶ。天然ガスには硫黄分がほとんどなく公害防止に有用である。

LPG

Liquefied Petroleum Gas の略名で液化石油ガスのことをいう。

地下から天然に産出するものと、石油精製の際副産されるものがあり、我国では後者の方が多い。一般にはプロパンといわれている。

発熱量は高く、毒性はなく、硫黄分もほとんどない。

自動車燃料、都市ガスなどに用いられている。

NGO

(non-governmental organization)

国連活動などで民間団体を強調するために使われる言い方で、非政府組織ともいう。国内、国外両方の市民団体を示すが、日本では海外への民間援助団体に使われることが多い。

SS

Suspended Solid の略「浮遊物質」の項参照

[お]

オキシダント (Ox)

オゾン、PAN (パーオキシアセチルナイトレート) などの酸化性物質の総称である。大気中の窒素酸化物、炭化水素アルデヒド等が紫外線によって光化学反応を起こした結果生成するオキシダントは光化学オキシダントとも呼ばれ、光化学スモッグの原因物質といわれている。

オゾン (O₃)

酸素の同素体で、大気中の酸素が紫外線、放電によって反応し生じる。オゾンは、有機物の酸化分解や漂白剤として利用される物質で、最近では光化学スモッグに関連し粘膜を刺激したり、植物被害、ゴムの劣化をおこす汚染物質として注目されている。

汚濁負荷量

河川水を汚濁する物質の総量をいい、汚濁負荷量＝水質×水量によって計算される。水質汚濁は水質と水量に密接な関係があり、水質汚濁防止対策のためには、どれだけの汚濁物質が入っているかという汚濁負荷量を正確に把握し、どれだけカットすれば河川がきれいになるかという削減負荷量を調べる必要がある。

音圧レベル

音の物理的大きさ (音源から出ている音の大きさ) を表す。単位は dB (デシベル) で表される。

[か]

化学的酸素要求量 (COD)

COD とは Chemical Oxygen Demand の略称で、海中や河川の汚れの度合を示す数値である。水中の有機物など、汚染源となる物質を酸化するとき消費される酸素量 mg/l で表わしたものであり、数値が高いほど水中の汚染物質の量も多いということを示している。

活性汚でい法

種々の好気性微生物 (活性汚でい) が汚水中に含まれる有機物を食べて無機化又はガス化することを利用して汚水中の有機性汚濁物質の低減を図る方法をいう。

過負荷燃焼型ボイラー

〔過負荷燃焼型〕ボイラーとは、「炉筒煙管式又は水管式のボイラーであって、燃焼室負荷が 50 万 kcal/m³ h 以上のもの」である。

この場合において、燃焼室負荷は次式により算出するものとする。

$$Gf \times He / V \quad [Kcal / m^3 h]$$

Gf : 燃料使用量 (定格能力) [kg (N m³) / h]
 He : 燃料の低発熱量 [kcal / kg (N m³)]
 V : 燃焼室容積 [m³]

カドミウム (Cd)

水質汚濁による「イタイタイ病」の原因物質はカドミウムであるといわれており、大量のカドミウムが長時間にわたって体内に入ると慢性中毒となり、機能低下を伴う肺障害 (気腫)、胃腸障害、腎臓障害を起こし、あるいは肝臓障害や血液変化 (白血球・赤血球の減少) の起こることもある。

環境基準

環境基本法は「環境基準とは、大気汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件についてそれぞれ人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準」と定義している。

環境基本法

環境の保全について基本理念を定め、環境保全に関する施策を総合的、計画的に推進し、国民の健康で文化的な生活の確保を目的とし、平成 5 年に制定された環境に関する基本となる法律。公害の定義を明らかにするとともに環境への負荷の少ない持続的発展可能な社会の構築、国際強調による地球環境保全の推進等が組み込まれている。

〔き〕

規制基準

工場等から排出又は排水する物質及び発生する騒音等についての限度を定めた基準であり、この数値は、人体に影響を及ぼす限界あるいは農作物などに影響を及ぼす限界などを考慮して定められ、具体的数値は、各法令に定められている。

〔け〕

K 値規制

大気汚染防止法のばい煙発生施設から排出される硫酸化物の規制方法。これは、大気汚染の程度によって全国を 16 段階の地域に分け、それぞれ係数 (K 値) を決め、次の計算式により求められた許容量をこえるばい煙の排出を制限するもの。

$$q = K \times 10^{-3} \cdot He^2$$

q : 硫酸化物の量 [Nm³/h]

K : 地域ごとに定められている係数 (K 値)

He : 補正された排出口の高さ (煙突の高さに、煙が上昇する有効な高さを加えたもの。) [m]

嫌気性処理

排水の生物学的処理には好気性処理と嫌気性処理がある。高濃度の有機排水や汚ていは、汚ていの脱水を容易にし、病原菌を減少させるとともに分解安定化する目的で、嫌気性菌による消化を行う。嫌気性微生物は複雑な有機化合物 (炭水化合物、脂肪、蛋白質およびこれらの複合化合物) を分解して、簡単なより安定した物質にかえる。

〔こ〕

光化学スモッグ

大気中に存在する炭化水素、窒素酸化物などが紫外線の作用を受け新しい物質が生成される。この二次生成物のうち、オゾン、PAN 等をオキシダント (酸化性物質) と総称し、これが特殊な気象条件のもとでスモッグを発生させる。このスモッグが光化学スモッグと呼ばれ、目のチカチカ、のどの刺激等の症状や植物被害を発生させる。

降下ばいじん

Sedimental Dust 大気中に浮遊している「ばいじん」や「粉じん」は自重や雨の作用で地上に落下する。この落下したばいじんや粉じんの混合物を降下ばいじんという。この量はある地点における汚染の目安となるものでトン/km²/月の単位で表示される。

公共下水道

下水道法第2条第3項は次のように定義している。

主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものであり、かつ汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のものをいう。

公共用水域

水質汚濁防止法では「公共用水域とは、河川・湖沼・港湾・沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい水路その他公共の用に供される水路をいう。ただし、下水道法で定めている公共下水道及び流域下水道を除く」と定義している。

従って一般にいわれる水域のほか、終末に処理場を設置している下水道以外のすべての溝渠・水路が公共用水域に含まれる。

[し]

COD

Chemical Oxygen Demand の略「化学的酸素要求量」の項を参照

CNG

Compressed Natural Gas の略称。天然ガスを 200 気圧に加圧し、圧縮して気体で車の燃料として搭載する。排ガス中の粒子状物質を排出せず、窒素酸化物なども大幅に低減できる。

ジクロロメタン（別名：塩化メチレン）

無色のエタノール様臭のある液体で水に一部可溶。洗浄及び脱脂溶剤、塗料剥離剤等用途は多岐にわたる。（沸点 39.8℃、融点 -95℃、比重 1.3255）

重 金 属

比重 4.0 以上の金属をいい、水銀、カドミウム、銅、鉛、クロム等生体に入ると微量でも有害なものが多い。

硝酸性窒素、亜硝酸性窒素

肥料、火薬製造、ガラス製造等に使用される窒素を含む物質が、環境中で硝酸イオンや亜硝酸イオンに変化したもので、窒素に着目した名称。非常に高濃度の地下水などは、乳幼児に対するメトヘモグロビン血症（チアノーゼや窒息）の原因とされている。

[す]

水銀（Hg）

唯一の常温で液体の金属。水俣病は、水銀の有機化合物であるメチル水銀が原因とされている。メチル水銀は動植物の体内で濃縮される性質が強く、水俣病の場合も海水に含まれる水銀は微量だったが、底質には高濃度の水銀が含まれており、魚から高濃度のメチル水銀が検出され、人間からはさらに高濃度で検出されている（毛髪水銀値）。

水素イオン濃度

水溶液中の水素イオンの濃度 $[H^+]$ をいう。

溶液 10 中の水素イオンのグラム当量数であらわす。 $pH = -\log [H^+]$ 、 $pH=7$ が中性、 $pH < 7$ が酸性、 $pH > 7$ がアルカリ性。

[せ]

生物化学的酸素要求量（BOD）

BOD とは Biochemical Oxygen Demand の略称で河川水の中や海水の中の汚染物質（有機物）が微生物によって無機化あるいはガス化するときに必要なとされる酸素量のこと、単位は一般的に mg/l で表わす。この数値が大きくなれば、その河川などの水中には汚染物質（有機物）が多く水質が汚濁していることを意味する。

全窒素（T-N）

自然界には色々な形の窒素化合物がある。例えば、硝酸性あるいは有機性窒素などがあるが、それらの総和を全窒素として表わす。

全有機性炭素 (TOC)

TOC とは Total Organic Carbon の略語である。

水中の有機物質濃度を有機性炭素に注目して分析する方法であり、試料を高温で燃焼させ有機物質中の炭素を炭酸ガスとし、その濃度を赤外線測定する分析方法である。

この数値が大きくなれば、河川などの水中には汚染物質が多く水質が汚濁していることを意味する。

全りん (T-P)

生物体に含まれる有機性りんと遊離型の無機りん等の総和を全りんとして表わす。

[そ]

総酸素要求量 (TOD)

TOD とは Total Oxygen Demand の略称で、海水・河川水および工場排水等の汚れの度合を示す数値である。水中の汚染源となる有機物質等を燃焼させる時、要求される酸素量を mg/l で表わしたものである。従来の COD 法と比較して妨害物質による影響が少なく、被酸化性物質の種類による変化もなく、正確な値が得られる。

総水銀 (T-Hg)

水銀による汚染状況を示す測定値の名称である。検体に含まれる水銀または水銀化合物の両者を合わせて、金属水銀の量としていくらかあるかを分析したその値を総水銀値 (量) としている。

[た]

ダイオキシン類

平成 11 年 7 月 16 日に公布されたダイオキシン類対策特別措置法では、ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン (PCDD) 及びポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF) にコプラナー PCB を含めて「ダイオキシン類」と定義されています。

ダイオキシン類には 210 種の異性体があり、その中で 2,3,7,8-TCDD は人工物質としては最も強い毒性をもつ物質とされています。種類によって毒性が大きく異なるので、毒性を評価するときには 2,3,7,8-TCDD の毒性を 1 とし、多くのダイオキシン類の毒性の強さを換算して評価します。このとき TEQ (毒性等価換算濃度) という単位が使われます。

ダイオキシン類の現在の主な発生源はごみ焼却による燃焼ですが、他に、製鋼用電気炉、たばこの煙、自動車排気ガスなど様々な発生源があります。また、森林火災、火山活動など自然界でも発生することがあります。

大腸菌群数

大腸菌の存在は、水が人畜のし尿などで汚された証拠であり、その数は、汚染の程度を示す一指標である。

濁 度

水の濁りの度合を表す単位である。1l の水に 62~74 ミクロンの白陶土 1 mg を含ませたときの濁度を 1 度として、これが基準となっている。

濁度を測定するには、各濁度の標準液をつくり、測定しようとする水と比較する方法 (比濁法) 及び光学的な方法とがある。

炭化水素 (HC)

炭素と水素を含んだ有機化合物の総称である。大気汚染上問題にされる炭化水素は、エチレンを代表とするオレフィン系炭化水素で光化学スモッグの生成に寄与していると考えられている。

主な発生源は、ガソリン自動車、石油精製工場、塗装工場などである。

[ち]

窒素酸化物 (NO_x)

物の燃焼の際空気中に含まれる窒素と酸素から発生する。高温になる程その発生量は多くなる。また燃料の成分中の窒素分も燃焼の際窒素酸化物となる。エネルギーの消費に伴い年々環境濃度は高まっており、その主な発生源は大工場と自動車である。窒素酸化物の代表的なものは一酸化窒素 (NO) と二酸化窒素 (NO₂) で、環境での人間に対する影響としては肺気腫等の原因となる。

中 央 値

街路騒音のように時間的に変動幅も大きい騒音レベルの測定では、通常 5 秒ごとに瞬時値をよみ取り、25 個又は 50 個の読取値をもってその時刻のデータとするが、このデータの累積度数が 50% を切る点のレベルを騒音レベルの中央値という。

[て]

DO

Dissolved Oxygen の略、「溶存酸素」の項参照。

低周波音

低周波音に関する定義は我が国ではまだ定められていないが、20Hz 以下の超低周波音を含めて 1～80Hz を低周波音としている。

発生原因としては工場機械、高速道路高架橋、新幹線トンネルなどがある。

テトラクロロエチレン

エーテル様芳香のある無色透明で揮発、不燃性の液体で水に難溶。ドライクリーニング用洗浄剤、金属の脱脂・洗浄剤、セルロースエステル及びエーテルの混合物溶剤、フロンガス、フッ素樹脂の原料として使用されている。(沸点 121.2℃、融点-19℃、比重 1.623、水への溶解度 150 mg/L (20℃))

デシベル

計量法（平成四年法律第五十一号）別表第二に定める音圧レベルの計量単位。

[と]

透視度

水の濁りや着色の度合いを知る方法。透視度計の底部に 5 号活字をおき、明らかに判読出来る高さ (cm) を度で表わす。

透明度

海域、湖沼の濁りを知る水質測定項目の一つ。直径 30 cmの白色円板を水中に沈め、見えなくなったときの水深 (m) をもって表わす。

特定施設

騒音規制法では「工場又は事業場に設置される施設のうち、著しい騒音を発生する施設」を、水質汚濁防止法では「人の健康及び生活環境に被害を生ずるおそれのある物質を含む汚水や排水を排出する施設」を、ダイオキシン類対策特別措置法では「工場又は事業場に設置される施設のうち、ダイオキシン類を発生し及び大気中に排出し、又はこれを含む汚水若しくは廃液を排出する施設」を特定施設と定めている。大気汚染防止法は特定施設に相当するものとしてばい煙発生施設と一般及び特定粉じん発生施設及び水銀排出施設をあげている。工場・事業場が特定施設を設置しようとするとき、事前に都道府県知事に届け出なければならない。

トリクロロエタン

クロロホルム臭のある無色透明の揮発性、不燃性の液体で水に難溶で有機溶剤に可溶。金属、機械部品等の脱脂・洗浄剤、ドライクリーニング用洗浄剤、抽出溶剤、接着用溶剤、金属切削油添加剤として使用されている。

(沸点 74.0℃、融点-32.5℃、比重 1.3492、水への溶解度 900 mg/L (20℃))

トリクロロエチレン

クロロホルム臭のある無色透明の揮発性、不燃性の液体で水に難溶。金属、機械部品などの脱脂洗浄剤、一般溶剤、塗料の希釈液及び剥離液、抽出剤、熱媒体、滅菌剤、医薬品等の有機合成原料として使用されている。

(沸点 88℃、融点-73℃、比重 1.4649、水への溶解度 1,000 mg/L (20℃))

導電率法

空気を一定の流速で過酸化水素中に吸収反応させ、空気中の硫黄酸化物と化合生成した硫酸の濃度により、電気伝導度の変化を利用して硫黄酸化物の量を連続測定するもので、その結果は、ppm で表わす。

[な]

ng (ナノグラム)

重量単位 1ng=10⁻⁹g (10 億分の 1 グラム)

[に]

二酸化硫黄 (SO₂)

燃料中の硫黄 (S) 分が酸化燃焼され、SO₂として排出される。無色、刺激臭のある気体で粘膜質特に気道に対する刺激作用が重視されている。

二酸化窒素 (NO₂)

一酸化窒素 (NO) とその 2 分の 1 体積の酸素との作用、あるいは硝酸鉛又は硝酸銅の固体を熱すると発生する。赤褐色、刺激性ガスとして最も特色がある。水に溶解しにくいので肺深部に達し、しかも吸収時の苦痛があまり激しくないの、はなはだ危険で、急性中毒死の例が多く、作用は遅発生で高濃度ガス吸収後数時間以上経過して突然強い症状が現れる。120～150ppm では短時間でも危険である。障害は一般に一過性であり、慢性中毒の有無についてはまだ明らかでない。

[の]

ノルマルヘキサン抽出物質

動植物、油脂、脂肪酸、脂肪酸エステル、リン脂質などの脂肪酸誘導体、ワックス、グリース、石油系炭化水素、染料、そのほかの有機化合物、および硫黄などノルマルヘキサンで抽出される物質の総称で普通は「油分」といわれている。

N m³ (ノルマル立方米)

0℃ 1気圧の状態における気体 1立方メートルのことをいう。

[は]

ばい煙

大気汚染防止法の定義は、次の物質をいう。

- (1) 燃料等の燃焼に伴い発生する硫黄酸化物
- (2) 燃料等の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん
- (3) 物の燃焼、合成、分解等の処理に伴い発生するカドミウム、塩素、塩化水素、弗化水素、鉛、窒素酸化物等の有害物質

ばいじん

燃料あるいは可燃性物質の主成分をなしている炭化水素類が燃焼の際、分解、脱水素、重合、酸化等複雑な反応を起こす。その過程において発生する中間生成物である遊離炭素を主とする「スス」をいう。

ハイ・ボリウム・エアサンプラー (大容量空気採取器)

ポンプによって大気を吸引し、ガラス繊維のフィルターを通し、大気中の粒子を捕集する測定装置をいう。24 時間連続運転で 1,000 m³以上の大気を吸いこみ、0.2 μm 以上の粒子の 98%以上捕集できる性能をもっている。

[ひ]

pg (ピコグラム)

重量単位 1pg=10⁻¹²g (1兆分の1グラム)

PCB

Poly Chlorinated Biphenyl の略称で、水に溶けないが、油、有機溶剤に溶ける。化学的には不活性で酸、アルカリ等の化学薬品に対して安定で、不燃性絶縁性がよく、その用途は絶縁油、熱媒体、可塑剤、印刷インキ、感圧紙等多岐にわたって使用されていたが、現在では事実上使用が禁止されている。

ppm

Parts Per Millon の略称で、100 万分の 1 を 1ppm といい、濃度を表わす単位として使用されている。たとえば空気 1立方メートル (100 万立方センチメートル) 中に 1立方センチメートルの亜硫酸ガスが含まれていると 1ppm。
1ppm=0.0001%

ppb

Parts Per Billion の略で、10 億分の 1 を意味する。ppm の 1,000 分の 1 にあたる。
1ppb=0.0000001%

PPP

Polluter Pays Principle の略で、汚染者負担の原則と訳されている。

これは、OECD（経済開発協力機構）で確定された考え方で環境汚染をひき起こした原因者が自分の費用負担で原因の解決を行うべきことである。公害健康被害補償制度等を通じて PPP の考え方が実現されている。

BOD

Biochemical Oxygen Demand の略「生物化学的酸素要求量」の項参照のこと。

[ふ]

富栄養化

海域・湖沼が有機物の分解物などにより栄養を増していく現象。湖沼などへ有機物が流入すると水中の微生物によって分解され、分解産物は自然の生態系の物質循環のサイクルのなかで変換する。しかし、この自浄作用をこえる大量の有機物などが流入すると水中の栄養塩類が豊富になり赤潮などが発生する。

浮遊粉じん

大気中に、気体のように長時間浮遊しているばいじん、粉じん等の微粒子をいう。

浮遊粒子状物質 (SPM)

浮遊粒子状物質：SPM (Suspended Particulate Matter) とは、大気中に浮遊する粒子状の物質のうち、粒径が 10 μm 以下の微細な粒子のことを指す。長期間大気中を浮遊し、肺や気管支に沈着して高濃度で呼吸器疾患等の原因となる。

浮遊物質

粒径 2 mm以下の水に溶けない懸濁性の物質をいう。水の濁りの原因となるもので魚類のエラをふさいでへい死させたり、日光の透過を妨げることによって水生植物の光合成作用を妨害するなどの有害作用がある。また、有機性浮遊物質の場合は河床に堆積して腐敗するため、底質を悪化させる。

[へ]

pH (ピーエイチ、ペーハー)

「水素イオン濃度」の項を参照。水素イオン指数ともいう。

β 線吸収法

β 線吸収法は、低いエネルギーの β 線を物質に照射した場合、その物質の質量に比例して β 線の吸収量が増加することを利用した浮遊粒子状物質の測定方法である。

ベンゼン

芳香のある無色透明で揮発、引火性の高い液体。発ガン性物質である。化学工業製品（合成ゴム、合成洗剤等）の原料、溶剤、抽出剤等用途は多岐にわたる。（沸点 80.1°C、融点 5.5°C、比重 0.8765）

[ま]

マイクログラム (μg)

重量単位 $1\mu\text{g}=10^{-3}\text{mg}$ 、 $1\mu\text{g}=10^{-6}\text{g}$

[ゆ]

有害物質

大気汚染防止法では、カドミウム及びその化合物、塩素及び塩化水素、弗素、弗化水素及び弗化硅素、鉛及びその化合物、窒素酸化物をいい、水質汚濁防止法では、カドミウム及びその化合物、シアン化合物、有機リン化合物、鉛及びその化合物、6価クロム化合物、砒素及びその化合物、水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等の 27 物質をいう。

有害大気汚染物質

低濃度であっても長期的に暴露されると発ガン性等の健康影響の可能性があるとされる物質で 248 物質が指定されている。そのうち、ヒトへの健康リスクが高いベンゼン等 23 物質が優先取組物質として定められている。

有機水銀 (Or-Hg)

水銀に、アルキル基、またはアリアル基が一個または二個結合したものをいう。無機水銀と比較して毒性が強い。自然界で生成する有機水銀はメチル水銀だけである。

有機磷 (Or-P)

磷と有機物の化合物の総称で、毒性のものが多い。パラチオンは、その代表的なものである。水質汚濁防止法では、有害物質に指定され、その許容限度は、1 mg/l以下と定められ、環境基準では「検出されないこと」とされている。

[よ]

溶存酸素 (DO)

DO とは、一般に液相中あるいは水中に溶解している分子状酸素をいう。

溶存酸素の量は水温や気圧、他の媒質の影響を受け、水温の上昇とともに減少し、大気中の酸素分圧に比例して増加する。河川の上流では、ほぼ飽和に近い溶存酸素が含まれているが、下水や工場排水などにより汚染され有機腐敗物質やその他の還元性物質により BOD や COD が増大し、溶存酸素は消費される。したがって、DO は試料の汚染の度合を示しているといえる。

用途地域

都市計画法第 8 条及び建築基準法第 2 条に規定する第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域を総称して用途地域という。

[り]

リン酸性リン (PO₄-P)

リン酸イオンをそのリンの量で表わしたものである。通常、水中ではリン酸イオンの形で存在し、その発生源としてはし尿、鉄鋼等の工場排水、肥料、洗剤などが考えられる。

リン酸をふくめたリン化合物は、窒素とともに富栄養化の主要因子であり、汚染の一指標となる。

[る]

類型あてはめ、類型指定

水質汚濁及び騒音の環境基準については、国において類型別に基準値が示され、これに基づき都道府県が河川等の状況、騒音に係る場所の都市計画地域等を勘案し、具体的に地域にあてはめ、指定していくことをいう。

[ろ]

ローボリウム・エアサンプラー

大気中の浮遊粉じんの重量濃度を測定する装置で、大気の汚染に係る環境基準に定められている粒径 10 μm (1 cm の 1000 分の 1) 以下の「浮遊粒子状物質」を捕集するよう作られており、一般に長期間の平均濃度の測定に用いられることが多い。



発 行 者：熊本県
所 属：環境保全課
発行年度：平成28年度